

**No. ご意見**

- 1** 法令の理解不十分な中で意見させていただきますがご容赦ください。  
審議会資料の規制物質を拝見すると従来毒劇物に近い有害性を持つが消費者用に広く用いられるものと人健康への有害性の高い物質が消費者用製品に意図せず含有されている場合を規制の対処とされているものと推察いたしました。  
今回 GHS 区分のあるものを母集団とされるとのことで化審法優先評価物質あるいは安衛法表示通知対象物質と近いものかと思いますが、現在の対象物質がその中から選定されるかと考えた場合に、選定されないあるいは非常に多くの候補の中から選定に多くの作業を要するのように感じますが、こうしたコストを考慮された上でご提案のスキームは、効率的に同様の結果を得られるものかお示しいただければと思います。  
また、化審法でも人健康、環境への影響懸念の高い物質を特定一般化学物質として指定されることとされていますが、こうした物質に対して消費者の暴露リスクを考慮し用途を制限するなどの手法と比べ本法の独立した法令として運用される効果はどのような点にあるかお示しいただけないでしょうか。  
多くの物質について暴露リスクを評価したうえで絞り込みを行う労力は大きく、対象とする有害性を決め、該当する物質を消費者用途で使用禁止とし、実態と無影響量を考慮して除外範囲を決める方などの考え方で化審法の枠組みで管理できるのではないかと考えます。EU、米国あるいは、中国、韓国等での新規化学物質では、特定の用途以外への使用を禁止する形の規制がとられているように理解しております。これらの規制の中での不純物の扱い等十分理解しておりませんが、別法令、別視点での規制は行政のみならず企業の側の管理コストも大きくなると思われるため、ご教示ください。
- 2** 香料、としか書かれていない商品の化学物質を、一刻も早く規制してください。  
ここ 10 年程、洗濯洗剤、柔軟剤、お風呂洗剤、食器洗剤、シャンプー、リンス、歯磨き粉、入浴剤、化粧品、消臭剤、アロマ、香水、ハンドクリーム、蚊取り線香など、あらゆるものの香料が強くなっています。マイクロプラスチックなどの長持ち、長時間の残香商品も爆発的に増えており、公共施設や民家の空気汚染が深刻だと感じています。どうか助けてください。お願いします。家庭用品で使う化学物質を、人体にも環境にも悪影響のあるものを、一刻も早く規制お願いします。スーパーに買い物に行くだけで頭痛、フラつき、吐気、倦怠感に陥り、電車に乗れば甘ったるい臭いでまともな呼吸が出来ず体調不良になり、帰宅した時には服や髪に他者の日用品の香りがしみついて、洗っても洗っても臭いが取れません。最近はさらに香料が強くなったのか、領収書やお金にまで洗剤のような臭いがこびりついており、どこへ行っても臭いから逃げられません。  
マスクをせずに外で息がしたいです。
- 3** 昨年の夏に化学物質過敏症と診断された者です。有害物質を含む家庭用品規制について一日でも早く法律で規制してもらえたらと思います。化学物質過敏症についての資料を配布しても、周囲の無理解や精神的なものという間違った考えにより毎日が地獄です。社会復帰したいのに香料などのせいで二度とできないんじゃないかなって思います。なので、有害物質を含む商品の規制をしてもらえると大変助かります。よろしくお願いします。
- 4** 化学物質（特に人工香料）で体調を壊し仕事が出来なくなり、日常生活にも多大なる影響を受け苦しんでいます。洗剤メーカーへ、香料に使われている薬剤の開示及び使用の規制、マイクロカプセルの全面的廃止を希望します。

No. ご意見

5 長続き製法いわゆる徐放技術を用いた、合成洗剤及び柔軟仕上げ剤の成分を検討対象物質に選定し、使用化学物質を調査すべきである。

【理由】

- ・近年、香りや成分での体調不良が増加傾向にあること
  - ・国会でも取り上げられ、五省庁連名の啓発ポスターまで作成されたこと
  - ・国会議員を主に香害をなくす議員の会まで結成され大きな社会問題になっていること
  - ・徐放技術に使用されてる、いわゆるマイクロカプセルが空気中に弾け、放たれた残骸が第三の人や物に付着する【移香】が起きていること  
(例として、スーパーの陳列している商品に付着しており買い物すらまならない)
  - ・近隣から放たれた香りや抗菌剤などの成分が閉めきっていても自宅に侵入してくるため何年も窓が開けられずエアコンも付けられず暑さ寒さに耐え忍んでの生活になっている人もいること
  - ・学校、会社に行けない人達、日常生活に支障をきたし自死をもちらつかせる深刻な事態になっいること
- これ程にも人生を奪うような製品を検討しない理由はない。  
是非とも検討対象物質に選定して頂きますよう意見を提出いたします。

6 マイクロプラスチック含有の製品で体調を崩し日常生活に支障が出るようになる人が本当に多いです。自身もその1人です。環境にも影響が出ているのは明らかです。特に□□に関しまして規制を求めます。

7 実際に香害に苦しむ人たちがいます。それを企業の資本主義の唾棄すべき理屈で止めないなんて、本当にどうしようもない拝金主義です。苦しむ人が例え1人だとしても、この国に住まう人を守るのが国の責務。企業を指導して、化学物質を使った洗剤や芳香剤の製造を止めさせるとともに、市民に正しく伝えて、使用も止めるようにさせてください。

**No. ご意見**

8 洗濯の合成洗剤、柔軟剤や、芳香剤、除菌消臭スプレーによる健康被害に遭っており、日常の毎日が被災者生活で、国が有害化学物質を規制して頂くまで無限にこの生活が続く。医療の国家資格者だが、仕事にも就くことができず、人(が身につけている洗剤や芳香剤の化学物質など)や公共場所に行く事を極限まで避けなければならない日々を送っている。日用品が原因で健康被害が出ているのは事実であり、早急にこれらの日用品を、雑貨扱いではなく、  
1.成分の表示義務 2.業務用だけでなく家庭用洗剤類にも GHS の表示義務化 環境保全や健康への配慮から、3.マイクロカプセルや成分長持ち製法の使用禁止 4.環境ホルモンに影響のある有害化学物質の使用禁止 を法律化して頂きたい。自由に移動する、人に会う、仕事に就くなどの個人の自由、移香を落とす事にかかる膨大な時間、個人の健康を、元に返してほしいと切に願っている。

マイクロカプセルだけでなく、長持ち製法や、製品の品質を均一化するために入れている取れない物質等を禁止して欲しい。移香の付いた家人の服を、風呂場で洗濯した直後、□□と思われる(この製品の発売以降、洗濯機がベトベトになり、廃棄せざるをえない等、3回同様の被害に遭っている。また、家人が泊まりに行ったお家の方が□□を使っていた事から、商品名が分かった)が、食器、服、家電製品、窓ガラス、台所、洗面所等、あらゆる物に付着し、5ヶ月経った今でも取れない。掃除のプロにも、これは取れない、お手上げと言われた。そして、かなりの服と食器を廃棄せざるをえなかった。なぜなら、その揮発物質は目は染みるし、呼吸困難になるような刺激臭が続いて揮発しており、今でも汚染源となった風呂には入れないでいる。簡単に取れる代物ではないからだ。同じケースにあった方を SNS で拝見したことがある。その方は、近所から毎日流れてくる□□(近所の方に直接聞いているため製品名がはっきりしている)による被害であった。毎日流れてくるため、その方は避けようがないため、家を手放された。□□は製品を均一化するために入れているとのことだが、使ってもいない我々が、何故こんな被害を受けなければならないのか。  
このような品質の物を規制して、普通に売らないようにして頂きたい。人生の時間をほぼ移香を落とす洗濯に費やさねばならないのは、誠に切なく惨めである。マイクロカプセルによる移香のない世界になり、体調を戻して、仕事に就きたい。

9 合成洗剤、柔軟剤についてですが、GHS 分類を元にするなら、家庭用品にも GHS マークをつけて欲しいです。表示が無いので消費者は危険性に気付かずにそのまま下水に流したりしています。  
環境ホルモン作用も有害性に含めるべきです。もっとスピード感を持って手続きを進めて欲しいです。市民の声を聞く場を設けるべきです。

10 化学物質過敏症患者です。喘息も併発しております。昨今、柔軟剤等の香り製品で、病が悪化し退職に至りました。  
本来であれば、業務用には表記の危険物マークが一般向けは除外対象となっている事を知り、驚きを隠せません。  
危険物マーク入りの洗剤を多数の人が、狭い部屋で使ったら複合的に閾値を超えてしまう検査は行っていないと思われ、既に多くの方が健康被害を訴えて、署名活動を行っていると思います。  
早急に、日用品の表記の変更及び、使用物質の法規制をお願いいたします。このままでは、生きていくことが困難です。

**No.    ご意見**

**11** 家庭における洗濯洗剤の香り(マイクロカプセル)が強くなりすぎ、化学物質過敏症の方はもちろんのこと、全ての人の人体への影響を危惧する。個人で自宅の洗剤を安心な無香料のものにしても、街中、電車のなか、他家の干している洗濯物などから匂いに触れ、否応なしにマイクロカプセルを体内に取り入れてしまう、異常事態であると感じる。また、子どもたちの柔軟剤臭もかなり強い。学校から持ち帰る給食着も、他所のお宅の柔軟剤臭がひどく、洗濯しても全く取れない。それほどまでの臭いが必要なのか、さらに日常的に柔軟剤臭の中で過ごしている子どもたちの体が心配である。洗濯洗剤、柔軟剤、消臭スプレー、家庭用掃除洗剤等の化学物質の健康への影響、それに対する社会的な啓蒙、周知、規制を行い、商品を作る企業にも改善を求めてほしい。

**12** ・対象化学物質はEUと同じにしてほしい。  
・GHS マーク及び成分表示（香料成分も）を全ての家庭用品に義務付けて欲しい。  
わたしは柔軟剤がきっかけで化学物質過敏症になりました。以来、全ての日用品を見直し、普段の体調は良好ですが、家の外は有害化学物質にあふれており、もはや人の住める国ではないと感じます。国が早く規制してくれていればこんな被害に遭わずに済んだのに。一日も早く対策をして下さい。

## No. ご意見

- 13 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト(海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

## No. ご意見

(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

### 10. 14 ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**No. ご意見**

**14** 今の柔軟剤、洗剤、ハンドクリーム、シャンプー、リンス、整髪料、除菌抗菌系、すべての化学物質を表示すること  
有害な化学物質を入れないこと  
業務用に表示されているマークを一般家庭用にも表示すること  
安全な化学物質は無い  
規制を設けて空気汚染と水汚染を減らすよう香害企業に申し入れること

**15** 家庭用品にも有害物質を含んでいるものがわかりやすいように、表示をしていただきたいです。業務用の場合表示されている GHS マークが家庭用だと表示をされていない場合があります。どんな使い方をするかはユーザー次第なので、一度に大量に使ってしまう人もいます。家庭用品にも有害物質を含んでいることがすぐにわかるように GHS マークをわかるように表示していただきたいです。また、逆に安全性の高い商品につけるマークもあるとよいと思います。学校や公共機関や病院などで使用を推奨できるような人体への安全性の高い商品につけるマークがあると素人でも判断がつきます。

また、有害物質が混ざりあったときの危険性も想定していただきたいです。多様な化学物質があるので、混ざりあったときの危険性は素人には判断が付きません。異様な使い方をするユーザーもいるので、想定して安全基準値を慎重に設けていただきたいです。特に、人混みなどでハンドクリームや洗剤や柔軟剤や整髪料や香水が混ざりあって異様な空気になっていることもあります。大勢の人が集まったときに危険性がないか検討していただきたいです。

また、マイクロカプセルや徐放技術を用いた柔軟剤や洗剤や香水は香りが長持ちするために成分が人や物にくっつきます。一度の使用では問題がなくとも、何度も使用する内に家のなかに成分が充満する場合も想定して、危険性の基準値を決めていただきたいです。使えば使うほど有害物質が付着する可能性があるものは、一度の使用状態でなく、30回など使用して成分がどれだけ残るか確かめて基準値をもうけていただきたいです。また、その際に個人の嗅覚を利用しての判断だと安全性に疑問が残ります。マイクロカプセル香料製品の試験では、あらかじめ香料カプセルに色をつけるなどして、どの程度成分が残っているのかを視覚的にもわかりやすいように調べていただきたいです。基本的に蓄積されるような商品は危険性が高いのでやめるように規制していただきたいです。

危険性の高い有害物質を含んだ商品は売り場を分けるように規制していただきたいです。現在はあらゆる場所で色々なものが買えます。スーパーやコンビニでも洗剤や柔軟剤や香水や整髪料が買えます。しかし、色々な商品の臭いが混じりあって異臭がしています。食品を扱う店で異臭が起きるのは安全上よくないと思います。香りつき製品に含まれるマイクロカプセルが食品にくっつくとならば消費者はそのまま食べてしまいます。嗅覚が鈍い人は気づくことができません。衛生環境を整えるために、売り場を分けるような規制をしていただきたいです。

水質汚染への影響も考えていただきたいです。水道局では香料などのマイクロカプセルを分解することは難しいと聞きました。分解できないような成分を含んだ商品は規制していただきたいです。また、健康を害したり、環境を汚染する可能性がある商品には、その旨を商品に記載していただきたいです。

大気汚染への影響も考えていただきたいです。有害物質が揮発して周辺の空気を汚染していないかを調べて問題があれば規制していただきたいです。現在売られている商品に問題があるかを検討する窓口を用意していただきたいです。健康を害するような商品があっても行政に検討してしていただける

No.	ご意見
	<p>場が少ないです。他人が使用している商品で健康を害される可能性もあります。近所の人を使用する薬剤や洗剤や柔軟剤の成分が揮発して被害を受けることがあります。そのようなときに、警察や自治体に相談しても動きはあまりないです。もっと迅速に有害な物質を含む商品の成分を規制するなどの対応をしていただきたいです。</p>
16	<p>洗剤柔軟剤をはじめとする日用品に、徐放技術（マイクロカプセル ナノカプセル）を使用することを即座に中止してください。たとえ徐放技術が生分解性に優れているものだとしても、中止してください。個々の毒性をさらに助長しています。</p>
17	<p>洗剤（洗濯、食器、食品）、特に洗濯の柔軟剤は頭痛になります。 洗濯物を外干しされている家の前を通るのもかなり苦痛、上の階や隣からの臭いでこちらが窓を開けることができません。 来客者の衣類の臭いが部屋の中に残り窓を開けてもなかなか取れません。ひざ掛けなどお貸しすると臭いが移り、こちらが気分が悪くなります。電車の中でも同様です。 めまいなどが生じることもあります。学校の共有の給食服が臭いのきつい柔軟剤を使っていると我が家は使っていなくても一緒に洗ったものがすべて臭くなり、洗濯槽にも臭いがついてとれない。 我慢して使用していると頭痛、めまいを引き起こします。ひどいときは服などを処分し、経済的にも迷惑を被っています。 特に病院に行って診断を受けてはませんが、人工的な臭いの激しさで健康被害は被っています。ただちに臭いの元の化学物質使用を禁止すべき。 また、マイクロビーズ内に香料をとどめているものは環境的に海をプラスチックで汚していることにならないのか？ 健康も環境も考えたものでなければ販売できないようにするべきと考えます。</p>
18	<p>今流行りの長時間臭いが持続する洗剤、柔軟剤、殺菌剤、抗菌剤の販売は止めて頂きたいです。これ程、他人の家に匂いや刺激が勝手に入って来たり、持ち物を廃棄したり、食べ物迄廃棄しなければならない製品は不良品と言っても良い位です。国民の健康や暮らしは全く守られていない事がとても残念です。日本は海外の人からも臭いそうです。何時の間にかとても下品になってしまった日本人のイメージになってしまった様です。子ども達もとても臭いです。健康に生きて行ける責任は国にあります。即、販売中止を求めます。</p>

**No. ご意見**

- 19** 1. 対象物質の検討を実際に始める時には、最新の GHS 分類を使ってほしい。  
2. GHS 分類に限定しないで、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH 規制（欧州連合 EU での化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用（環境ホルモン作用）」も、規制対象に加えるべきである。  
3. 家庭用品規制法で GHS 分類を基にするなら、家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべきである。  
4. 製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにするべきである。  
5. 全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報入手方法を明らかにすべきである。  
6. 海外からの情報の入手方法を具体的に明らかにすべきである。  
7. 業務用又はニッチな製品の定義を明記すべきである。  
8. 「業務用又はニッチな製品」の定義が明らかでない上に、家庭用品として頻繁に使用される場合もありうるとすると、家庭用品の 0.1 の影響とするのが妥当かどうか検討し直した方がいい。  
9. 対象 GHS 物質が 3283 あるのに、3 年で 1 物質、2 ? 3 物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎるので、早く進めて欲しい。  
10. 進捗状況を管理する委員会を設けて、市民の代表も加えるべきである。

- 20** <P2 選定スキームの位置づけについて>  
意見：GHS 分類の化学物質は、スキーム開始時点の最新のものをういてください。  
理由：最新の情報によって、多くの化学物質を対象にするため。  
<P2 選定スキームの位置づけについて>  
意見：GHS 分類に欠けている有害性（内分泌攪乱作用、エピジェネティクスなど）についても検討対象に加えるべきである。  
理由：GHS 分類だけに固執することなく、EU の REACH 規制のように、こうした有害性についても化学物質の規制を行い、国民の健康を守るべきである。  
<P2 選定スキームの位置づけについて>  
意見：GHS 分類に基づいて対象物質の選定を行うのであれば、家庭用品への GHS マーク表示を義務付けるべきである。  
理由：GHS 分類に基づき物質を規制しても、流通している家庭製品にも一定の有害性があることを国民に知らせ注意喚起を促すべきであるから。  
<P9 曝露のスコア付け（1）>  
意見：「情報源 1」にある、製品への化学物質含有に関する情報の入手元が曖昧である。  
理由：例示だけでは、正確な情報を得られるものか心許ない。  
そもそも、事業者は、「営業上の秘密」を盾に、製品に「使用している化学物質の成分開示を進んでは行わないことが多い。事業者は、使用化学物質の全成分開示を求める強制力が必要。そうでなければ、この法律は抜け穴だらけのものとなりかねない。  
<P9 曝露のスコア付け（1）>

## No. ご意見

意見：「情報源 2」だが、海外情報の入手元が曖昧である。

理由：こちらも例示だけでは、化学物質の含有実態が把握できるのか心許ない。海外製品においても、全成分開示を求める強制力が必要。

< P10 暴露のスコア付け (1) および (2) >

意見：「業務用又はニッチな製品」の定義が不明であり、何に基づいてその判断をおこなったのかを明らかにしてほしい、「業務用又はニッチな製品」は係数 0.1 という判断でよいのか疑問に思う。

理由：「家庭用品」と「業務用又はニッチな製品」の分類基準が分からないし、使用実態もわからないのに、係数を 0.1 がどこから出てきたのか。

例えば、今、医療消毒用の□□（塩化ベンザルコニウム）を消臭のために衣類用洗剤として推奨しているホームページがあり、一般消費者でも洗濯に使用しているケースがある。そのため、医師からは接触皮膚炎の報告が上がっていて、「日本皮膚科学会雑誌（133 巻、2023、9 月号）」には注意を促す論文が掲載されている。

こうした事例を見逃さないためにも、「業務用製品又はニッチな製品」の扱いに関しては十分に検討を重ねてもらいたい。

< P 1 3 詳細評価について >

意見：詳細評価には、相当な長期間を要すると思われるので、工夫して、迅速に評価を進めてほしい。

理由：「香害」に代表される、家庭用品中の化学物質による健康被害は深刻化しており、一刻を争うものである。国民の健康を守ってほしい。

< P 1 4 今後の進め方 >

意見：このスキームを進めていくうえで、一般国民、一般消費者側の意見を随時取り入れる機関を設置することを希望する。

理由：前述のように、最初から化学物質の使用情報は、事業者側が握っており、事業者側と国民の間には情報格差がある。その差を埋めるべく、この法律が事業者寄りの内容にならないよう、チェック機能が必要と考える。

## No. ご意見

- 21 1. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について (意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 1 として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分  
  
表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 2 として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
7. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について (意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

## No. ご意見

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について (意見)家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻 繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9.スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方 (意見)具体的な製品評価が、3 年で 1 物質、2~3 物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないか、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。

(理由)提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価 期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価 をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

10.14 ページ 今後の進め方

(意見)このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由)家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を 管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**No. ご意見**

- 22** 1. 対象物質の検討を実際に始める時には、最新の GHS 分類を使ってほしい。  
2. GHS 分類に限定しないで、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH 規制（欧州連合 EU での化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用（環境ホルモン作用）」も、規制対象に加えるべきである。  
3. 家庭用品規制法で GHS 分類を基にするなら、家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべきである。  
4. 製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにするべきである。  
5. 全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報入手方法を明らかにすべきである。  
6. 海外からの情報の入手方法を具体的に明らかにすべきである。  
7. 業務用又はニッチな製品の定義を明記すべきである。  
8. 「業務用又はニッチな製品」の定義が明らかでない上に、家庭用品として頻繁に使用される場合もありうるとすると、家庭用品の 0.1 の影響とするのが妥当かどうか検討し直した方がいい。  
9. 対象 GHS 物質が 3283 あるのに、3 年で 1 物質、2 ? 3 物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎるので、早く進めて欲しい。  
10. 進捗状況を管理する委員会を設けて、市民の代表も加えるべきである。

- 23** スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見)今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けてください  
安全では無いことを示さないため、「無添加」という表示に騙されてアトピー性皮膚炎が悪化しました。  
家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

- 24** スライド 2 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について (意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するなら、小売の消費者向け家庭用品に GHS マークを表示することを義務してください。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、一般の消費者にも製品の有害性を認識できるようにすべきです。  
有害であると知らずに長年使っていて呼吸器を悪くしました。花粉症だと思っていましたが該当製品をやめた回復しました。

**No. ご意見**

- 25** 私は呼吸器疾患があります。排気ガス、たばこなどによる喘息は子供のころからですが、最近困っているのが、香水、柔軟剤、トイレの芳香剤、消臭剤、殺虫剤、虫除け、などに体が反応し、呼吸が苦しくなります。  
柔軟剤などは広く家庭で使用されており、隣家の洗濯物や、電車内で他人の衣類などのおいで発作が起き困っています。このような状況であっても製品の安全性は担保されているとしてメーカーは販売をしています。実際のところ個々の化学物質の安全性についてはメーカー側の主張であって、政府ほか、公的機関の確認したものではないと聞いています。（個々物質について検証が追いつかない）次々に合成される新しい物質に対応するため、個別ではなく、類似の性質を持つ系統ごとに表示義務や規制をしていただければと思います。また、成分は同じ製品であり、内容量の違いだけの、業務用では危険と表記されているものが、家庭用では表記がありません。管轄省庁のちがいがから、適用法律が異なるとかの理由で、表示義務が異なるようですが、昭和の縦割り行政の名残だと思います。早急に家庭用へも表示をお願いします。
- 26** スライド2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
（意見） 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
（理由） 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同等の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。  
有害性について、最新の情報を正しく伝えるべきである。
- 27** わたしは、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律における検討対象物質選定スキーム」において、家庭用品に含まれる香料などの化学物質に規制を設けることを希望します。  
現在、いわゆる「香害」という言葉に代表されるように、家庭用洗剤の強すぎる香りが原因で体調不良などの被害に悩まされている人たちが多く存在します。わたし自身、妊娠によるつわりにより匂いに敏感な時期に、この「香害」が大変なものであるということを実感しました。近隣の洗濯物からただよう香りで気分が悪くなってしまうので、何週間も窓を開けることができませんでした。また、電車内で他の人が着用している衣服から柔軟剤の強い香りがし、気分が悪くなり途中下車してしまったりもありました。わたしは医療系の仕事をしていますが、抗がん剤治療中の副作用でも、匂いに敏感になる方がいます。そういった方も、同じように家庭用品の香りに苦痛を感じていると聞きました。テレビのコマーシャルなどでは、より強く香りを長持ちさせるような加工をした洗剤類をポジティブに売り出しています。ドラッグストアの洗剤コーナーは、様々な商品の強い香りがただよっています。香料が入っていないものを探すのが大変なほどに、どれも強い香りがつけられています。企業が売り出している限り、消費者は購入し、使用します。それは、自由経済のもとでの企業と消費者の自由なのかもしれません。しかし、そのことで健康被害を受けている人が多くいるのであれば、一定の抑止力となるものが必要なのではないかとわたしは考えます。どうか、家庭用品に添加する香料に一定のルールを設け、健康被害を減らすための取り組みをしてください。

No.    ご意見
<p><b>28</b> 2. スライド 2 ページ  選定スキームの位置づけについて</p> <p>（意見）  母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。</p> <p>（理由）  市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。</p>
<p><b>29</b> 香害の原因となる製品・成分の規制または排除をお願いします。水俣病などのように被害を訴える声が初めは少なくとも、少しずつ増え公害認定された歴史がありますが、昨今は、柔軟剤や合成洗剤、抗菌・消臭・除菌剤、人工香料を含むその他の日用品など、有害物質による健康被害や、それらの製品を望まない声が増え続けています。たかが日用品のために、でも有害物質を多く含む日用品のために、学校や会社など社会生活そのもの、人間らしい当たり前の暮らしですらできない人が増え続けています。電車や人が集まる場所はもちろん、街中や人気のない住宅地の道でさえ昼夜問わず排水溝に蓄積された柔軟剤などの香りが強く漂う異常事態。ここ数年の日本は、都会も田舎も老若男女も昼も夜も、人工香料や抗菌剤などの薬品臭で溢れていて、呼吸ができません。生きてることさえ辛くなります。食品添加物などは自分で避けられますが、空気は選ぶことはできません。一日も早い、対応をお願いします。</p>
<p><b>30</b> 洗剤、衣料品、薬剤、ワクチンを含めた人工香料や有害物質入りの商品を厳しく販売、流通できない様にしてほしいです。調査が不十分ではありますが、ワクチンでも柔軟剤のような臭いに閉口している方も多いようです。実際に匂いがしたあと体調不良や異常を訴える方もおり、詳しく研究を進めてほしいです。医療や検査がすすむわりに、がんや難病、発達障害などが増加しています。これは、危険な食品や生活用品が広まったことも一因ではないかとの意見も見られます。化学物質過敏症でなくとも、被曝年数や量が増えることで健康被害に発展することは十分考えられます。病気の増加と因果関係が多少不透明であっても「そもそも毒性物質の添加が不必要な商品」は、枚挙に遑がありません。よって、石鹼系洗剤やクエン酸（原料粉製品）など自然・安全なものでじゅうぶん代用できる「化学洗剤、柔軟剤」「シャンプー、リンス」「台所などの各種洗剤」については少なくとも「生産する意味がなく、しかも環境や人体に悪影響リスクがあるだけ」ではないでしょうか。つまり、もっと安全なものに切り替えるべきです。</p>

**No. ご意見****31** 1.スライド2ページ 「選定スキームの位置づけについて」

(意見) 母集団は政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えて欲しい

(理由) 国民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で同等の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである

## 2.スライド2ページ 「選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について」

(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである

(理由) 家庭用品の規制、対象物質の選定、有害性評価について GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、国民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。例えば、業務用洗剤には GHS マークが表示されているが、一般に流通し販売されている家庭用日用品には同じ品質の物であるにも関わらず GHS マークの表示が義務づけられていない。表示が無いため、危険度を理解認識せずに濫用したり誤用の危険性がある

## 3.スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示していない製品が多くある

主成分しか表示していない製品(例えば洗剤柔軟剤など香料含む日用品)から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である

全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである

「香料」としか表示義務はない製品により、近年「香害」が問題となったり「化学物質過敏症(環境不耐症、MCS)」発症の健康被害が増えている事業者は開示の義務がないため企業秘密とし回答していないため、どのように情報開示に踏み込むのか課題である

**32** スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

## No. ご意見

- 33 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト（海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

## No. ご意見

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について

（意見）家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

（理由）家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について

（意見）家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

（理由）家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

（意見）具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

（理由）提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を確保すべきである。

### 10. 14ページ 今後の進め方

（意見）このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

（理由）家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

## No. ご意見

- 34 1. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について (意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 1 として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 2 として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
7. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について (意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。  
(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

No.	ご意見
	<p>8.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について (意見)家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。</p> <p>(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。</p> <p>9.スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方 (意見)具体的な製品評価が、3 年で 1 物質、2~3 物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業 が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。</p> <p>(理由)提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価 期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価 をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。</p> <p>10.14 ページ 今後の進め方</p> <p>(意見)このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。</p> <p>(理由)家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。</p>
35	<p>(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。</p> <p>(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。</p>
36	<p>香害で困っています。特に柔軟剤、合成洗剤、芳香剤子どもが通う幼稚園で毎日移香され夫の職場、役所でも移香し子育て支援センターの空気も汚れている香害を避けられるのは自宅だけ。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他香り付き日用品を販売してるメーカーどこも健康被害、迷惑行為の責任をとってくれません。環境も確実に悪くなっている。下水、空気早く規制かけてください</p>
37	<p>有害性によるスコア付けについて、長期的有害性が不明な物質については、人体に対して有害であるという前提で重み付けをしていただくことを希望します。</p>

## No. ご意見

38 お願いします、有害物質を厳しく規制してください。表示義務や申告義務の必要がない、社内秘などで公表されない香料を特に取り締まってください。洗剤、柔軟剤、シャンプー、リンス、ハンドクリーム、歯磨き粉、蚊取り線香、消臭剤、あまりにも多く家庭用品に化学物質が使われるようになり、化学物質過敏症で当たり前の生活が送れなくなりました。同じ内容で大容量の業務用のものには、GHSマークがついているものが増えています。環境にも人体にも悪影響なものです。シックハウス症候群を起こす物質が入っている製品もあります。防毒マスクをする職業で使われているような有機溶剤も入っています。人体に悪影響だと分かっているギ酸が入っている製品（□□など）もあります。企業は売っているものが害悪であると知っています。知っているのに安全基準を満たしていると言っただけ言って署名の受け取りを拒否する企業まであり、10年ほど沢山のカタが運動していても改善どころか悪化の一途です。本や紙幣にも臭いが付着します。あらゆるものに臭いを付着させる製品なんておかしいです。歯ブラシさえ使えません。使うと口の中がただれ、汚染された口の中が何時間も気持ち悪く、食事を取るたびにその後の恐怖に苛まれます。外出が苦しいです。息ができません。電車、病院、スーパー、図書館…あらゆる公共施設が香り長持ち製法の洗剤などで空気汚染が深刻化しており、頭痛、悪心、めまい、ふらつき、倦怠感、首回りのリンパなどが呼吸するごとに一気に張りつめ10分もしない内に肩こりと、酷い状態になります。生きて行く為に食料を買うことが命がけです。やっと買ったものにもにおいが移香しており、洗っても取れない洗剤のニオイが口の中に広がる野菜を食べるか捨てるかを迫られます。生理用品を開けると全てに洗剤と柔軟剤の香り。こんなものを毎月デリケートゾーンに使わなければいけないのかと恐怖しました。医療従事者の制服がくさいです。強すぎる良い香りがいくつもブレンドされ、匂いでごまかされ落ちていない汚れによりさらに悪臭になっているのか、近付かれると強烈な匂いに頭痛と吐気が襲ってきます。もしも成人病やガンになった時、入院先で化学物質に体調を侵されてはたまりません。元旦の震災を知り真っ先に思ったのは「私は避難所に避難できない」でした。洗剤や柔軟剤くさい人が一人でも避難所にいれば、私はそこに行けません。もし家がつぶれても、何の支援も得られないまま餓死か凍死か熱中症か…ただの二次災害死とされるのだと思いました。香害問題が起こっている海外でも、フレグランスフリー施設では香水や匂いつき製品の使用が禁止されていたり、入社してはいけないという動きになっています。企業は何も対策してくれません。どうか国が国民を守ってください。このままでは水俣病やイタイイタイ病の二の舞です。カネミ油、□□のような事が今、日本全国で起きています。助けてください。お願いします。ただ空気が吸いたいです。マスクをせず、当たり前に外出がしたいです。仕事をし、買い物をし、時に娯楽を楽しむ、当たり前の社会生活をしたいです。人々が使う家庭用品、日用品のせいで、当たり前の就労ができません。大手企業がスポンサーになっている所は声をあげられない状態に見受けられます。週刊金曜日さんだけが香害を特集してくれています。ケツフローラルという単語がささやかれ始めました。電車や職場の椅子に座るとズボン、パンツ、皮膚にまで長時間残香成分が吸収されて取れず、臭う現象のことです。衣服に限らず、鞆、靴、髪、あらゆるものが臭いに汚染されています。図書館には貴重な蔵書もあるのに、それらの紙に人体にも環境にも悪影響の臭いが吸着することは文化財破損ではないでしょうか。あらゆるものが汚染されています。最低でも空気汚染をしないよう、高残香性の商品を禁止してください。洗剤、柔軟剤を使うだけで、精子減少、肝臓損傷、呼吸器毒に侵されるのはおかしいです。目や皮膚にも有毒だとGHSマークが表示されているものもあります。大容量のものにだけ。一般家庭用の詰め替え、ボトル製品には表示されていないマークです。香り長続きの製品の臭いは処理されず、海に辿り着き、日本近海で取れた貝類などからフローラルな香りがしてとても食べられないという声まであります。貝類は水質浄化の一助となる生物です。それらが分解できないものが、日々大量に消費され海に流されています。このままでは日本近海のもの輸出も海外では禁止となるのではないのでしょうか。あらゆる方面にとって良い事はありません。どうかお願いします。

No. ご意見

す。有害物質の禁止、規制を強化してください。

当たり前働き、生きていける国を作ってください。学校や仕事に行けなくなった、という人が増えています。高残香性の商品がなくなるだけで、それらは改善されます。沢山の国民が助かり、経済がその分活性化します。

出生率の改善にもつながると思っています。助けてください。家庭用品による有害物質を厳しく禁止、規制してください。もっと働きたいです。消費したいです。生きたいです。

39 1、選定スキームの位置づけについて（2頁）

（意見）母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべき。

（理由）市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべき。

（意見）今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべき。

（理由）家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

2、暴露のスコア付け（1）について（9頁）

（意見）情報源 1 として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。

（理由）情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

3、詳細評価(1 3 頁)、今後の進め方（1 4 頁）

（意見）具体的な製品評価が、3 年で 1 物質、2 ? 3 物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるとはいえないか、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。

（理由）提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保障すべきである。

4、今後の進め方（1 4 頁）

（意見）このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

No.	ご意見
	<p>(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべき。</p>
40	<p>(意見)情報源として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。 (理由)情報源からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。</p>
41	<p>家庭用品の中には「香害」が問題になっているものがあります。 香りの化学物質による影響で頭痛がしたり、気分が悪くなったりと体調を崩す人がいるのです。 マイクロカプセルというものが特に良くない影響を与えているとのことで。 <a href="https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230801/k10014147781000.html">https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230801/k10014147781000.html</a> 香害がひどくなると化学物質過敏症になる人もいるとのことです。 化学物質があふれた現代、香害も化学物質過敏症の人は生活するだけでも大変です。 香害に繋がる香料を規制していただきたいと思います。</p>
42	<p>化学物質過敏症により生命の危機と生活に支障が出ている方が沢山います。早急に対策や規制をお願いします。</p>
43	<p>選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきです。家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきと考えます。家庭用品の使用による健康被害は毎年ありますが、有害性のあるものかどうかは家庭用品に表示されていないため、使用者に有害性を指摘しても「書いてない」「大手企業が危険なものを販売しているはずがない、日本の技術はずばらしいんだ」などと言って受け入れられないで終わってしまっています。業務用には表示されていても、わざわざ調べないと出てこないため購入時に安全かどうかすぐ判断することが難しい状況。また業務用が発売されていない場合は安全性を調べることは一層困難となります。</p>

**No. ご意見****44** 1.スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について

(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。

(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。GHS マークの周知も徹底すべき。

## 2.スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

## 3.スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

## 4.スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保障すべきである。すでに健康被害が出ているのに、遅すぎると思う

**45** 香害で自宅から出るのが辛いです。通勤、職場、お店、レストラン、隣家のベランダ、座席シートの移り香、トイレでエチケットとして使用する香りの水滴、全てが対象となります。なんの物質が合わないのかわかりません。

自然由来の香りは比較的大丈夫なものが多いので、化学合成物が原因だと思えます。症状:頭痛 めまい 吐き気 意識がぼーっとなる 皮膚の痒み  
これにより休職(または退職)したとしても収入が確保できず、イチカバチカで外に出ています。働くのを辞めて生活保護も考えましたが、公共交通機関は使えないので、自家用車で移動します。生活保護になると車を手放さなくてはいけないので難しいです。また、消毒用アルコールと、洗剤や柔軟仕

No.	ご意見
	<p>上げ剤、ハンドソープ、ボディソープに入っている何か？や、化粧品に入っている何か？が合わず、使用箇所は痒みに襲われます。消毒用アルコールを使うと数分後に手の甲に赤い丘疹ができ、ワニのようになります。国を挙げて化学物質アレルギー問題に取り組んで頂きたいと切実にお願いします。</p>
46	<p>昨今の家庭用品（衣類用洗剤、柔軟剤）には多数の有害物質が含まれているので複合的な作用については不明なので単体だけでなく今後は複合的な作用についても調べて規制の対象として欲しい。又、マイクロカプセルによって除法作用で香りが持続する製品が多数販売されており健康面だけでなく、食品、水資源、土壌、その他環境についても多大な影響が長期的に及ぶ可能性が大。この事も踏まえマイクロカプセル（特に香料）を含む製品は規制の対象として欲しい。EU ではすでに規制の対象となっている。又、GHS 分類のものに限定せず内分泌かく乱作用についても与える影響を調査し規制の対象として欲しい。</p>
47	<p>スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  （意見）今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  （理由）家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。</p>
48	<p>作用も規制対象に入れるべきである。  3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  （意見）今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  （理由）同じ成分の洗剤が、量が多い「業務用」には GHS マークがあるのに、量の少ない家庭用にはついていないのは消費者に正しい情報が届かない大きな原因。洗濯洗剤などの日用品は親が選び使うことで子どもも使用することになる。母親は正しい情報を元に安全な生活用品を選ぶ権利があります。子どもの化学物質過敏症が増えているのは大変なことです。異次元の子育て政策も子ども達の健やかな成長なくしてはありえません。</p>
49	<p>■スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて  （意見） 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  （理由） 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。</p> <p>■スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  （意見） 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべき</p>

## No. ご意見

である。

(理由) メーカーが安全という生活用品で具合が悪くなります。また、中身は同じなのに、業務用にはある GHS マークが多くの方が購入する市販品には表示義務がありません。香害となっている大半の洗剤類の多くが、この GHS マークの対象です。

### ■スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。定義を明確にし、香付けだけが目的の製品などが除外されないようにしてほしい。

### ■スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

その家庭用品として、頻繁に使用されている製品が、香害被害の元であり、実際に化学物質過敏症を引き起こしている。

### ■スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保障すべきである

### ■14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。現に生活用品による被害を訴えている市民団体を参加させてほしい。

**No. ご意見**

**50** 駅前など人が集まる部分、デパートの1Fの化粧品売り場 隣近所の洗濯物周囲にまき散らかされる化学物質のうち不要な香料に関しては全て禁止にしてもらいたい。直接外にならない成分でも臭気をとまなえば拒絶反応も出ます。□□などマイクロプラ製品は特にひどい。連鎖的に汚染範囲が増えていく。田舎にいても農薬散布など逃げ道がどんどんなくなっていく。食品についても規制されてないからOK、洗剤も禁止されてないからOKで販売されている。これは合法ハーブや電子タバコと同じではないのか?タバコの規制はするのに香料等の規制をしないのはダブスタである。花粉症のように国民の多数が患者になってから対策したふりをするのか?メディアは洗剤メーカーがスポンサーになっているせいか実態を報じません。行政も税込だけではなく大声で言えないお金の流れがあるから規制しないのではないかと考えています。

**51** マイクロプラスチック等々に香りや消臭剤を入れることで持続効果がある柔軟剤や洗剤は、使用者以外の服や持ち物にその成分を空気感染の如く付着させてしまう。普通に洗剤しても落ちないその機能成分で、喘息の発作が起きるようになってしまった。GHS分類に限定しないで、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH規制（欧州連合EUでの化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用（環境ホルモン作用）」も、規制対象に加えるべきである。

**52** 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

（意見） 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。

（理由） 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について

（意見） 家庭用品規制法でGHS分類を基にするなら、家庭用品にもGHSマークの表示を義務付けるべきである。

（理由） 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

3. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について

（意見） 全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報の入手方法を明らかにすべきである。

（理由） 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

4. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

（意見） 対象GHS物質が3283あるのに、3年で1物質、2?3物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎるので、早く進めて欲しい。

（理由） 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保障すべきである。

5.14ページ 今後の進め方

No.	ご意見
	<p>(意見) 進捗状況を管理する委員会を設けて、市民の代表も加えるべきである。</p> <p>(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する</p>
53	<p>マイクロカプセル、及び類似物質の日用品への使用を禁止していただきたいです。EUは、すでに消費者製品に含まれるマイクロプラスチックを禁止しております。環境中に放出され、何世紀にもわたって、そこに留まり、海洋、淡水、陸に行き着き、生態系や食物連鎖を汚染し、人間や動物の健康にも悪影響を及ぼします。すでに、日本では、これらマイクロカプセル入りの合成洗剤や柔軟剤等により、前代未聞の大公害（香害は公害）による健康被害、人権問題、大気汚染が発生し、被害は増加の一途を辿っております。なぜなら、マイクロカプセルの原料イソシアネート等に猛毒性があり、固められていないイソシアネートは、揮発し、呼吸や粘膜、経皮吸収により、低濃度でも中長期的に体内に取り込まれ、中毒症状をおこすからです。イソシアネートは、塗料などに使われるトルエンの1万倍の毒性があるにもかかわらず、日用品に使用されているなど、言語道断です。何年も前から、たくさんの被害者が声を上げております。早急なマイクロプラスチックの日用品への使用禁止をお願い致します。</p>
54	<p>自分で使用していない近隣の洗濯洗剤や柔軟剤の臭いが家の中に入り、取れません。窓を開けられません。ベランダの洗濯物に香料のような物が着いてしまうようで、無香洗剤で洗ったのに、香料臭が付きます(そしてなかなかその香料臭を落とせない)その臭いでお腹を下したり、目眩や気分悪化。風呂場の窓を開けておいたら香料？が着いてしまい、いくら洗っても風呂に入るたびに香料臭を感じ気分が悪くなります。台所の換気扇をつけると、外から異常に強い香料臭が入るので、料理中も換気扇つけるのを躊躇います。(ガス臭い方がまだ我慢できるレベル)しかも一度ついたら取れない程の香料？マイクロプラスチック、これを日常的に使用するべきではない。販売している洗剤メーカーも、香料の落とし方は無いと言っているようで、呆れてしまいました。健康被害拡大していますので、規制して下さい。</p>
55	<p>化学物質過敏症患者への合理的配慮の具体事例を掲載して欲しい。助けてください！どうぞ宜しくお願いいたします。</p> <p>公共施設・公共交通機関・人混みの中で人工的な香りがしない場がなくなっています。緑を楽しむ場所であるはずの自然公園でも人とすれ違いざまに人工的な香りがしてきます。そして体調を崩したり、そういった場所に出かけられなくなっている人達があります。私もその一人です。柔軟剤や香水、アロマ、化粧品など、生活用品の中で化学的な香料が使われている品が氾濫し過ぎていますし、それらは上手く隠されていますが有害物質が入っています。万人に安全な品の開発・流通・販売をお願いします。また、有害な品でも売れば良いといった、経済・商売優先の企業に対して、製造販売の禁止をお願いします。人工的な香りが気にならない人が多ければ、苦しんでいる他の人達はどうでもいい、ではなく、誰もが無臭の空気を、季節ごとの自然な風を吸って生活できるような環境にしてください。どうか生きものとして正しい判断を。化学物質に過敏な人を切り捨てるようなことがあってはなりません。人工的な香りのない日本にしてください。どうかどうかお願いいたします。</p>
56	<p>初めまして。化学物質が多くて困っています。特に柔軟剤・抗菌系洗剤・消臭剤・殺虫剤・芳香剤・整髪料・香りが長く続くシャンプー・香りが長く続くリンス、農薬などに困っています。家の中にも、息ができないほど呼吸が苦しくなります。目の充血、蕁麻疹、手足のしびれ、胸の痛み、目が見えづらくなる、記憶力低下、失神などの症状となってしまいます。何回も引っ越しいたしました。周りの方々にご協力していただくことはできませんでした。どうぞ規制していただきたく存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>

No.	ご意見
57	<p>香害は、柔軟剤や洗剤だけじゃありません。シャンプー、リンス、トリートメント、整髪料、ハンドクリーム、シェービングクリーム等にも香料が使われています。それ以外にも除菌抗菌系、消臭系にも香料が入っている異常さ。ひとつでも体調不良を引き起こします。全部が違う香料という化学物質、それが空気中に混ざるとトイレのニオイになりますかわかりますか？無香料でいい空気です生活したいのにじわじわ追い詰められている気分です。化学物質汚染をやめさせてください。</p>
58	<p>1、家庭で使う日用品すべてに、GHS マークを表示していただきたい。なぜならば、私は化学物質で身体に反応がでて、体調がわるくなるからです。  2、対象物質の検討を始める時には、最新の GHS 分類を使っていただきたい。  3、全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報入手方法を明らかにしてほしい。何が入っているかわからない製品は、非常に不安であるため明確にしてほしいです。  4、対象 GHS 物質が 3283 あるのに、3 年で 1 物質、2 ? 3 物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎるので、早く進めてほしい。  5、進捗状況を管理する委員会を設けて、市民の代表も加えてほしい。  もっと、民意の意見をいれてほしいです。</p>
59	<p>家庭用の洗剤にも GHS マーク義務付けをお願いします。赤ちゃんでも使えると宣伝されている、□□など、かなり疑問をもっています。とても香りや成分臭が強い洗剤ばかりで日常生活に支障がでています。職も失いました。</p>
60	<p>家庭用品規制法で GHS 分類を基にするなら、家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべきである。なぜ家庭用品にはつけないのは悪質です。製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにするべき。一般人が購入してる家庭用品には GHS マークがついていないので有毒性を知らずに使用してる人が大勢います。</p>
61	<p>最近、洗剤、柔軟剤、シャンプー、リンスなど香り付き日用品の香りに困っています。なんでも、香りや効果を長持ちにする成分が入っているとのこと。近隣の家からも強く香っていて、外の空気はそれらの香りがしています。  また、出かけた時も住宅街はもちろん、田舎のほうでも、香り長持ち製品を使っているお宅の周りはそのニオイです。それが原因で化学物質過敏症になる方も増えているとのこと。私もそこまでではないものの気持ち悪くなることもあります。どんどん香りが強く長持ちになっていると感じており、移り香もヒドク、洗ってもなかなか落ちないようになっています。空気汚染はもちろん、海や川から香りがすることもあり、水質汚染もこのままでは進んで水道水にも影響が出るのではないのでしょうか？香り長持ち製品の規制をすることはできないのでしょうか？お願いします。</p>
62	<p>マイクロカプセル入りの柔軟剤や合成洗剤を特に規制してほしい。それらの香料が年々強くなっていて、店や交通機関のイスに座っただけでも他人の使った合成洗剤や柔軟剤が自分の衣類や持ち物にまで臭いがこびりついてしまい非常に迷惑だ。洗っても臭いがとれないので捨てた服もある。  和菓子を買ったときに合成洗剤や柔軟剤の臭いがして吐いた。ジャガイモの中が柔軟剤の味がしたこともある。土や水に混じってそのまま野菜が吸っている。マイクロカプセル入りの柔軟剤や洗剤は下水処理場でも処理できないらしく、環境汚染甚だしい。無香料のものを購入しても香料の臭い移りがあり、日本製=得体のしれない香料つきと思われたら、日本経済にとっても悪いと考える。</p>

No.	ご意見
63	<p>対象物質の検討を実際に始める時には、最新の GHS 分類を使ってほしい。GHS 分類に限定しないで、予防原則の立場から先行していると言われる「REACH 規制(欧州連合 EU での化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則)」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用 (環境ホルモン作用)」も、規制対象に加えるべきである。家庭用品規制法で GHS 分類を基にするなら、家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべきである。製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにするべきである。全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報の入手方法を明らかにすべきである。海外からの情報の入手方法を具体的に明らかにすべきである。業務用又はニッチな製品の定義を明記すべきである。「業務用又はニッチな製品」の定義が明らかでない上に、家庭用品として頻繁に使用される場合もありうるとすると、家庭用品の 0.1 の影響とするのが妥当かどうか検討し直した方がいい。対象 GHS 物質が 3283 あるのに、3 年で 1 物質、2~3 物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎるので、早く進めて欲しい。進捗状況を管理する委員会を設けて、市民の代表も加えるべきである。</p>
64	<p>マイクロカプセルの規制と日用品にも GHS マークを表示して欲しい。海外で禁止や表示義務などがある香料や化学物質、日本でも規制して欲しい。</p>
65	<p>昨今の洗濯洗剤や柔軟剤(□□が特にひどい)の香りがとにかく強すぎて、公共の場や公共機関、職場で大変辛い思いをしています。マスクをしていても意味がないほどです。職場で□□を使用してる人がいて朝から退社するまでずっと同じ強度の香りが広範囲に広がって、それを強制的に嗅がせられながら仕事している状態です。自分は偏頭痛持ちなのですが、今の香り付きの洗剤や柔軟剤の匂いを少し嗅いただけでもガンガン痛くなったりアレルギー性鼻炎が発症したり、喘息の発作も起きたりします。香りだけでこんな症状出るのはおかしいです。みんなどんどん香りの強さがエスカレートしていて、非常に迷惑しています。一刻も早い規制を願います。</p>
66	<p>科学物資名ではなく、形態になります。マイクロカプセル、徐放剤、と呼ばれています。コンクリート、塗料、複写用紙には欠かせない技術ですが、2010年から家庭用品に使用され始め、柔軟剤の香料、消臭剤、抗菌剤、芳香剤の香料、洗剤の香料などの効果持続用になっています。瞬間でしたら許容範囲の計算どうりの毒性で済みますが、マイクロカプセルの長所、長持ちするのが、そのまま短所になってしまっています。1例では電車のシートなどに残存、乗客に再付着、1種類の毒物ではなく、長期間で他種類の毒物のブレンドになっている状態です。閉鎖型のショッピングモールでも中の空気は毒物ブレンド状態、新品の商品にも再付着し、家庭の冷蔵庫にまで押し寄せ、新品の服にも再付着状態。物資名でないと規制は不可能という回答を頂いてますが、改めてマイクロカプセル化された添加物は規制するか、表示義務を願うものです。</p>
67	<p>香り長持ちで、なおかつ移香する製品を規制する法律を制定してください。マイクロカプセル技術を日用品に使う事の規制が必要です。また、一般向け製品は表示対象外とされ危険物マークがないのも問題です。業務用同様もしくは、専門的な知識の無い一般人には、より厳しい表示をするようにしてください。また、現在の日用品の多くに、喘息発作を誘発する製品が多数存在しています、法規制をお願いします。他人の使用品で呼吸困難などの健康被害が起きています。危険物マークを義務化し、呼吸器疾患に関わる成分の使用を禁止してください。</p>

**No. ご意見**

68 G H S マークで危険なものを、日用品、一般家庭の消費品目から排除して欲しいです。昨今の洗濯・食器・お風呂・あらゆる洗剤類の香料がどんどん強くなっており化学物質過敏症になりました。自分が無香料の製品を使っても、家族が仕事や外出をすれば服や髪に臭いが付着し取れません。何度も何度も洗濯するのに取れない臭いに苦しめられています。花粉やPM2.5より小さい高残香性商品が増えています。これらに紙幣、お薬手帳、鞆、靴、あらゆるものをクサイ臭いに汚染されるようになりました。外では空気汚染がすさまじく、呼吸が苦しくなり、頭痛や悪心が起こり、頭を殴られたようなふらつきで気分が悪くなります。買った物にも臭いがついており、パッケージを捨てても中が香料くさく、生きて行くための食糧や消耗品にまで苦しめられます。図書館の本がくさくて借りられなくなりました。本屋の本もくさくて買えなくなりました。ポストに投函される手紙や書類がくさくてたまりません。回覧板さえくさくて内容を確認するのが苦しく、慌てて隣の家へ投函します。レシートや領収書がくさく、確定申告では体調不良を引き起こしながらやる作業に苦痛を強いられます。電車がくさくて乗れなくなりました。出勤ができなくなったので仕事ができなくなりました。外食も、友人と会う事も、親戚の冠婚葬祭に行く事も、あらゆる生活が奪われました。助けてください。人体にも環境にも悪い化学物質を一刻も早く規制し禁止し排除してください。お願いですから当たり前前の空気を吸わせてください。海外で発がん性物質、アレルギーの危険があると禁止されているものを日本でも禁止してください。何十年も前の小学生の頃、着色料の赤102等は海外で禁止されていると習いました。未だにこれらが使われているのも納得いきません。添加物を使うほど補助金が出るなんておかしいのではないのでしょうか。カラメル色素、乳化剤、加工でんぷん、香料、着色料…これらも発がん性やアレルギーが指摘されているのに、どの分類を使用しているかまでは書く必要がなく、消費者に（大豆由来）などと安全そうだと誤認させる表記は詐欺だと思いました。必要な表記は（発がん性物質）などではないのでしょうか。アルミフリーのベーキングパウダーも少なく、どのくらいアルミが含有されているかわかりにくいものも多いです。消耗品でも食品でも、国民の健康と安全のためにもっと基準を厳しく、不使用であるほど企業に補助金が出るようにしてください。農作物も、海外よりも農薬の基準が甘すぎる為、輸入規制が起こっていますよね？なぜもっと農作物の農薬も基準を厳しくするのでしょうか。あまつさえ、劇薬などの基準を25%以下から30%以下に変更するというパブリックコメントもありました。おかしいじゃないですか。金儲け主義の企業は健康よりもお金です。厚生労働省さんだけが最後の頼みの綱です。どうか助けてください。あらゆる方面に危険物が多すぎて、身体の解毒が追い付かず、当たり前前の生活ができません。頑張っただけでそれらを排除しているのに、最近は空気汚染が酷すぎて、食料を買いに行っただけで3日寝込みます。いつか寝たきりで動けなくなるのかと恐怖しかありません。SGDsを掲げはじめたなら、まずはプラスチックを減らそうと、マイクロカプセル技術を禁止してください。お願いですから助けてください。10年前、空気や洗剤柔軟剤使用者がくさいなんて気にせず、今日は何を作ろうかなとスーパーで食材をゆっくり比較できたあの頃に戻してください。スーパーに買い物に行くだけで体調不良を起こすような、空気汚染商品を日本から消してください。年々輸入する香料や化学物質の種類、量をしっかり分類し、危険なものをどんどん禁止してください。お願いです。最低限GHSマークがつく様な日用品を禁止してください。有機溶剤などの仕事で防毒マスクが必要な、そんな物質を洗剤や柔軟剤に使わせないでください。ギ酸、麻酔類似成分、向精神薬などの分類に属するものを、日用品に使わせないでください。精子減少、呼吸器毒、皮膚毒、肝臓障害を起こすような成分を日用品に使わせないでください。少子高齢化や医療費高騰を助長させる洗剤、柔軟剤を禁止してください。

No.	ご意見
69	日用品に含まれる、揮発性有機化合物による身体的な影響があるものに関しては全て規制されることを望みます。業務用製品には表示が義務付けられているのですから、それらについては当然規制されるべきだと思います。マイクロカプセル製品による被害が大きすぎます。
70	42歳女性です。4年ほど前から、洗濯洗剤や柔軟剤の香りで頭痛、咳、咽頭痛…香害と呼ばれる症状が出始めました。マイクロカプセルを含むものが原因と考え、自己での使用を中止しましたが、周囲では使用が増える一方です。年々香りが強い商品が世に出ています。症状は年々酷くなり、現在、同僚の柔軟剤が原因で体調不良を起こしております。体調のことを訴えても理解が得られず、退職を検討しています。マイクロカプセルを含む洗剤、柔軟剤による化学物質過敏症であると自分では思っております。『思う』と曖昧な表現しかできないのは、診察できる病院が少なく受診はできていないからです。そのため、更に理解が得られず『気のせいだ、気にしすぎるお前が悪い』と尊厳を傷つけられ、結果、働き盛りにも関わらず退職を考えています。同様の状態の方、既に働けない方がたくさんいらっしゃいます。しっかり働いてしっかり税金を払うべき年代が、働けずにいるのです。国としても大きな痛手なのではないのでしょうか？また、マイクロカプセルによる環境汚染も問題視しております。洗濯水から流れ出たマイクロカプセルは自然界で分解できることが出来ません。これから生きていく子供達に、生活排水に汚れた海や土壌という負の遺産を引き継がせたくありません。洗濯洗剤、柔軟剤による香害、マイクロカプセルの使用の制限を検討を希望いたします。なにとぞ、よろしくお願いいたします。
71	香り長持ちで、なおかつ移香する製品を規制する法律を制定してください。マイクロカプセル技術を日用品に使う事の規制が必要です。また、一般向け製品は表示対象外とされ危険物マークがないのも問題です。業務用同様もしくは、専門的な知識の無い一般人には、より厳しい表示をするようにしてください。また、現在の日用品の多くに、喘息発作を誘発する製品が多数存在しています、法規制をお願いします。他人の使用品で呼吸困難などの健康被害が起きています。危険物マークを義務化し、呼吸器疾患に関わる成分の使用を禁止してください。
72	柔軟剤等の香製品に使用されている原料を調査してほしいです。マイクロカプセル技術を日用品に使う事の規制が必要です。また、一般向け製品は表示対象外とされ危険物マークがないのも問題です。これらの製品で呼吸困難などが起こり、日常を脅かされていると感じております。日常生活が酷く困難です。
73	日常用の成分表記をより厳格に表記を細かくすることによって、化学物質に弱い方を守れると思います。有害物質によって体調が悪くなる方に間違った商品を選んでしまうリスクを回避出来ると思います。生殖系に影響を与えるなどの社会的なリスクを軽減するためにも必要な事だと思います。

No.	ご意見
74	<p>・対象物質の検討を実際に始める時には、最新の GHS 分類を使ってほしい。</p> <p>・GHS 分類に限定しないで、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH 規制（欧州連合 EU での化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用（環境ホルモン作用）」も、規制対象に加えるべきである。日本人が特別に有害な物質に強いわけでも同じ人間なのに、日本だけ規制されないのはおかしい。</p> <p>家庭用品規制法で GHS 分類を基にするなら、家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべきである。全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報の入手方法を明らかにすべきである。日常生活にかかせないもの、常に一般家庭で使用するものが安全なものか何が含まれているか知る権利がある。製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにするべきである。</p> <p>安全性を謳っている大手日用品メーカーの使用で化学物質過敏症になりました。自身が使用しなくても他人の使う、合成洗剤・柔軟剤で具合が悪くなり働けなくなりました。業務用では GHS マークついている危険なものなのに、家庭用には全く表示がないのはおかしいです。消費者を馬鹿にしています。安全性なものと信頼してお金を出して購入しているのに詐欺です。</p>
75	<p>私は化学物質過敏症の患者です。香りの強い洗濯洗剤や柔軟剤、消臭除菌スプレーなどパーソナルケア商品で体調が悪化します。業務用として販売される商品は GHS マークがついていますが、家庭用向けに販売されるものにはついていません。それでは消費者がドラッグストア等で手にする商品に健康被害がある成分が含まれていてもわかりません。パーソナルケア商品の安全性を確認するためには GHS マークを家庭用製品に表示する必要があります。家庭用商品に GHS マークの表示義務を求めます。</p>
76	<p>業務用の洗剤などの日用品には GHS マークの表示が義務付けられています。店舗や通販で購入できる業務用以外の日用品すべてに GHS マークの表示を義務付けてください。</p> <p>消費者が CM に惑わされることなく、安全なものを選ぶことができるようよろしくお願いいたします。</p>
77	<p>柔軟剤に入っているマイクロプラスチックは匂いがなかなか消えずその匂いが嫌いな者には辛くてたまりません。無臭の権利がほしいです。それと、川に流れても自然と同化しないので生態系を破壊しますし、メーカーには取り止めてもらいたいです。EU では 23 年 11 月ごろからマイクロプラスチック入れるのを禁止しているとか。日本も規制してほしいです。企業に善処を期待しても、結局は金儲けに走って中止しないでしょ</p>
78	<p>市販されている合成洗剤及びマイクロカプセル入り柔軟剤、□□に代表される消臭剤に配合されている成分には、毒性の高い化学物質が含まれており、これらを規制もせず販売しているのは、世界中でも日本だけである。業務用洗剤類には SDS 表示があるのに、一般消費者用の製品に表示をしないのは卑怯そのもの。この毒性の高い洗剤が販売され始めた時期から、発達障害児の異常な増加も顕著なのは、統計を出している国側が一番把握している立場だ。発達障害児の異常な増加の原因は、マイクロカプセルが PM2.5？細菌と同等のサイズで肺胞や血液中に取り込まれ、脳も子宮も含めて全身にくまなく影響しているのは明らかだ。これは好みでの問題でも体質の問題でもなく、中毒症状でありバイオテロと同等である。あまりにも内臓・神経系への影響が大きすぎる。そしてこのマイクロカプセルは空中を漂い、大気圏を覆うようになり、温暖化の一因になっている。企業からの献金や裏金がよだれが</p>

No.	ご意見
	<p>出るほど欲しくて欲しくてしょうがないんだろうが、空気と温暖化の問題は厚労省及び政府・官僚も関係ない全人類が生命に直結した問題なのは理解できるだろうか。同じ地球に住んでる者として、もう少し人間らしくまともな制限をしてくれないだろうか。</p>
79	<p>大手メーカー(□□)が販売する日用品(合成洗剤、シャンプー、消臭剤、防虫剤)を小さな頃から家庭で常用し、20代位から微量の合成ムスクやタバコに反応、30代から合成香料全般に反応、コロナ禍に入り抗菌系合成洗剤の普及で外出がままならなくなった化学物質過敏症患者です。化学物質過敏症の症状(頭痛、くしゃみ、せき、鼻水、背筋の悪寒、倦怠感、イライラ、注意力欠如、頻尿、排便コントロール不能)が重くなってから人が良いニオイというのが石油臭い、吐瀉物のような臭いにしか思えない事も結構あります。CMで放送してるものやドラッグストアで販売されているものは殆ど危険で買えませんし、日用に使用している洗剤は口に入れても大丈夫な石けん洗剤をシャンプー、歯磨き、消臭剤などにも流用しており家庭内は健康に過ごせておりますが、一歩出ると日用品からと思われるニオイの付着を家に極力持ち込まないよう、すぐに浴室へ、服やカバン(布トート)は全て洗濯機行きです。別居の家族は私が日用品の危険性を訴えても使用を止めてくれず、なかなか会えませんが、その家族はがんの可能性があるので病院へせせと通っています。日用品の影響も幾分かあるように思います。健康に過ごせる安全な日用品が手軽に手に入る日本になって欲しいです。</p>
80	<p>進捗状況を管理する委員会を設けて、市民の代表も加えるべきである。日々全ての人が使うであろう製品ですただちに影響がなくても企業だけでなく審議してほしい。すでに□□などの噴霧製品やマイクロプラスチックの香料は社会でも問題です学校や会社に行けない家から出られない人も増えています。</p>
81	<p>私は化学物質過敏症を発症し、今まで使用してきた日用品に沢山の有害成分が使われていると知りました。それは家庭用品に業務用には付いているGHSマークなどの表示義務がないからという事実も知りました。自分では使わなくなりましたが、多くの方々が使っている柔軟剤、香料入りの洗剤、シャンプーなどで体調が悪くなります。今現在使われている方々もそのような表示がされていないことにより、健康や環境に影響を及ぼすかもしれないような製品を知らず知らず使っています。曝露した時の症状の一つに脳神経への感作性があります。思考力低下、脱力感、手足のしびれなど。家庭用品の検討対象物質選定スキームで健康に対する有害性の影響の分類の中に脳神経への影響が入っていないことが疑問でした。いずれにせよ、家庭用品への有害であると現在分かっている成分については原材料の時点で使用しないような法規制や家庭用品にも詳しい成分表示を切に望みます。</p>
82	<p>近年の外の空気は異常です。近隣からの換気扇、洗濯物の匂いで窓が開けられない、布団が干せない等困っています。又、スーパー・病院・飲食店など人の多い場所では目の痛みや頭痛が起きるので極力避けて生活せざるを得ない状況です。食品の包装にも匂いが移り大変不快である。学校においても子供の持ち物全てに匂いが移り除去する事が困難です。今後、子供に健康被害があるのではと強く危機感を持っています。柔軟剤や洗濯用洗剤等における化学物質を明らかにし、いち早く国が規制をかけていただくことを切に望みます。</p>

No.	ご意見
83	<p>2. スライド2 ページ 選定スキームの位置づけについて</p> <p>(意見) 母集団(3283 物質) について、政府による GHS 分類のものに限定せず REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性 (内分泌かく乱作用など) についても母集団に加えるべき</p> <p>(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきで特に生殖毒性に関与しそうな疑いが濃厚で無くとも重要視すべきである</p> <p>3. スライド2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について</p> <p>(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。</p> <p>(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである</p>
84	<p>周りの方が使う合成洗剤の臭いで、頭痛、吐き気。毎日生き辛いです。これを川や海にも流している。環境も汚染されないわけがありません。企業も作らないで欲しい。消費者も自分が化学物質過敏症になるまで気づかない。ある時、突然増えて大変な事になります。国も規制して下さい。</p>
85	<p>香害に悩んでいます。子ども達が学校から持ち帰った持ち回りの白衣やいただき物の衣類などの洗濯洗剤はもちろんのこと、その匂い。気分が悪くなるし、洗濯しても除けない。とても迷惑しています。匂いを閉じ込めるマイクロビーズはマイクロプラスチックそのもの。環境にも良いわけがない。マイクロプラスチックの事に真剣に取り組むなら買い物袋やゴミの事だけではなく、国民もあまり知らない事を啓発していくべき。そして政府は目をそらさないで、是非企業に対して規制してもらいたいです。</p>
86	<p>香害にはとても悩まされています。頭痛と吐き気がしてきます どこに行っても避けられない昔とは違うきつい香料である 必要はないのではないのでしょうか? 身近に訴えても嫌われるだけで疎外感すら感じています</p>

## No. ご意見

- 87 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト（海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

No. ご意見

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

88 10年前くらいより、他人の使用している、またはドラッグストアなどの小売店の販売コーナー陳列の柔軟剤・合成洗剤臭が強過ぎて体調不良に陥ります。頭痛、吐き気、目が痛い、咳などです。自宅での近隣住民洗濯物から、外出(通勤含む)で公共機関利用時周辺から、職場勤務中での同僚からなどのおいで日々体調不良です。防臭マスクなど使用しても効果なし。移香も酷いので自宅にいても外出着ににおいが定着しています、洗っても落とせません。対象の商品は□□。どうかこの世から強い香りを放つ洗剤が無くなりますようお願いいたします。

## No. ご意見

### 89 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えて下さい。

(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

### 2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について

(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきです。

(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

### 3. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価して下さい。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきです。すでに多くの人に健康被害が出ている商品があります。柔軟剤、合成洗剤の香料、抗菌剤等にマイクロカプセル技術が使われ、長期間持続することにより被害が大きくなっています。生殖機能への影響など長期的な影響も懸念されます。

### 4. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきです。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考えます。

## No. ご意見

- 90 1. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について (意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 1 として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分  
  
表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 2 として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
7. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について (意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

## No. ご意見

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について (意見)家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻りに使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9.スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方 (意見)具体的な製品評価が、3年で1物質、2~3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。

(理由)提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

10.14 ページ 今後の進め方

(意見)このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由)家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

11.14 ページ 詳細評価に基づき議論

(意見) GHS、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性に基づき家庭用品で使用できる化学物質規制をすぐに進めるべき

(理由)すでに EU で使用を禁止しているのは健康被害や環境汚染の実害が確認されているからであり議論を重ねる必要がないため。

国内でも長期に残留するマイクロカプセル香料が自然界、野生動物から検出されている。

長期的被害を実証するまで被害が拡大する。大気から肺に入る化学物質の実害を調べるには肺がんの患者などの肺胞の解剖検査が必要ではないか。経皮毒も含め体全体の解剖調査とすると死後となるためすぐに長期被害の結果が確かめられない。現状化学物質過敏症で社会生活がままならない被害者を優先し評価議論して欲しい。

GHS で環境へ排出しないという注意がつく化学物質も現状国内で香料として合成洗剤に使われているが、香料を構成する化学物質は製造する事業者が企業秘密として明かしていないため、GHS マークと REACH 規則で有害性があるとされる物質にあたる特定の化学物質の使用を禁止しなければ今後も環境に排出され人体と環境に被害が蓄積する、これを解消する手段がないのですぐに規制をすべき。

No.	ご意見
91	<p>最近 CM で見かけるようになった香り長続き、抗菌剤入り等の商品について家庭用洗剤=肌に直接使用する商品ではないので雑貨品に振り分けられています。そのせいで全成分公開する必要ない事で企業秘密を良い事に、多くの化学物質を入れた製品が多くありませんか？ 苦しいです。普段生活していて明らかに昔の商品に比べて違和感を感じます。空気が香料臭い、口の中が苦くて日常生活がストレスで仕方ありません。洗濯する回数が増えました。水の無駄遣いになってます。洗剤に含まれる香料が漂う場所に行くと慢性蕁麻疹が悪化します。スーパーの食品や水道の水、特にお湯が洗剤臭いです。海外の方は日本の空気が甘くて臭いと言います。人間の鼻は同じ香りを嗅ぎ続けると嗅覚疲労を起こして気付かなくなる。"清潔を保つ製品"に必要最低限なものって何でしょうか。界面活性剤？ あとは何か必要ですか？ 洗濯洗剤に関しては純石鹼のみで完結出来ます。しかし合成洗剤はなぜあんなにも沢山配合しなければならないのでしょうか？ 肌に"間接的に触れる"商品に使用出来る化学物質の規制をお願いしたいです。雑貨品ではなく化粧品レベルに引き上げて欲しいです。香料成分も。□□。</p>
92	<p>店舗（飲食店は特に）などでの除菌スプレーは顔近くに吹きかけられたり、遠くからでも臭うほど除菌スプレー剤舞ったりスプレー系はまず禁止にして欲しいです。塩化ベンザルコニウム入りのおしぼりも手荒れ酷く、使用止めると手荒れが治りました。シート吹きでも除菌した後は洗剤がそのまま付いているような状態なので水拭きなどして欲しいです。</p>
93	<p>私は今職場で上司の柔軟剤の匂いに悩まされています。始業時はまだましなのですが、午後以降、おそらく上司の動きに合わせて柔軟剤のマイクロカプセルが弾けて、マスクを通してでもすごく匂ってくるようになります。すると、私が呼吸する度にマイクロカプセルがマスクに残量し始める為、マスクを替えないと息をする度頭痛や吐き気が始まります。もしかしたら、もう化学物質過敏症の一步手前なのかもしれないと恐怖を感じています。化学物質過敏症になれば、映画『□□』に出てくる場面の様に普通の暮らしが出来なくなるからです。そこで、私は先日勇気を出して、職場の相談室に相談しました。このまま改善されなければ私は退職するつもりです。たかが柔軟剤ごときかもしれませんが、現在治療方法が確立されていない化学物質過敏症にかかると、社会から隔離された場所でしか生きていけなくなるのです。そこまで、危険を孕んでる商品を守る企業は利益優先で被害者が署名活動をしてもらって来ていません。あとは、国がこの様な商品の販売を禁止して下さらないと、日々世界はマイクロカプセル(プラスチック)で汚染されていくだけです。魚から柔軟剤の匂いがするなんて、真っ平です。どうか、化学物質過敏症というものが実際にあると証明されているのですから、その原因となる化学物質を規制して頂けます様をお願いいたします。(石鹼は安心安全な洗剤ですので、今後共守って下さる様に併せてお願い申し上げます。)</p>

**No. ご意見**

**94 【1：選定スキーム及びGHS分類使用について】**

・GHS分類を使用するならば、市民の目に留まり、一人一人がその有害性を認識できるように、家庭用品にGHSマークを表示することを義務づけるべきである。

**【2：曝露スコア付け（2）について】**

・家庭用品該当の有無、業務用、ニッチな製品の定義づけが不明瞭なので、明確にしてほしい。  
・上記の定義不明確の懸念に関して、万が一、ニッチな製品と判断されているものが、家庭用として頻回利用されている場合があれば、係数の指定が妥当であるかどうか再検討する必要が生じるのではないかと存じます。

**【3：今後の進め方における市民参加】**

・記載のある関係委員会に加え、市民の理解をより得るためにも、市民を代表する立場にいる者、もしくは、有志団体が参加して議論をより活性化させる

**95** 業務用と家庭用の別は内容物相違ではなく販売単位の相違という事すら存じず、一般家庭用に販売されている日用品が体調不良の原因になる事すら存じませんでした。自身の知識、勉強不足かもしれませんが、ご存じの方々へも揭示をする事での注意喚起になりますのでしつこいくらいに危険や注意喚起を警鐘して下さい。そしてお知らせすべきマークは一目で要注意と認識可能なマークにすべきかと存じます。裏へ黒で小さく表示ではなく正面へ大きく表示が望ましいかと存じます。因みにユニバーサルデザイン等を勉強致しました。誰もが日常生活が快適になるようご尽力お願い致します。

## No. ご意見

- 96 資料 検討対象物質選定スキームについて の内容に対して意見を提出します。
- ・ 2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
母集団の設定は、政府による GHS 分類結果がある 3,283 物質とあるが、より多くの化学物質を対象にすべきであるため、対象物質の検討を実際に始める時には 2023 年 3 月末時点ではなく最新の GHS 分類を使うべきである。
  - ・ 2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
母集団の設定について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で規制対象とされる物質も母集団に加えるべきである。  
国民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類では不十分であり、予防原則の立場から先行している EU の REACH 規則で規制対象とされる内分泌かく乱作用等も規制対象に入れるべきである。
  - ・ 9 ページ 暴露のスコア付け（1）について  
情報源 1 として ・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、身の回りの化学物質等の事業者による使用実態が確認された情報源） とあるが、信頼できる情報であるか国民が判断できるようにするため、どの機関・事業者から情報を入手するのか具体的に表記すべきである。また、信頼できる情報であるか国民が判断できるようにするため、情報源として使用する論文・報告書・情報の内容を全てを、国民が WEB 上で常時閲覧可能な状態にするべきである。
  - ・ 9 ページ 暴露のスコア付け（1）について  
情報源 1 として 事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、身の回りの化学物質等の事業者による使用実態が確認された情報源） とあるが、全成分表示をしていない製品からどのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。表示義務のない範囲までを対象としなければ、国民の安全は保証されないため、全成分の情報を入手するべきである。
  - ・ 13 ページ 詳細評価について 及び 14 ページ 今後の進め方について  
3 年で 1 物質、2 から 3 物質を同時に進める とあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎる。リスク管理方法が議論・決定・実行されるまでは国民の安全は保証されていない状態であり、その期間国民は被害を受け続けることになる。予防原則を用い、疑いのある物質については短期間で評価するなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、国民生活の安全性を保証すべきである。

## No. ご意見

- 97 1. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について (意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 1 として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 2 として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
7. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について (意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。  
(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

## No. ご意見

8.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について (意見)家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻りに使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9.スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方 (意見)具体的な製品評価が、3年で1物質、2~3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由)提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保障すべきである。

10.14 ページ 今後の進め方

(意見)このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由)家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきである。

## No. ご意見

- 98 ・家庭用柔軟剤や洗濯洗剤、消臭スプレー等への GHS マーク表示を義務付けすべき。

SNS 動画では□□に柔軟剤を混ぜたり、トイレタンクに柔軟剤を入れる等の間違った使用方法を案内する人々が多くいる。海外では 14 歳の子供が、消臭スプレーを過剰に使用し、死亡したという報告もある。日本の CM では大手企業が有名俳優を起用して「抗菌」「消臭」「除菌」「香り長持ち」等一見メリットとを感じる事ばかりを過剰に宣伝し、使い方を謝ると危険であるということには一切触れていない。そればかりか、これらの製品は、マイクロカプセルによる香り長持ち効果が原因で、衣類にそれを付けた人々があらゆる公共の場の空気や触った物に成分を付着させたり、抗菌剤や除菌剤のような非常に強烈な悪臭と甘ったるいフローラル臭等により空気汚染が深刻な状態にある。幼稚園や学校、職場では生徒や教師、従業員の衣類から揮発する成分の臭いが教室やトイレ等に充満し、換気をしてもいつまでも漂い、化学物質により体調を崩し、幼稚園や学校へ通えない子供や退職を余儀なくされる人々が増えている。私もその 1 人である。

- ・CM による過剰な「抗菌」「消臭」「除菌」「香り長持ち」宣伝を控えるべき。

洗濯洗剤は汚れや臭いを落とし清潔にするものでなければならない。つまり清潔に洗った物は本来無臭である。

- ・マイクロカプセルによる環境破壊を止めるべき。

空気汚染と共に深刻なのが河川や海のマイクロプラスチック汚染である。海外ではすでに使用禁止。日本は非常に遅れている。実際、河川敷や砂浜を歩いていると川に繋がる用水路や海からは柔軟剤の臭いがする。

- ・病院、学校、職場、レストラン等、不特定多数が過ごす場での香りのマナー徹底。

どこへ行っても洗濯洗剤や柔軟剤の強い香りで非常に迷惑。化学物質により、頭痛、吐き気、倦怠感、眠気、関節痛、目や鼻の痛み、鼻水、目の痒み、皮膚疾患、呼吸困難等多くの健康被害が出る。その為、

・学校では、勉強に集中出来ないどころか、体育等参加出来ない授業がある、倦怠感で学校を休む、柔軟剤等で体調不良になる事が知られていないせいで友達関係が崩れる、孤立する等虐めにまで発展している。

- ・レストランでは他人の臭いのせいで味が分からない。

- ・スーパーで購入した野菜や図書館で借りた本が柔軟剤臭い。

- ・電車やタクシーで座ったら衣服に柔軟剤の臭いが付き、洗っても落ちない。

- ・映画館や劇場で周囲からの強い香りで集中して観られなかった。

- ・ベランダに布団や洗濯物を干したいが、近所から漂う柔軟剤の強い香りが気持ち悪く、窓も開けられない。

等、あらゆる場面で非常に迷惑をしている。つまり、洗濯洗剤や柔軟剤に香りや抗菌剤、除菌剤を付ける事は香水と違い、TPO を選べないばかりか、全身から強く香るため、日用品としてはそぐわない。

・健康被害が急増している。治療法も薬も無い化学物質過敏症患者が大人だけでなく、子供達にも増えている事から、政府は大手メーカーに対し、成分の全ての開示と製品全ての安全検証、ユーザーへの使用方法注意喚起、CM 等による過剰な宣伝の禁止等をして頂きたい。

**No. ご意見**

**99** 柔軟剤や抗菌剤、芳香剤、消臭剤等に含まれる有害物質含む製品の規制。製造中止。販売規制。使用規制。もしくは、製造する場合、国の基準を製造使用中止している海外基準に合わせ。  
化学物質過敏症の方が安全に使えるものに軌道修正していただく。

**100** 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。

2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。

5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

## No. ご意見

### 6. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について

（意見）情報源2として、海外情報&ECサイト（海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

（理由）情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について

（意見）家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

（理由）家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について

（意見）家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

（理由）家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

（意見）具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

（理由）提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を確保すべきである。

### 10. 14ページ 今後の進め方

（意見）このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

（理由）家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

## No. ご意見

**101** 私は高校生です。友達の制服や髪の毛等からする人工的な香りによって体調不良になります。学校の先生に相談し、香水の禁止はできそうだとされました。しかし柔軟剤の禁止は法律で禁止となっていないため現段階では難しいと言われました。法律で決められていれば禁止にすることができるそうです。しかし禁止ができない今、体調が悪くなって休むのは私です。なぜ環境にも人にも動物にも優しいものを使っている私が匂いのせいで学校を休んだり、自由に遊びに行けないのですか？友達と行く予定だったテーマパークも、公開日に行く決めていた映画も、テスト最終日の放課後に行くカラオケも私は行けません。もう1ヶ月友達と遊べていません。匂いで体調が悪くなることをクラスの人には知っています。知ってから私と距離を置くようになりました。私に近づかなければ体調は悪くならないと思って善意で話しかけてこない人もいます。しかしそのせいで私は1人でお昼を食べています。クラス中から聞こえてくる遊ぶ約束の話が羨ましくて、聞こえてくると涙がでます。しかしそういう人に限って何もいいことがないと言っています。友達と普通に遊べる幸せに気付いていない人が多すぎて、それもとても辛いです。前みたいに遊びたい。お泊まりがしたい。約束していたことをやりたい。私にはもうそれはできないですか？もう思い描いていた高校生活には戻れないのですか？学校を休むのはやっぱり私ですか？少数派は尊重されず我慢するものですか？ドラッグストアには香料入りのものが多すぎます。CMではいい匂いと言っています。体に悪いとちゃんと公表してください。好きなことができずに我慢している人は私以外にも沢山います。もっとちゃんと耳を傾けてください。対応してください。助けてください。苦しいです。辛いです。お願いします

- 102** 1. スライド2ページ 検討対象物質選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団の設定について、政府によるGHS分類結果がある物質に限定するならば、2023年3月末時点でなく、スキームの検討開始時点までに分類結果がある物質を対象とするべきである。  
(理由) より多くの化学物質を対象とするべきであるから。
2. スライド2ページ 検討対象物質選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団の設定について、政府によるGHS分類結果がある物質に限定せず、EUのREACH規則で有害性があるとされる物質と同等の懸念(内分泌かく乱作用など)のある物質についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の健康を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、より広く長期にわたる影響も考慮したEUのREACH規則で規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れることが法案の目的に沿うから。
3. スライド2ページ 検討対象物質選定スキームの位置づけについて  
(意見) 家庭用品規制法の対象物質の選定にGHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に係る対象物質の選定に際し、有害性評価にGHS分類を用いるのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められると言わざるを得ない。よって、製品にはGHSマークの表示を義務付けることで、市民に製品の一定の有害性を認識できるようにしておくべきであるから。
4. スライド5ページ 有害性によるスコア付け(2) 【短期影響】のスコア付けの考え方について  
(意見) スコア付けの重みを『呼吸器感作性』と『皮膚感作性』に大きく置く一方で『特定標的臓器毒性』の区分1/2は対象外としているが、妥当性

## No. ご意見

が疑わしい。GHS 分類の『特定標的臓器毒性』には神経系に対する有害性が含まれる。これを対象外とすることで、近年の化学物質を起因とした健康被害の報告が多発している頭痛やめまい、倦怠感等の神経症状が十分加味されない状況になっている。『特定標的臓器毒性』の区分 1 / 2 を有害性によるスコア付けの対象に入れるべきである。

(理由) 市民の健康を守るためには、呼吸器・皮膚感作性のみでなく、すでに健康被害が報告されている中枢神経系感作性も有害性評価の対象とする必要があるから。

### 5. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け (1) について

(意見) 情報源 1 として挙げられた、『製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書』、『事業者による使用情報 (事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)』から、目的の情報をどのように入手するのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。探索しても入手できない情報があれば正確な暴露のスコア付けとならない。よって製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにしておく必要があるから。

### 6. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け (1) について

(意見) 情報源 1 として、『事業者による使用情報 (事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)』が挙げられているが、全成分表示している製品 (化粧品) ではなく、主成分しか表示していない製品である場合、含有物質についての完全な情報をどのように入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。探索しても入手できない情報があれば正確な暴露のスコア付けとならない。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにした上で、評価すべきであるから。

### 7. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け (1) について

(意見) 情報源 2 として挙げられた、『海外情報 & EC サイト (海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)』から、目的の情報をどのように入手するのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきであるから。

### 8. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、『家庭用品用途あり』『業務用又はニッチな製品』とあるが、定義が記載されていない。定義を明記した上で、暴露のスコア付けをすべきである。

(理由) 『家庭用品』『ニッチな製品』の定義が明らかにされていない現状では、正確な評価はできないから。

## No. ご意見

### 9. スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について

（意見）家庭用品用途の該否の表中、『業務用』と『ニッチな製品』の係数を同じ0.1と設定する妥当性が見当たらない。係数は検討しなおし、根拠とともに設定すべきである。

（理由）『家庭用品』『ニッチな製品』の定義が明らかにされていない現状では、正確な評価はできない上、『ニッチな製品』であっても、家庭用品として頻繁に使用される場合等においては、暴露のスコアとしては家庭用品と同等になりうるから。『ニッチな製品』の定義と係数は、より実態に即した妥当性の高いものとする必要があるから。

### 10. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

（意見）『3年程度で1物質のリスク評価を完了。2？3物質を並行して進める』とあるが、家庭用品として対象になるGHS分類結果のある物質は3,283物質あり、市民の健康を担保するには評価に時間がかかりすぎると考える。優先順位をどうつけていくのか。予防原則に立って、すでに健康影響についての訴えがなされている物質、有害性が疑われるものについては、短期間で集中的に評価を進めるなどして、より多くの製品について効率的に評価すべきである。また、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどの策を取るべきである。

（理由）全ての対象物質に関する評価をなるべく早く完了させ、市民生活の安全を保証すべきであるから。

### 11. 14ページ 今後の進め方

（意見）このスキームの運用に際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

（理由）家庭用品の規制を速やかに行うためには市民の理解を得る必要がある。そのためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加するべきであるから。

**No. ご意見**

**103** 周りの人の使用する柔軟剤、抗菌洗剤により化学物質過敏症を発症した者です。看護師として市の中核病院で働いていますが、職場の空気環境の悪さや、疾病への無理解から退職をも考えなくてはいけない状況になっています。米国では、公共の場では VOC 量の多いものを使用しない配慮が進み始めているといいます。日本の基準もそれに準じたものになれば、化学物質過敏症により職を失う人が減るのではないかと思い、意見を書いています。また、看護師は消毒等により日頃から化学物質への曝露が多く、化学物質過敏症を発症しやすい職業とされています。看護師への、「自身の健康のために」という視点での注意喚起も必要と考えます。

以下、意見、要望です。

1.対象物質の検討を実際に行う際は、最新の GHS 分類を使う。

2.GHS 分類に限定せず、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH 規制（欧州連合 EU での化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用」も規制対象に加える。

3.現在、業務用にすら表示義務がないため、業務用、家庭用ともに GHS マークの表示を義務付ける。

4.製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにする。

5.全成分表示を義務付ける。

6.業務用の定義を明記する。

7.対象 GHS 物質が 3283 あるため、3 年で 1 物質、2 ? 3 物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎる。早く進めて欲しい。

香害は長年、国が見ないようにしてきた、国から見放されてきた問題と感じています。新たな被害者を増やさないためにも、速やかに対策がとられるべき問題です。進捗状況を管理する委員会を設けて、市民の代表も加えるべきと考えます。

**104** タバコの副流煙から受動喫煙症となりました。現在マンションの両隣が香りの長続きするマイクロカプセル入りの柔軟剤を使用しており、雨の日以外昼夜問わず洗濯物を干しています。窓を開けるとニオイが直撃し喘息が誘発されます。自身の洗濯物も外に干すと、マイクロカプセルが吸着するので干せません。朝、玄関を開けると隣のマンションのベランダに干している洗濯物からも柔軟剤臭を感じます。駐車場を挟んでいるのに以上なくらい臭いです。電車の中はもちろん臭いのですが、職場もエレベーターホールを降りた途端柔軟剤のニオイに襲われてます。無香料の生活用品や化粧品を使うことを徹底しているのですが、帰宅後服を脱ぐと自分が使っていない柔軟剤のニオイが付着しています。会社に高性能の大型空気清浄機が設置されているのですが、フィルターの埃も柔軟剤臭が凄いです。ドラッグストアやスーパーら勿論、街中の商業施設もアロマやフレグランスの臭いをばら撒き（特に□□）とても苦しんでいます。食品にも吸着します。特にお米は酷いです。紙にも吸着し、多くの人が利用する図書館の本も臭いです。現在、専門医により薬 3 種類と吸入を 2 種処方されています。

使っていない人達が健康被害を受け、精神的、経済的にも苦しめられています。□□は安全を確認した成分しか使っていない。消費者に用量を守るよう周知している。守らない消費者が悪いと責任者転嫁しています。独力が確認した安全など全く信用できません。実際子供から大人まで、多くの人が苦しめられています。テレビ局も□□がスポンサーのため、香害の事実を把握しているにも関わらず報道しません。CM を流し続け被害を拡大させています。数年前から消費者センターに香害の被害者から多くの声が届いているにも関わらず放置している国にも大きな責任があります。証明に時間が掛かると放置し

**No.    ご意見**

ている間に、多くの子供が幼稚園や学校に行けなくなり苦しむのです。自宅で生活できなくなり、寒い冬も車中で過ごしている人もいます。1日も早く、香りが長続きする洗濯洗剤や柔軟剤の製造販売を禁止してください。

**105** 1. スライド2 ページ  選定スキームの位置づけについて

（意見） 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH 規制（欧州連合 EU での化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用（環境ホルモン作用）」も、母集団に加えるべきである。

（理由） 国民生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同等の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

2.スライド10 ページ  暴露のスコア付け（2）について

（意見） 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

（理由） 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

3.スライド10 ページ  暴露のスコア付け（2）について

（意見） 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

（理由） 「業務用又はニッチな製品」の定義が明らかでない上に、家庭用品として頻繁に使用される場合もありうるとすると、家庭用品の 0.1 の影響とするのが妥当かどうか検討し直した方がいい。

4.スライド13  詳細評価、14 ページ  今後の進め方

（意見） 具体的な製品評価が、3年で1物質、2？3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎる。評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、国民生活の安全性を保障すべきである。

（理由） 対象 GHS 物質が 3,283 あるのに、3年で1物質、2？3物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎるので、早く進めて欲しい。

## No. ご意見

106 10年以上、看護師として働いてきました。数年前から同僚や患者様の使う柔軟剤の香りをきつく感じるようになり、最近になって香害という言葉を知りました。調べると欧米など先進国では、香りへのマナーや成分の規制が日本よりもかなり厳しいことがわかりました。マナーと言えは聞こえは良いですが、実際に「柔軟剤の香りがきつい」と言うと、こちらが頭のおかしい人と見られるのが今の日本の現状です。どうやら企業は、香害の被害者がどれだけ悲鳴をあげようとも「買う人がいる限り売り続ける」という姿勢のよう。国が主導となって、成分の表示義務や規制を厳しくするほかないと思います。一般市民が日常的に使用する家庭用品に対して、一市民がこんなに大仰な意見書を書かなくてはいけない状況は、早く終わりにして欲しい。以下、意見です。

### 1. 選定スキームの位置づけについて1

政府による GHS 分類に限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点（最新のもの）にすること。

（理由）より多くの化学物質を対象にすべきであるため。

### 2. 選定スキームの位置づけについて2

政府による GHS 分類に限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべき。

（理由）市民の健康や安全を守るためには、現行政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で懸念のある物質とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきであるため。

### 3. 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について

家庭用品規制法の対象物質の選定について GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべき。

（理由）家庭用品の規制に関して GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきであるため。

### 4. 暴露のスコア付け（1）について1

情報源1として、製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報とあるが、どのように情報を入手するのか分からないので、具体的に表記すべき。

（理由）情報源1から、どのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきであるため。

### 5. 暴露のスコア付け（1）について2

情報源1として、事業者による使用情報とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべき。

（理由）情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきであるため。

### 6. 暴露のスコア付け（1）について3

No. ご意見

情報源 2 として、海外情報 & EC サイトとあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべき。

(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドからはわからない。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきであるため。

7. 暴露のスコア付け (2) について 1

家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていない。定義を明記したうえで、評価作業をすべき。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8. 暴露のスコア付け (2) について 2

家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討し直すべき。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので評価できない。また、ニッチな製品であっても家庭用品として頻繁に使用される場合は係数がどう変化するかは検討する必要がある。ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. 詳細評価、14 ページ 今後の進め方について 1

具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎる。予防原則に則り、疑いのある物質については短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべき。

(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきであるため。

10. 今後の進め方について 2

このスキームを運用する際、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民団体の代表も参加させるべき。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行い、市民の理解を得るためには、利害関係者である市民を代表する立場の者が進捗状況を管理する委員会に参加し、市民の信頼を得るべきと考えるため。

107 1 スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団についてですが政府の GHS 分類のものに限定せず、REACH 規制で有害性があるとされている物質についても母集団に加えて下さい。

(理由) 国民の安全を守るには、現行の国の GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規制で毒性や危険性がある物質として規制対象になっているものも、規制対象に入れるべきです。

## No. ご意見

### 2 スライド2ページ 選定スキームの位置づけ GHS分類の使用について

(意見) 家庭用品規制法の対象物質の選定に、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にもGHSマークの表示を義務付けて欲しい。

(理由) 一つの洗剤も容量により「業務用」「家庭用」と別に販売されています。業務用サイズにはGHSマークが付いていても、量が少ないというだけで家庭用サイズには同マークの表示がありません。これでは消費者が危険を認識できずに購入してしまう事になります。GHS分類対象の物質が入っているなら「業務用」「家庭用」の分け隔てなく表示を義務付けて下さい。

### 3 スライド9ページ 暴露スコア付け(1)について

(意見) 製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書 事業者による使用情報とございますが、情報の入手方法などわかりません。具体的にもっと詳細な部分まで公表して下さい。

(理由) 製品中の化学物質の曝露状態を調査するには、その情報源の入手方法、入手範囲等々を具体的客観的に公表してほしいです。

### 4 スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中に「業務用又はニッチな製品」とありますが、その定義の記載がありません。定義を明確に書いてほしい、その上で評価作業をして下さい。

(理由) 家庭用品にあたるのか、業務用またはニッチな製品の定義が明らかでなければ正しい評価は出来ないと思います。

### 5 スライド13ページ

(意見) 製品評価が3年で1物質、2から3物質を同時に進めるとあります。余りにも少ないと思います。予防原則を用いてもっと早く進めるべきだと思います。

(理由) 対象のGHS物質は3283あります。上記の進行スピードでは余りにも遅すぎて、このままでは多くの国民が危険物質の毒性に曝されることになると思うからです。

### 6 スライド14ページ 今後の進め方について

(意見) このスキームの運用に関して市民や専門家などの外部の人で構成された委員会を作り、実際に家庭用品を使う一般市民の代表もこれに参加出来るようにしてほしい。

(理由) 家庭用品に関する規制をきちんと速やかに進める為には、国や家庭用品を作る企業だけの意見では不十分です。家庭用品を実際に日々使う一般市民の代表者を参加させて意見を反映させることが国民や次世代の健康や環境を守ることになると思うからです。以上になります。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

**No. ご意見**

**108** 家庭用の洗剤、柔軟剤が原因による香害、そしてそこから化学物質過敏症を発症する人達が増えている事で、日用品に関する成分規制を EU 諸国の様とまではいなくとも相応に厳しく評価してもらいた。特に 20 年前日用品には使われていなかったと思いきマイクロカプセルやそれらに準ずるナノテク徐放技術に使用される成分。それらを構成する物資は内分泌かくらん物質も含まれているのではないのでしょうか？メーカーは安全性を口頭で唱えはするものの、実際検証データの開示は頑なに公表しません。すでに安全性のわかっている化学物質単一成分のみを評価し、複合的に見た安全性を評価しているとも考え難い。動物、人体での実験検証は行っていないようなので、そこからどういった安全性がわかるのでしょうか？20 年前には無かった、聞いた事なかったはずです昨今の柔軟剤に対する被害の声は。署名までメーカーに提出している事実もありますし、ただでさえ日用品に関する規制は緩いと感じる部分も多い。せめて多くの人々が手軽に使用する製品については過去の公害を鑑み、慎重に安全性の調査を行い、現状問題が起り得ている成分についてはきちんと調べてもらいたい。

**109** 人体に無害の化学物質は存在しないため、対象は家庭で使用されるできるだけ多くの化学物質を含めるべきと考えます。REACH 規則で有害性がある、あるいは可能性のある物質は検討すべきと考えます。家庭での使用であるため、その評価をわかりやすく表示する必要があります。たとえ有害性が低いと考えられる場合でもその可能性を表示し、消費者に選択しやすくする必要があります。また、事業者はその表示の義務や研究の妥当性を認識していただく必要があります。多数の化学物質が含まれる場合でも、割愛せず、全て表示するべきと考えます。たとえ使用する頻度が少ない物であっても、明確に表示すべきと考えます。家庭には乳幼児がいます。その将来も考えて厳しく対応するのが大切です。

**110** ・スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。  
・スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見)情報源 1 として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由)情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

## No. ご意見

- 111 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト(海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

**No. ご意見**

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を確保すべきである。

10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える

**112** 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律における検討対象物質選定スキーム」PDFを拝見しました。私の友人で、昨年化学物質過敏症を発症して、現在も不自由な暮らしを強いられている人が実際にいます。情報収集、評価するにあたり、実際に困難に瀕している人、弱者によりそのような、より厳しい基準で評価して、規制して頂きたいとします有害物質、またはその疑いがあるものは、可能なかぎり規制し、代替のものに切り替えていくことで、人間のみでなく、あらゆる生物がストレスなく健康に生きていける世界になるはずで、そのような世界は、長期的に見て必ず我々人間にとってプラスに作用するはずで、なにとぞ、よろしくお願いします。

**No. ご意見**

- 113** 1. 対象物質の検討を実際に始める時には、最新の GHS 分類を使ってほしい。
2. GHS 分類に限定しないで、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH 規制（欧州連合 EU での化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用（環境ホルモン作用）」も、規制対象に加えるべきである。
3. 家庭用品規制法で GHS 分類を基にするなら、家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべきである。
4. 製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにするべきである。
5. 全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報入手方法を明らかにすべきである。

- 114** 1.スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌攪乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 消費者の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同等の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌攪乱作用等も規制対象に入れるべきである
- 2.スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、業務用だけでなく、消費者が手に取る可能性のある家庭用品すべてに GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、現行使用が認められた製品であっても、製品内に一定の有害成分が認められる以上、製品表面に GHS マークの表示を義務付け、消費者にも製品の有害性を視覚的に一目で認識できるようにすべきである。
- 3.スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見)情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、情報をどのように入手するのかが不明確なので、具体的に表記すべきである。  
(理由)情報源 1 からどのように製品情報を入手するのかが不明確である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するの か、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。  
現在、大手メーカーの製品に有害成分が使用されている事も少なくない。「赤ちゃんにも使えます」と言う触れ込みの製品に於いても、SDS で製品内成分を自ら調べれば、有害性が示唆される GHS マークが多数表記されている事も確認できる。ただし、これは自らメーカーHP へ行き、製品と成分を調べなければ店頭に並ぶ製品のパッケージだけ見ても知る由もない。老若男女問わず、消費者が購入にあたり、その製品内の有害成分使用を簡単に確認出来る方法を義務付けして頂きたい。

## No. ご意見

- 115 1.スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
- 2.スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 消費者の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
- 3.スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト（海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。（理由）情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきで

No. ご意見

ある。

7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、消費生活の安全性を確保すべきである。

10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、消費者の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である消費者を代表する立場の者が参加すべきである。

116 家庭用品規制法に関するパブリックコメントを提出いたします。

【該当箇所1】スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。

(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。

【該当箇所2】スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

## No. ご意見

(意見)母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。

(理由)市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

**【該当箇所 3】** スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について

(意見)今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。

(理由)家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

**【該当箇所 4】** スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見)情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。

(理由)情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。

**【該当箇所 5】** スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見)情報源 1 として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分

表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。

(理由)情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

**【該当箇所 6】** スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見)情報源 2 として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

(理由)情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

**【該当箇所 7】** スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見)家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

No. ご意見

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

【該当箇所 8】スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見)家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻りに使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

【該当箇所 9】スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方

(意見)具体的な製品評価が、3 年で 1 物質、2~3 物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由)提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を確保すべきである。

【該当箇所 10】14 ページ 今後の進め方

(意見)このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由)家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

以上のコメントを今後の方針で反映していただけるよう何卒よろしくお願い致します。

数年前より、私自身、洗剤や日用品に使用されている化学物質が原因となり、化学物質過敏症を発症し、通常の生活を送ることがほぼ不可能な状態となっています。化学物質過敏症は年々増加しているのが現状ですが、そうした被害が拡大している原因の一つには有害な化学物質を使用した製品の規制やその成分の危険性が周知されていないため消費者が知らず知らずに被害を拡大していると言えらると思います。こうした状況を国は把握し、国民の健康の確保、また環境汚染を回避する視点からも真摯に受け止めて改善するように心よりお願いしたいと思います。

117 学校、病院、役所、図書館、博物館や美術館など、まずは公共機関では柔軟剤や合成香料使用者、喫煙後 3 時間以内の人は立ち入ってはいけないようにしていただきたいです。特に柔軟剤にはマイクロプラスチックも含まれていることを、テレビ等のコマーシャルで大きく表示すべきとしてほしいです。お願いいたします。

## No. ご意見

- 118 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト（海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

No. ご意見

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方(意見) 具体的な製品価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないか、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保障すべきである。

10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべき

たとえば、□□は鼻を麻痺させて匂わなくするという設計方法で作られた商品ですが、同じ職場で同僚がその商品を使いだすと、まるで毒ガス室に閉じ込められたかと思うほど苦しく、呼吸器や全身に大きなダメージを受け、仕事ができなくなるほどでした。また、今シーズンは□□という商品も酷い設計でこの洗剤を使っている同僚にとっても苦しめられました。普通に働いている人間でも仕事ができなくなるほど、今の洗剤メーカーが作っている製品は酷いです。どうして洗剤ごときでこんな苦しい生活を強いられるのか教えてください。しっかりとそのような製品が売られることがないような法的な枠組みをしっかりと整備していただきたいです。

119 隣家の干している洗濯物から漂う香りで咳き込んでしまう また、非常に気持ち悪くなり吐き気を催すため、自家の物は外には干せない、窓を開けて換気ができない。同じ空間(病院など)にいると目に刺激がある。マスクをしていても頭痛がしてくる。また、柔軟剤を使用している人の座った椅子などからの香り移りがあり、洗濯しても香りが全く消せない。道の下水道からも科学的な香料の匂いがしてくるため、庭で作業していても慢性的な喉のイガイガに悩まされている。

**No. ご意見**

**120** スライド2ページ、選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用に対して

[意見] 家庭用品規制法の対象物質について GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務づけるべきである。

[理由] 家庭用品の規制について、対象物質の選定に関する有害性評価に GHS 分類を使用するのであれば、消費者が製品の有害性を確認できるよう製品に GHS マーク表示を義務付けるべきである。少量であっても長期間の繰返し使用には一定のリスクがあるはずなので、少なくとも消費者にそのリスクを知らせるべきである。

スライド9ページ、暴露のスコア付け(1)に対して

[意見] 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、身の回りの化学物質等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、併せて製造メーカーに全成分開示義務を課すべきである。

[理由] 一般的に販売・使用されている香り長持ち柔軟剤、抗菌洗剤、消臭抗菌剤等による健康被害に家族が大変苦しみ日常生活がまともに遅れない状況が1年以上続いている。自らは使用しなくても店舗・公共施設・近所がそれらの匂いにあふれ、移香もひどく本当に困っている。同様に健康被害のある方も多く、まずは製品と健康被害の因果関係が明らかにならないかと考えるが、製品には主成分しか表示されていない上に、メーカーに問合せでも開示義務がないと回答される。メーカーに全成分の開示義務を課さなければ、情報源1は不完全であり、リスク抽出さえできない。

**121** 選定スキームのP2について、

- ・評価の透明性・正当性を高めるために、あらかじめ、どのようなリスクに対して、どのような評価を実施し、規制が必要と判断する場合の基準を整理・文書化し公開してほしい。個別物質の検討に入る前に、特に感作性物質の閾値の検証方法と規制の仕組みについて、目的やゴールを明確化した評価指針や、特に消費者製品暴露を十分に説明したリスク評価手順の文書化が必須である。

- ・いわゆる NITE による GHS 分類は、産業界から提情報供される物質や、健康や環境に対して有害性が懸念されるような物質を対象とし、ラベルや SDS を作成する際に参照してもらうことを目的に公開しているため、家庭用品に用いられる多種多様な原料は、NITE による GHS 分類がない成分も多い。また、データが十分でない化学物質も、GHS 分類されていない。例えば、韓国の加湿器で事故を起こした PHMG (CAS31961-54-3、89697-78-9) や PGH (CAS374572-91-5) といった殺菌成分は、NITE による GHS 区分がなされていない。そのため、GHS 分類を使用した対象物質の選定方法は適当ではないので、再考頂きたい。

- ・個別の物質検討の中で明らかになる科学的事項があることは理解するが、評価の透明性、正当性を高めるために、あらかじめ評価手順、規制基準を明らかにしていただきたい。また、どのようなリスクに対して規制することを目的としているのか、どのリスクレベルで線引きをして規制するべきなのかを整理し、あらかじめ文書化していただきたい。この整理を行った後に、対象物質選定と詳細物質評価を始めることを要望する。物質選定の手法の妥当性、個別物質の評価手法検討のプロセスにおいても、産業界および有害性・消費者製品暴露の専門家と十分な連携の下、手順を踏んで透明性のある進め方を熱望すると共に、目的、ゴールも合わせて明文化していただきたい。消費者製品からの暴露評価方法について、あらかじめ十分検討いただきたい。測定、推算モデルの使用など、適切な手法について海外で用いられる手順や事業者による安全性評価方法などを事前に入手して検討方針を再考いただきたい。特に今回のスキームは、国内の法令の下、消費者製品について具体的にリスク検討を行う初めての事例となるため、個別物質の検討に入る前に、

## No. ご意見

目的やゴールを明らかにした評価指針や、特に消費者製品暴露を十分に説明したリスク評価手順の文書化が必須である。消費者製品によるリスク評価のステークホルダーとして、NITE、AISTの専門家をメンバーを加えていただきたい。

・今後検討対象としてももしも香料物質が含まるのであれば、詳細なリスク評価では、安全基準を満たすために業界が準拠している国際香料協会(IFRA)基準に基づく安全性評価・管理を活用いただきたい。IFRAは香水の安全使用の促進を目的とする国際的な業界機関で、主要な香料会社は全てIFRAに加盟し、IFRA策定の安全使用基準に準拠している。IFRA安全使用基準では常に最新の安全性データに基づきリスク評価を行い、特定の香料成分の使用について禁止、制限、または基準値の設定を行っている。IFRAは12の異なる製品カテゴリーを定義しているため、暴露評価が可能な限り現実のシナリオに近いものとなるように評価が行われており、本法で対象とする実際の消費者製品の使用を考慮した評価となっている。そのため、詳細評価にはIFRA基準に基づく安全性評価・管理を活用していただきたい。

選定スキームのP2,13,14について、

・詳細評価や基準設定の是非を議論する際には家庭用品安全対策調査会に、リスクアセスメントだけでなく、対策による緩和効果等も適切に議論できるリスク管理に長けたメンバーで構成して頂きたい。本規制法の目的が、家庭用品による健康被害を未然に防止することと伺っているので、適正な管理をすすめる方向に議論を進めていく必要がある。リスク評価の結果を踏まえて、未来への影響の大きさ、代替物質の有無、産業界への経済的な影響なども併せて議論できる第三者的立場の有識者を加えていただきたい。

・詳細評価を実施する際には、化学物質のハザードに基づく評価だけではなく、暴露を防ぐための対策等も考慮した暴露量に基づくリスク評価や、対象物質の社会な有用性や、代替困難性等も考慮することで、より実用的かつ実効性の高い評価が可能になると考えます。したがって、評価メンバーには、消費者製品によるリスク評価のステークホルダーとして、NITE、AISTの専門家の専門家も入るように検討頂きたい。

・事業者は安全な製品をお客様に提供できるよう、原料選定や製品配合量に配慮するだけでなく、剤型、容器および表示の工夫し製品を設計することで、製品の安全性の確保と事故の未然防止に努めている。このような製品の安全性評価や管理に関する事業者の技術と取り組みを積極的に本検討にもお役立て欲しい。一方で、現段階のようにまだ実質的な安全性の評価開始前で規制の要否判断もできていない状況において、具体的な物質名が公表されることは、長期にわたり安全に使用してきた有用な物質まで一部の方に「有害な物質」と誤認される恐れがあることについて非常に強く懸念している。詳細評価が未実施の状況において、家庭用品安全対策調査会資料として検討対象物質のリストを公表することは避けていただきたい。

・対象物質のリストが公表されると従来より十分な製品管理の下、安全に使い続けている物質を使用できなくなる恐れが非常に大きい。ブラックリスト化することで、安全性が把握されていない物質への急速な代替を促すことになり得て、より大きなリスクを生む。長期にわたる風評被害が生じるため、候補物質であっても対象物質のリストの公表は避けていただきたい。

・物質リストが公表されることで、製品の性能や品質を保つために必要不可欠な成分を風評被害の観点から使用できなくなる可能性がある。業界側が懸念しているのは規制化ではなく、規制化の俎上に上がるような物質であると国から公表されることにある。皮膚および呼吸器感作性でスクリーニングされた物質はそのハザード評価結果の解釈の難しさから規制値の設定には至らない。結果的に規制化されなくても、いたずらにリストが公表されたことで

## No. ご意見

適切に使用できる物質を失うことは業界にとって多大な損失となり、再考を望む。世界的にも予防原則の考え方で感作性について規制化している例はない。（健康被害が問題となった物質についてはヒトの症例報告に基づいて規制化する事例はある）

・化学物質の多くに何らかのハザードがあることが知られているが、一方でその物質独自の重要な社会的な機能を担っていることも多い。ハザードのみを理由として、特定の化学物質の使用が困難になると、代替となる化学物質の開発及び仕様に多大な費用が発生することもあり、経済的悪影響が発生する懸念される。世界的に汎用されている物質が、風評被害等により日本国内でのみ使用が困難な状況になると、グローバルでみた日本の競争力も低下する懸念があるため、対象物質のリストの公表は避けていただきたい。

・個別物質評価においては、メーカー等ステークホルダーと十分に連携いただき、既に把握済みの暴露やリスク評価結果について勘案いただく手順にしていただきたい。

・家庭用品という消費者に極めて近い製品カテゴリーにおいては、安全に使用できる様に設計された製品であることは、製造者及び消費者の双方に当然のことと受けとめられる状況にある。化学物質管理の文脈において、有害性・暴露といった表現は違和感なく用いられるが、家庭用品において、有害性によるスコア付けや有害性クラスといった表現を用いると、消費者にとって実質的に有害物質候補として認知され、製品カテゴリーが長年醸成してきた消費者から信頼を極端に損なう可能性がある。

今回のスキームで選定される検討対象物質に対する消費者の誤解による風評被害を防ぐために、スキームで使用される用語に対し以下のような言い換えを提案する。

「有害性によるスコアづけ」 → 「GHS 分類等によるスコアづけ」

「有害性クラス」 → 「GHS 分類等評価クラス」

「有害性評価値」 → 「GHS 分類等評価値」

選定スキームの P3 について、

・混合物では、同じ名称の物質に異なる CAS 番号が付与され、GHS 区分が異なるケースも存在する。物質名称と GHS 区分の関係が整理されなければ、同一名称の化学物質に、検討対象となる物質と、対象とならない物質が混在することで混乱が生じる可能性がある。そのため、同じ名称の物質に GHS 区分が異なる CAS 番号が存在する場合には、事前に GHS 区分の整理を行ってから成分名を公表してほしい。

選定スキームの P4 について、

・物質選定の「手順」よりも先に、消費者製品としてどのようなリスクを回避すべきなのか、すなわち「何」を規制管理するための仕組みかを明確に適宜する必要がある。その目的に合った物質/製品がきちんとスクリーニングできる手順を、物質選定方法に反映することを要望する。

選定スキームの P5 について、

## No. ご意見

・エンドポイント、は消費者にとって短期間に影響が見えやすいことを意味するものであり、直ちにヒトに対する毒性の観点での重要性が高いことを意味していない。まず、CMRのように有害影響として重大なものをきちんと管理する仕組みとして示すことを要望する。

・感作性・刺激性の報告が多いことを一つの根拠に、これらを優先度高く取り扱うとのことだが、これらのエンドポイントは消費者にとって短期間に影響が見えやすいことを意味するものであり、ヒトに対する毒性の観点での重要性が高いことを意味していない。

さらに、欧州等では感作性について日本のスコアのような厳しい立場をとっていない状況である。まず、CMRのように有害影響として重大なものをきちんと管理する仕組みとして示すべきである。例えば欧州で消費者製品の含有成分を規制・管理する REACH 規則では、感作性よりも CMR 等に、より厳しい立場をとっている。CMR 区分 1 の物質では消費者製品で 0.1%超(CM)あるいは 0.3%超 (R) で直ちに禁止され、高懸念物質(SVHC)も 0.1%以上(消費者製品を含む)で禁止されている。SVHCはCMR1、PBT/vPvB、およびこれと同等の懸念レベルの物質と定義づけられている一方、ここに皮膚感作性物質、呼吸器感作性物質、および STOT は含まれていない。呼吸器感作性物質は調和分類の優先事項程度のレベル感であり、さらに皮膚感作性物質は、SVHCでも調和分類の優先事項にも該当せず、それほど深刻でないと考えられている。言い換えれば、呼吸器感作性物質は、それ自体 SVHC 相当の危険性がないため、CMRよりも優先順位が低く、皮膚感作性物質はさらに低い優先順位である。このような国際情勢との整合性も考慮し、以下のようなスコアが適切であると提案する。

Resp Sens 1A: 4 プラス (機種依存文字が入力できなかったため、この表現にて記載)

Resp Sens 1: 3 プラス

Resp Sens 1B: 2 プラス

Skin Sens 1A: 4 プラス

Skin Sens 1: 2 プラス

Skin Sens 1B: 2 プラス

・急性毒性が問題となるケースは、事故や意図的摂取にかぎらないので、除外する理由にはならないためスコア付けの方法の再考を要望する。

・呼吸器感作性、皮膚感作性のスコアだけが長く、スコア付けの考え方が不透明であり、詳細な説明を要望する。

判断の拠り所として「家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」を挙げていますが、皮膚影響としては「アレルギー性接触皮膚炎」、「刺激性接触皮膚炎」が混在し、呼吸器影響としては「気道刺激性」と思われる症状の健康被害事例が多く挙がっていました。必ずしも感作性とは関連のないエンドポイントの事例が多数あるにもかかわらず、皮膚感作性、呼吸器感作性のスコアだけが長い理由が不明である。

・呼吸器感作性、皮膚感作性のスコアが高い理由が不明である。「家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」ではアレルギー性接触皮膚炎、刺激性接触皮膚炎、気道刺激性と思われる症状、等の健康被害事例があがっていた。必ずしも感作性とは関連のないエンドポイントの事例が多数あるので、スコア付けの考え方が不透明であり、再考を要望する。

・本法の有害性のスコア付けでは国際整合性の観点からみて、感作性が著しく偏重されているように見受けられる。短期影響と長期影響を別々のルールでスコア付けしているが、同じ 1? 6 の数値指標を適用している限り、大きな誤解を生む。D 値が 10 のマイナス 7 乗未満というのは一般的に非常に毒性

## No. ご意見

が高い物質の位置づけであり、これと感作性 1A が同等レベルに表記上、見える書きぶりは変更すべきである。

・本選定スキームでは、「事故や意図的な摂取による影響は対象外とするため、急性毒性及び誤えん有害性はスコア付けの対象外」とし、感作性に区分のある化学物質にのみ非常に大きな点数が付与されるため、実質的に感作性のみが有意なスコアとなっている。一方で厚生労働行政推進調査事業費補助金化学物質リスク研究事業「家庭用品規制法における有害物質の指定方法のあり方に関する研究」報告書（令和3年度）に記載されているように、諸外国の事例においても、化学物質の規制リストの対象となる物質の選定には、様々な指標が用いられており、感作性のみで評価した事例は見当たらない。一方で、「家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」では、家庭用品による健康被害は、化学物質によるアレルギーだけでなく刺激性接触皮膚炎、気道刺激性と思われる症状等、化学物質の刺激や毒性によって発生しているケースも非常に多い。刺激性が高い物質は、感作性を評価することが難しく、今回のスコア付け方法では、検討対象物質リストから漏れてしまう。さらに、劇物の除外濃度での使用のようなケースも検討対象外となる。非劇毒物の一般原料は、皮膚刺激性・皮膚感作性、などのエンドポイントに応じて、リスクアセスメントにもとづき安全設計と使用可否判断がなされており、おそらく家庭用品の成分の中で、最も慎重かつ安全設計にもとづき配合されるべき成分は、劇毒物区分の成分であり、スコア付けの方法の変更を要望する。

・感作性ポテンシャルを有する物質が高スコアとなっているが、アレルギー疾患は、感作誘導と惹起反応の2つのステップで発生する。一度感作誘導されると、非常に低濃度で惹起されるため、家庭用品の安全設計においては、感作誘導を起こさない安全基準濃度以下の用途用法・曝露条件で使うことが重要である。過去の有害事象でも、家庭用品が原因で感作誘導した事例は極めて限られており、医薬品のような家庭用品規制法の対象でない製品の使用によって発生したケースが多い。このような有害事象は、原因となった医薬品等の用途・用法・成分の適正管理で感作誘導を回避すべき案件である。感作誘導を生じないよう適正に安全設計された家庭用品における感作性ポテンシャルを有する成分の規制は、社会の人口構成で無視できないレベルのアレルギーパンデミックが起きてしまった事例（2010年代の欧米メチルイソチアゾリノン規制）に限られる。現在の日本国内において、該当する成分はないとの認識であり、感作性ポテンシャルを有する物質の規制は不要である。

選定スキームの P11 について、

・皮膚感作性と呼吸器感作性の関連性について一定の議論があるが、これにより直ちに規制に反映するには不十分な状況であり、再考を要望する。また、極度な予防原則的対応がとられないように要望する

選定スキームの P9 について、

・曝露の重み付けの順番に違和感がある。吸入の形態が最も高曝露とすることに今回のスクリーニングが恣意的に行われているように見える。また、業務用製品への配合やニッチな製品かどうかの判断根拠も不透明であり、明確化を要望する

・「有害性×曝露量」としてリスク評価を考える必要がある中、曝露スコアは「曝露量」が大きくなる条件を反映する必要があるが、現行のスコア付けでは、吸入経路による曝露を偏重しているように見受けられる。消費者に対するリスクを規制管理するために、以下の事項を明確に定義し、適切な手順でスコアリングを再考することを要望する。

No. ご意見

規制管理対象となる消費者リスクの具体的な内容

消費者リスクを評価するための指標と基準

スコアリング結果に基づいて講じる措置

・曝露の程度については、製品形態のみならずその物性によっても曝露経路や曝露量は左右される。例えばスプレー剤であっても飛散しない性状であればむしろ皮膚曝露のウェイトが高まり、塗布系の液剤であっても揮発性が高かったり乾燥後に物理的に飛散するような性状であれば吸入曝露の影響も考慮しなければならない。今回のスクリーニングが吸入>経皮 前提で進められていることに恣意的なものを感じる。曝露の重み付けの順番において吸入の形態が最も高曝露と評価されていることの詳細な説明を要望する。

・暴露経路によるスコア付けに関しては、スプレー製品による吸入が最もスコアが高くなっているが、スプレー製品でも泡剤型であれば、吸入曝露はない。この点を考慮するスキームになっていない。一方、溶剤用途が過小評価されている。成分の蒸発揮散により吸入暴露する経路も非常に重要であると考えられ、暴露スコアの適切な設定を要望する

・曝露の重み付けの順番に違和感がある。吸入の形態が最も高暴露とすることに今回のスクリーニングが恣意的に行われているように感じる。また、業務用製品への配合やニッチな製品かどうかの判断根拠は不透明であり、明確化を要望する

選定スキームの P11 について、

・有害性スコアにおいて皮膚感作性を採用し、暴露スコアに吸入経路の製品での使用を組み合わせることは適切ではない。例えば、有害性として皮膚感作性を対象とする場合、スプレー製品で経皮曝露が生じることあるが、直接皮膚接触のある製品よりも経皮曝露量が高いことは考えにくく、有害性の内容に合わせて暴露スコアを設定すべきである。

選定スキームの P14 について、

・皮膚及び呼吸器感作性でスクリーニングされた物質、は単なるハザード（情報の精査）×暴露（量の測定）だけでリスク評価できる毒性エンドポイントではないので、患者数の推移などの実態調査とセットで調査することが必要である。そのハザード評価結果の解釈の難しさから規制値の設定には至らないと想像される。結果的に規制されなくてもいたずらにリストが公表されたことで適切に使用できる物質を失うことは業界にとっても多大な損失となるため、リストの公表は行うべきではない。

**122** (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。

(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

**No. ご意見****123 ■1.<該当箇所>スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて 母集団の設定**

<意見内容>母集団の設定に、政府による GHS 分類だけでなく、EU の「REACH 規制」を参考にして、有害性が懸念される「内分泌かく乱作用」も対象に入れてほしい。

<理由>家庭用品に使われている化学物質には、「内分泌かく乱作用」のある物質の懸念がある。EU の REACH 規則では「内分泌かく乱作用」も規制対象になっており、「毎年 2000 人の男子の性的不能を防ぐため」にフタル酸エステル類が規制対象になっているそうである。多くの日本市民の安全を守るために、EU を手本にしてほしい。

**■2.<該当箇所>スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて GHS 分類の使用について**

<意見内容>政府による GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品にも GHS マークの表示義務付けをしてほしい。

<理由? 事業者向けの業務用製品（労働安全衛生法による）には GHS マークが、ついているものの、市民が使う家庭用品にはつけられていない。中身は同じなのだから、家庭用品にも表示をして市民にも有害性を認識できるようにすべきである。

**■3.<該当箇所>スライド 14 ページ 今後の進め方**

<意見内容>スキームの運用に際し、進捗状況を管理する委員会を設置して、市民の代表も参加させてほしい。

<理由>家庭用品は市民が使用するものであるが、家庭用品安全対策調査会のメンバーがどのように選定されているか、市民には不明な点が多い。市民の代表も参加して、透明性を持たせてほしい。

**124** スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて・・・「母集団の設定」が、政府による GHS 分類結果がある 3 2 8 3 物質 とありますが、より多くの化学物質を対象にして下さい。GHS 分類による毒性だけではなく、EU の REACH 規制で同等の懸念のある物質として規制対象になっている物質も含めてほしいです。

スライド 9 ページ 暴露のスコア付け（1）について・・・情報源 1 及び 2 の具体的な情報源を明示してほしいです。

また、「調剤（吸入）」が 4 点とありますが、家庭内で使用するスプレー・揮発・放散製品は 4 点でいいですが、家庭外（例えば公共の場所や職場等）で使用したり揮発放散を想定されている製品、公共の場で着用する衣類に含まれる芳香剤や消臭剤、香り付き柔軟剤等に含まれる化学物質については、5 点のスコアをつけてほしいです。理由は、公共の場で集まることにより、想定以上の放散が予想されたり、特定の化学物質を吸引したくない人が、吸引を避けられない状況になるためです。

スライド 10 ページ 暴露のスコア付け（2）について・・・「業務用又はニッチな製品」の係数が 0.1 とありますが、業務用であっても携わっている人の暴露は 10%になるわけではなく（むしろ業務中に関わるのであれば何倍にもなる可能性もある）、またニッチという分類もあやふやなため、「家庭用・業務用用途あり」は全て係数 1 にしてほしいです。

スライド 13 ページ 詳細評価について・・・3 年程度で 1 物質のリスク評価を完了。2 ? 3 物質を並行して進める。とありますが、現時点で 3283 の対象物質を評価するにはペースが遅すぎると思います。もっと多くを並行してすすめていただいたり、3 年程度かけるところをもっと短縮していただいたりしてほしいです。

No.	ご意見
	<p>最後に補足として、「資料1」家庭用品規制法に基づく規制基準（21物質群）に掲載されておりました「対象家庭用品」の範囲におかれましても、今後範囲が広がることを切に願っております。</p>
125	<p>1.スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  （意見） 母集団について、GHS分類は、最新のものにして欲しい。  （理由） より多くの化学物質を対象にすべきであるから。</p> <p>2.スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  （意見） 母集団について、REACH規則で有害性がある懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  （理由） 市民の生活の安全を守るためには、EUのREACH規則で、懸念のある物質を対象に入れるべきである。</p> <p>3.スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  （意見） 家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべき。  （理由） 有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべき。</p> <p>4.スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について  （意見） 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、ニッチが何かを明確にしてから、評価をすべき。  （理由） ニッチな製品が何を指すのかわからないため。</p> <p>5.スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方  （意見） 具体的な製品評価が、3年で1物質、2？3物質を同時に進めるとあるが、対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。  （理由） 市民生活の安全性を保障するためには、なるべく早く評価をすべき。3年程度ですべての評価を行うべき。</p> <p>6.14ページ 今後の進め方  （意見） このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民の代表を参加させるべきである。  （理由） 当事者である市民を代表する立場の者が参加することで、わかりやすく、信頼される進め方ができる。</p>
126	<p>「香り」ではなく「臭い」です。性能上必要もないもののために健康被害が起きているのですから全面禁止するしか選択肢は無いと思います。</p>

**No. ご意見**

**127** スライド2ページの選定スキームの位置づけにおけるGHS分類の使用についてですが、家庭用品規制法の対象物質を選定するのであれば、家庭用品へのGHSマークの表示をまず義務付けるべきではないでしょうか？GHS分類を使用して有害性評価をするのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、一般消費者にも製品に有害性のある物質が含有することを認識できるようにすべきです。

**128** 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。

2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同等の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

4. スライド4ページ 有害性によるスコア付け  
(意見) 化学物質の人体の影響には「脳神経」に及ぼすものがある。一例をあげれば、短期影響には「記憶障害」、長期影響には「発達障害」「認知症」などがあるとされるので、加えて欲しい。  
(理由) 化学物質に暴露されて起きる疾患である「化学物質過敏症患者」の症状を見ていけば、「記憶障害」「うつ状態」「不安障害」などがある。強い臭いの柔軟剤が発売されて以降に「発達障害」「認知症」も急激に増えていると聞く。

5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。

6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

## No. ご意見

(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト(海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 8. スライド9ページ 曝露のスコア付け(1)、スライド10ページ 曝露のスコア付け(2)について

(意見) 「柔軟剤」「合成洗濯洗剤」の記載が無いのはなぜなのか。

(理由) 2012年ごろからの香りブームによる「強烈な香りの柔軟剤、合成洗濯洗剤」。またコロナ下での「強烈な除菌剤入りの柔軟剤、合成洗濯洗剤」。これらの製品に暴露して、化学物質過敏症患者が急増しているため。

現在市販されている「柔軟剤、合成洗濯洗剤」は、香りを長く保たせる機能がある。香りを感じるということは合成香料が揮発しており、それを消費者は長時間吸い込んでいることになる。つまり「調剤(吸入)」である。また、長く保たせるということは、すすいでも落ちないような接着性のある成分が衣類に付着しているということになる。つまり「調剤(直接皮膚)」である。

### 9. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 10. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 11. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あるこ

**No. ご意見**

とから考えると、評価作業が遅すぎるのではないか、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

12. 14 ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

- 129**
- ・ 該当箇所 スライド p2 選定スキームの位置づけにおける GHS 分類の使用について
  - ・ 意見内容 GHS 分類に基づいて対象物質を選定するのであれば、現在表示対象外とされている家庭用品にも GHS ラベルの表示を義務付けるべきである
  - ・ 理由 GHS 分類は、化学品における危険性・有害性の種類と程度を特定し、それを取り扱う全ての者の安全を確保するために情報を伝えることを目的としている。現在、一般消費者向けの家庭用品については、日本国内において法律上の明確な GHS 表示の義務はない。家庭用品の規制に関して GHS 分類を用いるのであれば、表示対象外の製品をなくし、一般消費者にも化学品における危険性・有害性の情報を供すべきと考える。

## No. ご意見

- 130 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト（海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

## No. ご意見

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について

（意見）家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

（理由）家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について

（意見）家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

（理由）家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

（意見）具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

（理由）提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

## No. ご意見

- 131 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト（海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

**No. ご意見**

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を確保すべきである。

10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

身内2名とともに上記に賛同しています。

**132** GHS分類と検討対象物質選定スキームでの活用方針について選定する物質がGHSだけに限定されているのはいかがなものかと思います。日用品の表示義務が不備、穴だらけ、ザルです。全成分書がなくていいのは非常に問題です。柔軟剤、洗濯ビーズは雑貨扱いだから余計に成分とか書かなくて済むのが悪手だと思います。それなのに、GHS分類を元に有害物質を選定するのであれば、そもそも、家庭用品にもそういうマークの表示義務をするのが先じゃないですか？暴露のスコア付け、総合評価については調べるの遅すぎだと思います。管理方法を議論する場合など管理する人員の中に消費者も入れてほしいです。当事者の話を聞きに動く必要性も感じます。よろしくお願いします

## No. ご意見

### 133 ● 2 ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見)

G H S分類に限定せず、予防原則の立場から「REACH 規制」の対象物質も母集団に加えるべきである。例えば内分泌攪乱作用などの有害性が懸念される物質を母集団に入れてください。

また、近年被害が増大している「香害」の原因商品（抗菌消臭洗剤や香り持続柔軟剤）に含まれる全成分のうち、現在規制対象になっていない成分についても母集団に加えるべきである。特に抗菌消臭成分、人工香料を母集団に加えるべきである。

(理由)

現行の GHS 分類だけでは、実際の香害による健康被害を食い止めることができていないから。国民の健康を守るためには、「実際に被害が報告されている商品」に含まれる成分を検証することが必要不可欠と考えます。

### ● 2 ページ 選定スキームの位置づけ。G H S 分類の使用について

(意見)

家庭用品規制法で G H S 分類を基にするのであれば、家庭用品にも G H S マークを義務付けるべきである。

(理由)

業務用商品には G H S マーク表示義務があるのに、同じ成分で同じ商品の家庭用となると G H S マークの表示義務がないのはおかしいから。

業務用であれ家庭用であれ、使用者は人間です。そこに区別をつけるのはおかしいです。家庭で毎日継続的に使用する日用品にどんな有害物質が含まれているのかを消費者に分かりやすく伝える義務があると思います。

### ● 9 ページ 暴露のスコア付け (1) について

(意見)

製品中の化学物質の暴露状況を調査する再、どのように成分情報を入手するのか、入手方法を具体的に表記すべきである。

例えば□□のように企業のHPを見ても全成分が明らかにされていない商品の成分はどのように成分情報を入手するのか、その方法を具体的に明記すべきである。

(理由)

全成分が明らかにされていない製品が出回り、それにより体調不良になっている人が増えています。一定数以上の体調不良が報告されている商品については、全成分について検証する必要があり、ここを曖昧にしては有害物質の評価が公平にできないと考えるからです。

### ● 9 ページ 暴露のスコア付け (1) について

(意見)

調剤（吸入）とあるが、スプレー製品、噴霧製品に加えて、「香り付き洗剤・柔軟剤」「抗菌剤入洗剤・柔軟剤」「成分の持続目的で意図的に配合されたマイクロカプセル配合製品」を加筆していただきたい。

## No. ご意見

(理由)

「香害」の主な原因物質は「香り持続洗剤・柔軟剤」「抗菌剤入洗剤・柔軟剤」で洗濯された衣類からの揮発物です。また「マイクロカプセル」はカプセルそのものが人体（特に肺）に与える影響が懸念されるだけでなく、人工香料や抗菌剤をカプセル化したことで大きな健康被害が出ています。今回ここに踏み込まなければ、家庭用品の有害性の評価を刷新できないからです。

●13ページ 詳細評価, 14ページ 今後の進め方

(意見) 3年で1物質、2?3物質を同時に調べていくとあるが、これでは遅すぎて意味をなさない。「予防原則」を用いて、被害報告のある物質や具体的商品に対しては短期間に「暫定的に販売中止」を視野に入れた評価をすべきである。

(理由)

近年問題の「香害」は被害者がどんどん増えています。これを食い止めるには体調不良を訴える人の声をよく聞き精査し予防原則を用いて「疑わしい物質や被害報告多数の商品は、とりあえず販売停止」するしかないと考えます。

一旦停止し、その期間にじっくり製品の評価をするというシステムにしなければ永遠に香害は終わらず、化学物質過敏症患者は増え続けます。

また、化学物質はその特性上、1つの物質が規制されても、すぐに類似物質が開発され、3年で1?3物質を評価していくなど、ほぼ意味をなしません。野放しと同じと言えます。

さらに、1つの物質単独での有害性を調査しても現実に即していません。現実では実に様々な化学物質が複合的に作用した結果、健康被害が引き起こされています。

国民の健康を第一に考えれば「予防原則」の考えを導入し「疑わしき物質1つ1つ」だけでなく「疑わしき商品をまるごと暫定的に販売停止」することが必要不可欠であると考えます。

●14ページ 今後の進め方

(意見)

このスキームを運用するのに際しては、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由)

進捗状況を管理する委員会に、市民を代表する立場の者が参加して、厚労省が市民と共に歩み、市民のための家庭用品規制法を、市民の信頼を得ながらやっていただきたいと考えます。

No.	ご意見
134	<p>3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について</p> <p>(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。</p> <p>(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。</p> <p>有害物質と知らずに使用している現状を改善してもらいたいと思います。化学物質過敏症はこの先、花粉症と同じように増加していく可能性があると考えます。</p>
135	<p>人体に害があると考えられる化学物質は全て規制対象にして頂きたく。頭痛・めまい・吐き気・咳・疲労感などの症状が出ます。</p> <p>また、柔軟剤等で使用される香料のマイクロカプセルはマイクロプラスチックである為、環境負荷も多大となっています。その点に於いてもご考慮下さい。</p>

## No. ご意見

- 136 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト(海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

**No. ご意見**

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないか、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**137** 家庭用の洗剤や柔軟剤に含まれるマイクロカプセルに封入された芳香剤について規制を求めます。当該製品は、マイクロカプセルに化学物質が包まれていることで長期間匂い(化学物質かつ悪臭)が持続し、とりわけ人の集まる場所ではマイクロカプセルが長期に残留し続け悪臭による汚染を起こします。使用されている匂いの成分(化学物質)によって過敏症や健康障害を起こしているケースもあり、さらにマイクロカプセルはマイクロプラスチックでもあり、環境汚染源でもあります。これらは、生活上の必然性があるものではなく、規制が必要だと考えます。

No.	ご意見
138	<p>スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について</p> <p>意見内容：今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。</p> <p>理由：家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。</p>
139	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象物質の検討には最新の GHS 分類を使って下さい</li> <li>2 GHS 分類に限定せず REACH 法で有害性が懸念されている内分泌攪乱作用（環境ホルモン作用）を規制対象に加えて下さい</li> <li>3 家庭用品にも GHS マーク表示を義務づけて下さい</li> </ol>
140	<p>該当箇所／スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について</p> <p>意見内容／「業務用又はニッチな製品」の定義を明記すべき。また、ニッチな製品の係数「0.1」の妥当性については再検討すべき。</p> <p>理由／「業務用又はニッチな製品」の定義が不明であるため家庭用品に該当するかどうか評価できない。ニッチな製品であっても、家庭用品として頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要がある。</p>
141	<p>スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見内容 情報源 1 からの情報入手の方法、入手する範囲は具体的に明記すべき。</li> <li>・理由 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法も不明である。</li> </ul>
142	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて <ul style="list-style-type: none"> <li>（意見） 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。</li> <li>（理由） 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。</li> </ul> </li> <li>2.スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について <ul style="list-style-type: none"> <li>（意見） 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。</li> <li>（理由） 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。</li> </ul> </li> </ol>

No.	ご意見
143	対象物質の検討を始める際には、最新の GHS 分類を使用してほしいと思います。また GHS に限定せず、予防原則の立場から先行していると言われる「REACH 規制」で有害性の懸念される内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきだと思います。家庭用品規制法で GHS 分類を基本にするなら、家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けすべきです。
144	日用品の柔軟剤と洗濯洗剤に使用されているマイクロカプセルの規制をしてください。健康被害が増えており、他人の家庭の洗濯物の香りが拡散されて窓も開けられません。また、日用品にも GHS マークを付けてください。
145	化学物質過敏症、電磁波過敏症患者です。化学物質過敏症により日常生活に支障をきたし、一般的な仕事も出来なくなりました。集合住宅に今は住んでいますが、近隣のケミカル臭等で外出やスーパーへの買い物もままならず、人道的な生活が送れません。人体に有害な物質(食品添加物含む)の表記の明確化、人体に悪影響を及ぼす物質の使用撤廃をお願いいたします。
146	マイクロカプセルの規制 GHS マークを付ける
147	<p>・スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて 意見：母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。 理由：より多くの化学物質を対象にすべきであるから。</p> <p>・スライド 9 ページ 暴露のスコア付け（1）について 意見：情報源 1 として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。 理由：情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。</p>
148	日用品である柔軟剤に香料を付けるのが数年前から流行りだしており、誰もが当たり前のように香料（マイクロカプセル）付きの柔軟剤を使用しております。私自身、その匂い成分に含まれる化学物質により化学物質過敏症を発症し、ひどい頭痛と吐き気に苦しめられております。その柔軟剤も年々香料がきつくなって、1 か月や 2 か月どころか 2、3 年以上経っても匂いが残って、全然消えないものが多く、これは人体にとどまらず、環境汚染も懸念されます。まさに香害（公害）と呼ばれる状態ですが、メーカーは安全性をうたっております。国が安全基準を設けていないのに、何をもって安全なのか疑問に感じており、メーカーに対して不信感は募るばかりです。自分のように苦しむ人が無いように、みんなが安心、安全に暮らせるよう、マイクロカプセルの規制を早急に設けていただきたく思います。

**No. ご意見**

**149** (意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。

(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。それと家庭用品等、日用品にはマイクロカプセル等の香りを包んで破裂させながら香りをいつまでも持続させる徐放技術の使用を禁止して欲しい。自分で使って無いのに柔軟剤等の人工香料の匂いが服や髪の毛にくっついて洗っても洗っても取れずに困っています。最近は食品にも香りがついて来て臭くて食べれない物もあるし水道水からも香料を感じます。

**150** 家庭用品(洗剤、柔軟剤、消臭スプレー等)への「徐放技術の使用」を規制していただきたいです。安全とされている成分についても長く残留するため、慢性的に空間に漂い、シックハウス症候群、化学物質過敏症の増加、体内へ吸収する時間や確率もこれまでとは桁違いに高くなり、危険度も増していると感じています。

**151** お世話になります。身の回りの人の使用する柔軟剤や合成洗剤の香料で、呼吸器等に不調を来しています。呼吸困難もよく起きており、仕事はもちろん普通の生活に支障を来しております。職場や公共施設はもちろん、自宅にも近隣からの洗剤の香料が入り込んで来ます。築4年弱のハウスメーカーの一戸建てで、窓を閉めたり(ペアガラス)換気口を塞ぐなどしていますが、それでも微粒子(マイクロカプセル)が換気扇等から入り込んで来て、自宅でも呼吸困難が起きます。花粉や砂埃、黄砂に至っては海を超えてやって来ます。香料も広範囲へ広がっている物と実感しています。子供が保育園から帰宅すると、我が子が持ち帰ったタオルや着替え、シーツから香りがします。洗濯機に放り込むと、洗濯機の中から香料がフワッと広がり具合が悪くなります。また荷物だけでなく、我が子の頭や着ていた服にも香料が付いています。我が家では一切使用していないにも関わらず、周りの人の使用する香料が、保育園で過ごしているうちに移香してしまうのです。さらに困ったことに、周りから移香した香料が洗濯やつけ置きでは落ちないのです。日々、そういったことの繰り返しで、子供の服を仕舞っているクローゼットも開けると香りがするようになりました。これは、マイクロカプセルという徐放性のあるもので作られているためです。つきましては、

- 1、マイクロカプセルや類似製品の日用品への使用規制をお願いします。
- 2、柔軟剤や合成洗剤の製品パッケージに、マイクロカプセルや類似品の使用の有無の記載をお願いします。
- 3、使用することで、周りの人に体調不良が起きる可能性があり旨を、柔軟剤や合成洗剤の製品パッケージに記載をお願いします。
- 4、香害に関する注意喚起の記載を柔軟剤や合成洗剤の製品パッケージに、お願いします。
- 5、業務用以外の一般の製品にも GHS マークの記載をお願いします。

1日でも早く、ガスマスクを手放し安心して過ごせる日常生活が送れることを切に願っております。何卒宜しく願い申し上げます。

No. ご意見

- 152 検討案を拝読した。暴露ポテンシャルリスク数値化において、香料／柔軟剤／アロマ等全般の常習性、依存性、中毒性、誤用性、混合リスク、入手容易度等の要素にて無限大にリスク値が異なることからご検討をお願いする。
- 1.常習ポテンシャル（依存症／中毒症）。規定量の10倍、100倍、1000倍を使用する中毒者が現実に存在(※注1)。特に香料は常習に陥り易いリスクが極めて高い。
  - 2.他用途ポテンシャル（誤用／誤飲／ディフューザで部屋中に充満）。□□等の原液をディフューザ、加湿器等に入れて四六時中も部屋中充満させる中毒者が現実に存在。
  - 3.混合ポテンシャル（香料の混ぜ合わせ／柔軟剤の私的ブレンド）。インターネットには好きな香りの柔軟剤同士を混ぜてオリジナルな香りを作る方法を紹介するサイトが多数見受けられる。化学反応リスクは無限大。
  - 4.入手容易ポテンシャル（医薬品規制）。現状はスーパー等にて極めて容易に入手可。メーカーの誇大広告、過剰宣伝（有名人の起用、イラスト、絵文字）により簡単に入手。医療広告より厳しく規制すべきでるが野放し状態。
  5. 副流被害ポテンシャル（マンション等集合住宅）。依存症、中毒者が近隣に居住すれば、中毒者本人及び同家族のみならず、左右上下が繋がっている集合住宅が多い日本において被害が近隣住民におよぶ。受動的暴露は喫緊且つ重要な（特に日本で顕著な）社会問題。
- 法（昭和48年法律第112号）改正について、第3条（事業者の責務）に、メーカーに対して製造責任、営利目的の販売責任を課すべし。有名人を利用した爽やかな「映像宣伝戦略を禁止」、「購入者に適切な使用を義務付け」、「購入者が適切な使用を守らない場合は責を負うこと」を追加。罰則として「販売停止」「営業停止」「損害賠償」等の一切の法的義務を負うことを追加。中毒者はTPOを守らずに四六時中（食事時も睡眠時も）強烈な香料臭を焚く強者も現に存在する。
- 。

## No. ご意見

### 153 <各資料について>

令和5年12月25日開催 家庭用品安全対策調査会 配付資料について

資料：有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律における検討対象物質選定スキームについて

#### 1.具体的な検討の流れと検討対象物質選定スキームの位置づけについて（P2）

意見：母集団が政府による GHS 分類結果がある 3,283 物質（2023 年 3 月末時点）とするのであれば、家庭用品商品へ GHS マークや注意書きを表示すべき。労働安全衛生法下の商品とほぼ同様の成分の家庭用品には GHS 表示が義務付けられておらず、現在は有害危険性をマスキングされた状態であるが故に、危険性を全く考慮せず消費者は商品を選び、使用し、排水や排気として環境に無造作に排出している。全く規制されていない一般排水による河川や海洋汚染の発生源となる。家庭用品の品質は環境へ流される事を前提とし、安全性を最大限に考慮すべきである。EU の REACH 規制の中に含まれる成分も検討すべき。既に EU が規制や表示義務を指定している成分は、無秩序に指定されている訳ではないはず。その根拠を参考し有効活用する事が効率も良く安全性を更に高める事に繋がる。日本人だけがここ 100 年で作られた化学物質に対し、強靱な対処（解毒）が出来る特殊な人種であるというエビデンスが無いのであれば、諸外国の対応を参考にすべきです。

#### 2.有害性によるスコア付け 3【長期影響】のスコア付け（1）（P7）

意見：ECHA が入っていないのはなぜか？EU の REACH 規制の中に含まれる成分も検討すべき。

#### 3.暴露のスコア付け（2）（P10）

意見：マイクロカプセルが使用されている商品は、この分類で仕分ける事が不可能。または、4点3点にまたがる形の特殊な分類が必要と思われる。理由；自身が洗剤や柔軟剤を使用していない状態であっても（他者の衣類から）自身の体や繊維に付着した（いわゆる）マイクロカプセルが付着する。柔軟剤ユーザから飛散したマイクロカプセルは、あらゆる物へ付着と・破裂・成分の揮発が持続する。柔軟剤や洗剤を使用した衣類でありながら、スプレー製品と同様に化学物質の発生源となり皮膚や呼吸から洗剤・柔軟剤成分を曝露する事により、健康被害が出ている。

#### 4.詳細評価に向けた予備調査について（P12）

短期影響（GHS）の表について。

意見：P10 の理由と同じで経皮吸収は、カプセル化された商品やシクロデキストリンを含めた徐放作用がある商品では、あらゆる物に付着すること、そしてマイクロカプセルが破裂後、ナノサイズになるため経皮有害性がある。科研費論文にも記載されています。

○「ナノマテリアルの経皮毒性に関する評価手法の開発に関する研究」

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2007/074051/200736029A/200736029A0001.pdf>

○「ナノマテリアルのヒト健康影響の評価手法の開発のための有害性評価および体内動態評価に関する基盤研究」

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/dl/s0502-3a.pdf>

私は外出時最大限防御をしても肌荒れ・体調不良が起こり影響を実感しています。

#### 5. 詳細評価について（P13）

## No. ご意見

>3年程度で1物質のリスク評価を完了。2?3物質を並行して進める。

意見：GHS分類結果がある3,283物質（2023年3月末時点）であるなら日々新しく加わる化学物質が増える中、これでは遅すぎる。こんな検証の仕方ではなく、使う原材料（材料の成分）でGHSでの有害性が指摘され、更に、その成分の性質が、商品化された状態で有効な成分として残る成分は（例：PRTR第一種指定の界面活性剤、他にも防腐剤・抗菌剤・香料等）原材料として使用しない事が必要。さらにはこれらの成分の副作用でもあるホルモン攪乱性等に関して有害性評価がなされなければ「使用禁止までの時間稼ぎ」としか思えません。

資料：2022年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告

> 【協力施設】SSCI-Net（皮膚障害）JPIC（吸入事故等）

意見：なぜ、この二施設（団体？）だけなのか。

消費生活センター（国民生活センター）へ寄せられている声は全く考慮されていないという事か？

資料：有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）（抄）

意見：昭和48年当時と今とでは化学物質の種類（数）や性質・サイズが全く異なります。濃度依存型管理ではなく、低濃度でのリスク評価を加える必要があります。

<以下、ここまでの資料に関してと有害化学物質に対する意見を記載します。>

昭和48年当時と今とでは化学物質の種類や性質が全く異なります。商品パッケージに「無添加」と表示されていても、添加されていないのは蛍光増白剤・漂白剤・着色料が添加されていないだけで、PRTR制度第一種指定化学物質(No.30)である直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウムや、GHS絵表示と注意書きで生殖毒性や環境への影響が示唆される香料が使用されている製品が「赤ちゃんに優しい」等という印象を全面に出して売られています。

どれだけ有害なのかは釈迦に説法ですので委細は省略しますが、容器にGHS表示はありません。柔軟剤で使用されている界面活性剤（エステル型ジアルキルアンモニウム塩）もGHSで「環境への放出を避ける」とされている成分であり、更に抗菌剤や香料等が通称マイクロカプセルに入れられ、繊維に残るように設計されています。他にも保存料、保香剤の影響も考えられるリスクの多い日用品です。

早稲田大学の大河内教授のご研究では通常の洗濯の仕方をするマイクロカプセルが42万個1枚の衣類に残ったと、XやNHKへの取材で仰っています。

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230801/k10014147781000.html>

現状商品は自社での安全確認のみで、第三者機関での安全性の確認は無く、販売されている商品によって香害等の被害や化学物質過敏症、皮膚炎、鼻炎、気管支喘息、慢性頭痛、悪阻の悪化などが誘発されており、その被害を□□や各社に直接訴えても受け取りを拒否する会社もありました。業界団体や企業側がSDGsにもある「作る責任（自社製品の再確認）」を負わず、消費者の意見は聞く（カスタマーセンター等）だけで商品の見直しは全く行われず、現在までも全く改善が見られず事態の増悪が日々進んでおり、関連団体や企業の自浄作用や性善説、本当の意味でのコンプライアンスは存在せず、国民を守る為には国の規制や介入が即時必要な状態です。仮に、日用品の全商品について国や第三者機関の安全確認が不可能なのであれば「予防原則」を取り入れるべきです。加えて、日本人だけがここ100年間で作られた化学物質に対し、強靱な対処（解毒）が出来る体質だというエビデンスが無

## No. ご意見

いのであれば、EUの対応を参考にすべきです。そしてマイクロカプセルを代表とする徐放技術の使用制限が必須です。欲しくない人にまで成分が付着し、洗っても落とせない徐放技術は健康被害を生み人権を奪う「公害」以外のなにものでもありません。電車や飛行機の公共交通機関は毒ガス室で、座った事で移香し、成分が落とさきれない事を想定し捨てても良い服でしか出掛けられません。自家用車で出掛けても住宅街では外気導入は出来ず、車検の代車も猛臭で真冬でも窓を全開にして防毒マスクを装着しなければ運転も出来ません。家庭からの一般排水は無規制で、都市部では全排水の7-8割が家庭排水です。排水として流れ出た香料を完全に除去出来る排水処理場も浄水場も日本には存在しません。既に東京大学の山室教授の研究発表では柔軟剤と類似の組成の香料が河口近くのシジミから検出されており、私自身、水道水から香料臭を感じています。海洋堆積物からの香料検出も報告されており、汚染は国土や河川に留まっています。

[https://researchmap.jp/blogs/blog\\_entries/view/138559/cf51ef3493cff9d0816ed2c77ef2f819?frame\\_id=730452](https://researchmap.jp/blogs/blog_entries/view/138559/cf51ef3493cff9d0816ed2c77ef2f819?frame_id=730452)

家庭からの排気も同様で規制は一切ありません。近隣の風呂場や洗濯物からの香害で転居や車中生活を余儀なくされている方々もいて、真夏や真冬には命の危険にさらされている人がいる事を知って下さい。

私も「山奥へ行け」と、心無い言葉を隣人から投げつけられています。香害を職場や病院、行政、学校、公共施設等で訴えても、国が規制をかけておらず、製品の品質を企業任せにしている事で、香料ユーザーには「使う自由がある」「売っている物を使って何が悪い」「TVでCMしている物は国が認めているものだから安全だ」という認識が植え付けられているため、香害を訴える人達との間で国民の分断・対立を招き、職場や家族や友人からも見放され、自死に至る人もいるのが現状です。こんな事が許されて良いのでしょうか？人権を守るのが国なのではないのでしょうか？ここで重要なのは「香害を訴える当人は香料製品を一切使用していない」と言う事です。自身が引き籠るように生活し、外出時は防護衣と防毒マスクで防御し、有害と思われる物を極力避ける生活をしていても、空気は遮断出来ず、生きる為に水道水を使用するより他ありません。排水や排気として環境に流出する時点でGHS等により危険有害性が指摘された成分の効力が残っている成分は使用しないという基準を作らなければ、日本の国土や国民の健全性を守る事は不可能です。国土、河川、海洋、国民すべてが健康でなければ農業も経済も医療も福祉も崩壊します。過疎地の小さな医療機関で香害や消毒等により同時期に複数人（例えば医師1名、看護師2名）が化学物質過敏症を発症した場合、簡単に地域医療は崩壊します。再度書きます。日本人だけがここ100年で作られた化学物質に対し、強靱な対処（解毒）が出来る特殊な人種であるというエビデンスが無いのであれば、即時、予防原則を導入しEUの対応を参考にすべきです。GHSマークと注意書きの表示は必要最低限の措置です。これ以上、国民の分断と国土の汚染、空気汚染を広げないでください。

有害危険性を確認するのは本当に難しい作業だと思います。有害性がある物はわかりやすいですが、完全に大丈夫だという為には何十年もかかるからです。カネミ油症も水俣病もそうですよね？薬害エイズも化粧品のリコール問題もそうですよね？無害だというためには何十年も無害だったという「実績」が必要なんです。いわゆる環境ホルモン、生殖毒性を有する化学物質は低濃度かつ長期間の曝露によって、脳や生殖器への影響を与え、特に胎児への影響は計り知れません。農薬だけでなく洗剤や柔軟剤、シャンプー等の日用品に含まれる香料や保香剤の「環境ホルモン作用」も関係していると思われる発達障害を有する人が増えています。日本の香料使用量とADHDの増加は相関しています。（□□の香料製造販売量の推移とADHDの推移を重ねてみてください）

## No. ご意見

PFOS,PFOA 等の化学物質も同様で、無味無臭であっても今、なんともなくとも、数年後？数十年後にどれだけ大きな影響が出るのかを担保出来ないものや、少しでもリスクの可能性のある物は、原料として使用しないという事が非常に重要になると思います。危険な物を使用しないのは勿論ですが今既に使用している物に関しては GHS マークを全ての日用品や化粧品等にも表示し有害危険性を国民にしっかりと伝える事が必須です。欲しくない人にまで香料がくっつくようなマイクロカプセルも同様です。あらゆる物へ移香し、オーガニック枕の綿にも移香しています。室内履きは買って二か月経っても移香が取れず履く事が出来ません。香害に対し理解が進まず私は三月で退職に追い込まれました。国家資格も学会資格を活かす機会も今までのキャリアも残りの生涯賃金 5000 万円も全て無くします。合理的配慮すら浸透しない日本には国がしっかりと国民に対し危険有害性を示し、作る責任、売る責任を企業や関連団体に製造販売中止を言い渡さなければなりません。何故国民を守って貰えないのでしょうか？私の命や、医療従事者の資格はそんなに軽いものなのでしょうか？経済や農業、医療、学びを支えるのはヒトです。ヒトの、国民の健康無くして経済発展も人口増も、自給率の増加も有りえません。予防原則、他国の取り組みを参考に、国民を守るこの三つを国は最優先すべきだと思います。その入口として全商品に GHS マークの表示義務を課して下さい。全商品の性を国が、第三者機関が確認してください。それが出来るまでは、有害危険性を訴えられた商品の製造販売を中止させてください。

A 今日の国会答弁

怒り心頭と言う言葉がこれほどピッタリな言葉のやりとりは有りませんでした。科学的根拠がないというお話がありましたがでは、以下に厚労省が把握しているはずの根拠を私が知っている範囲でお示ししますね

科学的根拠に基づく シックハウス症候群に関する 相談マニュアル(改訂新版)

平成 26 27 年度厚生労働科学研究費補助金 健康安全.危機管理対策総合研究事業 科学的エビデンスに基づく新シックハウス症候群 に関する相談と対策マニュアル改訂版の作成 研究班

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000155147.pdf>

ここの 211 ページに書いてあるのはどなたがお書きになったのでしょうか。これは厚労省の科研費使った研究です。

家庭用品から放散される揮発性有機化合物.準揮発性有機化合物の健康リスク評価モデルの確立に関する研究

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/25703>

2016 年の時点で家庭用品からイソシアネートが出てるって事も香料がアレルギーになっている事 TRPA1 を刺激する事も厚労省は解ってらっしゃいますよね

No. ご意見

海外の論文では

<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0149763423001963>

こちらをご覧になればご理解いただけるのではないのでしょうか

どこまで国民を、必死で国民の声を拾い上げて寄り添って理解して頑張って国会に持って行って質問をして下さる議員さんを、馬鹿にすれば気が済むのでしょうか

何が足りないかと仰るんですかちゃんと厚労省は情報を把握しているではないですか。

EU の取り組みを見て あ、やば、日本遅れてるわって思わない方がおかしいですよ。

B 内閣府-合理的配慮について

本日の高橋議員のお話の中で小学校に通えないお子さんの話がありました。私自身、香害がきっかけで化学物質過敏症を発症し、香害対策を職場が理解を示さず合理的配慮をしないと云われ、退職する事になりました。

これは完全に人権侵害です。日用品で人権侵害が起きているんです。人権って憲法で守られている物です。これを守る事よりも、日用品が売れる経済的効果を優先するといのでしょうか人権を守って下さい

命を、労働権を、学ぶ権利を守るための香料禁止を即刻実行してください。それが出来ないのであれば、無香料製品にも共通する有害性が判別できるように GHS マークの表示を義務化してください

154 柔軟剤、合成洗剤に使われているマイクロカプセル等の徐放技術の規制を求めます。

## No. ご意見

- 155 1. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について (意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 1 として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 2 として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
7. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について (意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。  
(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

No. ご意見

8.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について (意見)家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻りに使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9.スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方 (意見)具体的な製品評価が、3 年で 1 物質、2~3 物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由)提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保障すべきである。

10.14 ページ 今後の進め方

(意見)このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由)家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

156 マイクロカプセルの規制、禁止 GHS マークを付ける

## No. ご意見

- 157 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべき。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。家庭用品に表示がなければ市民が知るべき情報が伝わらない。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

**No. ご意見**

(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

7. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3 年で 1 物質、2 ? 3 物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保障すべきである。

10. 14 ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**158** マイクロカプセルの規制をしてください、環境と健康への被害がひどいです。

**No.    ご意見**

- 159** 無防備な一般家庭が毎日たくさん使用することを前提とした、環境への悪影響、破壊、動植物、人体に被害が出ることを示す、表示や規制が必要。家庭用商品に GHS マークの表示義務を求めます。合成香料の表示義務をしっかりとってください。香料入りなのに、香料の表示がない日用品は、そもそも詐欺のようですし、不耐性をもつ消費者やペットにとって危険です。例えばリモネン入りの商品は 猫注意 ペットには使えない、など無知無能な国民でも分かるような商品表示に規制して欲しいです。垂れ流しては河川海を汚染する合成界面活性剤、イソシアネート、そして空気をも汚染するマイクロカプセルやデキストリンを用いた徐放技術の厳しい規制を求めます。水俣病院や四日市ぜんそくなどの、公害を思い出して法律を使ってください。EU に続いてください。水道水が、有害性のある化学物質から作られた日用品のニオイ、味がします。下水処理で消えません。二度と消えない、ナノ化マイクロ化させた化学物質を日用品に使用することを規制してください。テレビ CM で隠しきれないように、商品ボトル、パッケージに成分の危険性を表示を義務付けて下さい。危険な上に、詐欺まがいな□□を規制してください。安全で必要不可欠だと誤認されたまま蔓延し過ぎています。石油由来の消えない香りを衣類につける目的の柔軟剤を、柔軟剤という品名は使えなくし、着香剤、不滅性芳香剤、衣類粘着香剤などと変更してください。国が規制しなければ、各役所も企業も、学校も幼稚園保育園も、国民も動きません。よろしく願い申し訳あげます。
- 160** 洗剤 柔軟剤等に入っているマイクロカプセルを規制してもらいたい。家庭用の物にも GHS マーク付けて下さい。どの成分が体に影響しているのか解りませんが一定時間吸い込むと頭痛 目眩 筋肉の硬直 血圧上昇などの症状が出る為厳しく規制して欲しい。

**No. ご意見**

**161** スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について

(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。

(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

パブリックコメント事態が専門家でなければ答えきれないとても難しい内容に思えます。いわゆる「香害」による化学物質過敏症で苦しんでいます。柔軟剤や合成洗剤、除菌消臭剤などの日用品の人工香料や成分で、気持ち悪くなり、眩暈、頭痛、脱力感などで社会生活そのも苦痛となっております。職場もショッピングセンターでの買い物も役所、施設、病院、近所、人の集まるところは勿論、人がいなくても臭いが残っており、会社や電車などの座席にすわれば、香料が衣服につきなかなかとれません。自分がこれらの製品を使わなくともあらゆる人が日用品として使用する為に回避出来ません。また専門医もほとんどおらず、治療して治る病気でもありません。実際に体調不良になるのですから、メーカーが主張するような安全性が確認されてる物とは到底考えられません。香料や柔軟剤メーカーの毒性評価は甘過ぎるのでhないでしょうか。単一物質の安全性のみ評価しており、複数の化合物に曝露された時に累積的に許容濃度を超える場合は想定していない。吸入毒性試験は行っていない。内分泌攪乱作用など、微量での毒性は不問にしている。現実苦しんでいる患者がいるのですから、科学的知見もエビデンスも無いのではなく、調査研究をしっかりとって、製造販売を規制し、消費者に注意喚起して下さい。

**162** 柔軟剤や洗濯香料、洗剤、抗菌剤や消臭剤など日用品に入っている化学物質は、企業の努力によって長時間しっかりと成分が漂う仕組みになっています。そのため、使いたくない人が使っている人と直接接触しなくても、同じ空間にいただけで、成分が付着したり呼気として吸い込むようになってしまいました。一度外出すると、コートやバッグだけでなく、髪の毛から下着まで全身香料にまみれていることがわかります。店頭で販売されている食品も、通行する客の発散する合成成分に汚染されています。また、飲食、テイクアウト、食品加工業等に携わる人の服から、化学合成香料が食品に付着します。これらは使わない者に健康被害を引き起こすだけでなく、空気に混ざり川や海に流すことによって、環境破壊も引き起こしています。平気で使っている人は嗅覚が麻痺させられていると思われます。このような物質は使用禁止にしないと、人体と環境に大きな悪影響を及ぼすことになると思います。さらに使う人使わない人との間に不要な摩擦が起き、社会全体にとっても弊害となっています。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**No. ご意見**

**163** 香害がすこしづつ認識されるようになってきたとおもいますが自分が柔軟剤臭をさせていることに気づかない方が多くいらっしゃいます。洗剤をつかわず生活しているとすごく気づきますが、洗濯洗剤、家庭用洗剤、衣類消臭剤に至るまでかなり匂いのきついものが増えてきて、香りで気持ちが悪くなったり、頭痛がすることがふえてきました。以下わがやの現状です。わがやは息子がアトピーのため洗剤を使って洗濯をすとかゆみが悪化するため洗剤と柔軟剤をつかわず洗濯しています。わがやの洗濯物は無臭なのですが、息子が幼稚園から帰ってくると持っていった鞆から洋服までフローラルの香りになってかえてきます。また、先日お下がりで服をいただきましたが、何度も洗濯したら天日干ししても柔軟剤の匂いが一向に消えず着ることができません。この洗剤や柔軟剤の匂いの継続は異常だとおもっていて、3年ほど前まで洗濯洗剤を使っていましたが、先日久しぶりに着る機会があり出しましたがいまだに臭いがしました。一度洗濯すると、ずっと匂いが続いてしまうのも困っている点です。長々と書きましたが、  
困っていること 臭いがきつく、他人からの移香がすごい 一度洗濯されると匂いはなかなかとれない 香害は以前より認知されてきたが、自分が対象になっていると 自覚のある方があまりいない  
主な症状 くしゃみ、鼻詰まり 頭痛 気持ち悪くなる  
対策 香害の対象だと気づかれる方がすくないので、企業側にも香りを抑えるような対策をとっていただきたいです よろしく申し上げます こういう意見募集ただけで嬉しかったです。

**164** マイクロカプセルの規制をお願いします。環境にも良くない成分は規制して欲しいです。人体への影響も確認されています。化学物質過敏症に困ってる人がいる限り、絶対に規制するべきです

**165** マイクロカプセルの規制をしてください。他人の使う柔軟剤でどこに行っても臭いです。鍾乳洞が好きですが、鍾乳洞でさえすごく臭くなっています。自然環境下を壊しています。子供の学校も臭くて子供が具合が悪くなり早退してくる日もあります。持ち物にも他人の柔軟剤の香りが付き、本当に辛いです。  
・GHS マークを付けるようにしてください。

No. ご意見

- 166
- ・スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けてほしい。  
(理由) 市民にも製品の有害性を認識できるようにした方がよいと考えるため。
  - ・スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、EUのREACH規則で懸念のある物質として「内分泌かく乱作用(環境ホルモン作用)」も入れることが妥当であるため。
  - ・5.スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明であるため。製造業者に全成分を提示してもらうような段取りをつけておいてほしいので。いざ情報入手しようとして、できませんでしたでは、この目的が達せられないと考えるため。
  - ・スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について  
(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。  
(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。  
また、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。
  - ・スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方  
(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、対象GHS物質が3283あるのに、この進行具合では遅すぎるので、早く進めて欲しい。  
(理由) 市民生活の安全性をできるだけ早く保障してもらいたい。評価が送れるほど健康被害が増えると考えられるため。

**No.    ご意見**

**167** 最近の柔軟剤・洗濯洗剤・抗菌ビーズ・消臭ビーズなどの洗濯用品や、香り付きの日用品、除菌剤や掃除用品など、様々なものに含まれる人工香料およびその他の有害物質による体調不良に悩まされています。屋外、屋内問わず長時間に渡り強く漂い、服や髪や食品などに香りを移し、下水道にとどまり昼夜問わず屋外に漂うほどの日用品が増え続けており、そのため健康被害は拡大しています。日本は全国的に屋外屋内昼夜問わず人工香料が漂う臭い国になっています。メーカーは安全性を語っているようですが、体調不良は事実であり、その訴える声は増え続けています。まずは早急に、マイクロカプセルの排除を希望します。海外では有害な物質として規制されています。他人が使う日用品によって、多くの人が体調不良になるなんて異常なことです。

## No. ご意見

- 168 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト（海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

**No. ご意見**

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を確保すべきである。

10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

最後に、因果関係が明らかでない場合でも、国民の健康を守ることを最優先に考えて、怪しい物質はすべて規制する方向でお願いします。

**169** 近年増加し続けている柔軟剤の徐放技術に使用されているマイクロカプセル、合成香料による環境汚染が懸念されます。フタル酸エステル類の毒性評価が正しく行われているのかが不明確です。BPAでさえ規制対象になっていない日本の有害化学物質に対する意識が低い事は問題だと思います。

**170** ・マイクロカプセルの規制 ・GHSマークを付ける

## No. ご意見

- 171** 1.スライド 2 ページ：「選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用」について
- （意見） 家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するなら、家庭用品にも GHS マークを表示することを義務付けるべき。
- （理由） 一定の有害性が認められる業務用製品と内容成分に違いがないにも関わらず、家庭用品であることが GHS マーク表示除外の対象となっていることは、市民生活の安全を著しく侵害することである。
- 2.スライド 9 ページ：「暴露のスコア付け（1）」について
- （意見） 情報源 1 として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべき。
- （理由） 肝心の製品情報の入手元が情報源 1 のみでは表示されていない成分を特定できるはずがない。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価作業をすべき。
- 3.スライド 10 ページ：「暴露のスコア付け（2）」について
- （意見） 家庭用品用途の該否の表中にある「業務用又はニッチな製品」の定義を明確にしてから、評価作業をするべき。
- （理由） 「家庭用品」と「業務用又はニッチな製品」の定義をせずに、評価を進めることは不可能で、仮にそのままとするなら、それは何らかの意図的操作でしかない。「家庭用品用途の該否」にかかる係数の値も「業務用又はニッチな製品」は「0.1」とあり、なぜその数値となるのか根拠が疑問。
- 4.スライド 13：「詳細評価について」について
- （意見） 「3 年程度で 1 物質のリスク評価を完了。2?3 物質を並行して進める。」とあるが、評価作業見込みが遅すぎる。
- （理由） 家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質は 3283 種あり、疑いのある物質については予防原則なども用いて評価作業を急ぎ、より多くの製品を対象とすべき。

No.	ご意見
172	<p>スライド 2 GHS 分類の使用について</p> <p>(意見) 家庭用品規制法の対象物質選定において GHS 分類を使用するならば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべき。</p> <p>(理由) 家庭用品の規制に際し、対象物質の選定や有害性評価について GHS 分類を使用するのであれば、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、使用者・購入者も製品の有害性を認識できるようにすべき。</p> <p>スライド 9 暴露のスコア付け(1)について</p> <p>(意見) 情報源 1 として事業者による使用情報とあるが、主成分しか表示していない製品からはどのように情報を入手するのか、具体的に明記すべき。</p> <p>(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明。全成分の表示がなされていない製品からの情報の入手方法を明らかにしたうえで、評価すべき。</p> <p>スライド 9 暴露のスコア付け(1)について</p> <p>(意見) 情報源 2 として海外情報&amp;EC サイトとあるが、具体的な入手方法を表記すべき。</p> <p>(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか不明である。入手する海外情報の範囲、外国語の種類等の情報入手方法を明らかにして評価すべき。</p> <p>スライド 10 暴露のスコア付け(2)について</p> <p>(意見) 家庭用品用途の該否に、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が不明である。定義を明示してから評価作業すべき。</p> <p>(理由) 家庭用品と業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされておらず、評価できないため。</p> <p>スライド 13 詳細評価</p> <p>スライド 14 今後の進め方</p> <p>(意見) 評価の予定で、3 年で 1 物質、2~3 物質を同時に進めるとあるが、対象になる物質の数から考えると、評価作業が遅すぎる。</p> <p>(理由) 提案されている物質全てについて評価するのなら、評価期間を短縮する方策を用いて全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全を保障すべき</p>
173	<p>現在、市場に出回っている、洗濯洗剤、柔軟剤に使われている、有害物質と香り成分により、頭痛、吐き気、眩暈が起こり、非常に困っています。エステル型ジアルキルアンモニウム塩等や、マイクロカプセルで、ご近所からの洗濯ものの匂いが、ベランダ、玄関から家に入ってきて、具合が悪くなります。また、排水を汚すので、環境にも悪いと思います。この様な危険なものを洗剤成分として、洗剤、柔軟剤に入れて売られているのはおかしい事だと思います。そして、それを知らずに使っている人が多すぎて驚きますが、普通に売られているものに、毒性の強いものが含まれているのも問題だと思います。</p>
174	<p>・家庭用日用品全てに GHS マークの表示義務 ・マイクロプラスチックやそれに相当する放徐技術の規制や表示義務 ・香料の原材料表記もしくは QR コード等での開示義務</p>
175	<p>マイクロカプセルの規制と GHS マークの記載を義務付けて欲しいです。</p>

No.	ご意見
176	<p>1.ビスフェノール A 等のような過去に有害物質として規制した物質が規制される前の時点の情報で本情報収集過程で対象となっていたか検証されましたでしょうか？</p> <p>されていないあるいは収集対象とならない場合は何かのファクターが足りないと考えます。</p> <p>2.上記1項のファクターの一つとして他国の規制が開始された場合の追加加点が必要であると考えます</p> <p>3.使用した本人以外の使用した認識を持ってない不特定多数への影響（ある意味公害）的ファクターが影響力の大きさから必要と考えます。この場合は、推測物質の国民一人当たりの国内使用量をファクタとして入れる必要があると考えます。</p>
177	<p>スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について</p> <p>（意見）家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。</p> <p>（理由）家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため</p>
178	<p>香害によって被害にあっております。自宅では、隣の洗濯物からの人工香料のため窓が開けられない、郵便物や宅配物に移香してしばらく干しておかないと開封できない。外出先では、すれ違う人の衣服の洗剤臭や柔軟剤臭、室内の芳香剤、商品にも移香しており、特に食品類への移香は致命的です。洗濯等で流されたマイクロカプセルが含まれた汚水は処理施設でも取り除くことはほぼ不可能との事です。人間の血液内からもマイクロカプセルは検出されております。また、人工香料は中毒性があり、脳を麻痺させる事もわかってきております。良い香りと思われて使用されてる方は中毒になっているのではないかと思えるほどです。学校にも注意喚起を個人的にしておりますが、色々な意見の方がいるからと大変消極的です。香害は好みの問題ではなく、健康被害の問題です。世界的にも規制強化されてきている中、日本だけが規制が緩くなり家庭用にはその危険性の表示自体もしなくて良いとはいかがなものでしょうか。周りでも人工香料で体調が悪くなる方が増えてきてます。規制緩和ではなく、規制強化、健康被害を起こすことの表示、もしくは使用禁止にしてほしいです。ある地方では、水道水唐柔軟剤の臭いがするそうですね。私は人工香料のする水を飲みたくないし、空気も吸いたくない、商品を買いたくないです。子供にも大変悪影響を及ぼすことなど簡単にわかんと思います。メーカーに忖度せず、国民の健康と安全安心を第一に考えた政策を切にお願いいたします。</p>

**No.    ご意見****179** <選定スキームの位置づけについて>

母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。なぜなら、市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきであると考えからである。

## &lt;暴露のスコア付け（2）について&gt;

家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。その理由は、家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないためである。また、家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要がある。

No. ご意見

- 180 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。香害、化学物質過敏症を発症する人が増えているため。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。柔軟剤などの家庭用品で香害、化学物質過敏症を発症する人達が増えているため。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
10. 14ページ 今後の進め方  
意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を得ることが必要

**No.    ご意見****181**  暴露のスコア付け（1）について

（意見）情報源1として、事業者による使用情報とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品（柔軟仕上げ剤・消臭除菌スプレー等）からの情報入手方法等を具体的に表記すべきである。

（理由）情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。特に、近年、柔軟仕上げ剤に含まれる陽イオン界面活性剤の毒性を考えると、「家庭用品品質表示法」の指定品目にするとともに、GHSの分類結果において「環境への放出を避けること」「水生生物に非常に強い毒性あり」となっているため、早急に製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

**182**  香りが長持ちするといううたい文句の柔軟剤に含まれる有害物質によって非常に具合が悪くなる。使用者と同じ空間にいると頭痛、動悸、目まいを起こし長くはその場所に留まれない。通勤電車等では車両を替わっても別の車両に使用者がいると逃げ場がない。飛行機に乗ってそのような者がいると席を変ってもらわないとどのような体調になるか分からない。職場ではそのような使用者と同じ空間で仕事をするのは不可能で退職を余儀なくされたところもある。最近では抗菌系などの合成洗剤の香料も大幅に増量されており、同じように体調を崩す。使用者は嗅覚が麻痺しているため気づかないのだろうが、花粉症のように気づいたら誰でも化学物質過敏症を発症する可能性がある危険物質である。犬猫のペットのがんの原因にもなっているものは人体にも相当な悪影響があるだろう。呼吸器循環器の疾病を引き起こすという有害物質がふんだんに含有されているこれらを一日も早く規制し、発売禁止にしてほしい。

カナダ、欧州の多くの国ではすでに規制されている。世界中の在庫処分をするのはもう止めてもらえないだろうか。

## No. ご意見

- 183
1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
  2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
  3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
  4. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
  5. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
  6. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト（海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

No. ご意見

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を確保すべきである。

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

184 【該当箇所】スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

【意見】GHS分類に限定しないで、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH規制(欧州連合EUでの化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則)」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用(環境ホルモン作用)」も、規制対象に加えてほしいです。また、香害の原因とされている、香りつき洗濯洗剤・柔軟剤に含まれているマイクロカプセルも規制対象に含めるべきだと思います。

【理由】香りつき洗濯洗剤・柔軟剤に使用されているマイクロカプセルを吸い込むことによる健康被害を、国内外の研究者たちが指摘しています。マイクロカプセルをほぼ24時間毎日何年も吸い続けることによる、健康への長期影響を調査し、GHSに加えてほしいです。参考文献：●

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/10/82120f7f222ee744.html>

欧州委員会は9月25日、マイクロプラスチックの販売や、マイクロプラスチックが意図的に添加され、使用時にマイクロプラスチックを放出する製品の販売を禁止する規則を採択した。同規則は、化学物質の登録、評価、認可、制限(REACH)に関する規則の付属書17を改正するもの。マイクロプラス

## No. ご意見

チックは、環境に一度放出されると、生分解されず、除去もできないことから、生物の体内での蓄積など、生態系への悪影響が指摘されている。

●『『柳沢幸雄, 「空気の授業」, ジャパンマシニスト社, 2019年4月』引用↓

「実際に顕微鏡でみてみると、柔軟剤につけた衣服についてマイクロカプセルがポツポツとみえるわけです」「マイクロカプセルがはじけたまさにその残渣がPM2.5なのです」(p.129p)

「PM2.5(2.5ミクロン以下の細かい粒子)というのは肺胞にまで直接到達します。」(p.130)

「ニオイに関してはニオイそのものだけではなくて、今非常に流行っている徐放技術というのも考慮しなければいけません」(p.130)

「細かいものは、そのまま細胞の間に入っていき可能性があります。さらに細かいものは、血流に乗っていく可能性がある。そして、吸い込んだものは直接心臓に行くのです。その過程では分解が行われないのです。もちろん、代謝ありません。」(p.142)

「つまり、鼻から吸うものというのは体に直接行きますよ、ということを理解しないとイケません」(p.143)

●『STOP香害? 香りで苦しんでいる人がいます?』, NPO法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議, 2021年2月10日発行

[https://kokumin-kaigi.org/wp-content/uploads/2021/03/%E9%A6%99%E5%AE%B3%E3%83%91%E3%83%B3%E3%83%95\\_web%E7%94%A8.pdf](https://kokumin-kaigi.org/wp-content/uploads/2021/03/%E9%A6%99%E5%AE%B3%E3%83%91%E3%83%B3%E3%83%95_web%E7%94%A8.pdf)

[https://kokumin-kaigi.org/?page\\_id=7131](https://kokumin-kaigi.org/?page_id=7131)

●『「香害」アンケート集約結果発表? 9000人の声を届けます?』, 香害をなくす連絡会, 2020年7月1日

<https://nishoren.net/wp/wp-content/uploads/2020/06/a1e79d761ab1852698798cc92b172db8-1.pdf>

●『香害アンケートより被害者の生の声』, 香害をなくす連絡会, 2021年1月21日

<https://nishoren.net/wp/wp-content/uploads/2021/01/a1e88941bf5bf3a9c011b4bcb227706c.pdf>

●『「移香」(香料などの化学物質付着)実験についての報告』, カナリア・ネットワーク全国, 2023年6月3日

[https://canary-network.org/wp-content/uploads/2023/06/%E7%A7%BB%E9%A6%99%E5%AE%9F%E9%A8%93-HP%E4%BC%9A%E5%93%A1%E5%85%AC%E9%96%8B%E8%B3%87%E6%96%99\\_%E5%8F%82%E8%80%83%E8%B3%87%E6%96%99%E8%BF%BD%E5%8A%A0.pdf](https://canary-network.org/wp-content/uploads/2023/06/%E7%A7%BB%E9%A6%99%E5%AE%9F%E9%A8%93-HP%E4%BC%9A%E5%93%A1%E5%85%AC%E9%96%8B%E8%B3%87%E6%96%99_%E5%8F%82%E8%80%83%E8%B3%87%E6%96%99%E8%BF%BD%E5%8A%A0.pdf)

<https://canary-network.org/wp-content/uploads/2023/09/%E6%B6%88%E8%B2%BB%E8%80%85%E5%BA%81%E7%AD%89%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%A7%BB%E9%A6%99%E5%AE%9F%E9%A8%93%E3%81%AE%E5%A0%B1%E5%91%8A%E5%85%BC%E8%A6%81%E6%9C%9B%E6%9B%B8%E3%83%BC%E6%9C%80%E7%B5%82PDF.pdf>

●『移香実証実験についての情報提供及び実証実験を求める要望書』, カナリア・ネットワーク全国, 2023年8月31日

[https://canary-network.org/wp-](https://canary-network.org/wp-content/uploads/2023/09/%E6%B6%88%E8%B2%BB%E8%80%85%E5%BA%81%E7%AD%89%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%A7%BB%E9%A6%99%E5%AE%9F%E9%A8%93%E3%81%AE%E5%A0%B1%E5%91%8A%E5%85%BC%E8%A6%81%E6%9C%9B%E6%9B%B8%E3%83%BC%E6%9C%80%E7%B5%82PDF.pdf)

[content/uploads/2023/09/%E6%B6%88%E8%B2%BB%E8%80%85%E5%BA%81%E7%AD%89%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%A7%BB%E9%A6%99%E5%AE%9F%E9%A8%93%E3%81%AE%E5%A0%B1%E5%91%8A%E5%85%BC%E8%A6%81%E6%9C%9B%E6%9B%B8%E3%83%BC%E6%9C%80%E7%B5%82PDF.pdf](https://canary-network.org/wp-content/uploads/2023/09/%E6%B6%88%E8%B2%BB%E8%80%85%E5%BA%81%E7%AD%89%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%A7%BB%E9%A6%99%E5%AE%9F%E9%A8%93%E3%81%AE%E5%A0%B1%E5%91%8A%E5%85%BC%E8%A6%81%E6%9C%9B%E6%9B%B8%E3%83%BC%E6%9C%80%E7%B5%82PDF.pdf)

【2】【該当箇所】スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について

【意見】家庭用品規制法でGHS分類を基にするなら、家庭用品にもGHSマークの表示を義務付けるべきだと思います。さらに、近年健康被害が叫ばれている香害の原因である、香りつき洗濯洗剤・柔軟剤に対して、「香料」と一言だけ記載するのではなく、きちんと全成分表示するように義務付けるべ

## No. ご意見

きだと思えます。マイクロカプセルを使用しているなら、その旨の記載も義務付けるべきだと思います。

【理由】一定の有害性が認められたものに関して、製品に GHS マークの表示を義務付けないと、消費者が有害性を知らずに使用、周囲にも拡散することで健康被害が広がります。家庭用品でも、有害性があるものならば、殺虫剤などと同じように消費者にきちんと有害性を示すべきです。利益と不利益を正しく消費者に知らせることが公正なのではないでしょうか。そうでなければ、消費者は不利益を全く知らされず、購買を判断するのに必要な情報が不当に欠けてしまいます。例えば香りつき洗濯洗剤・柔軟剤については、自分で調べない限り、香料の毒性とマイクロカプセルによる健康被害の有害性を知らされる機会すらありません。そのせいで、消費者が被害者にも加害者にもなっています。

【3】《該当箇所》スライド4 ページ 1 スコア付けの概要

【意見】「長期影響」について、香害の原因である香りつき洗濯洗剤・柔軟剤の香料の複合毒性、マイクロカプセルの吸入毒性についても調査してほしいです。上記について反復投与毒性試験だけでなく、洗濯物は毎日着るわけですから、毎日ほぼ 24 時間何年も吸い続けることによる毒性と健康被害をきちんと調査すべきだと思います。

【理由】国がきちんと調査をしてくれないので、香りつき洗濯洗剤・柔軟剤が原因で化学物質過敏症を発症する人々が増えています。私もその一人です。自分でいくら気をつけていても、逃げ場のない学校や電車、スーパーなど生活の至る所で、他者から強制的に吸わされている現実があります。受動喫煙の問題に非常によく似ていると思います。国内外の研究者たちが有害性を示しているのに（参考文献は【1】のとおり）、国は科学的根拠がないとして調査解明、対策をとっていません。そのせいで、被害が拡大しています。早急に、調査解明、対策をしていただきたいです。

【4】【該当箇所】スライド13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方

【意見】対象 GHS 物質が 3283 あるのに、3 年で1 物質、2 ? 3 物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎるので、早く進めて欲しいです。特に、香りつき洗濯洗剤・柔軟剤の複合毒性、マイクロカプセルの吸入毒性、化学物質過敏症との関連性について早急に調べてほしいです。また、科学的根拠も大事ですが、現実には起きている事実も同じように重要だと思います。科学的根拠というのは、事実を解明する後付けですし、調査には時間がかかると思います。ですので、化学物質を調べることに並行して、今現在香害で苦しんでいる方々への対策を進めていただきたいです。

【理由】香りつき洗濯洗剤・柔軟剤のような家庭用品でも、市販後に健康被害が出ている人が大勢いるのであれば、薬の承認と同じ考え方が出来るのではないのでしょうか。『川西正祐, 小野秀樹, 賀川義之, 「図解 薬害・副作用学」, 南山堂, 2017 年 9 月』によると、↓「治験は限られた被験者なので、安全性評価の意義は限定的である。市販後での安全性評価が大変重要である。」「開発段階の結果は、限られた試験条件下なので、承認後 4 ? 10 年後に再審査がある。緊急性があるものは随時審査する」とあります。香りつき洗濯洗剤・柔軟剤は市販後、それが原因で化学物質過敏症を発症している方々が大勢いるのですから、薬のように市販後調査をするべきではないのでしょうか。

人の体は千差万別、一人ひとりが特異体質です。だから、市販後調査が大変重要なのではないのでしょうか。香りつき洗濯洗剤・柔軟剤も、それが原因で化学物質過敏症を発症している方々が大勢いるのですから、調査、審査をする「緊急性がある」ということに十分該当するのではないのでしょうか？香りつき洗濯洗剤・柔軟剤の有害性について早急に調査し、市民生活の安全性を保証していただきたいです。

No.	ご意見
185	<p>化学物質過敏症で職も失いまともに生活も出来ない状況です。販売されているものだから、みんなが使用しているからと、家庭用品に含まれる有害物質の危険性をわからず、使用を続け身体を壊す人が増えている現状をきちんと考えていただきたいです。消費者が選ぶ、その前に危険なものを家庭用品として製造販売しない事が何より必要だと思います。</p>
186	<p>柔軟剤についてです。香りが非常に強く、外に出ることができません。近所の洗濯物から、放たれる化学香料。窓を閉めていても、隙間から臭いが入ってきます。また、一度付着すると臭いが落ちません。除香するのも、とても大変ですし、落ち切らずに処分する事もあります。除香する際に、熱湯に浸けおきをしますが上がって来た湯気に当たると、臭いに移りとても大変です。洗濯機が、柔軟剤のニオイでいっぱいになります。頭痛、吐き気、腹痛、喉や鼻の痛み、目がしばしばする等の健康被害もあります。集合住宅で生活しておりますが、配管を通してニオイが上がってきます。柔軟剤に使われている成分が健康被害、環境汚染の原因にもなっているので規制してください。そしてマイクロカプセルの使用もです。移香は、何も衣類だけではありません。髪の毛、皮膚、鼻の奥や喉の奥にも付着しています。洗濯洗剤も同様に、ニオイが落ちません。どうかしてください。タバコの煙には厳しいのに、柔軟剤はどうして野放しなのでしょう？妊婦や子供の前では、影響与えるからと言いますが、柔軟剤も全く同じです。もしかしたら、もっとあるかと思います。皮膚トラブル、喘息等呼吸器系疾患の元。というか、証明されています。なのにどうして、何も対策されないのでしょうか？マイクロカプセルの使用・柔軟剤(洗濯洗剤)の薬品の規制を強く求めます。</p>
187	<p>柔軟剤や化学合成洗剤で具合悪くなる人が増えました。私もこれら化学物質に接すると頭痛や吐き気などを起こし、化学物質過敏症と診断されました。また、ホタテやミツバチにマイクロプラスチック・水に PFAS が検出されています。これらは土に帰らず、更なる環境汚染と生態系への悪影響を及ぼします。これ以上何もかもが悪化し取り返しのつかなくなる前に、下記の実行を宜しくお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務用規格に付けられている GHS マークは家庭用規格にも付けてください</li> <li>・人工香料やマイクロカプセル等化学物質を EU 並みに規制してください</li> </ul>
188	<p>&lt;該当箇所&gt;スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて</p> <p>&lt;意見内容&gt;母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。</p> <p>&lt;理由&gt;市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。</p> <p>&lt;該当箇所&gt;スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について</p> <p>&lt;意見&gt;今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。</p> <p>&lt;理由&gt;家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。</p>

No.	ご意見
189	進捗状況を管理する委員会を設けて、市民の代表も加えるべきである。商品に含まれる香料などの化学物質にて体調不良をおこしているため、早急に対策を検討して欲しい。
190	・マイクロカプセルの規制      ・GHS マークを付ける
191	<p>市販の洗濯洗剤、柔軟剤、抗菌、防臭、消臭スプレー等のマイクロカプセルを使用した製品で化学物質過敏症発症しました。世界的にも規制されている成分で、日本では各成分の表示義務がない為、野放しの状態で健康被害のある劇薬製品を販売し続けております。政府は大手企業への忖度なのか、発症原因不明とされていますが、各企業の洗剤成分を全て確認しているの回答でしょうか。SDGS と掲げておられますが、マイクロカプセルの中に有害香料を入れ、接着剤の成分で香料が大気や海川、浄水場(水道水)、各販売店舗(スーパー、ドラッグストアその他人の集まる店舗全て)マイクロカプセルの各社の洗剤の香料成分が混ざり、恐ろしい臭いが店内中に漂い、食品から日用品まで全ての商品に移香し、洗っても取れない成分を各社は使用しております。海外や日本の研究でも、既に人間の心臓や脳、肺から香料のマイクロカプセルが発見されております。使用されている方々は強い臭いの中で日々生活しており、移香にも気付けません。化学物質過敏症になってからは、外に外出するのも難しくなり、電車やバスにも乗れません。息が出来ません。喉が腫れて頭痛と吐き気と強い倦怠感が発現します。マイクロカプセルは pm2.5 よりももっと小さなナノプラスチックです。日々患者は増えていく一方で、国は知らぬ存ぜぬと時間を掛けて素早く動きませんね。何の為の政治でしょうか。即刻強い規制を求めます。また対応病院や難病指定や保険認定も視野に入れて下さい。仕事や学校へ行けない人達が沢山います。周りからも理解されません。まずはきちんと素早い対応をお願いいたします。これは薬害レベルです。</p>
192	<p>近年販売されている洗濯洗剤や柔軟剤等について、GHS (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」) で健康有害性を示すマークの対象となる有害物質を含む製品が多く流通しております。GHS マークと「危険」の表示の横には、●生殖能又は胎児への悪影響のおそれ●遺伝性疾患のおそれ●臓器の障害のおそれ●水生生物に有害などと記載されている製品が一般市場へ流通していることは、現世代だけでなく将来世代における生殖能の低下に繋がる恐れがあると大変危惧しております。実際、職場や学校、スーパーなど多くの人々が集まる場所では、各々の衣類から揮発する洗濯洗剤や柔軟剤のニオイ成分が、かつてないほど異様な強さで充満していると感じます。国内で体外受精などの生殖補助医療により出生する児の割合は年次上昇しているという事実もございますし、香害被害の声も非常に多く聞こえてきております。</p> <p>現在流通している洗濯洗剤、柔軟剤類の成分規制を切に願います。</p>
193	<p>マイクロカプセルを使用した柔軟剤や洗剤の匂いを嗅いでいる(洗濯している間や洗濯物が干してある)と気持ち悪くなりますし、一度それらで洗濯した衣類は匂いがなかなか落ちません。匂いの残存はかなり深刻で、海の魚やファーストフード店のポテトの袋からも匂うとニュースになっていました。一定数の人が不快と感じ、健康被害を被る(化学物質過敏症など)ような製品は販売中止すべきと思います。</p>

**No. ご意見**

- 194** ・スライド 3：GHS 分類活用について  
<意見>GHS を用いるならば、該当製品にはすべて GHS マークを表示すべき。<理由>消費者には知る権利があり、不要な暴露防止にもつながる。
- ・スライド 3：有害性のスコア付けについて  
<意見>GHS 区分に含まれない、例えば内分泌かく乱作用なども評価が必要。<理由>上記作用の人体に対する影響は重要。
- ・スライド 9：情報源 1 を探索について  
<意見>国民生活センターなどへの聞き取りも行うべき。<理由>消費者からの生の声は、評価物質の優先順位付けに大いに参考になると考える。
- ・スライド 9：事業者による使用情報について  
<意見>強制力を持って、すべての使用物質を隠すことなく開示させるべき。<理由>すべての使用物質を取り落とすことなく評価するためには必要。
- ・スライド 9 および 10：業務用・ニッチな製品の判断について  
<意見>判断基準が明確でない。また、暴露スコア付けに用いる係数は 0.1 では低すぎないか。<理由>近年は通販などで業務用製品でも一般消費者が購入できてしまうため。
- ・スライド 13：詳細評価の予定の 3 項  
<意見>評価に大変時間がかかるようなので、短期影響が確認されたものから順次公表し、製造者や消費者に注意喚起を行うべき。  
<理由>消費者の健康を守るため。今回の評価スキーム案では事業者が新たな物質を投入してくるペースの方が早いのではと危惧するため。
- 195** 加熱式を含むたばこ、香りのきつい洗剤や柔軟剤などの日用品で毎日気力が落ちている。家は純石鹼やナチュラルクリーニングでおやつ意外の香料無しだが少し外出しただけで移行がある。買い物へ行けば商品にケミカル臭があり過去□□が臭かった事件があったが、近くになくてもカップまでフィルム通して臭いがついている。カップ麺だけでなく全ての商品。埃にマイクロカプセルがついている為、ビンの商品すら触ったら手が猛臭に。異常なまでの散漫移香である。実際たばこは三次喫煙で速攻で頭痛や動悸が出る。柔軟剤特に□□は触るとパウダーっぽい臭いが付き、落ちにくい。臭いで怠さ、下痢症状がある。大事な品や本、お金などにも移香しており、洗えないし臭いが鞆に充満するなど棄てることもある。学校が香害汚染場で子供帰宅後すぐにアウター(防寒ウェア)まで洗わないと玄関が臭い。パンツやスカートなど、椅子に触れる服も臭いが取れない。口うるさくシャワーしてという為家族関係も円滑にいかなくなる。以降落としにお湯を大量に使うため、光熱費や水道代がかかり、家計圧迫。路上喫煙や香りのあるシャンプーや洗剤などの日用品のせいで、ベランダに洗濯物を出せない。毎日浴室乾燥。働きにも出られない。散歩もできない。空気全体が臭い。プールや食品、海川などももう汚染されている。本気で規制してほしい。

**No. ご意見**

196 家事サービスを提供する仕事に長年従事しています。時間制のシステムで、1日に2、3軒回ることもあります。それをフルタイムで行うとかなりの家事をこなすのです。そこで使用する道具の類は「家庭用」の洗剤などです。業務でありながら、危険をわかりやすく示す GHS マークのついた業務用ではなく、内容物はほぼ同じなのにマークの無い家庭用を使うのです。理由は現場が家庭であるからです。資料を確認すると「暴露ポテンシャルスコア」という言葉がありました。このうち点数の高い吸入、直接皮膚吸収の起こり得る製品こそ、わたしたちの業務において大量に使用されるものです。業務として作業を行うと、さまざまな「ヒヤリハット」に遭遇します。それで多くの気づきを得ましたため、こちらに意見として記入している次第です。たとえば、これも資料中に事故の事例として出てきましたが塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）の使用機会もたくさんあります。使用中や使用後のすすぎ時に、飛沫が皮膚や衣類に付着したり目に入ったなどのことは、気をつけていてもときに起こります。手袋やメガネ、マスクの使用をして換気もするなど基本の自衛はしますが、わたしの主張は、これらのものが家庭で一般の人々に使用されるということをもっと考える必要があるということです。プロとして動いていても色々あるのですから、より意識の薄いと思われる一般の人たちであればどうでしょう。人々には事故にあう前に危険性をもっと知っていてほしいと願います。塩素系漂白剤に限りませんが、洗剤類の表示にはよりわかりやすい表示が必要でしょう。ほとんどの家庭における家事従事人（主婦など）や、これらの洗剤を使う人（わたしのよう職業ばかりでなく、一般の会社でもオフィスの掃除や食器洗いなどに業務用ではなく家庭用を導入することはある）の多くは、これらのリスクをあまり意識していないと感じます。わたし自身もはじめはそうでした。家庭で使われるものであっても、化学物質の合成によりつくられた洗剤などはやはり化学物質でありかならずなんらかのリスクを伴います。一般に、そのリスクがあまり知られていない、考えられていないことが問題であり、そのために気軽に購入されます。あまり注意せずに使用や保管をすることになるため、ときに事故が起こるのです。もし、パッケージに GHS マークの表示があったらどうでしょう。化学物質の問題に詳しくはなくても、少なくとも「なんだろう」との注意喚起にはなります。業務に従事する人ならばプロとしてその意味を確認します。万一事故が起きた場合には原因の発見が早くなります。予防原則の考えにおいて、このマークの導入をぜひご検討ください。また昨今「香害」とよばれる問題が発生していることはご承知だと思います。空気中にたいへん細かい粒子の化学物質（香料や抗菌剤、それを包むマイクロカプセルなど）が大量に放出されるため何人もこれを避けることが困難になっています。そのことによる化学物質過敏症を罹患する人が増えています。この状態になると、就業も難しくなるということです。それを防ぐには原因となる化学物質への接触を減らすことしかありません。空気中に避けられないものが漂っている事自体がよくないため、このことの改善を求め続けていますが、国もポスターの作成などしてくださっていますが体感ではいまのところ、空気の状態は日に日に悪化しているという感じがいたします。空気がこの状態であることも、家庭用品の化学物質リスクが一般に知られていないことが大きな原因と考えます。空気がこの状態であるといまや誰もが健康被害にあう可能性を持っているのではないのでしょうか。普段多くの人がなにげなく使用する物品に、GHS マークの表示等を通じて注意喚起を行っていただきたいとお願い申し上げます。本来ならばこと香害に関しましては、多数の人が健康被害を受けてしまうような化学物質を徐放する製品のみなおしを望んでいます。しかし現在そのままの状態販売されている以上今日明日に香害はなくなりません。今回のパブリックコメントにおいては、GHS マーク表示をまずはお願い申し上げます。

No.	ご意見
197	<p>これだけ多くの方が、他人の使用する日用品で体調不良が起きている事実、川、土壌、海が汚染される成分が洗剤、抗菌剤、柔軟剤という毎日使われる日用品に使用されていることは深刻な社会問題です。香料やマイクロカプセル等の成分が洗っても落ちないとは異常事態です。その臭気で数日具合が悪くなり、外に洗濯を干すことも外出もままならない人が多いのです。日本だけが異常な使用する人々は香料や化学成分に対して麻痺に近い感覚にもなることは成分を調査すればわかることでもあり、現実的な問題や被害が多いことから、製造販売する企業の開示も見直すべきである。現実の被害と汚染、環境と健康を害する製品はこれ以上流通させてはならないはずです。人生が変わってしまったり自殺者、学校、仕事、人間関係、趣味などを奪われ、生きることが辛くなっている人の多さ、毒性のある成分、その規制の必要性をもっと早急に周知、対策、対処、規制をするべきである。</p>
198	<p>近所の方が使う洗濯洗剤や柔軟剤の臭いでベランダに出ると気持ち悪くなり、洗濯物を干すのも躊躇われます。また居住地のマンションエレベーター内に残る強烈な洗剤や柔軟剤の臭いでエレベーターに乗ると頭痛や吐き気がしたり、空気中に残る化学香料のマイクロプラスチックが衣服にくっつき臭いが取れず困っています。電車に乗っても、飲食店に入っても、一人でも強烈な化学香料を放つ人がいると臭いが強いために空間全体が汚染されて迷惑です。神経毒である化学香料が健康被害を引き起こす害であることはメーカーも消費者も全体で認識され、使わない選択がなされるよう願っています。それと、宿泊施設で当たり前のように化学香料でおもてなしされるとあまりの無知さに驚き、毎度止めるよう要望していますが、やはり早く広く香害が認知されるべきだと思います。</p>
199	<p>一昨年、化学物質過敏症（診断済み）を発症。以来、公共交通機関の理由は不可能になり、外に出るのも人出の少ない日、時間帯以外は不可能となって、大変苦痛の多い生活を強いられています。これまでは安心して買っていた紙製品も届いてみるまでは移香の有無がわからず不安でなりません。大半の商品には移香があり、古書はもちろん、新刊書にさえ柔軟剤等の移香があって使用には耐えないレベルのものが大半。その都度返品、破棄といった状態になっていますし、図書館の本はほぼ全滅状態ですので、それも利用できません。昨年暮れからは、隣室の住人が臭いの強い洗髪剤、または入浴剤を使用するようになり、共有廊下には一時間近くその臭いが蔓延、また、壁の隙間、またはダクトを通してこちらの室内にまで侵入してくるため、強い精神的な苦痛を覚えてもいます。使用者の健康にとっても危険な商品ですが、非使用者にまでここまでの苦痛と不便を強いる人工香料の使用、とくに徐放技術、マイクロカプセルの使用禁止を強く求めます。</p>
200	<p>近所の洗濯物と排水口(浄化槽)からの強い人口香料に非常に困っています。窓も開けられないし、気軽に庭に出ることもできません。さらに困るのは、使用している方には悪意は無く、良い香りだから使っているということで、困っている側と使用している側の間に大きな認識の隔りがあることです。こんなに強いにおいで不調も感じない人もいれば、すぐに感じる人もいます。(今は不調を感じていなくても、後々には何らかの形で出ると思います。が、、、)この差があまりに大きいため、どう伝えたらよいのか?クレマーのように思われるかもしれない、近所トラブルになるのは避けたいし…と悩み、結局、我慢するしかないのが現状です。たとえばスギ花粉やPM2.5による被害は広く認識されていますよね?それと同じように、まずは人口香料による健康被害があることを、公に、広く認識してもらいたいこと。そしてメーカー各社には当該製品の製造および販売中止を求めます。商品が市場に出回らなければ、使用することはありませんから。花粉やPM2.5と違い、これは人工的な生産物ですから、対応することによってすぐに解決できる出来事です。製造・販売中止を切に願っています。排水に関してですが、この強いにおいを含んだ水が近所の川に流れ、やがて海へ流れていきます。匂いだけでこれ</p>

No.	ご意見
	<p>だけの体調不良を起こしているのですから、水の中に暮らす生き物たちにはどんな影響があるのか??考えると、申し訳ないし、恐ろしくなります。今一度、人間だけが暮らす地球ではないということ、他の生物・生態系のことを考えた暮らしを考えなければならないと思います。</p>
201	<p>昨今の、合成香料の強さには大変困っております。締め切った店なのに、店の前の通り過ぎる香料をまとった人の匂いが入ってきて狭い店の中を占領します吐き気や頭痛をもよおす為、その臭いを追い出すのに時間と手間をかけています。消臭剤などの、本来臭いを抑えるという言葉の意味をなさない得体のしれない殺虫剤様の臭いも、勝手に入ってきて困っています臭いは暴力です業務用には表示されている、危険物質表示が家庭用になされていないことにも大変疑問を感じています本来、無臭であるべきの医療施設や美味しい匂いであるべきの飲食店での暴力的な化学香料の臭いを排除していただきたいそれらが実際のところ、カラダに害を及ぼすものであると周知しメーカーには改善および回収を求めているシンナー、麻薬中毒と類似する中毒患者を増やさないでいただきたいのです</p>
202	<p>濯洗剤、柔軟剤の人工香料を規制してください。近隣の、洗濯物の香料の臭いで体調が悪くなるため、窓を開けたり、外に洗濯物を干したり、庭仕事をする事が出来ません。洗濯物の臭いは、風に飛ばされて何メートルも飛び、他人の生活へ影響を及ぼす公害となります。また、最近はお店で購入した商品や、着ている衣服からの移香も酷くなっています。健やかな生活をおくる権利を侵害するような物を、何故販売するのでしょうか?汚れを落とすための洗濯ににおいをつける理由は何なのでしょう?環境汚染や人体に影響を及ぼす、人工香料の使用を禁止して頂けるよう、お願いいたします。</p>
203	<p>日用品へのマイクロカプセル使用を規制してください。規制後もトランスポーターになりえる代替品の規制をお願いします。仕事を失い2度引越ししましたが、汚染された空気から逃げ切れません。もう死ぬしかないのかと追い込まれています。どうかお願いいたします。</p>

No. ご意見

- 204** 1. スライド 2P 選定スキームの位置づけについて  
意見) 母集団の設定について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキーム検討開始時期時点にすること。  
理由) より多くの化学物質を対象にし、情報収集するべきであるから。
2. スライド 2P 選定スキームの位置づけについて  
意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず REACH 規則で有害性(内分泌かく乱作用等)について母集団に加えるべきである。  
理由) 化学物質の問題は、それらを多く利用した先進諸国から表面化され、北米・欧州で規制され始めた。それらの規制された製品が日本では規制制限がないため、未だ日本では使用可能となっている。市民生活の安全を守るためには現行政府が設定した GHS 分類による毒性だけではなく、EU の REACH 規制で規制対象とされる内分泌かく乱作用の物質も規制の対象に入れるべきである。
3. スライド 2P 選定スキームの位置づけ GHS 分類の使用について  
意見) 今回、家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
理由) 消費者は、家庭用品に入っている化学物質を知ることはできません。家庭用品に含まれる化学物質が有害なものなのか、無害なものなのかを見極める術はありません。対象物質の選定について、有害性を評価した GHS 分類を を用いれば、使用許可が認められた家庭用品の製品であっても、一定の有害性が認めらる以上市民がその危険性を認識できるよう、製品には GHS マークの表示を義務付けさせるべきである。同時に、GHS マークとはどのような意味があるマークなのかを再度市民に周知させるべきである。
- 205** マイクロプラスチックを使用した製品と香料を使った柔軟剤や洗剤製品、人工香料の芳香剤の製造販売を中止してください。公共施設や乗り物内での香害に困っています。
- 206** 私たちの身の回りは有害化学物質で汚染され、子孫の健康や、生存のための環境の存続が危ぶまれています。これ以上、汚染を広げないために、予防原則に立って、人体や環境に悪影響のある商品は、製造から中止となるようお願いいたします。今はやりの柔軟剤は、マイクロプラスチックや安全性不明の多数の香料、カチオンチャンネル阻害剤（悪臭を感じなくする麻酔薬）などのいわば毒物を環境に広く無差別に拡散し、通常の生活が阻害されています。学校や病院、換気のための外気すら汚染されています。柔軟剤にはホルムアルデヒドが多量に検出されています。以下の、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議や、日本消費者連盟、また早稲田大学・環境資源工学科教授の大河内博先生などが、精力的にエビデンスを集め発信されています。ぜひ意見に耳を傾けていただき、予防原則にたった政策をお願いいたします。  
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 <https://kokumin-kaigi.org/> 日本消費者連盟 <https://nishoren.net/>  
大河内博氏 Dr.Hiroshi Okochi 早稲田大学創造理工学部 環境資源工学科 教授日本環境化学会理事、大気環境学会常任理事、2017 年から大気マイクロプラスチック研究に従事し、2020 年から環境研究総合推進費「大気中マイクロプラスチックの実態解明と健康影響評価」の研究代表

**No. ご意見**

- 207** 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
- 以上です

- 208** 1. スライド2ページ「対象物質剪定スキーム」の母集団の設定について  
(意見) 対象物質の検討を実際に始める時点の、最新の GHS 分類を使って選定してほしい。  
(理由) 年間 1000 種類もの化学物質が新たに市場に出てくるので、最新の情報が必要であることから。  
九州大学『化学物質による新たな職業病』12ページ 九州大学大学院医学研究院環境医学分野 田中 昭代 : [https://www.kyushu-u.ac.jp/f/46716/chapter2\\_2021.pdf](https://www.kyushu-u.ac.jp/f/46716/chapter2_2021.pdf)
2. スライド2ページ「対象物質剪定スキーム」の母集団の設定について  
(意見) GHS 分類に限定しないで、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH 規制(欧州連合 EU での化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則)」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用(環境ホルモン作用)」も、規制対象に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、化学物質の安全性について進んだ見識を持つ EU の

## No. ご意見

REACH 規則で超微量でも生殖毒性や発ガンの懸念があるとして、しきい値を設定せず使用禁止などの規制対象にされている内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

ECHA "Endocrine disruptor assessment" :<https://echa.europa.eu/understanding-ed-assessment>

### 3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について

(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、業務用だけでなく家庭用品にも GHS マークを表示することを義務付けるべきである。

(理由) 家庭用品の規制の対象物質の選定、有害性評価について、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

### 4. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け (1) について

(意見) 情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報 (事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源) とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。

### 5. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け (1) について

(意見) 情報源 1 として、事業者による使用情報 (事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源) とあるが、化粧品のように香料の全成分を表示していない製品、また成分の一部しか表示していない合成洗剤、柔軟剤、消臭剤のような成分がほとんど不明な製品からどのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 6. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け (1) について

(意見) 情報源 2 として、海外情報 & EC サイト (海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認) とあるが、具体的にどのように海外情報を入手するのか、どこの国のどのような組織のサイトなのか、また具体的な入手方法を表記すべきである。

(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの国のどの組織のサイトで何語で記述された情報なのか等、情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け (1) 「調剤 (吸入)」について

(意見) 情報源 1、情報源 2 共に、放散 (芳香剤等) を放散 (芳香剤、洗濯用品、消臭剤等) に変更するべきである

(理由) 最近では化学物質がマイクロカプセルなどを使用した徐放技術を用いた状態で暴露されることが多い。その場合、放散のソースは芳香剤と同等またはそれ以上に合成洗剤や柔軟剤などの洗濯用品、また消臭用品である。

### 8. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) 「調剤 (吸入)」について

## No. ご意見

(意見) 放散 (芳香剤等) を放散 (芳香剤、洗濯用品、消臭剤等) に変更するべきである

(理由) 最近では化学物質がマイクロカプセルなどを使用した徐放技術を用いた状態で暴露されることが多い。その場合、放散のソースは芳香剤と同等またはそれ以上に合成洗剤や柔軟剤などの洗濯用品、また消臭用品である。

9. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について、

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

10. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

11. スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎる。予防原則を用い、疑いのある物質を優先的に、また短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。

(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求める、また消費者からの被害報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

12. スライド 14 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行い、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

No. ご意見

209 スライド 2 選定スキームの位置づけ

意見

母集団の設定 3283 物質とあるが、大手洗剤メーカーの成分は企業秘密という大義名分のもと情報開示していない。アメリカや EU で使用禁止されてる物質が日本では使われている。日本も EU と同程度の厳しい基準にするべき。猛毒に分類される物質が家庭用品に使われているので、予防原則で使用禁止にするべき。

理由

過去の薬害被害は予防原則を無視して起きている。家庭用品は一般国民が簡単に入手でき、さらに毎日使うものだから、安全性を最も重視するべき。

スライド 13 今後の進め方

意見

3 年程度で 1 物質のリスク評価を完了。2 から 3 物質を並行して進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3 千以上あるのに、3 年程度で 1 物質、2 から 3 物質を並行して進めるのは少なすぎるので、多種類を同時並行に進めて短期間で評価してください。

理由

全ての対象物質の評価を早く行い、国民の健康と環境の安全性を保证するべき。

スライド 14 今後の進め方

意見

このスキームの運用に際し、進捗状況を管理する委員会に一般国民も参加すること。毎年検証して、国民に開示するべき。

理由

家庭用品の規制を速やかに行うために、国民の理解を得るために、進捗状況を管理する委員会に一般国民も参加するべき。家庭用品に関する日本の規制がゆるいため安全性に信頼をもてないから。

**No. ご意見**

- 210** 1・GHS マークを家庭用品にも表示を義務づけてほしい  
2・マイクロカプセルを規制して欲しい  
3・内分泌攪乱物質等より多くの化学物質を日用品の成分として使用することの規制  
4・EU 並みの化学物質への規制を望みます。

各家庭が日々、長期に渡って使用する家庭用品は年々香料が強くなり、除菌抗菌成分などこれまで以上に様々な化学物質が使われるようになってい

ます。  
日々、これまでになく様々な化学物質に曝露し続ける状態に私たちは在ります。過剰に成分を長持ちさせるために使われるマイクロカプセルは生分解されず、海産物に取り込まれたり、海や空気を汚す環境汚染の一因になり得ます。

今、これまでになく日用品の洗濯洗剤や柔軟剤、消臭スプレー等で体調不良になる方も増えています。GHS マークは業務用のみに表示されていますが、消費者にどのようなリスクがあるかを知らせるために家庭用品にも表示を義務付けるべきです。消費者には知る権利があります。また、人だけでなくペット等の動物や海の生き物、誰もが吸う空気、水や土も、全て人間の放った物の影響を受け循環しています。後世に綺麗な環境を残していくためにも、全ての人の健康を守るためにも、早急にこれまで以上に厳しく多くの化学物質の規制をお願い致します。

- 211** ・マイクロカプセルの規制 ・GHS マークを記載する

**212** 他人の使用する家庭用品で、約3年前に化学物質過敏症と診断されました。加熱式たばこ喫煙者の呼気により間接的に受動喫煙をしてしまうので、仕事を辞めざるをえなくなり無職となりました。現在まで無収入の上、外出もままならず不自由な生活を強いられています。加熱式たばこが【家庭用品】に含まれるのかよくわかりませんが、これを発端に石油原料の洗剤、シャンプー、整髪料、除草剤、殺虫剤、線香など香料のあるなしにかかわらず、体調不良を起こすようになりました。発症するまで使用していた化学物質を含む家庭用品は即刻使用を中止しましたが、体調は元に戻りません。自宅の窓から流れてくる揮発する化学物質のため呼吸が苦しくなるのは日常なことです。まだ柔軟剤などニオイを感じられるものであればすぐに窓を閉めるという対策も取れます。窓を閉めていても隙間から侵入してくる加熱式たばこのエアロゾル、除草剤、野焼きなどはかなり吸い込んでしまって呼吸のしづらさを感じてから気づくということがあります。以降は吐き気、めまい、皮膚のただれなどなど…、自然に解毒していくまでの数日をじっと耐えるだけの生活が待っています。診てもらおう病院もありません。自分で使用していないものでこれだけ生活に制限をかけられる。こんな理不尽なことがあっていいのでしょうか。消費者の多くはお店に並んでいけば何も考えず買ってしまいます、使ってしまいます。コマーシャルであれだけやっているのだから安全だと思えます。消費者の多くは私が使って何ともないのだからあなたの体調なんてどうでもいいということになります。何ともない人からすればただのクレマー、会話も成り立たず理解も示してくれません。どの家庭用品にどんな悪影響のある物質が含まれているのか詳しいことはわかりません。研究が進んでいないから、体に害があるかどうかわかっていないからと販売するのはおかしいことだと思います。私のような状況にならないと実感としてわかってもらえないのだと日ごろから感じています。（家族でさえも協力的ではないです。）でもそうなってしまってからでは遅いです。こんな状態におかしいと声をあげる人は多くなってきているようです。空気の悪さが改善されなければこの公害に苦しむ人はもっと増えていきます。一日も早く間違ったものが製造・販売・使用されないことを願っています。

**No.   ご意見**

- 213** お仕事お疲れ様でございます。意見送らせていただきます。化学物質による長期的な影響がわからない以上、EUのように予防原則に基づいて化学物質規制を強化して欲しいです。特に人工香料入り柔軟剤や除菌剤入り合成洗剤で頭痛や吐き気、倦怠感や呼吸障害など、現実に症状が出ている人がいます。その事実だけでそれらの製品に危険性があるということだと思えます。危険成分を特定することや労力やお金を使って実験しその結果を待っている間にも被害者が増え続けるだけだと思えます。いま！ここで！苦しんでいる人たちがいる 事実を見て スピーディーに対策を打って欲しいです。家に住めなくなった人、家族崩壊した人、学校に行けず進路を変更せざるを得ない人、仕事を失う人、自殺する人、安楽死する人がいます。香料アレルギーの方がアナフィラキシーショックで死亡した例があるというのもしりました。日用品に含まれる人工香料などの化学物質のために！！たったそれだけのために！！
- 自分が気をつけていても他者が使う日用品の化学物質で苦しみ、その上見えないものだから理解されず心無いことを言われたりするケースも多いと聞きます。ほんとうにほんとうに一刻も早く化学物質の規制、それが難しいのならばとりあえず日用品全ての成分の表示義務付けをして欲しいです。生き物としての良心に基づいて動いてくださる方々に届き状況がいい方向に行くことを願っています。よろしくお願いいたします。
- 214** 予防原則の観点から、「REACH 規制」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用」も規制対象に加えるべきである。業務用だけではなく、家庭用品にもGHS マークの表示を義務付けるべき。また、家庭用品も全成分表示をするべき。
- 対象 GHS 物質が 3000 超のところを、3 年で 1 物質、2 ? 3 物質を同時に調べていくというのは遅すぎる。その進行具合では被害が深刻化する。急いで調査してほしい。

**No. ご意見**

**215** 最低限、全ての商品にGHSマークを義務付けてください。現在の大容量で売ってある業務用に「だけ」というのは、まるで詐欺だと思います。全ての国民、消費者に、きちんと情報をいきわたらせてください。業務用の大容量は、業務用だから詰め替えや小売りのものとは中身が違ふと考える人が一定数居ます。現在は企業秘密だか社外秘だかで、製品にどのような化学物質が使われているか報告や申告、表示する必要もないというのはおかしいです。カネミ油症事件の再来でしょうか。GHSマークが使われる日用品で体調不良を崩す人が増えています。このままでは全国で企業及び国を相手の裁判が頻発するのは時間の問題だと思います。カネミ油症事件の人々、そして被害二世が何一つ救済されていない現状で、何かあった時に国が国民を助けられないのなら、その前に国民の健康を害する商品を企業に規制してください。お願いですから国民の健康と安全な生活を守ってください。空気汚染、水の汚染が日用品により毎日増えているのはおかしいです。GHSマークの全商品表示義務と並行して、人体に危険な化学物質をひとつでも多く迅速に禁止してください。海外でどんどん禁止されている化学物質を、日本では逆にどんどん輸入しているようですが、□□のような場所を新しく作るのでしょうか？どうか今、日本全国で起こっている公害を一刻も早く終わらせてください。いきなり全部は無理でしょう。ですがその第一歩として、最低限、GHSマークの全商品表示の義務化を強く希望します。煙草には害があり、自己責任だけでなく二次被害があると周知されたように、できればGHSマークと共に「使用者以外にもその毒性による二次被害をしっかりと明記」して頂きたいです！子供達が、まわりが臭くて学校に行けない。当たり前で生活したい人が、職場が臭くて仕事ができない。体がつらくて病院に行った人が、病院が臭くてより体調を悪くする。スーパーに買い物に行くだけで、頭痛や吐き気などの体調でまともに買い物もできない。電車がくさくて通勤ができない。外出もできない。図書館の本から他人の洗剤や柔軟剤の匂いがして読めない。本屋の本が臭くて買えない。トイレにいけば消臭剤で頭を殴られたような頭痛と呼吸困難で利用できない。家族に理解して貰えず離婚した。別居中。家に住めなくて車の中でしか生きていけない。「#香害は公害」でXでも沢山のカタが「当たり前の生活ができない。助けて」と疲弊しきっています。ただの空気を吸わせてください。あたりまえに空気を吸わせてください。ただの空気に化学物質をまきちらし、建物の壁や床に付着し、食べ物に付着し、洗っても洗ってもとれない化学物質をこの日本から一刻も早く禁止してください。花粉症は、「空気中の化学物質が付着した」花粉により引き起こされるとも言われます。あっという間に国民病となった花粉症患者も減らせるはずですよ。お願いします。まずはせめてGHSマークを全商品に義務付けてください。目が悪い人でもよく見えるように、しっかりと大きな文字で表示してください。

## No. ご意見

216 こんにちは、ここ数年柔軟剤や家庭用消臭スプレー、洗剤等の香りがとても強くなってきていると感じられ、体調にも影響してきている事もあり意見をお送り致します。最近では和菓子等を口にした際に、柔軟剤のような香りがすることが増えてまいりました。本来でしたら口にしてはいけないものが、規制がないために拡散してしまっていることに大変不安を感じております。どうか一日も早く化学物質に対する対応をお願い致します。

### 1.スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。

(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。

### 2.スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。

(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

### 3.スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について

(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。

(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

### 4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト（海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 5. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 6. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であつ

No.	ご意見
	<p>ても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。</p> <p>7. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方</p> <p>(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。</p> <p>(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を確保すべきである。</p> <p>8. 14ページ 今後の進め方</p> <p>(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。</p> <p>(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。以上</p>
217	<p>1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて</p> <p>(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。</p> <p>(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。</p> <p>2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて</p> <p>(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。</p> <p>(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。</p> <p>3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について</p> <p>(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。</p> <p>(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。先進国である以上、製品の規制と表示を EU と同じ基準にして下さい。</p>
218	マイクロカプセルの規制と GHS の表示義務化をお願いします

**No. ご意見****219** 別紙1 検討対象物質スキームについて

1. p.13 詳細評価の予定「3年で1物質を調べる」「2?3物資を並行して進める」

意見) EUなど海外の規制先進国に倣い、疑わしき物質は予防原則で、まとめて規制すべきである。

理由) 検討すべき物質は、p2にあるように対象GHSだけでも3283あり、健康被害の未然防止の観点から包括的な規制が必要と考える。

2. p.9 曝露のスコア付け(1)

意見) 家庭用品についても全成分の表示を義務付けるべきである。

理由) 評価を行うため使用成分を速やかに把握することに資すると思料される。

3. p.14 今後の進め方

意見) 進捗状況を管理する委員会を設置し、市民の代表も参加させるべきである。

理由) 国は、被害者側の市民の声も聴いて、被害を無くす対策を講じるべきである。

4. P9、p10 暴露評価について

意見) 製品使用後環境中に長期間残留する製品もあるので、持続的な暴露についても評価対象選定において考慮する必要がある。

理由) マイクロプラスチックを用いることで「長続き」を標ぼうする製品が広く出回っており、使用者だけでなく周辺環境を共有する者への影響評価も必要である。

**220** スライド13 詳細評価の予定

「3年程度で1物質のリスク評価を完了。2?3物質を並行して進める。」とあるが、GHS分類結果がある3,283物質という数に対して少ないのではないか。また3年程度という期間も長いのではないか。もっと短期間に多くの物質を評価してほしい。毒性があることを調査している間に製品として広まってしまう恐れがあると思う。

**221** 1) GHSマークの記載対象に、例外を設けないようにしてください。

業務用には記載されているのに、小容量の家庭用は掲載場所が限られるという理由で除外していると言われますが、人体に与える毒性は全く変わらない事を踏まえると除外してはいけない性格のものでしょうか。家庭用にも掲載を義務づけるべき。

2) マークの記載の先例

衣料品の洗濯マークがあります。2016年にはマークが大幅に改定されてます。

3) 子細情報の掲載代替策

QRコードの他、800字を収録できるUni-Voiceが適切でしょう。自治体の封筒内容を通知したりするのも使われ、普及しているスマートフォンで読み上げるので高齢者にも利します。自動翻訳を通すことで外国人にもその範囲内で伝えられる利点を持ちます。

No.	ご意見
222	市販の製品にマイクロカプセルが使われていますがそれによって健康被害に遭っています。どうかマイクロカプセルの規制をお願いします。それと消費者に解るように GHS マークを付けて欲しいです。必ずです。よろしくお願いします。
223	マイクロカプセルを規制してほしい。GHS マークを付けてほしい。
224	<p>・スライド 2</p> <p>【意見】母集団の設定について、2023 年 3 月末時点ではなく、スキームの検討を開始する時点での最大数を対象にして欲しい。</p> <p>【理由】日々有害物質も増えているので、最新情報で検討をして欲しいから。</p> <p>・スライド 2</p> <p>【意見】母集団の設定について、GHS 分類に入っておらず、それ単体では毒性がなくても、人体や自然への作用が懸念される物質についても対象として欲しい。</p> <p>【理由】各家庭で、使用方法も実質任意で使われる製品に含有する物質を選定する目的に必要と考えるから。</p> <p>・スライド 2</p> <p>【意見】現状では GHS マークは業務用にのみ記載されているが、家庭用品にも含有されている現実をふまえると、家庭用品にも記載されるべき。</p> <p>【理由】業務用と異なり、使用者の知的能力に大きな差がある家庭で使用されることが前提の製品にこそ、有害性を知らせる表示が必要だと考えるから。</p> <p>・スライド 10</p> <p>【意見】業務用又はニッチな製品の係数が 0.1 なのは何故</p> <p>【理由】業務用又はニッチな製品であっても、家庭に流通する可能性がゼロではないとした場合、1 と 0.1 では差が大きすぎると感じるから。</p> <p>・スライド 13</p> <p>【意見】3 年程度で 1 物質のリスク評価を完了し、2?3 物質を並行して進めるという速度は、遅すぎではないか。</p> <p>【理由】多岐にわたる有害物質が家庭用品に使われ、その中に今現在も表面化されないまま有害作用を及ぼしているかもしれない物があるかもしれない事を考えると、リスク評価を速やかに済ませる必要性を感じるから。</p> <p>・スライド 14</p> <p>【意見】今後の進め方において、私個人的には不勉強なため、このようなパブリック・コメントを募集されている事も、当該の有害物質選定スキームのような物が行われている事も、知りませんでした。</p> <p>せっかくこのように、国民の安全に関わる対策がなされるならば、それを広く、情報収集に長けている国民のみならず、自ら情報を得る能力に欠ける市井の国民市民にもアナウンスされるべきのように感じる。また、深く関心をよせる国民市民も、経過途中都度都度双方向的に関与し、情報を得られるようにして欲しいです。</p>

No.	ご意見
	<p>【理由】販売される家庭用品の中身について、企業に全幅の信頼をやみくもにする国民市民が多すぎるし、それを良い事に、成分表示義務がなされていない物質を多用する企業へのけん制もするべきと考えるから。</p>
225	<p>家庭用品に使用されている化学物質についてすべて表示・公表すべきである。また、安全性が確認されたもののみ使用の許可し、安全性を保証すべき。GHS マークの表示を義務付け。REACH 規則で有害性がある、または同等の懸念があるものについても規制対象に加えるべき。業務用には危険と書いてあるものでも家庭用には書いてないものがある。特に香料などに使用されている化学物質は実際に健康被害が出ており、有害性は明らかである。にもかかわらずメーカーはその成分をすべて公表しない。厳しく取り締まり処罰するべき。安全性が確認されるまで使用を禁止・製品回収するべき。早急に成分検査・調査を進めて規制を設ける必要がある。管理委員会の設置し市民の代表も含めて進捗状況を報告するべき。早急にやらなければ大変な被害、国民の健康が損なわれることとなる。</p>
226	<p>香りは鼻から入るだけでも、気分不良や頭痛、呼吸困難を招きます洗濯用石鹸売り場や、その近く、柔軟剤売り場や芳香剤売り場にも、その近くにも行けません下着や生理用品、パンティーライナーに香りが付いていたら一番敏感な陰部から、生殖器への悪影響を及ぼす。体につけるもの、人間として当たり前に呼吸するだけでも、生存を脅かされる香害の元になるものは、全て禁止してください。日常生活ができない方もたくさんいます。自然のアロマなどの香りを使うように制限してほしいです。</p>
227	<p>有害で有るマイクロカプセルを規制して頂きたい。GHS とは何か誰にでも理解が出来る様に記載して頂きたい。</p>
228	<p>GHS マークつけて マイクロカプセル禁止安全性を第三者機関が確認 確認出来ないうちは販売禁止 再び公害を出さないで</p>
229	<p>スライド2 ページ 選定スキームの位置づけについて  (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  (理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。  強い匂いの柔軟剤や合成香料によるアレルギー症状(化学物質過敏症)は、内分泌かく乱作用なのではないか、しっかりと評価するべきである。</p>
230	<p>朝から晩まで充満する洗濯洗剤、柔軟剤の化学物質の匂い、車内の香りにほとんど困っています。窓も満足に開けられず、外出すれば髪の毛カバン服に付きまってくる匂い、本当に苦しくて気持ち悪いです。五感を鈍らされていく感覚我慢できません。日本人をどうしたいのですか？ジワジワ殺されていく気分です。メーカーに早く規制してください。</p>

**No.   ご意見**

**231** 香害に苦しんでいます。自分自身も以前は「香害商品」と言われるものを使っていましたが、化学物質過敏症を発症したことで生活が一変しました。日用品がこんなに危険なものだったことに衝撃を受け、周囲に話すものの、全くといっていいほど理解が進みません。日用品の安全性を高めるような対策をお願いしたいです。現在、日本では香料などの規制が欧米諸国に比べると非常に緩いと思います。日用品は毎日使用するものも多いです。反復曝露が容易に考えられるため、GHS基準はもちろんのこと、EU諸国の基準のREACH規制に基づいた規制を取り入れるべきです。また、お年寄りであっても表示を見逃すことがないよう、危険マーク等を大きく記すことの義務化を取り入れるべきだと思います。そして、対象物が3000以上あるのに3年で2?3物質しか調べないというのは、あまりにも調査が遅いのではないのでしょうか。調査している間に、どれだけの人が反復曝露から健康被害を受けるでしょう。早急な対応のためにも、日用品を販売している企業に成分開示を求め、GHSとREACH規制に照らし合わせ、規制していく方法をとるべきと考えます。

## No. ご意見

- 232 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト（海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

## No. ご意見

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を確保すべきである。

### 10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

No.	ご意見
233	<p>1.スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて</p> <p>(意見) 検討対象物質については、政府による GHS 分類結果がある 3,283 物質に限定せず、REACH 規制における懸念物質も検討対象にすべきである。また、コロナ禍以降に増加した、抗菌剤として使われる物質についても、広く家庭用品に添加されるようになったため検討対象にすべきである。</p> <p>(理由) GHS 分類結果にない物質で有害性が懸念されている物質があるから。また、より多くの化学物質を検討対象にすべきであるから。</p> <p>2.スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて</p> <p>(意見) 家庭用品規制法の対象物質について GHS 分類を使用するならば、家庭用品にも GHS マークの表示を義務づけるべきである。</p> <p>(理由) 現在は家庭用品に使われている有害物質による危険性が認識できない。業務用と同じく、家庭用の製品にも GHS マークの表示を義務づけ、国民が有害性を認識できるようにすべきであるから。</p> <p>3.スライド 13 ページ 詳細評価について</p> <p>(意見) リスク評価について 3 年程度で 1 物質、2 ? 3 物質を並行して進めるとあるが、それでは遅すぎるのではないか。有害性が疑われる物質は短期間で評価すべきである。また、より多くの物質の評価を同時に進めるべきである。</p> <p>(理由) 予防原則の観点からも評価を急ぐべきであるから。有害性を国民が知った上で家庭用品を選ぶことができるようにするために、より多くの化学物質の評価をすべきであるから。</p>
234	<p>柔軟剤や合成洗剤で化学物質過敏症になってる方が多くいるにも関わらず、成分の表示も規制もなく販売され続けているのはおかしいと、思います！</p>
235	<p>ページ 2 選定スキームの位置づけについて</p> <p>(意見)物質を厳密に GHS 分類に限定せずに、被害の情報があった製品から先にリストアップをするなど、柔軟な姿勢で優先順位を決めていただきたい。</p> <p>(理由)多種多様な家庭用品が早いペースで新発売されているため、消費者はどの物質にどんな害があるのか知らないまま、様々な成分に曝されている。複合汚染もある。特に「香害」を発生させる製品は次々に新発売、リニューアルされている。物質からのアプローチではなく実際の製品に注目して優先順位を決めて、選定の時間短縮を図ってほしい。</p> <p>ページ 2 選定スキームの位置づけについて</p> <p>(意見)GHS 分類を根拠に物質を選定をするなら、その物質が入っている製品に GHS ラベルがないのは不自然。家庭用品に G H S ラベル表示をすべきである。</p> <p>(理由)GHS ラベルを最も必要とするのは家庭である。化学物質の保管も使用場所も家庭内であり、化学知識に乏しい一般の国民こそ絵で見て理解できる GHS ラベルを活用すべきである。自ら安全について学習できることが重要。GHS ラベル表示によって買われなくなった製品があれば、メーカーも今後の製造販売について見直しができる。</p> <p>(意見)「家庭用品」という言葉は訳語の問題かもしれないが、外国の法律には見られない。日本の「家庭用品」は業務で使用することもある。逆に同一製品の業務用を購入して家庭で使用することもあるので、定義があいまいである。「家庭用品」や「業務用」の語は廃して、「消費者製品」や「生活化学用品」等に統一変更できないか。</p>

## No. ご意見

(理由)家庭でも業務上でも、安全という課題には変わりがない。「家庭用品」という呼称が安全への注意喚起に役立つよりも阻害しているように思うため。

(意見)「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の規制対象が「家庭用品」であり、目的が「国民の健康の保護」とある。同様の諸外国の法律は目的に「環境の保護」とあるが、日本の法律にはない。目的に「環境の保護」を追加すべきである。

(理由)環境の保護をしなければ、国民の健康の保護はできないため。また、諸外国と歩調を合わせるため。

ページ7 「長期影響」のスコア付け(1)

(意見)情報源はEUのREACH規則、アメリカの環境ワーキンググループ(EWG)のリストなども採用、参考にしてほしい。

(理由)予防原則の考え方を取り入れている情報源を使ってほしい。予防原則を重視すれば弱い立場の人々(子ども、老人、病人、長時間使用せざるを得ない労働者、文字が読めない外国人等)を保護することが出来る。長期影響や複合曝露を軽減するために、幅広く柔軟に物質をリストアップしてほしい。

ページ13 詳細評価について

(意見)3年程度で1物質の評価を完了、2?3物質を並行して進めるとあるが、非常に遅いと思う。何十年も前から進行中の環境汚染・健康被害を一刻も早く緩和、解決をするためにはスピードを重視してほしい。特に近年は香害が深刻化し、その製品を使用していない人の自宅にまで香料臭が侵入して被害を出している。

(理由)国民は厳密な調査よりも、一刻も早い健康と環境の改善を望んでいる。あらゆる情報源を活用し被害情報を集め、一刻も早く政省令改正まで進めてほしい。

ページ14 今後の進め方

(意見)選定スキーム後の手順をみると大変時間がかかることが予想されるので、進捗について管理や意見をする消費者から成る委員会を設置してほしい。

(理由)一刻も早く作業を進めてほしい。

(意見)消費者による市民団体や非営利活動法人からの情報を活用してほしい。普段から積極的に家庭用品に関する注意喚起をしてほしい。

(理由)現在の家庭用品に関する知識は、企業からの一方的な情報によるものが多い。利益優先で根拠に乏しいキャッチコピーや、キュレーションサイトや雑誌ではライターによるステマのような文章が氾濫している。

広告が過剰であるために消費者が化学的な正しい知識を得る機会が少ない。対して、消費者からの被害情報があまり知らされないことはバランスを欠いている。これでは家庭用品による被害は減らせない。検討期間中でも、安全のために注意喚起を並行して行ってほしい。

No. ご意見

- 236 ・高残性柔軟剤の香料成分を全表示して欲しい。  
香料で人括りにするのではなく、全表示されていれば、消費者がアレルギー成分を避ける事が出来ると思います。  
・マイクロカプセルの規制  
自分はマイクロカプセルが入っている商品を使っていなくても、他人が使ったマイクロカプセルが自分の服や物につく。カプセルに入っている為、香りが長く香り、他人が纏う香りで具合が悪くなる。  
・家庭用の商品にも、GHS マークを付ける。  
業務用だと、GHS マークが付いているのに、家庭用は付いてない商品もある為、業務用・家庭用両方に記載をして欲しい。
- 237 1. スライド2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象とし、取り落としを防ぐべきである。
2. スライド2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用、粘膜刺激性、アレルゲンなど）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用、粘膜刺激性、EU 基準のアレルゲンも規制対象に入れるべきである。
3. スライド2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。現在、家庭で使用する化学製品の取り扱いについて、市民の意識も低下しており、誤食・誤飲や室内環境での有害物質発生や乱用による傷害などの事故も起きている。それを防ぐ事こそ、GHS 規格の目的であるからである。また、人は業務中よりも家庭での日常生活内の方が気を抜きがちであり、曝露時間も長くなりやすい、また業務にあたる場よりも一般家庭の方が狭いため、空間中での化学物質濃度は反比例して高くなりがちである、一般家庭には幼児や要介護者もいる場合がある、などの点も考慮すべきである。
4. スライド9 ページ 暴露のスコア付け(1) について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情

## No. ご意見

報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。

### 5. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について

（意見）情報源1として、事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。

（理由）情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。あらゆる物質はアレルギーになりうるし、アレルギーは急に発症することもある。一般使用者にとって家庭用品の成分情報は、平時ではなく、製品仕様により何らかの不具合が生じる場合、または治療を要する事態になった場合にこそ必要な情報であるということを考慮すべきである。

### 6. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について

（意見）情報源2として、海外情報&ECサイト（海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

（理由）情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について

（意見）家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

（理由）家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について

（意見）家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

（理由）家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

（意見）具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、あまりにも遅すぎて合理的ではない。1000年かけるおつもりなのだろうか？予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価する、EUの情報を参照するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

（理由）提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保障すべきである。

## No. ご意見

### 10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品を使う側の消費者の意思を反映させるべきである。また、家庭用品の規制を速やかに行い、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

### 11. まとめ

現在、家庭用品に使用される化学物質がとてつもない種類に増加しており、また家庭用品、パーソナルケア用品というカテゴリーに反して、その影響が個人や家庭にとどまらずに他人や社会環境にまで及び、香害とよばれる問題まで起きている。この被害は軽度から重度までさまざまであり、また健康被害、金銭的被害など多岐にわたっている。中には基本的人権や社会生活まで脅かされるケースも多数あり、従来の規制方法では現状にマッチしていないと言わざるを得ない。早急に、予防原則に基づいた規制方法をとることが急務である。

## No. ご意見

- 238 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト(海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

**No. ご意見**

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を確保すべきである。

10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**239** 日本では、海外に比べて有害物質を含む製品が多すぎます。いきなり海外と同等は無理でも、段階的に規制、禁止を進めてください。食料品では規制、或いは表示義務がある化学物質も、雑貨になると表示義務さえないものが多いと感じています。昨今では洗剤や柔軟剤です。有害物質を含む商品は、どのような分類であれ何が使われているか、どう有害かを分かり易く表記、明記してください。赤ちゃんやペットにも優しい、など安全をうたう製品に有害物質が含まれているのは詐欺のようです。たった1つ。例えば漂白剤不使用なだけで、無添加と表示している商品もあります。家庭用品の雑貨に類する商品にも、せめて食品並みの厳正さを求めます。ゆくゆくは家庭用品の全てから有害物質を排除して頂きたいですが、GHSマークの表示義務、有害物質を1つでも使用している場合の無添加や安全を誤認させる表記の禁止を求めます。

No.	ご意見
240	<p><b>【意見】</b> 家庭用品にも GHS ラベルを表示すべきである</p> <p><b>【理由】</b> 危険を知らせるためのラベルは誰にとっても、いつでも安全のために必要であるから。</p> <p><b>【意見】</b> 1年に1物質の検討では、時間がかかり過ぎである。</p> <p><b>【理由】</b> 予防原則の考え方が活かされていないように思う。最大限に取り入れてほしい。EUなど諸外国の進んだ例を参考にして、国民の安全を一刻も早く保護してほしい。</p>
241	<p>洗濯用洗剤、柔軟剤、除菌消臭スプレーの類の揮発成分によって体調が損なわれています。企業は「製品の安全性は確認されている」と言いますが、一定数の少なくはない人々に化学物質過敏症ほか症状が現れており、「安全性」を測定する方法が、現状の多くの人の使用方法や、使用者数の増加にそぐわないもののように思われます。数年前より製品の使用者は増え、臭いはきつくなり、マイクロカプセル等の徐放技術により、公共空間、道路、あらゆるところで臭い続いています。登山をしても、人とすれ違えば洗濯由来の強烈な臭いに曝露します。スーパー、電車、バス、映画館、図書館、公民館ほか、人が集まるあらゆる場所は、空間の空気に臭い成分が充満し、いるだけで、香料入り製品を使用していない自分の服や髪や肌に付着して臭いが取れず、体調不良を起こします。公共空間の椅子も壁も図書館の本もスーパーの食品も臭い成分が付着しており、座ったり手に取るだけで自分の服や手指に臭い成分が移ります。たかがスーパーへの買い物から帰宅するだけで、着替えて入浴して臭いを落とすという要らぬ手間もかかっています。香料入り製品使用者に事情を説明して製品の使用を控えて欲しい旨を伝えても「店に普通に売っているものを使って何が悪い」と言われてしまいます。普通に売っていて「ある広さの空間で、ある分量まで、ある揮発量まで」は安全かもしれませんが、現在はそれを大きく超えて、成分があらゆるところに漂い、蓄積しています。それらを踏まえた安全性の確認をお願いします。また、業務用製品には表示されている GHS マークを家庭用製品にも大きくわかりやすく表示して欲しいです。</p>
242	<p>マイクロカプセル、マイクロプラスチック、高残香製品などの販売を禁止をしてください。公共機関、交通機関で空気汚染の測定をしてください。施設によっては窓口などにCO<sub>2</sub>表示器がありますが、その横にぜひVOC測定器を設置するようにしてください。あらゆる分野の家庭用品をVOC測定器で測定し、反応する物質を徹底的につきとめ、ひとつひとつ全て禁止して行ってください。公共の場所、あらゆる職場などでVOC測定を行って、何を使用しているか、つきとめて行って精査してください。危険な家庭用品から国民を助けてください。海外ではマイクロプラスチックが禁止になり、どんどん規制されるそうですから、是非そういう資料などを参考に日本でも禁止や規制を進めてください。外出すると洗剤、柔軟剤、ハンドクリーム、化粧品、あらゆる他者の使用する家庭用品により、服に移香して洗濯しても取れません。他者の私物、および人体にまで臭いを振りまき汚染する商品を禁止してください。どこに行っても臭いです。空気汚染が異常です。化学物質安全対策室と銘打っている通り、どうか安全対策を迅速に進めてください。</p>
243	<p>柔軟剤や洗濯洗剤に配合されているマイクロカプセル香料について</p> <p>マイクロカプセルが人体に有害だと知らずに柔軟剤などを使用している消費者は多いです。危険性について何も知らされず、良い部分のみを取り上げて沢山宣伝されています。マイクロカプセル入り柔軟剤などを使用している人が近くにいるだけで、全く関係ない人の健康まで害することになります。マイクロカプセルの規制をよろしくお願い致します。</p>

No.	ご意見
244	GHS マークの表示をしてほしい。家庭で大量に使うことを前提としたテストや、商品を。水に垂れ流しては環境汚染破壊する、合成界面活性剤や、マイカプなど徐放技術の規制をしてほしい。EU 並の規制を。香料入りなら必ず表示しないと不耐性のある人や動物が被害にあう。商品ラベルに、リモンエン入りなら、注意マークとか、CM に騙されている国民でも目で見分ける表示を義務づけて欲しい。水道水から日用品のニオイや味がする。
245	小学生と中学生の子を持つ母です。小学校入学以来、給食エプロンの強い柔軟剤臭で体調が悪くなり、コロナ禍での消毒剤の多用なども重なり、化学物質過敏症を発症してしまいました。現在、通学することもできず、部活を頑張っていた娘は自暴自棄になっています。未来ある子どものこれからを考えると不憫でなりません。一般に売られている商品で、大多数の人に症状がでていないこともあり、理解してもらうことすら困難な状況です。特定の人にだけ害があるのではなく、誰もがいつ発症してもおかしくない商品を規制してもらいたいです。きれいな空気であれば、普通の暮らしができるんです。よろしくお願いします。
246	EU はこの 10 月から 12 年計画で日用品への意図的なマイクロカプセル使用禁止を開始するそうです。どうか日本も早急に追随してください。マイクロカプセルは SDGs の観点からも禁止を呼び掛けられるはずで。マイクロカプセルでなければいいだろうと代替品が売られないよう、類似品も使用禁止としっかり禁止して行ってほしいです。どうか今の家庭用品におかしいほど添加されている化学物質を 1 つでも多く禁止してください。

## No. ご意見

- 247 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト（海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

No. ご意見

(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

7. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

10. 14 ページ 今後の進め方 (意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**248** 昨今の日用品である洗剤や柔軟剤の香りが強すぎて、ありとあらゆる物にその成分が付着し、洗濯しても落ちません。先日は高校生の子供の制服に、□□がかかってしまい、その匂いが落ちなくて制服を買い換えました。メーカーは水溶性なので洗えば落ちると言ってましたが、洗っても落ちませんでした。このような異常な日用品に規制をかけて欲しいです。具体的には、マイクロカプセルを規制し、日用品には使用しないようにお願いしたいです。また、一般家庭用と業務用で成分が同じものですが、業務用には付いている GHS マークが家庭用には付いていません。業務用でも、家庭用でも、どちらでも使用するのは人間なので、どちらにも GHS マークを付けて欲しいです。お願いします。

**No. ご意見**

- 249** スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方  
(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進める  
とありますが、これは評価作業が遅すぎではないでしょうか。家庭用品の対象GHS区分にある物質は3000物質を超え、さらに今後新しいものが輸入され増える可能性もあります。3年に1物質では、単純計算しても9000年かかります。  
3年に3物質だとしても1000年かかります。これは行政の仕事としてあまりにも遅延が過ぎるのではないのでしょうか。海外で規制されている資料なども参考に予防原則を用い、有毒性、有害性、危険性のある物質は短期間で評価し、疑いのある物質も甘い基準は付けず、より多くの物質と製品について厳しく評価すべきです。
- 250** 1.スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見)情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由)情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
- 2.スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにした上で、評価すべきである。
- 3.スライド9ページ 暴露スコア付け(1)について  
(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト(海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由)情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
- 4.スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について  
(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業すべきである。  
(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。
- 5.スライド10ページ 暴露スコア付け(2)について  
(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

**No. ご意見**

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

6.スライド 13 詳細評価

(意見)製品評価は3年程度で1物質、3年程度で2?3物質と並行して進めると言われていますが、GHSのカテゴリーには家庭用品として対象となる物質が3,283物質あります。これらを考慮すると、3年で1物質は評価作業としては遅すぎると考える。予防原則に基づき、疑いのある物質を短期間で評価するなど、より多くの製品を評価すべきである。

(理由) 確立された母集団に含まれる3,283物質すべてについてリスクアセスメントを実施するのであれば、急性毒性が低いという理由だけで化学物質をどんどん使い続けるメーカーの姿勢を改め、予防原則に則り、メーカーに報告を義務付けることでアセスメント期間を短縮し、すべての物質についてアセスメントを早急に実施し、市民生活の安全が保障されるべきである。

7.1 4 ページ 今後の進め方

(意見)このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表者も参加させるべきである。

(理由)家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**251** スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて

意見：母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきです。

理由：市民生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で同等の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきです。

**252** スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について

意見

今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、それが少量であろうと大容量であろうと内容量やサイズに関わらず、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。

理由

家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、少量だろうと大容量だろうと使用されている事に変わり無く、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。有害性を表記しなくていい商品を認めるということは、市民に安全性を誤認させることに繋がり、市民の安全を怠る行為である。市民には、購入するものに含まれる有害性を確認する権利がある。

**No. ご意見****253** 1.洗濯洗剤・柔軟剤に使用される技術、マイクロカプセルを止めて欲しい

家族がアレルギー体質で、自宅ではこの様な製品を使っていないが、来訪者等が使用している場合や、出先で使用者の服から放たれたこれらの成分が付着して反応する。自身で使用していないにも拘らず自宅内まで侵襲してくるこれらの商品のせいで、住宅設備の修繕や、医療機関等の公共サービスすら受けるのが困難な生活となった。

## 2.家庭用品にも GHS マークの表記を義務化

業務用の様に大量に使わないから非表示というかつての理論には一定の理解を示すが、今現在氾濫している”成分を残す”事を前提に作られていないのを非常に問題と感じる。現在はマイクロカプセル技術により、一度に大量に使用せずとも、4週間続く等の残留性の高い商品ばかりが販売されている。カプセルの中身は原液の薬剤であり、それを衣類、寝具等に付着させて吸入し続ける前提で作られていない制度である。GHS マークの表記を義務化は当然だと思う。

## 3.匂い移りの問題を可視化、対処してほしい

近年は、購入した商品に匂いが移っていることが当然となってしまった。ネット上では”移香”と呼ばれる現象で、私自身も非常に悩まされている。分子がマイクロ？ナノと非常に小さいのが厄介で、精肉等で店の使用するラップの種類によってはカプセルが貫通してしまう。つまりトレイの中の生肉にまで匂いが付着しており、こういった事情から食料調達にすら苦勞している。民間の団体が物への移香実験を行い、週刊金曜日がそれを記事にしたが、本来であれば国が真っ先に調査すべき案件である事は疑いようのない事実だ。特に食べ物に異物が、それも洗剤等の薬剤が付着する等という危機的状況にも関わらず、未だに国主導での調査が行われていないのは何故なのか。これは疑いようもなく”移染”であり、全国的で超広範囲の化学物質汚染だ。一日も早い対処を求める。

No. ご意見

254 PDF 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律における 検討対象物質選定スキームについて  
2 ページ 検討対象物質選定スキームについて  
意見/GHS 分類の使用をするのなら家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべき。  
理由/使用する消費者が GHS マークにより製品に危険性がある事を知らなければ、症状と原因とを関連付ける事すら出来ず、医療機関にかかっても原因の家庭用品を申告する事すら難しくなるから。  
9、10 ページ 暴露のスコア付け(1)、(2)について  
意見/調剤(吸入)に「放散」の項目があり「(芳香剤等)」とあるが、柔軟剤や合成洗剤もここにきちんと明記して欲しい。  
理由/柔軟剤も抗菌機能や消臭機能を謳った合成洗剤も芳香剤と同様に強い香りを放散しているから。特に昨今はこの香りの放散に特化した柔軟剤、合成洗剤が主流の為。  
9 ページ 暴露のスコア付け(1)について  
意見/「事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)」とあるが、使用実態では不適切かつ説明不足である。使用実態ではなく暴露実態の方が適切だろう。  
理由/使用されている原材料が明記されていない家庭用品から、どうやって原因物質を突き止めるのか。また暴露スコアを設定している事、柔軟剤や合成洗剤等の放散製品での健康被害では未使用者が使用者からの暴露により健康被害が出ている状況では「使用実態」とする事により被害の大きな取りこぼしが出るのでは無いか。  
13 ページ 詳細評価について  
意見/「個別の物質の詳細評価」とあるが、個別の物質だけでなく複数の物質が複合した場合の評価もすべき  
理由/ 症状は個別の物質のみで起きる訳ではなく、複数の有害物質が合わさって起きる為。また複数の有害物質が複合された場合の危険性・症状は個別の物質のみで評価しては被害の過小評価になってしまう。

255 意見 1  
・ 該当箇所  
スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
・ 意見内容  
母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点とし、最新の GHS 分類を使うべきである。  
・ 理由  
より多くの化学物質を対象とするべきであるため。  
意見 2  
・ 該当箇所

## No. ご意見

スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて

- ・意見内容

母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則（欧州連合 EU における化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用等）についても母集団に加えるべきである。

- ・理由

国民の健康と生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけではなく、EU の REACH 規則で同等に有害性があると懸念のある物質として規制対象とされている内分泌かく乱作用も規制対象に入れることが必要であるため。

### 意見 3

- ・該当箇所

スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について

- ・意見内容

家庭用品規制法の対象物質の選定について GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS に対応するラベル（シンボルの絵表示、注意喚起語と危険有害性情報）を表示することを義務付けるべきである。

- ・理由

家庭用品の規制、対象物質の選定及び有害性の評価に関して、GHS 分類を使用して一定の有害性が認められるのであれば、製品に GHS で定めるラベル表示を義務付けて製品の使用者に対して危険有害性に関する情報を提供することが必要であるため。

### 意見 4

- ・該当箇所

スライド 9 ページ 暴露のスコア付け（1）について

- ・意見内容

情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、情報を入手する機関や情報の入手方法が不明瞭であるため具体的に表記すべきである。

- ・理由

情報源 1 から誰がどのように製品情報を入手するのか、その具体的な方法が明記されておらず、原案のままでは調査に必要な情報を適切に収集できない可能性があるため。

### 意見 5

- ・該当箇所

スライド 9 ページ 暴露のスコア付け（1）について

## No. ご意見

### ・意見内容

情報源1として、・事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、全成分を表示していない製品の場合における製品が含有する化学物質に関する情報の入手方法を具体的に表記すべきである。

### ・理由

全成分表示がされていない製品の場合は、調査に必要な情報が入手できなければ適切なスコア付けなどの検討が出来ないため、未表示となっている成分や情報についての入手方法を定めて表記しておく必要がある。

### 意見6

#### ・該当箇所

スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について

#### ・意見内容

情報源2として、・海外情報&ECサイト（海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認）とあるが、どのように海外情報を入手するのか具体的に表記すべきである。

#### ・理由

このフローチャートでは製品情報の入手方法や情報範囲が不明であるため。

### 意見7

#### ・該当箇所

スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）

#### ・意見内容

暴露ポテンシャルの表中、調剤（吸入）の例示において「放散（芳香剤等）」とあるが、残香性衣類用洗剤及び柔軟剤を加えて「放散（芳香剤、残香性衣類用洗剤及び柔軟剤等）」とするべきである。

#### ・理由

徐放技術を使った衣類用洗剤や柔軟剤等の製品が広く使われている今日において、放散による吸入の暴露ポテンシャルの高さを鑑みて、例示として加えることが適切であるため。

### 意見8

#### ・該当箇所

スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について

#### ・意見内容

家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、業務用又はニッチな製品の定義が記載されていないので定義を明記すべきである。

## No. ご意見

### ・理由

業務用又はニッチな製品の定義が明らかでないため、家庭用品に該当するかどうか評価できないため。

### 意見 9

### ・該当箇所

スライド 10 ページ 暴露のスコア付け（2）について

### ・意見内容

家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品の係数が 0.1 で妥当か否かを検討し直すべきである。

### ・理由

ニッチな製品であっても家庭用品として頻繁に使用されている場合はこの係数では妥当ではないため。

### 意見 10

### ・該当箇所

スライド 13 ページ 詳細評価について

### ・意見内容

詳細評価の予定において、「3年程度で1物質のリスク評価を完了。2？3物質を並行して進める。」とあるが、家庭用品として対象となる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると評価作業が遅すぎるし評価件数が少なすぎる。有害性が疑われる物質については予防原則を用いて短期間でより多くの製品について評価すべきである。

### ・理由

有害物質を含有する家庭用品を選定するのに「3年程度で1物質のリスク評価を完了。2？3物質を並行して進める。」という速度と件数では、使用者が長い期間様々な有害物質に晒され続ける恐れがあり、国民生活の安全を守れないため。

### 意見 11

### ・該当箇所

スライド 14 ページ 今後の進め方

### ・意見内容

このスキームを運用するにあたり、進捗状況を管理する委員会を設置し、消費者側の代表者を委員会に参加させるべきである。

### ・理由

家庭用品の規制は製品の消費者である国民の生活を守ることを目的としており、当事者である消費者を代表する立場の者が委員会に参加することで制度の信頼性が増すため。

## No. ご意見

- 256 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド13 詳細評価、14ページ今後の進め方  
(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。  
(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を確保すべきである。

**No. ご意見**

- 257** 3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
- 258** 1. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について (意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。
5. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 1 として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 2 として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

## No. ご意見

(理由)情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

7.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について (意見)家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について (意見)家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻りに使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9.スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方 (意見)具体的な製品評価が、3年で1物質、2~3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。

(理由)提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

10.14 ページ 今後の進め方

(意見)このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由)家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**No. ご意見****259** (1)情報収集について

実際に健康被害を訴える国民の声を広く募り、健康被害の報告がある商品については、「一時的に販売を停止」した上で調査して下さい。「成分一つ一つ」ではなく、「商品まるごとを対象」として情報を集めるべきです。

## (2)調査・試験について

まず、根本的に調査のやり方を変えるべきだと思います。従来は有害性が疑われる物質「一つ一つの成分」を調べていますが、それでは現実と時代に即していません。これからは、一つ一つを調べると同時に、「健康被害が疑われる商品をまるごと」調査する必要があると思います。現状では、いくつかの具体的な商品が香害となり、化学物質過敏症を発症させています。従来の「一つ一つ」を調べる方法だけではとても間に合いません。現実には即して、商品まるごとの有害性や、複数の化学物質が同時に存在するときの人体への影響を調べ、有害性の判定をして下さい。

<具体的な調査・試験方法を提案します>

- ・「商品ごとに」健康被害を聞き取り調査し、有害性が疑われた商品は、一つ一つの成分はもちろん、複数の成分が混合した場合の有害性も丁寧に調べる。
- ・商品ごとの空気中の VOC 濃度を調べ、濃度ごとに健康被害がどれくらいであるか確認する。
- ・少量を長期的に暴露したときの有害性を知るため、化学物質過敏症発症者への聞き取り調査を重んじる。「特殊な体質の人の特殊な事例」と考えられがちだが、そうではなく、「先に発症した人から得られるすべての人に当てはまる貴重な情報」と捉えるべき。発想の転換を期待します。
- ・有害性が疑われた商品は「予防原則」を用いて「一時的に販売停止」をした上で、調査・試験する。販売を継続しながらの調査では、市民の健康は守られず、新たな被害者を増やすこととなります。被害者をできるだけ増やさない方法が望まれます。是非調査期間中は「一時的な販売停止」をやって下さい。

## (3)家庭用品の GHS マークについて

家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けて下さい。家庭で使用しても、職場で使用しても危険な物質にかわりはありません。使用量が違うと言いますが、少量での長期間の使用または暴露により化学物質過敏症を発症することが分かっています。

## (4)マイクロカプセルについて

EU では昨年 9 月に「意図的に製品に含まれるマイクロカプセルを禁止する」ことが決まりました。人工香料や抗菌剤をカプセル化することで、化学物質過敏症が激増してしまい、今も増加し続けています。日本は非常に遅れています。マイクロカプセルを規制して下さい。

**260** 現在、日常的に多用されている合成洗剤、柔軟剤、制汗剤、消臭剤などの合成香料を暴露すると気分が悪くなります。肺が苦しくなったこともありました。また、香りが長続きするものなど、こちらにも香りが移行してきて、大変困っています。牛乳アレルギーの方に牛乳を飲ませない配慮と同様に、強い香り、移行する香りは規制していただきますようお願いいたします。

No.	ご意見
261	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活において吸引等で人体に取り込む恐れのある洗剤や柔軟剤や消臭剤など日用品の化学物質について使用販売してもいい成分を限定してほしい。</li> <li>・ 人体に取り込む恐れのある日用品に使用される化学物質について全ての成分の表示を義務化してほしい。商品に記載が入り切らない場合は QR コードなどで使用されている成分をすぐに確認できるように義務化してほしい。</li> <li>・ 危険な物質を分かりやすくするために、GHS マークを目立つように表示する義務を設けて欲しい</li> <li>・ 環境に配慮した商品に共通の認証制度を設けて欲しい。</li> <li>・ 現在の日用品に対する「無添加」表記がほぼ無法地帯であるため基準の厳格化をしてほしい。（特に香料が入っている商品に「無添加」表記が許されているのはあってはならない）</li> <li>・ 香り付き柔軟剤や消臭剤による健康被害の実態を調べてほしい。</li> <li>・ 集合住宅などで近隣住人が使用する香る柔軟剤や洗剤のニオイが使用者以外の干してある洗濯物に移つる（移香）。また頭痛や吐き気で窓も開けられない。嗜好品であるはずの〈香り付き製品〉の使用で他人の生活を脅かすことは許されない。</li> <li>・ 中古の洗濯機に香り付き柔軟剤のニオイが吸着してしまい、リサイクル商品で再利用不可能な製品が急増しており、香りの持続性に関する実態調査と使用可能な化学物質に制限を設けてほしい。（ネットで購入した中古洗濯機の柔軟剤臭が何回洗っても落ちず、体調を崩した）</li> <li>・ このままでは中古家電や古着の市場に大ダメージを与え、持続可能な社会創造の足を引っ張ることになる。</li> <li>・ 下水処理設備のない地域では河川へ垂れ流しになっている家庭用洗濯洗剤などに含まれる化学物質の水生生物への影響を調査してほしい。（河川下流域のシジミやアサリ、ウナギなどから既に香る柔軟剤のニオイが付いている）</li> <li>・ 浄化槽や下水処理場で除去出来ない化学物質を入れている日用品の販売は禁止すべき。</li> </ul>
262	<p>同じ製品でも業務用には表示があり、家庭用にはない。家庭用品規制法で GHS 分類を基にするなら、家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべきである。</p>
263	<p>スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。</p>

No. ご意見

- 264 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

## No. ご意見

### 265 <スライド 2 に対する意見>

今回提案された検討対象物質選定スキームは、政府によるGHS分類結果に基づく有害性によるスコア付けと暴露によるスコア付けにより検討対象物質を選定するとされているが、家庭用品安全対策調査会のメンバーには、検討対象物質を含有する製品の製造、流通あるいは取り扱った経験のある専門家が含まれておらず、産業界への経済的な影響なども併せて議論できる第三者的立場の有識者を加えて検討すべきである。

### <スライド 5 に対する意見>

短期影響の有害性によるスコア付けについて、「2022 年度家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」では必ずしも感作性とは関連のないアレルギー性接触皮膚炎、刺激性接触皮膚炎と思われる症状などの健康被害事例が多く報告されている。にもかかわらず、GHS 分類の感作性や刺激性のみに着目して有害性によるスコア付けするとの考えには同意できない。またどのような基準で「+」の数を決定したかの説明が必要。

### <スライド 9 に対する意見>

暴露のスコア付けでは、製品中の含有量あるいは物質固有の揮発性や蒸気圧を考慮せず暴露機会として吸入があることだけをもって最上位の4点とすべきではない。

### <スライド 10 に対する意見>

① 家庭用品用途の該否の中で、「業務用又はニッチな製品」とあるが、この内「ニッチな製品」の定義が曖昧である。例えば、「当該対象物を●%以上含有し、かつ当該対象物を含む製品の流通量が●トン以下のもの」と定義すべきである。

② 「スクリーニングであるため、暴露のスコア付けは家庭用品への使用又は含有の可能性並びに製品形態のみを考慮している。暴露ポテンシャルで高いスコアが付いた物質であっても、詳細評価の結果、実際の製品中の含有量が極めて低い、又は製品からヒトへの暴露がほとんどなく、健康リスクの懸念は低いと判断される可能性がある。」との記載中の「実際の製品中の含有量が極めて低い」との表現も曖昧でありガイドラインとなるような含有量を示すべきである。

### <全体を通しての意見>

有害性によるスコア付けと暴露のスコア付けによるスコアの詳細を公表せずして、優先検討物質リストを公表することには同意できない。公表するのであれば、スコアの詳細を公表してパブリックコメントを募集した後に公表すべきである。

## No. ご意見

- 266 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト（海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

No. ご意見

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2~3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

以上

267 市販の抗菌洗剤、柔軟剤、芳香剤、消臭剤で化学物質過敏症を発症しました。職場の同僚の使う消臭剤の曝露でした。仕事を失ったばかりでなく、生活も難しくなりました。マイクロカプセルなどの徐放剤の規制を希望します。日用品に含まれる合成化学物質の害の研究を希望します。そして、被害を遭っている患者の救済を希望します。

## No. ご意見

- 268 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト（海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

**No. ご意見**

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

**7. スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について**

（意見）家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

（理由）家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

**8. スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について**

（意見）家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

（理由）家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

**9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方**

（意見）具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

（理由）提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を確保すべきである。

10. 14ページ 今後の進め方（意見）このスキームを運用するに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

（理由）家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**269** 何年も香害に苦しんでいます。2018年頃から感じるようになりましたが、2020年以降一層酷くなったと感じています。柔軟剤、芳香剤、整髪料、制汗剤等々、香料を多量に含む製品が増えてきて、無香料製品を使用している身としては、外出や人との交流が苦痛な場面が増えました。ドラッグストアに買い物に行くだけでも衣服に香料の残り香が付きますし、地下鉄、バス、新幹線、映画館などで椅子に座っても衣服やカバンに香料の残り香が付きますので、帰宅後はすべて洗濯です。道ですれ違うだけで咳き込んでしまうような匂いの方も多いですし、小中学生からも同様の匂いがすると、子供の成長に害は無いのかと不安になります。宅配便の荷物や、野菜（実際に経験したのは、ネギ、シイタケ、大根です）からも香料の残り香が染みついていることもあり、大変不快です。活性炭入りの不織布マスクでなんとかしのいで生活していますが、一般的な不織布マスクに比べて費用もかかりますし、香害が無ければ必要ない物なので、結局ゴミも増やしていることにもなっています。川や海へ香料（マイクロカプセル）が流れ出て、結局、環境破壊にもつながっていくのではという不安も大きいです。健康や環境の事を考えても過度な香料は不必要だと思います。香害で苦しんでいる多くの人が健康的で快適

No.	ご意見
	<p>な生活を送れるように、また、香害製品を使用していて、ご自身の健康が害されていることに気づいていない多くの方々も健康的で快適な生活を送れるように、調査、規制をよろしくお願い致します。</p>
270	<p>マイクロカプセル入り洗剤の製造禁止、規制をしてください。柔軟剤も同じくです。EUと同じ基準にしてください。私はこれらの製品を使う隣家や、他の家庭と使い回しの学校の給食着のせいで、化学物質過敏症を発症しました。現在重症化し、寝たきり寸前となり、仕事もできなくなり、持ち家にも入れず難民のようや車中泊の日々を4ヶ月送っています。健康被害、築いてきた財産と生涯年収への莫大な被害、人に会えない孤独感、柔軟剤やマイクロカプセルに暴露する事での辛さ、無香料のヘルパーのいなさから、本来必要な助けも得られていません。人中にも行けません。子どもも学校での移香が激しく、せっかく無香料の石鹼洗剤を使わせていても、意味がありません。このような悲惨なことから、絶望し、自死がたくさん起こっています。不動産建築業で使われるシックハウス対策製品チェックの強化、特にワックスや壁紙、フローリング材の規制強化もお願いします。</p>
271	<p>洗剤とくに、洗濯洗剤、柔軟剤の香りがキツすぎます。隣に座っただけで香ってくるので、気分が悪くなったりお下がりなどで着用すると肌に痒みが出る事もあります。また、香りのない洗剤を使用し洗濯をしてもなかなか臭いがとれません。明らかに昔と比べて香りが強くなっているように感じるので香料の規制をしていただきたいです。</p>
272	<p>家庭用品にGHS表示を。このシステムだと既に分かっている、選ばれた単一の化学物質だけが、対象になるように思えます。例えば今社会問題になりつつある香害のように、香料にマイクロカプセルなどの徐放技術が使われているような、複数の化学物質の複合汚染は最初から対象にならないがします。そうした特定しきれない身体に対する害をなす可能性のある物質群を大きく拾う仕組み（188の消費者相談の結果が反映されるとか）でないと、いつまで経ってもエビデンスがないの一言でこちらの健康被害も経済的被害も黙殺されたままで。このパブコメの書き方自体も何がしたいのかよく分からないような書き方で、広く意見を募るといいながら、特定の間人からしか意見を容れないような書き方で、不信感を感じます。いつまでマイクロカプセル香害を放置するのでしょうか。</p>
273	<p>近隣の使う柔軟剤や他の日用品が窓を閉めても入ってきて咳や喉が苦しくなる等の健康被害がでて困っていますが、私自身が敏感なわけではなくメディアでも取材を受ける方が増え多くの方が困っていることがわかりました。メーカーは安全性を確認済みとっておりますが健康被害を訴える声がSNSでも多く上がっていて、街中を歩けば四方八方から強い人工香料の匂いがしてきて何にでも匂い移りしてしまい何度洗っても落とせない状況になっています。業務用をみると赤ちゃんにも使えるはずの合成香料や柔軟剤に生殖や胎児への悪影響の恐れと書いてあり、知らずに使用されている方にもわかりやすく家庭用にも大きく記載していただきたい。日本は清潔なはずなので数週間があり続けるような日用品は不要だと感じます手遅れになる前に規制をお願いいたします</p>
274	<p>2016年に化学物質過敏症を発症した立場としてご意見を送らせていただきます。発症前から石けん洗剤や酵素系などの環境にも人体にも害のない日用品を使っておりましたので、他人が使ったもので健康を害したことに間違いはありません。発症後は他人が使っている柔軟剤で顔に化学火傷をするようになりました。火傷の原因も柔軟剤のみならず、ルームフレグランスや□□などの消臭スプレー、またコロナ禍に入った後台頭してきた抗菌洗剤でも同じ症状が起きています。これら健康を害する製品については、自分で使用しなくても「強い臭いを放つ使用者とすれ違っただけ」「使用者の家の玄関口で5</p>

## No. ご意見

分立ち話をしただけ」「賃貸物件にしみこんでいた洗剤の臭い戻り」「消臭剤や芳香剤を載せたタクシーに一瞬顔を突っ込んでしまっただけ」など、ほんの僅かな曝露であっても激痛を伴う被害を生んでいます。そして周辺の家から流れ込む洗剤の臭いが宅内の衣類や家財にしみこみ、使用を継続することができないほどの汚染を継続的に受けるのです。布団は何枚処分したかわかりませんし、長く大事に着たかった思い出の衣類もとっておけないのです。よく考えれば異常な話で、使用者は老若男女問わずこれらの臭気を身にまとい、また家の換気扇や排気口からひっきりなしに臭気を放ち、まさに臭いで人を殴りながら生きているということになります。近頃は私のような発症者でなくても、「あの臭い」と感じたり、学校の教室に入れないほど苦しく感じる子どもが増えたり、臭気が平気な子ども同士の中でも特に臭い子どもに「柔軟剤」とあだ名をつけるなどの現象が起きています。そこまで衣類に残り、他者に影響を与える日用品は、本当に「誰もが安心して使ってよい」製品といえるのでしょうか。現にこれらの製品で健康を害し、他人と接触できなくなって会社や学校を辞めなくてはならず、せっかく買った家も手放し、他人からは「山でも暮らせば？」と冷笑され、本当に山で暮らしても隣家の使う日用品でまったく同じ目に遭うのです。（私も半年ほど山で暮らしてみましたが、やはり隣人からの被害で火傷だけでなく咳き込みや頭痛等に苦しめられました）このような生活は生きる希望を失い、自殺する人も出ています。

これら有害な日用品の使用者については、ほとんどの人は悪意がなく、その代わり知識と想像力にも欠けています。説明しても自分が使う日用品で他人が害されていることを理解できず、被害者が社会的に孤立する状況を生みます。

更に心配なのは、これらの日用品使用者がやがて発症し、こちら側の苦しみを味わうことです。一度化学物質過敏症になれば「治癒」はありません。ひとつわかっているのは「原因物質を遠ざければ症状は出ない」ことですが、現状、特に密集した住宅地において「原因物質を遠ざけて生きる」ことはもはや不可能になっています。使用者がシンナー中毒のような、化学物質依存症・香料依存症になっている可能性も高いと感じております。（小さい子どもが柔軟剤のしみこんだタオルを吸わないと眠れなかったり、情緒不安定で泣き叫んだりといった様相を呈しているケースも多いようです）私が中学生の頃に若者が荒れて、それこそ学校でシンナーを吸う姿をたくさん見てきましたが、その様子ととても似ているのです。社会的な問題を生みつつある危険な日用品については、可及的速やかな規制が必要と感じます。本来はEUレベルの規制を求めたいところですが、急には無理ということであれば・マイクロカプセルを使用した洗剤類の規制・原料の全成分表示・家庭用洗剤等にもGHSマークの表示を義務付けといったところから始めていただきたいと願っています。望む仕事に就けず、住みたい場所に住めず、友達も失う。たかだか数百円の日用品が、憲法第25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を侵しています。使用者は「香りを楽しむ権利がある」「当たり前で売られているものを使って何が悪い」と嘯きますが、むしろ彼らが侵している「普通に息をする権利」「普通に暮らせる権利」を返してほしいです。こうした人間の日用品は動物や自然環境にも悪影響を与えています。私の愛犬は4年前、ペットサロンで使われていた柔軟剤で体調が急変し、肺高血圧症を起こして亡くなりました。駆け込んだ動物病院ではスタッフがきつい制汗剤を臭わせており、絶望したことを絶対に忘れません。こうしたことも、危険な日用品がしれっと売られていなければ起きないことです。知識の普及には時間がかかり、知識を拒否する人間もいます。一番良いのは、国が規制すること。それに尽きます。一日も早い対応を望みます。

No.	ご意見
275	<p>スライド3について</p> <p>家庭用品にも GHS マークをつけてください。</p> <p>スライド 13</p> <p>物質の調査に時間をかけず可及的速やかに調査してほしい</p>
276	<p>合成洗剤や柔軟剤・□□などマイクロカプセル香料で具合が悪くなります。人が多い場所へ行くと呼吸が困難です。他人が使うもののおいがスーパーの食料品からもおきます。安全な食生活のためにも規制が必要です。</p>
277	<p>マイクロカプセルを規制してください。電車などで他の方の柔軟剤の香りで気分が悪くなります。自分で使わないだけでは防げません。</p>
278	<p>詳細評価についてや今後の進め方についてから、全て調べ終わり規制するのにかなりの時間が必要になると読み取れる。それならば早急に、まずは一般消費者向けの家庭用品に GHS ラベル表示を義務付けて欲しい。又、使用実態調査として、無作為に抽出した幼稚園小中学校の教室内の空気中の物質と濃度も調べてもらいたい。体の小さな子供たちが心配である。政府による GHS 分類結果がある物質が 3283 物質あるとの事だが、単体使用での毒性だけでなく、同物質のマイクロカプセル技術を用いた場合の毒性も調べて欲しい。マイクロカプセル技術を用いた洗剤や柔軟剤が出てきてから香りに対する害を訴える人が多くなったように感じる為、マイクロカプセル技術の見直しと規制を求める。</p>
279	<p><b>【理由】</b></p> <p>家庭用品の安全性は、有害性評価と曝露評価を併せたりリスク評価が基本であり、リスク評価に基づき安全な製品使用を提供する環境を作ることには賛同する。しかし、後述するように、提案されているスキームに用いられる情報やデータの質には課題がある。したがって、不確実性が高い「総合評価」に基づき作成される「検討対象物質リスト」の公表は、化学物質や製品の安全性に対する誤解につながるものであり、公表すべきではない。詳細評価前の段階で広く社会に公表する必要性はなく、業界団体等のステークホルダーや専門家への開示が行われれば、その後の詳細評価において有用な情報が得られるものと考えられる。（なお、今回の規制検討は日本の毒劇法、欧州の SVHC や米国 TSCA の優先評価物質等とは目的や内容が異なるため、公表が必ずしも国民の健康に寄与するものではないと考える。）</p> <p>補足説明：</p> <p>&lt;スキーム案に用いられる情報やデータの課題&gt;</p> <p>(1) 有害性評価</p> <p>対象物質の母集団として政府 GHS 分類済み物質が使用されているが、政府 GHS 分類はそもそも「参考情報」として作成されたものであり、欧州と比較し検証が十分ではなく、信頼性と一貫性が十分に確保できているか疑問がある。</p> <p>例えば、評価対象物質について実験動物を用いた反復投与毒性データがあるにもかかわらず、代謝物が生じるという定性的な情報にフォーカスして、過剰で不適切な有害性分類をしている事例がある。さらに、皮膚感作性試験において、信頼性が高い in vivo 試験やヒト試験で陰性のデータが存在する場合であっても、スクリーニングとして実施される in vitro 試験陽性を採用して、有害性分類をしている事例もある。つまり、毒性試験や毒性評価が適正に反</p>

**No. ご意見**

映されていないと思われる GHS 分類結果を、製品規制を検討するために最初の材料とする提案は、行政コストと時間の不適切な利用につながると考える。

**(2) 曝露評価**

曝露評価には曝露経路のみで評点付けが行われる仕組みが提案されているが、実際の曝露量はほとんど考慮されておらず、曝露評価においても過剰なものとなることは自明である。

<家庭用品に対する事業者の自主的なリスク評価・管理の状況>

家庭用品は、製造物責任法（PL法）の対象であり、事業者の企業責任としてリスク評価が行われた上で上市されていると認識している。

（参考資料：[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/koureisya/risk\\_assessment\\_outline.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/koureisya/risk_assessment_outline.pdf)）

一部ではあるが、消費者曝露のシナリオ設定が甘い、消費者への適正使用方法の伝達が不十分等の理由により、不幸にして事故が生じた事例があり、本規制で対応してきている事実もあると認識している。

「検討対象物質リスト」に記載された成分でも、有害性の種類（特に刺激性や皮膚感作性など）によっては具体的な曝露量を考慮し、リスクに基づいて安全に使用できる範囲を設定できる。自主的なリスク判定・管理を行っている業界、事業者に対して「検討対象物質リスト」の公表は不条理である。製品安全は、使用者である消費者が適正な使用方法を守ることで達成される。技術的に不確実性が高い曖昧なスクリーニング結果を「検討対象物質リスト」として公表することは、国民に対して、いたずらに「化学物質は危険である」といった誤解や風評を拡大させ、製品に化学物質を適正に使用することへの理解を損なうものである。

家庭用品の種類や使われ方は広範である。事前に事故を防止することが本規制の目的と捉えると、国が検討物質選定スキームを用いて、広範な家庭用品の安全性を担保していこうとするには限界がある。事業者が自主的なリスク評価・管理を適切に行う実施体制を堅牢にする施策に重点を置くことが有効と考える。

これらの課題を考慮いただき、本スキームとアウトプットについて、規制目的に対する妥当性の再検証と説明が必要と考える。

**280** 合成洗剤および香り付き柔軟剤によって化学物質過敏症を発症しました。発症後に自分が使うものは全て無香料で生分解性の高い商品を使用しておりますが、他人から揮発される物質によって毎日苦しい生活を強いられています。ただ単に空気を介した被害だけでなく、お店の惣菜やパン、ネットショッピングで購入した商品などなど空気に触れる、ありとあらゆる物に移香してしまい、常に体調不良（頭痛、吐き気、咳、めまい、気だるさなど）を引き起こしています。子供が無香の状態朝に登校しても、学校から帰ってくると全身人工香料まみれです。その衣服は何度も洗っても香りが完全に落ちず、気力体力ともにボロボロです。ましてや教科書やノートは洗うことも出来ず本当につらいです。また、子供も学校に通っている間は同じように体調不良を訴えて、授業に集中できず勉強もままなりません。香りが長続きするマイクロカプセル技術の規制はもとより、生分解性の低い人工香料の使用規制の検討をよろしくお願い致します。

No.	ご意見
281	<p>昨今の抗菌洗剤、柔軟剤について。香り付けが過剰過ぎて困っています。使ってる当人たちは嗅覚麻痺で、わからないかもですがスーパーの商品にも少し出かけただけでも移香がひどいです。厚生労働省さんも香害を啓発しているならもっと本腰を入れてもらえませんか？他人の気持ち悪い臭いにさらされ、うつされ、美しい国日本はどんどん汚れていっています。海産物からも合成香料のにおいがします。どうか今一度香害、化学物質過敏症などに対応をお願いします。そして大手企業には罰則、販売制限等、安全性をもっと高めた規制をおねがいします。</p>
282	<p>オウムはマイクロカプセルの開発は成功していなかったにも関わらずあのような事件を起こしました。今は2000年頃から家庭用品へのマイクロカプセルの香料添加が当たり前になっています。敏感にさせられた者は耐えられません。拷問のような息苦しさ、昏倒、口腔内の痛みが毎日当たり前のようになります。香料はほとんどが合成香料です。石油由来です。不必要な香料、マイクロカプセルの不使用、その他の除法技術の不使用を求めます。建設資材、DIY用品も乾かして固めるため溶剤を使って水分を揮発させています。電気工事でさえ安全ではありません。重機や草刈り機、ブローアの排気ガスも非常に苦勞させられます。工事が始まると予定を聞いて逃げる準備をしますが、作業員の使用する香料で工事の期間中家にいることはできません。生コン塗装などは揮発臭がなくなるのに数日かかります。近所にも香料使わないでくれとお願いする毎日です。有害と思われる成分、揮発成分を含む物はしっかり空間での広がり、濃縮を検討し、その成分が届いてはならない者へ被害が及ばないよう使用現場での空気清浄機の使用が必要です。はっきり言ってアスベストと同等の対応を希望します。今香り、臭いを感じない人にも危険なものばかりです。近所に敏感な人がいると知っているなら工事の際の連絡、何か使う時には広がらないような工夫、広がった場合の際の責任の所在を検討すべきです。道路使用の許可を警察に取りに行くのならその連絡を町内会へ、そして町内会から敏感な者へ連絡するなど工事作業の情報の提供を求めます。錆び取りのスプレーでさえ嫌な思いをします。防水スプレー、防水塗装作業、ペンキ塗装など直ちに避難しないと自分の身が耐えられません。隣近所のヘアカラーも即避難です。一晩我慢、その後のヘアカラーがタオルに付着した洗濯物の臭いで肺炎が起きました。内容はまとまりませんが、とにかく微量でも飛び散らせない、まき散らせない、使用しないのをお願いしたいです。</p>
283	<p>健康被害の報告が出ている製品、成分は規制をしてほしい。</p>
284	<p>他人が使う柔軟剤や抗菌洗剤で化学物質過敏症を発症しました。今まで普通に生活できていたものが全くできなくなりました。仕事どころか外出もできません。体調を崩すので人と会うこともできません。体調を崩すこのような製品が規制されず販売されていることに疑問を抱きます!同じような意見がたくさんたくさん届いているはずなのに、何も改善されず野放しになっているのはなぜなのですか?私達のようなマイノリティは死んでも良いという事なのかと思ってしまいます。助けてください!</p>
285	<p>日用品へのGHSマークの表示を義務化してください。抗菌洗剤、柔軟剤、消臭剤など、危険と知らずに赤ちゃんや子供服を洗濯してる人が多すぎます。</p>

No.	ご意見
286	<p>CM で放送されている大手メーカーの洗剤、柔軟剤、消臭剤、芳香剤の成分で頭痛、めまい、吐き気、倦怠感、喘息発作、発熱、鼻水、鼻詰まりなどの症状がでます。自分が使っていないくても他人がそれらの製品をつかうだけで、成分が髪、衣類、身体、持ち物に付着して取れません。図書館の本は臭いについて読めないことが多いです。子供が学校から帰って来たら、身体、持ち物、洗剤、柔軟剤のニオイがします。洗っても中々落ちません。体調を崩して学校に通えない日もあります。病院も洗剤、柔軟剤のニオイがして臭くて辛いです。体調を崩すため、必要な医療が受けられません。どうか健康被害の報告がある成分は規制を厳しくしたり、販売しないようメーカーに行政指導してください。</p>
287	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロカプセルの規制(数日間以上香る等の規制)。</li> <li>・市販の商品にも GHS マークを付ける。</li> <li>・学校(特に公立)の香害(化学物質、シックスクール)調査、測定を希望します。空気感はとても悪く、学校だけは他より厳しい安全値を希望します。</li> <li>・一定数の体調不良等の声があがれば一旦発売中止等速やかに対応する。企業の HP 等にもその旨載せる。</li> <li>・排水、水道水の調査。洗濯排水等が適切に処理出来ているのか。出来ていないので街中が洗剤臭がしている。</li> </ul>
288	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象物質の検討を実際に始める時には、最新の GHS 分類を使ってほしい。</li> <li>2. GHS 分類に限定しないで、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH 規制（欧州連合 EU での化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用（環境ホルモン作用）」も、規制対象に加えるべきである。</li> <li>3. 家庭用品規制法で GHS 分類を基にするなら、家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべきである。</li> <li>4. 製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにするべきである。</li> <li>5. 全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報の入手方法を明らかにすべきである。</li> <li>6. 海外からの情報の入手方法を具体的に明らかにすべきである。</li> <li>7. 業務用又はニッチな製品の定義を明記すべきである。</li> <li>8. 「業務用又はニッチな製品」の定義が明らかでない上に、家庭用品として頻繁に使用される場合もありうるとすると、家庭用品の 0.1 の影響とするのが妥当かどうか検討し直した方がいい。</li> <li>9. 対象 GHS 物質が 3283 あるのに、3 年で 1 物質、2 ? 3 物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎるので、早く進めて欲しい。</li> <li>10. 進捗状況を管理する委員会を設けて、市民の代表も加えるべきである。</li> </ol>

## No. ご意見

### 289 家庭用品規制法に関するパブリックコメント

#### 1. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。

(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。

#### 2. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。

(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

#### 3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について

(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。

(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

#### 4. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源 1 として、製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか分からないので、具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。

#### 5. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源 1 として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにした上で、評価すべきである。

#### 6. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源 2 として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)とあるが、海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

**No.    ご意見**

(理由)情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにした上で、評価すべきである。

7.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見)家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記した上で評価作業をすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見)家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9.スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方

(意見)具体的な製品評価が、3年で1物質、2~3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎる。予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。

(理由)提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

10.14 ページ 今後の進め方

(意見)このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由)家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**290** 会社員で働いているとき、隣の上司の服から濃い柔軟剤のにおいが気になり、最終的に退職しました。今まで過敏に反応するとは思ってなかったのですが、その後、精神的に病んで感覚過敏も発症。スーパーで並んでも誰かの服から化学的なにおいがするだけで、とても不快です。またコインランドリーでも、いつも化学的な柔軟剤のかおりがして、デフォルトで入ってる洗剤がすでに微香のもので、驚きました。こんなに香りにあふれてて、嬉しい人は目立つかもしれませんが、困って使えない人も一定数います。先日の能登の地震で、□□が□□をプレゼントしたとききました。自然に還るからだ。とても素敵なことだと思いました。これを気に無香料のものに立ち返って考えていただきたいです。

**No.    ご意見**

**291** アトピー の小学生が居ます。化学物質が原因の一つだと分かり、洗剤を無添加表示の□□に変えて使いましたが、悪化。色々調べると一部無添加で沢山化学物質が入っており使用を変えたところ、ピタッと良くなり、いかに化学物質が悪だと感じました。表示もインチキ、騙される人が大勢いる事を後々知り、憤りを感じます。知識の無い人は騙せるとメーカーは思っているのでしょうか。たまたま、孫がアトピー で知る事が出来、表示を分かりやすくして欲しいです。メーカーを信じて健康被害。これが日本なのですか？日本は安全な国と思っていたのですが、いや、今の日本は世界一エグイですよ。また、柔軟剤も何年前より化学物質を沢山使用されており、物によりその人が部屋へ入った瞬間頭痛になる程酷くてたまらない。その人が部屋を出て行っても長時間臭いが漂っています。職場にそんな人がいたら離職しかないです。生活も大変な事になっています。使う使わないは本人の自由ですが、悪影響がある事を理解して使える様に、もっと周知徹底して欲しいです。小さな文字で表示しても目につかず消費者が理解しなければ説明したとは言えません。日本人は国がそんな悪い事をする訳ないと、信じており、だからこそ、きちんと伝える責務。宜しくお願いします。

**292** ページ2  選定スキームについて  
(意見)

GHS 分類に当てはまらない物質の扱いについて。マイクロカプセルや嗅覚阻害剤（あるメーカーの抗菌消臭洗剤に入っている）は安全ではないと思います。マイクロカプセルは材料になるウレタン等も問題ですが、ナノマテリアルです。成分以外にも問題があります。間質性肺炎の原因になるのではないのでしょうか。実際に起きている健康への害や環境汚染に注目して、物質の選定をしてほしいです。嗅覚阻害剤や香料の成分を調べ直していくと時間がとられてしまうので、外部の研究者にも協力を仰いで頂きたいと思います。

(理由)

安全に疑問を感じている物質、成分が選定から漏れるのではないかと不安になったので意見を書きました。失礼ながら、作業の主眼が消費者を守るためというよりも、慎重にデータベースを作成するためのようにも見えました。データも重要であり、今後の展開のための作業だとは思いますが、しかし、家庭用品による香害被害の深刻さは限界に来ています。どうか被害者、消費者を保護してください。宜しくお願いします。

## No. ご意見

- 293 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト（海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

## No. ご意見

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないか、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

### 10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

他人が使用する家庭用品からの成分で、まともな日常生活が送れていません。年々家庭用品の香料や抗菌成分などの濃度や成分が酷くなり、もう4年は電車にもバスにも乗れず、家に閉じこもる日々です。対人業ですが、9割の方がひどい成分を身にまっており、仕事もままならず大変困っております。スーパーやデパート、ドラッグストア、服屋などにも入れません。通販を利用すれば、発送作業担当者等からの匂い移りした柔軟剤の匂いが付着しています。徐放技術と接着技術がなければここまで困窮しません。せめて一度の洗濯、入浴で洗い流せる成分のみ許可して頂きたい。

## No. ご意見

- 294 1. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について (意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 1 として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 2 として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
7. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について (意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。  
(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

## No. ご意見

8.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について (意見)家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9.スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方 (意見)具体的な製品評価が、3年で1物質、2~3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由)提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保障すべきである。

10.14 ページ 今後の進め方

(意見)このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由)家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**No. ご意見**

- 295** 1. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
2. スライド 1 3 詳細評価、1 4 ページ 今後の進め方  
(意見) 具体的な製品評価が、3 年で 1 物質、2 ? 3 物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないか、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。  
(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。
3. マイクロカプセルを規制すべきである。  
合成洗剤、柔軟剤、抗菌スプレーなどの様々な日用品に香りが長続きするものが増えてます。他者が使用した日用品のニオイのせいで、私は喉目鼻の不調、頭痛、肺の痛みなどの症状がでて、マスク無しでは外に出ることができなくなりました。子供にも影響がではじめてます。私以外にも困ってる人が沢山います。危ない化学物質のものを規制して綺麗な空気吸わしてください。
- 296** 合成洗剤、柔軟剤、抗菌スプレーなどの様々な日用品に香りが長続きするものが増えてます。他者が使用した日用品のニオイのせいで、私は喉目鼻の不調、頭痛、肺の痛みなどの症状がでて、マスク無しでは外に出ることができなくなりました。子供にも影響がではじめてます。私以外にも困ってる人が沢山います。危ない化学物質のものを規制して綺麗な空気吸わしてください。

## No. ご意見

- 297 職業用、家庭用共に、化学物質の安全性を見直す調査することに賛成します。現在の労働力、未来の子供達のためにも規制の厳格化を求めます。
- 現在化学物質過敏症の患者が急増しています。2010年代の□□の流行を始めに、2017年の□□の流行、2020年のコロナによる抗菌洗剤の流行等、年代ごとの流行事に化学物質による被害者が急増しています。
- 最近の商品は業務用には「GHS マーク」があるにも関わらず、一般用にはその表示が義務付けられていないので、一般人の危機意識はとても低いです。大手メーカーの肌に優しい無添加を謳う商品ですら GHS マークが付いていることに驚きました。こちら業務用のみで、子連れのお母さんが子供のために購入しているのを見かけます。何故すべてに表示する義務がないのでしょうか。私自身 2017 年の□□の香りブームにより、自分が使用していないにも関わらず影響を受けてしまい化学物質過敏症を発症しました。日常生活もままならず、友人との交流はもちろん仕事もできず、金銭面でも社会からも孤立した状態に日々将来への不安を募らせています。最近「香害」という言葉が広まっていますが「神経質、カルト」と誹謗される事もあります。空間に化学物質が揮発するという事をイメージするのが難しいようですし、人間の体は全て代謝できるという勘違いが起きているようです。50m 先まで柔軟剤の香りがするなんて、抗菌剤が薬品臭くて刺激が強く中毒症状を起こすなんて想像がつかないのです。
- ・窓を開ける事ができない
  - ・仕事ができない
  - ・買った食べ物から洗剤や柔軟剤の味がする
  - ・無添加の食材からも薬品の味がする
  - ・身体中が痛い、痺れる
  - ・記憶がもたない
- 悩みが尽きませんし、周りからは理解されません。何故なら日常的に使用している人は、鼻や舌が順応して刺激に鈍感になってしまうからです。数ヶ月離れる事で改善しますが、香りは時に人を癒す一方で強い刺激を浴び続けると依存してしまう傾向にもあるようです。
- ・香りがやめられない
  - ・洗剤は規定以上入れないと洗った気がしない
  - ・抗菌しないといけない
  - ・子供が病気になったとしても香りは辞めない
  - ・人を害してでも環境を汚染しても大企業もいい香りもそんな悪いわけない
- 日用品ですから使うのが当たり前と思っている人は多いですが、中には脅迫性障害のような不安感と依存のような執着の強さを感じる事があります。原因は香りだけではなく、抗菌や除菌、アイロン不要、洗濯槽の中まで綺麗に、何もかも「長持ち」や「便利」の誤認識によって添加された様々な化学物質です。これらは「汚れを落とす」以外の機能をつけたことにより、洗濯物の汚れや臭いを加速させることになりました。これらの洗剤柔軟剤をやめた人の多くが
- ・肌荒れや薄毛が改善した

No.	ご意見
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カビが減って洗濯槽がきれいになった</li> <li>・生乾き臭が気にならなくなった</li> <li>・加齢からくると思っていた頭痛や疲れが減った</li> <li>・ペットの体調不良が改善した</li> <li>・静電気がなくなった</li> </ul> <p>等洗濯以外の、CMで見かけるような悩みが化学物質であったことに驚く人が多いです。特に動物は人間の何倍も鼻がいいので、人間ですら辛いものは動物は何倍も辛いでしょう。ただ一つ言えることは1人として完全に無関係にはなれないということです。化学物質過敏症を発症するリスクは誰にでもあります。自分か、愛する人か、我が子か、10年後か40年後かわかりませんが、誰も生活を奪われるリスクがあります。洗濯洗剤以外にもシャンプーやリンス、□□などの空間除菌、風呂や食器の専用洗剤等、ツヤや便利を求めるあまり過剰になっているものが多いです。食器用洗剤□□で洗った食器からは洗剤の味がしますが、これも化学物質に慣れてしまうとわかりません。私は仕事を辞めて家に籠るようになってから肌の調子も髪の毛の調子もとてもいいです。厚生労働省のケミガイドを拝見しました。令和6年から規制対象物が拡大されるとのことで、世の中にどう影響を与えるのか楽しみにしています。日本は海外から化学物質の処理場と言われる事もあるようです。そのような汚名は返上をして、海外から輸入される食べ物も商品も厳しい検査をお願いします。</p>
298	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「3年程度で1物質のリスク評価を完了。2?3物質を並行して進める。」化学物質の量から考えるとかなりスローペースな印象があるが、加速することを考えてほしい。</li> <li>2. 長期的とはどれくらいの期間なのか、また使用されて間もない化学物質の場合は長期評価のデータが不足してリスクが低く評価される恐れはないか？</li> <li>3. マイクロカプセルのようなものはリスクとしてあがってくるのでしょうか？特に明確な害が現時点で確認されなくても環境中で分解が難しい物質はリスクを高く見積もれないのか？</li> </ol>
299	<p>偏頭痛の持病があり、香りに敏感です。発作が起こっているときは頭痛以外にも、香りを嗅ぐと呼吸が苦しい、眼が痛むといった症状があり、有害化学物質を含む香料や香りをつけた製品には規制を設けていただきたいです。</p>
300	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用にも業務用と同様に GHS マークをつけてほしい。</li> <li>・マイクロカプセルの使用禁止</li> <li>・第三者機関で安全性が確認されるまで販売しないでほしい</li> <li>・有害物質を含む除草剤を一般の方が手軽に手に入らないようにしてほしい。</li> </ul> <p>よろしくをお願いします。</p>

**No. ご意見**

**301** 他人にまで影響を与える柔軟剤や洗剤、芳香剤などの強い香りに困っています。本当に人体に影響がないのか？自社での確認でなく公共の検査が必要と思います。何年も続く体調不良は病院でも対処療法しかない状態です。どんなに掃除をしても避ける努力をしても逃げきれず、ただ蓄積している物質はおかしいです。正しく精査して危険のある物質の排除を強く望みます。逃げるように外出を避けて病院にすら安心して行けない社会は間違っています。

**302** <スライド番号 2 >

意見内容

詳細評価や基準設定の是非を議論する際には家庭用品安全対策調査会に、リスクアセスメントだけでなく、対策による緩和効果等も適切に議論できるリスク管理に長けたメンバーで構成していただけるよう要望します。

理由

本規制法の目的が、家庭用品による健康被害を未然に防止することと伺っているので、適正な管理をする方向に議論を進めていく必要があると考えます。リスク評価の結果を踏まえて、未来への影響の大きさ、代替物質の有無、産業界への経済的な影響なども併せて議論できる第三者的立場の有識者を加えていただきたい。

<スライド番号 5、6 >

意見内容

呼吸器感作性、皮膚感作性のスコアだけが高く、スコア付けの考え方が不透明だと感じました。詳細な説明を要望します。

理由

判断の拠り所として「家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」を挙げていますが、皮膚影響としては「アレルギー性接触皮膚炎」、「刺激性接触皮膚炎」が混在し、呼吸器影響としては「気道刺激性」と思われる症状の健康被害事例が多く挙がっていました。必ずしも感作性とは関連のないエンドポイントの事例が多数あるにもかかわらず、皮膚感作性、呼吸器感作性のスコアだけが高い理由が不明です。

<スライド番号 9、10 >

意見内容

曝露の重み付けの順番において吸入の形態が最も高曝露と評価されていることの詳細な説明を要望します。

理由

曝露の程度については、製品形態のみならずその物性によっても曝露経路や曝露量は左右されると考えます。例えばスプレー剤であっても飛散しない性状であればむしろ皮膚曝露のウェイトが高まり、塗布系の液剤であっても揮発性が高かったり乾燥後に物理的に飛散するような性状であれば吸入曝露の影響も考慮しなければなりません。ともあれ今回のスクリーニングが吸入>経皮前提で進められていることに恣意的なものを感じます。

<スライド番号 2、13、14 >

意見内容

**No.    ご意見**

事業者は安全な製品をお客様に提供できるよう、原料選定や製品配合量に配慮するだけでなく、剤型、容器および表示を工夫し製品を設計することで、製品の安全性の確保と事故の未然防止に努めています。このような製品の安全性評価や管理に関する事業者の技術と取り組みを積極的に本検討にもお役立ていただきたいと考えます。一方で、現段階のようにまだ実質的な安全性の評価開始前で規制の要否判断もできていない状況において具体的な物質名が公表されることがあると、長期にわたり安全に使用してきた有用な物質まで一部の方に「有害な物質」と誤認される恐れがあることについて非常に強く懸念しています。詳細評価が未実施の状況において、家庭用品安全対策調査会資料として検討対象物質のリストを公表することは避けていただきたいと考えます。

**303** 柔軟剤や洗濯洗剤に含まれるマイクロカプセルは、環境汚染に繋がり、人体への悪影響がある事が確認されている。アレルギー疾患、化学物質過敏症の発症につながっている事例が実際に確認されており、苦痛を訴えている患者や、なんらかの事情で声をあげられなくても苦痛を感じている方々が全国に多数いる。この事から、早急にこのような製品の使用を規制することが必要であると考えられる。

## No. ご意見

- 304** 1. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源 1 として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源 2 として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなの

## No. ご意見

か等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見)家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見)家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9.スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方

(意見)具体的な製品評価が、3年で1物質、2~3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由)提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

### 10.14 ページ 今後の進め方

(意見)このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由)家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

No. ご意見

305 スライド2ページ GHS 分類の使用について

(意見) 家庭用品にも GHS マークを表示することを義務付けて欲しい。

(理由) 一定の有害性が認められる製品なのであれば、一般市民でもその有害性を認識できるようにするべきだと考える。

スライド10ページ 曝露ポテンシャルについて

(意見) スコア4点の「調剤(吸入)」に芳香剤等とあるが、「香料徐放技術・マイクロカプセルによる長時間残香・所謂『嗅覚キャンセリング機能』等をうたっている洗濯用柔軟剤」等も含めて欲しい。

(理由) 自分や家族が、長時間香料が残留することをうたった柔軟剤の使用で、呼吸器系・結膜のアレルギー症状や花粉症の症状悪化を経験したため。昨今の柔軟剤の香料は、使用者が立ち去った後も、においがその場の空気に留まる。

現在は、自分と自分の家族の衣類の洗濯は、無香料洗剤を使用し、柔軟剤は使用していない。しかし、子どもの持ち物や衣服に、学校や幼稚園の中で付着した香料のにおいがすることが多々ある。学校で貸し出している給食用白衣も、最近は少し程度は減ってきたものの、少なからぬ香料が付着している。もし、香料等への曝露が続き、化学物質過敏症を発症したら、登園登校が困難になるばかりか、かつて香料入りの製品を使っていて、ホコリからも香料臭が取れない現在の自宅で生活することができなくなってしまう。空気を通じて、移香して、なかなか落ちず、アレルギー症状等を悪化させる製品は、その主目的が芳香ではなくとも、規制の検討の対象にしていただきたい。香料等により体調が悪化する人、進学や就労や外出等ができずひきこもり状態で生活せざるを得ない人、つわりが悪化する妊婦等が存在し、国力が削られていることを、国は認識するべきと考える。

306 バスや電車、病院の待合室など、逃げられない場所で柔軟剤の臭いを嗅ぐと、意識を無くしそうになるとひどい倦怠感、頭痛がします。息子の友達(柔軟剤臭のする)が家に来て、換気をしてましたが家中に臭いが一日中残り取れませんでした。その日は一日中頭痛と吐き気、目眩が続きました。人間より鼻の効くペットにもとても負担になると思います。人の家の柔軟剤のことなので注意する事もできず困っております。□□のスーパーのお刺身からもフローラル臭いがしたときはびっくりしました。最近下水の臭いもフローラル臭いです。数年前と比べて生きにくくなりました。深呼吸ができず息を止めて生活をする毎日です。柔軟剤に厳しい基準を設けてください。しっかりと脳波を測って香害を証明してメーカーに生産中止して頂きたいです。

## No. ご意見

- 307 1. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時間時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性 (内分泌かく乱作用など) についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について。GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け (1) について  
(意見) 情報源として、製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源) とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け (1) について  
(意見) 情報源として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源) とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド 9 ページのスコア付け (1) について  
(意見) 情報源 2 として、海外情報&EC サイト (海外で含有実が確認された製品が EC サイト等で販売を確認) とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか

## No. ご意見

等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド 10 ページ のスコア付け (2) について

(意見)家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見)家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加え、製品であっても、家庭用品として、繁に使用されている場合は数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方

(意見)具体的な製品評価が、3年で1物質、2~3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由)提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

### 10. 14 ページ 今後の進め方

(意見)このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由)家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**No. ご意見**

**308** 昨今の香りブームの流れからか、合成洗剤や柔軟剤の香り、除菌スプレーなどの香りが強過ぎて、使用していないにも関わらず、こちらの洗濯物にまで香りが付着する事が明らかに増えました。柔軟剤などに含まれるマイクロカプセルで包まれた香料が、各住宅のベランダに干された洗濯物や着用している衣類から、あちこちに飛んでおり、それが別のところに付着して破れ、中の香料が染み出しているため、使用していない人にまでニオイが付着してしまう状態です。この異常なニオイは、スーパーやショッピングモール、飲食店などはもちろん、外の空気のニオイにも常に漂っており、かなり異常な事態だと危惧しております。また、最近の洗剤は、嗅覚を麻痺させる成分も入っていると伺ってます。メーカーは「成分については安全性を確認している」とのことですが、使用量などは注意書きに書いてあるとはいえ、個人に委ねられており、嗅覚が麻痺した状態で使用を続けると、更に濃く使用してしまう危険性があります。これにより、頭痛や倦怠感、吐き気、肌荒れ、アレルギーなどを引き起こしてる方も増えています。どうか、これ以上健康被害や大気汚染、水質汚染がひどくならないよう、合成香料などの使用規制を設けていただきたく思います。あまりにも現在の空気がおかしいです。毎日使う日用品だからこそ、規制をして頂きたいです。

**309** こんにちは、自分の体験と調べたこととその上での自分の意見を書きます。本当に色んな所で着いて嫌になる。永く続く臭さと他の人や物へ付くことが、普通に考えて公衆的に迷惑すぎる。今売ってる製品については即刻販売中止をすべきです。柔軟剤抗菌洗剤消臭剤化粧品体用洗剤などのマイクロカプセルと GHS 物質含有の全ての商品です。また、症状として粘膜や肌への刺激刺激はもちろん、気づかない慢性のブレインフォグやだるさや内臓の冷え等実際かなり深刻だと思う。成分の拡散や、危険表示をせず売ることによって安心して使っていたり自覚なく曝露している潜在患者もいるはず。他にもカチオンチャンネル阻害剤など消臭を目的として販売されてる商品には麻酔の効果の成分があり、生体電流を阻害して嗅覚を抑える為、不注意運転等生活上の危険もはらむ。基本的に体は電気的なエネルギーで動いているので多くの病気の原因になることが予測される。こんな成分は規制することこそ公衆衛生だと思う、有害物質こそ病気の原因。できるだけ多くの項目を規制してください。不妊やがんの増価の理由の一つにこれもあるでしょう以上、是非規制の方向で動いて欲しいです。今回こちらに関わる方々は私のような苦しむ者の代表であることに感謝しています。国民の健康を守ってください。よろしくお願いたします。

No. ご意見

- 310** 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド13 詳細評価  
(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。  
(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を確保すべきである。
4. 14ページ 今後の進め方  
(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。
- 311** 何の化学物質かは分かりませんが、ここ最近、香料が入った日用品の匂いが強すぎると感じています。街で、店で、会社で、匂わないことはなく、特に会社や店での移香に不快感を感じます。帰宅と同時に身につけていたものを即脱ぎ、洗濯をします。簡単に洗えないものは身につけられません。大変強い製品を使用されている方と一定時間共に過ごすすと頭痛がしますし、猛烈に眠くなります。必ず起こるので、香料(ある特定の化学物質?)であるのは間違いないと思っています。自身は無香料で過ごしているので分かりやすいのだと思いますが、学生や子供たちの集団に近づくと、ものすごく強い匂いがします。皆麻痺していると思いますので、昨今のアレルギーの多さの原因の一つではと思っています。健康、環境に良くないので規制していただきたいです。
- 312** ・マイクロカプセルの規制をしてほしい。柔軟剤や抗菌洗剤、消臭スプレーに入っていて、においが中々取れず、体調も悪くなり、非常に困っているので、規制してほしい。  
・業務用には表示されている危険がどうかわかるマーク(GHSマーク?)を家庭用にも同じように義務づけしてほしい。  
・香料など大まかな表示ではなく、詳しく記載するのを義務づけてほしい。よろしく願いいたします。

## No. ご意見

### 313 1 スライド2 母集団の設定について

(意見) 母集団の設定は政府によるGHS分類結果を2023年3月末時点とせず、スキームの検討開始時点とすること。

(理由) 2023年3月末時点では限定的であり、その時期以降のより多くの化学物質を対象にすべきである。

### 2 スライド2 選定スキームについて

(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限らず、REACH規制で有害性があるとされる内分泌かく乱作用についても母集団に加えるべきである。

(理由) 「『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律における検討対象物質選定スキーム』に対するご意見の募集について」にあるとおり、これまで化学物質に係る有毒性情報の情報源や検討に当たって注目すべき毒性の考え方が整理されていなかったのであるならば、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規制で同等の懸念のある物質として規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

### 3 スライド2 選定スキームの位置付け、GHS分類の使用について

(意見) 今回の家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、該当家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。

(理由) 有害性の評価についてGHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても一定の有毒性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有毒性を認識できるようにすべきである。

### 4 スライド9 暴露スコア付け(1)について

(意見) 情報源1について「・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書・事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)」とあるが、どのように情報を入手するのかが不明である。具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのかが不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのかが、入手する範囲や方法などを明らかにすべきである。

### 5 スライド9 暴露スコア付け(1)について

(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の、主成分しか表示していない製品からどのように情報を入手するのかが、その方法等を具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのかが不明である。前成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで評価すべきである。

### 6 スライド9 暴露スコア付け(1)について

(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト(海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認)とあるが、具体的にどのように海外情報を入手するのかが、具体的な入手方法を表記すべきである。

## No. ご意見

(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで評価すべきである。

### 7 スライド 10 曝露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていない。定義を明確にした上で評価作業をするべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用またはニッチな製品の定義が明らかにされていないことには評価できないからである。

### 8 スライド 10 暴露スコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるのか、その根拠を示すべきであり、検討し直すべきである。

(理由) 家庭用品に該当するのかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても家庭用品として頻繁に使用されている場合など係数が妥当かどうか慎重に検討する必要があるため。

### 9 スライド 13 詳細評価の予定について

(意見) 3 年程度で 1 物質、2 から 3 物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質は 3283 物質あることから考えても、評価作業が遅すぎるのではないかと。予防原則を用い、疑いのある物質については短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 市民生活の安全性を速やかに保証するため、提案されている母集団 3283 物質すべてをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために事業者から報告を求めるなどして全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行うべきである。

**No. ご意見**

- 314** 1. 対象物質の検討を実際に始める時には、最新の GHS 分類を使ってほしい。  
2. GHS 分類に限定しないで、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH 規制（欧州連合 EU での化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用（環境ホルモン作用）」も、規制対象に加えるべきである。  
3. 家庭用品規制法で GHS 分類を基にするなら、家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべきである。  
4. 製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにするべきである。  
5. 全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報入手方法を明らかにすべきである。  
6. 海外からの情報の入手方法を具体的に明らかにすべきである。  
7. 業務用又はニッチな製品の定義を明記すべきである。  
8. 「業務用又はニッチな製品」の定義が明らかでない上に、家庭用品として頻繁に使用される場合もありうるとすると、家庭用品の 0.1 の影響とするのが妥当かどうか検討し直した方がいい。  
9. 対象 GHS 物質が 3283 あるのに、3 年で 1 物質、2 ? 3 物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎるので、早く進めて欲しい。  
10. 進捗状況を管理する委員会を設けて、市民の代表も加えるべきである。

化学物質過敏症で日常生活に過度な制限がかかっています。早急に対応してください。洗剤・柔軟剤・消臭剤などの成分で症状が出ます。長期曝露の要因となる徐放技術の制限や禁止を議題にして検討してください。カチオンチャンネル阻害剤の意図しない吸入は人権侵害です。麻酔成分を吸わされるのは暴行を受けるのと同じです。

- 315** 香害の周知徹底をお願いします。職場に複数回改善を求めましたが改善されるどころか「お前がおかしい、嫌なら辞めろ。」と言われ、心身共に耐えられず 2024 年初に退職に追い込まれました。私以外にも全国でこのように退職に追い込まれたり学校に通えない子が増えています。これ以上健康被害が広まらないようにどうかこのような製品の製造中止や販売規制、業務用だけでなく家庭用商品も危険物の表示などをして頂けると有り難いです。宜しくお願ひ致します。

- 316** マイクロカプセルを使用した柔軟剤・合成洗剤の販売停止を求めます。  
マイクロカプセルを使用した柔軟剤・合成洗剤を作っている企業でもマイクロカプセルを完全に取り除く方法は無いと言っていると伺っています。それらがこのまま蓄積され続けるなら、香害や化学物質過敏症などの形で今現在もですが、後の子供たちにより多くの障害がや、安心して暮らせる空間そのものの制限が起こってしまうと思っています。

No.	ご意見
317	<p>PDF シート 9,10 にある日用品の例に、柔軟仕上げ剤・衣類用洗剤の項目がないのは何故でしょうか？</p> <p>今、化学物質過敏症に罹る人の中のほとんどは、柔軟仕上げ剤に含まれる化学香料・マイクロプラスチック等の成分がきっかけで発症している。洗剤・柔軟剤は塗料や接着剤なんかよりも 1 番身近であり、常に身につけている衣類に付着しているため、洗剤・柔軟剤を試験対象にしないのはおかしい。何か大手洗剤メーカーや企業との癒着や鼻屑でもあるのかと疑われても仕方がない。これらは 1 番身近な化学物質として、人体への影響が認められるにもかかわらず家庭用品へのラベル表記がないことは遺憾であり、早々に規制すべきである。また、マイクロカプセルが空気中に漂い、粘着性を持って香りが長続きする構造がある限り、電車内の座席シートや公共の場所が化学物質に汚染されている現状を早々に解決してほしい。公共のもののみならず、文化遺産や世界遺産などの建造物や重要な歴史的資料などに人が触れることにより汚染されていることに早く気づいた方が良いでしょう。</p> <p>早稲田大学・大河内研究室にて洗剤に含まれるマイクロカプセルについて研究されているので、そういった研究室とも連携をとり、国をあげて規制すべきである。</p>
318	<p>洗濯好きなご近所(上階)がマイクロカプセル入りの柔軟剤・洗剤を使い始めてからベランダ中ニオイがキツく残り、咳と鼻水が止まらなくなりました。また、公共交通機関で同じ車両に 1 人でも使用者がいると、マスクをしていても何時間もニオイが鼻について咳・鼻が止まりません。外食もそんな店員さんや同席の方がいると美味しさを感じにくくなりました。コロナ禍後の手の消毒液も同様です。CM でも店でもこんな商品ばかり目立っていて、こだわらない方々は購入・使用してしまうと思います。使用者は鼻が慣れてどんどん強いニオイに気づかなくなります。それに従い、企業も年々強いニオイを出し続けている感触がします。長時間分解されずにニオイ続けるので、このままでは自然の植物や地面・川・海なども汚染され本来の自然の香りが変わってしまう場所も増えていくでしょう。実際、売られている野菜等も人工的で不快なニオイを感じるが増えています。感じ方は人それぞれです。人工香料一般でも強ければ体調を崩す体質なので、恐ろしくて仕方ありません。どうか人体への影響を正しく判断し、規制・情報拡散して下さるようお願いいたします。</p>
319	<p>家庭用製品にも GHS マークの表示を義務付けてほしい</p>

## No. ご意見

- 320 1.スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて（意見） 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。（理由） より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
- 2.スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて（意見） 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。（理由） 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
- 3.スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について（意見） 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。（理由） 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について（意見）情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。（理由）情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について（意見）情報源1として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。（理由）情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について（意見）情報源2として、海外情報&EC サイト（海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。（理由）情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
7. スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について（意見）家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。（理由）家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。
8. スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について（意見）家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。（理由）家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定

**No.    ご意見**

義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方（意見）具体的な製品評価が、3年で1物質、2？3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないか、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。（理由）提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

10. 14ページ 今後の進め方（意見）このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。（理由）家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

- 321** 有害性のある日用品で家族が化学物質過敏症になりました。家族が、不登園不登校になりました。家族が、仕事ができない体になってしまいました。家族が、住む家がなくて困っております。
- これが何よりのエビデンスなので、家庭用商品にGHSマーク表示の義務化をお願いしたいです。EUに続き、マイクロカプセルの禁止を求めます。水生動物に危険がある成分が国民一般に使用され、排水されている。大手メーカーの”赤ちゃんにも使えます”という商品が、強い香料や毒性のある成分ばかりである。
- 商品ラベルの規制をお願いしたいです。そのような有害な化学物質を使わないメーカーを守ってほしい。

**No. ご意見**

**322** 昨今の洗剤や柔軟剤に含まれているマイクロカプセルなどの強い香りに悩み苦しんでします。電車、レストラン、喫茶店、スーパー、公共施設等、とても臭くて息ができませんし、気分が悪くなります。目や頭が痛くなりますし吐きそうになります。なので、どこにも行くにも対策をしないとイケませんし電車もお尻が臭いのが移香するので座れません。レストランなどは、アルミのシートをひいてからでないといけません。本当になんであんなに臭くて、今元気に生きていられる人がいるのか不思議なくらいです。鼻は慣れてバカになるからですが、人に被害をまき散らしながら生きていくことにも気づいていません。今の日本では化学物質過敏症が病気とされていますが、化学物質という遺物に反応しない方が病気だと思います。今は元気でも近い将来病気になり、結果国の医療費を圧迫するのではないのでしょうか？原因不明の病気が多すぎです。精神疾患にもつながってると思います。痴呆なども。マイクロカプセルや香害は脳の神経に悪影響だと思います。早稲田大学の研究室も研究してます。フローラルしじみは聞いたことがありますか？しじみにもマイクロカプセル成分が入ってて臭いのです。そんな日本で、今後健康で明るい国が持続するのでしょうか？企業は利益追求のためにどんどん臭い商品を発売してます。止められるのは法律だけです。倫理や道徳では止められないのだとここ数年実感してます。□□が化学物質過敏症になった社員に訴えられて負けましたよね。換気がしてなかったからだとのことでしたが、喚起しないと化学物質過敏症になる成分っていったいどう捉えたらよいのでしょうか？それでもなお作り続け、香りもどんどん強くなり。。。。私は理解ができません。

最近図書館の本にも柔軟剤や洗剤の匂いで臭いのが増えました。公共の図書館で本を借りる権利さえもはく奪されつつあります。本は洗えないですし(そもそもマイクロカプセルは洗ってもとれませんがね)本当につらいです。

日本からの観光客を泊めるとリネンについて異様な臭さが取れなくなるので泊めたくないという海外のホテルもどんどん出てきてると聞いたこともあります。本当に、普通に無臭の空気を吸える環境が欲しいです。なんでこんな臭い国になってしまったのでしょうか。本当につらいです。自殺を考えている化学物質過敏症の人も数人います。小学校から帰ってくるこどももぷんぷん匂いをつけて帰ってきます。こんな環境の中勉強をするなんて想像するだけでとてもかわいそうです。ぜひとも国の力で何とかしてほしいです。よろしくお願いします。

**323** 合成洗剤、柔軟剤、合成洗剤含有のシャンプーやリンス、ボディソープ。特に柔軟剤は規制をお願いしたい。他人が使用している、柔軟剤や合成洗剤で化学物質過敏症を発症しました。公共交通機関に乗れない。タクシーもダメ。移動は自家用車のみ。映画館も野球観戦もデパートもスーパーも病院も行けない。普通に暮らせない生活です。洗濯物は部屋干し。窓も開けません。空気を汚す合成洗剤や柔軟剤を是非規制して下さい。

**No. ご意見**

- 324**
1. 対象物質の検討を実際に始める時には、最新の GHS 分類を使ってほしい。
  2. GHS 分類に限定しないで、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH 規制（欧州連合 EU での化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用（環境ホルモン作用）」も、規制対象に加えるべきである。
  3. 家庭用品規制法で GHS 分類を基にするなら、家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべきである。
  4. 製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにするべきである。
  5. 全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報の入手方法を明らかにすべきである。
  6. 海外からの情報の入手方法を具体的に明らかにすべきである。
  7. 業務用又はニッチな製品の定義を明記すべきである。
  8. 「業務用又はニッチな製品」の定義が明らかでない上に、家庭用品として頻繁に使用される場合もありうるとすると、家庭用品の 0.1 の影響とするのが妥当かどうか検討し直した方がいい。
  9. 対象 GHS 物質が 3283 あるのに、3 年で 1 物質、2 ? 3 物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎるので、早く進めて欲しい。
  10. 進捗状況を管理する委員会を設けて、市民の代表も加えるべきである。

小学校、中学校、高等学校などの、教室のなかの空気の状態がどんなになっているのか。定期的に検査してほしい。、柔軟剤の臭い移りや、抗菌洗剤の臭いや物質にまみれていて、子供の将来や健康が心配。

- 325**
1. 対象物質の検討を実際に始める時には、最新の GHS 分類を使ってほしい。
  2. GHS 分類に限定しないで、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH 規制（欧州連合 EU での化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用（環境ホルモン作用）」も、規制対象に加えるべきである。
  3. 家庭用品規制法で GHS 分類を基にするなら、家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべきである。
  4. 製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにするべきである。
  5. 全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報の入手方法を明らかにすべきである。
  6. 海外からの情報の入手方法を具体的に明らかにすべきである。
  7. 業務用又はニッチな製品の定義を明記すべきである。
  8. 「業務用又はニッチな製品」の定義が明らかでない上に、家庭用品として頻繁に使用される場合もありうるとすると、家庭用品の 0.1 の影響とするのが妥当かどうか検討し直した方がいい。
  9. 対象 GHS 物質が 3283 あるのに、3 年で 1 物質、2 ? 3 物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎるので、早く進めて欲しい。
  10. 進捗状況を管理する委員会を設けて、市民の代表も加えるべきである。

**No.    ご意見**

- 326** 1. 対象物質の検討を実際に始める時には、最新の GHS 分類を使ってほしい。  
2. GHS 分類に限定しないで、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH 規制（欧州連合 EU での化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用（環境ホルモン作用）」も、規制対象に加えるべきである。  
3. 家庭用品規制法で GHS 分類を基にするなら、家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべきである。  
4. 製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにするべきである。  
5. 全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報入手方法を明らかにすべきである。  
6. 海外からの情報の入手方法を具体的に明らかにすべきである。  
7. 業務用又はニッチな製品の定義を明記すべきである。  
8. 「業務用又はニッチな製品」の定義が明らかでない上に、家庭用品として頻繁に使用される場合もありうるとすると、家庭用品の 0.1 の影響とするのが妥当かどうか検討し直した方がいい。  
9. 対象 GHS 物質が 3283 あるのに、3 年で 1 物質、2 ? 3 物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎるので、早く進めて欲しい。  
10. 進捗状況を管理する委員会を設けて、市民の代表も加えるべきである。
- 327** 洗濯柔軟剤、衣類用洗剤、室内用芳香剤などに含まれる化学香料を吸い込むと、吐き気をもよおすことがあります。外出先で遭遇した場合は、ハンカチで鼻や口を抑えるなどして、速やかにその場を離れなければなりません。公共交通機関の利用、宿泊施設の利用にも支障があります。（なお、香料であっても全てにこのような反応があるわけではなく、たとえば精油等の天然由来のものであれば、体調に変化はありません。）  
上記の事情から、身体に悪影響を及ぼす可能性のある物質が含まれているのではないかと思い、自宅では一切の化学香料入りの製品の購入・使用を避けています。従いまして、今回の評価にあたっては、評価対象となる製品の購入・使用を避けている生活者層の意見を汲み取っていただく仕組みが必要と思います。何卒よろしくご意見申し上げます。

## No. ご意見

**328** 製品事業者は安全な製品をお客様に提供することが最優先事項として製品設計を行い、容器や製品表示において安全且つ有用に消費者に製品をお使いいただけるように努力しております。

現段階のようにまだ実質的な安全性の評価開始前で規制の要否判断もできていない状況において途中報告のような形で具体的な物質名が公表されることがあると、長期にわたり安全に使用してきた有用な物質まで一部の方に「有害な物質」と誤認される恐れがあることについて非常に強く懸念しています。

詳細な評価が未実施の状況において、家庭用品安全対策調査会資料として検討対象物質のリストを公表することは避けていただきたいと考えます。成分名から不安をあおることになることを強く懸念いたします。

また、スクリーニング検討の段階においても、暴露情報や有害性に関する情報などは事業者などが有しているものも十分に活用いただくことが重要ではないかと考えます。具体的な詳細評価の方法が示されていない段階ではありますが安全性評価を行う上で上市している事業者から、そうした実際の消費者製品での使用状況も考慮した安全性情報、製品設計などの情報も、検討対象を設定するに先立ってプロセスに含めていただくなど、もう一段のご検討をお願いしたいと思います。

検討対象物質選定スキームの有害性スコア付けにおいては、感作性に重きが置かれているところですが、国際的な規制における整合性の観点において懸念があります。スキームの検討においても、海外における規制の情報についても確認いただき、日本における状況と合わせて、国際的にも整合性のある内容としていただきたくお願い致します。

途中報告のような形と前置きしてもこの段階での公表は、市場からの質問を受ける可能性も強く、事業者、業界としては、大変難しい問題ととらえております。

**No. ご意見**

- 329** 日用品(合成洗剤、柔軟剤、シャンプー、コンディショナー、ボディソープ、ハンドソープ、各種除菌・抗菌スプレー用品、芳香剤)の有害性の高い成分で、頭痛、目眩、吐き気、脱力感、目の痛み、咳、呼吸器異常等の体調不良を起こし働けなくなり、引きこもり状態になりました。家の中でも、家族の使う日用品で上記症状が悪化して部屋から出られない状態です。化学物質過敏症と思われるのですが確定診断を出してくれる医師も見つけれず、また医療機関が有害物質を大量に使用しているため通院もままなりません。外出したくて体調を整えても、他者の使用している日用品からの刺激で、いつ外出先で倒れるか判らず、外出も出来ません。私以外にも知人に数人、同様の症状の人達がいるので、現状かなりの確率で苦しんでいる人がいるものと思われます。こんなことが原因で労働可能な年齢の人間が働けなくなったり、将来を背負う子供達が健康を害しては、少子化問題どころの騒ぎではありません。最低限、業務用の同商品についている GHS マークを家庭用の小容量製品にも同様に表示することを義務化してください。明確に判っている有害性を国民に知らせないのは許されることではありません。
- EU 等で禁止されている物質は同様に規制してください。
- かなり香りの強い日用品でも、EU 内で製造、輸入された商品では体調不良を起こしません。香りの強さより香りの成分が問題であることは明らかです。日用品による香害、化学物質過敏症の問題を消費者個人の問題として押し付け、個人間の分断を広げるようなことをこれ以上続けしないでください。日用品製造販売している大手企業に、製品の成分単品ではなく、消費者が社会において多種多量の製品を使っても安全であることを保証するよう指導してください。
- また同様に EU で禁止されるマイクロカプセルも禁止してください。マイクロカプセルによる徐放が移香残臭を悪化させ健康被害を増加、悪化させていることをしっかり把握、周知徹底してください。
- マイクロカプセルが大气だけでなく河川海洋を汚染していること、河川海洋の資源を減滅していることは海に囲まれた日本において致命的です。水生生物を汚染し、食物連鎖により濃縮汚染された水生生物を摂取することで国民の健康にどれだけの悪影響があるのか詳細な調査をして、その危険性を明らかにし、隠すことなく国民に明らかにしてください。
- 330** 3.スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について (意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。

## No. ご意見

- 331** 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト（海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

**No. ご意見**

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える

**332** マイクロカプセル入り柔軟剤や抗菌洗剤の販売中止を求めます。これらの香料で喉や肺がとても苦しくなります。室内も外も刺激臭やお花の香りがまざり毒ガスのようです。

**No. ご意見**

- 333** 大手メーカーの□□が香料やマイクロプラスチック、徐放技術などの臭いをさせ続ける、有害な化学物質を製品に使用するようになり、香害や有害な化学物質のせいで、通常の生活が送れなくなり、体調不良と脳神経に問題がおきて、日常生活がおくれず、仕事ができなくなった。同一成分の工業製品では、国連が定める、有害な化学物質や健康被害をもたらす物に対しては表示の義務があり、危険な製品であることが表示されているのに、全く同じ製品である日用品の合成洗剤や柔軟剤、消臭剤など様々な日用製品には、法整備が不十分な為に、有害物質に対する規制や表記がされていない。合成洗剤、柔軟剤、消臭剤に限らず、海外では、すでに禁止されている有害な化学物質についても、日本では何の規制もされずに販売され続けていて、大きな問題であり、健康被害を訴え、病気になる人達が目に見えて増えている状況であり、健康被害をもたらす化学物質を禁止する規制が必要であるとともに、新しく開発される化学物質に対しても、安全性が確認できるまでは市場で使えないようにする法規制の整備が必要。また、海外で法規制によって、本国で販売できなくなった製品や化学物質の、在庫処分所として日本は使われているため、根本的な日本国民を守るための法整備が必要。
- また、農薬や除草剤など、すでに発がん性がアメリカの裁判所で認められたグリホサートを始めとした、化学兵器としてベトナム戦争で使われていた製品など、有害な製品が市場で売られ、何の規制もなく一般人まで使用できる状態は明らかに問題があり、行政機関や政府は、日本国民の健康や安全を守るための役割と法規制を果たす義務がある。アメリカでグリホサートの発がん性が認められたことで、世界中で□□の販売するグリホサートの使用を禁止し始めており、また日本が在庫処分場とされない為にも、日本人の健康と安全を守るための法整備をきちんと作らなければならない。
- 334** そもそも規制について、EUの規制と同等を求めます。日本独自で算定評価するのは、化成品メーカーへの忖度であり、地球環境保護や人命への危険予防とはかけ離れた評価にしかならないと思います。
- 原点回帰し、□□のような製品づくりをするメーカーが増えれば、□□で起こったような作業従事者の化学物質過敏症発症の訴訟問題のようなことは起こりません。今の製品作りは足し算の製品作りであり、不要な人工香料、蛍光剤、マイクロカプセルなどの添加剤は消費者として不要と思っており、認められません。段階的でも良いので、危険性の表示をもっと大々的に行い注意喚起することと、生物毒性が認められる全てのステージの原料使用の停止を求めます。
- 335** 柔軟剤について
- ドラッグストアで手軽に購入できる柔軟剤の匂いが強すぎて、子どもの幼稚園や職場での移香に困っています。洗濯しても全く取れません。香りの持続をうたっている商品も多く大変迷惑しています。香りが強すぎる事による頭痛、倦怠感などの健康被害もあります。また、フリマでの商品購入時に柔軟剤臭により廃棄、または購入見送りする事が増えてきました。マンションの共用スペースは、出入りする方々の様々な柔軟剤の匂いが充満しており、窓を開けてもどこからか柔軟剤臭が漂ってきて新鮮な空気を吸えません。はっきり言って、ここ10年での柔軟剤の乱用は常軌を逸していると思えます。公務員、教育機関、飲食店、看護介護など香水を付けての勤務が相応しくない場面でも、柔軟剤の香りは問題視されていないようです。香水と違い、洗っても落ちない、香り移る、服全体から香るため匂いがキツイ、など様々な問題があるのに規制されないのは何故でしょうか。マイクロカプセルによる自然環境への懸念、人肺への影響など長期における健康被害も無視できない問題だと思います。是非、この香害問題について真剣に取り組み、企業に対し改善命令または規制の検討をお願い致します。

## No. ご意見

336 意見提出の機会をいただきありがとうございます。化学物質で苦しんでいる人たちが大勢いらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

### 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。

(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。

### 2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。

(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

### 3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について

(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。

(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

### 4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。

### 5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

## No. ご意見

(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

### 10. 14 ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

## No. ご意見

### 337 ・スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきです。予防原則を日本でも適用してください。内分泌かく乱作用も規制対象に入れてください。

(理由) GHS 分類以外のものはまるで「無害」かのように扱うメーカーが存在しています。日本にも EU 同等の予防原則での市民生活の安全を守ることが必要です。

### ・スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について

(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。

### ・スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について

(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。全成分開示を義務付けてください。

### ・スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。業務用を個人でも購入でき、消費者にとっては等しく安全性が担保されるべきです。

### ・スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられる。ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が3,283物質あるこ

**No. ご意見**

とから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

14 ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。日本が世界のゴミ箱とならないようにしてください。また、評価されていないもの、規制が及んでいないものが安全であるかのように詭弁を弄するメーカー・消費者に警鐘を鳴らし、あらゆる化学物質は長期的・日常的な曝露により人体に影響を与える可能性が払しょくできないことを啓発してください。

**338** 香害やいわゆる化学物質過敏症を訴える彼らは、家庭料理における燃焼生成不詳化学物質、化学繊維や歩行に、生活環境の摩擦で生ずる不詳化学物質、車両等の走行で生ずる化学物質、多種多様な接着樹脂で生産され、書き込みの際高温に晒され、生成揮発した化学物質には一切体調不調を起こさず、ネットの書き込みを盲信的に信じ込み、いわゆる企業攻撃を企てる勢力の駒として、精神的弱者が取り込まれ、更には障害年金受給資格を得ようと明らかに主張と現実が異なる事から、即急な法整備は、社会批判の助長拡大を招く結果となるので望ましくない。喫煙行政を鑑みても、合法的喫煙に対し、行き過ぎた規制や状況や証拠もないにも関わらず隣人に対し極めて非常識な損害賠償請求訴訟を提訴するなど、ひとつの安易な法整備が過激な主張により、人の権利を侵害し、それが当然であると誤った社会常識を構築してしまった事を省みると、一方的な主張のみに耳を傾ける事は将来に渡り危険を伴う事となるので反対である。

## No. ご意見

- 339** スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
- スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見)情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由)情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。
- スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見)情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由)情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。
- スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見)情報源 1 として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。  
(理由)情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

## No. ご意見

- 340 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト(海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

## No. ご意見

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業などして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

### 10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

## No. ご意見

- 341** 1. スライド2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきで、最新の GHS 分類を使ってほしい。
2. スライド2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべき。
3. スライド2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべき。
- 4.スライド9 ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見)情報源 1 として、製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由)情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべき。
- 5.スライド9 ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見)情報源 1 として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由)情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにした上で評価すべき。
- 6.スライド9 ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見)情報源 2 として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)とあるが、海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由)情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにした上で評価すべき。

**No. ご意見**

7.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見)家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記した上で評価作業をすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見)家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9.スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方

(意見)具体的な製品評価が、3年で1物質、2~3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎる。予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。

(理由)提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価を早く行い、市民生活の安全性を保证すべき。

10.14 ページ 今後の進め方

(意見)このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由)家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべき。

**342** 1. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。

(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。

2. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。

(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について

## No. ご意見

(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。

(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

### 4. スライド9 ページ 暴露のスコア付け (1) について

(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。

### 5. スライド9 ページ 暴露のスコア付け (1) について

(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 6. スライド9 ページ 暴露のスコア付け (1) について

(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品がEC サイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻りに使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当

No. ご意見

性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2～3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を確保すべきである。

10. 14ページ 今後の進め方(意見) このスキームを運用するに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

一部の企業の利益より、一般市民の安全と健康の為に規制にしてください。

343 1. 柔軟仕上げ剤などの家庭用品へのマイクロカプセルの使用は禁止すべきです。また、マイクロカプセルについての今後の削減計画を「プラスチック資源循環戦略」に盛り込むべきです。

2. 「海洋漂着物処理推進法」及び「プラスチック資源循環戦略」におけるマイクロプラスチック対策に、マイクロカプセルが含まれることを明記すべきです。

意見の理由

1. マイクロプラスチックとは、直径5ミリメートル以下の微細なプラスチックごみをいいます。マイクロプラスチックには、マイクロビーズ、マイクロカプセルなど意図的にマイクロサイズで製造された「一次的マイクロプラスチック」と、大きなサイズで製造されて、マイクロサイズになった「二次的マイクロプラスチック」とがあります。

2. マイクロビーズについては削減の取り組みがすでに開始されています。ところがマイクロカプセルについては、わが国の「プラスチック資源循環戦略」や2018年6月に改正された「海洋漂着物処理推進法」には、マイクロプラスチックの中に含まれるかどうか明示されていません。

一方、2019年1月欧州化学物質庁(ECHA)は、欧州域内における「意図的に製品に入れられたマイクロプラスチック(Intentionally added microplastics)」の規制に関する提案を欧州委員会に提出し、その中にはマイクロカプセルが含まれており、洗剤などに含まれる香りマイクロカプセルについても、5年の猶予は与えているものの、禁止すべきという姿勢を打ち出しています。

3. 柔軟仕上げ剤だけでなく、合成洗剤、制汗剤、消臭・芳香剤などには、香り成分を閉じ込めるプラスチック(合成樹脂)製のマイクロカプセルが含

**No. ご意見**

まれています。目下、全世界の香料のマイクロカプセルは、合成洗剤の10？20%、柔軟仕上げ剤の約60%（香り付きビーズ等も含む）に使用されています。また、カプセルの壁材として使用されているプラスチックには、EU域内ではメラミン樹脂、ポリウレタン、ポリウレア、ポリアクリレートなどが使用され、わが国においてもメラミン樹脂、ポリウレタンなどが多用されています。

柔軟仕上げ剤に使用されたマイクロカプセルは、洗濯物に付着して空気中でカプセルが破れることにより香りを放ちますが、同時にカプセル壁剤であるプラスチック原料が環境中に飛び散る恐れがあります。たとえば、マイクロカプセル壁剤がポリウレタンの場合には、イソシアネートという極めて危険な物質が環境中に放出される可能性があります。

環境中に放出されたマイクロカプセルは、マイクロプラスチックと同様、降雨などにより河川を通じて海に流入し、土壌にも残留します。また空気中に浮遊し、体内に入り人体に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

目下、世界のマイクロカプセル市場は、医薬品や農薬など広い分野に及び、家庭用品への使用も拡大しています。医薬品などやむを得ない場合を除き、家庭用品へのマイクロカプセル使用は、土壌や海、空気、人体のプラスチック汚染をさらに深刻化する恐れがあります。

4. マイクロカプセル内の合成香料が環境に与える影響が深刻です。

神奈川県が2011年に国内外の柔軟仕上げ剤15点を洗濯時の濃度に薄めて香りを調べたところ、大半の製品で香りの強さを示す「臭気指数」が県が定める住宅地での工場排水の規制値並みだったことが判明しています。

東京大学が2017年から行った調査では、千葉県の人工河川の河川水から、市販の柔軟仕上げ剤4製品を最適化した方法で分析して得られた標準試薬にある12成分のうち10成分の人工香料が検出されています。このことは、揮発性かつ非水溶性の香料成分が環境水中に一定濃度存在していることを示します。これを可能にするメカニズムとして、人工香料がマイクロカプセルに保護された形で環境中に拡散している可能性が確認できます。そこで、□□を分析したところ、柔軟仕上げ剤から検出された香り成分と似た組み合わせで人工香料が検出されました。これは、マイクロカプセルが懸濁物として濾過食者に取り込まれていることを意味しています。これらの事実から、都市・農村に関わらず、柔軟剤起源の人工香料が環境中に拡散している可能性が高いことが分かりました。

実際、住宅街では、「近隣住民の洗濯物による香料臭が常に漂っており窓も開けられない。」湘南地域のサーファー達からは、「海水が洗剤臭い。」等の被害報告が相次いでなされています。

**344** □□に住む中学2年生女子の親です。娘は、昨年9月より化学物質過敏症の症状が出ました。□□には専門医がいない為、遠方の病院へ行く体力もなく自助努力で療養しています。抗菌洗剤、柔軟剤に使われている強烈な香料、マイクロカプセル、大変迷惑です。これらの製品で体調不良、過敏症を発症している人も少なくないのです。企業は安全ですとしか言いません。強い香りが長く持続するような過剰な製品が増えています。どうか、規制をお願いします。人体にも動物にも環境にも悪影響。綺麗な空気を吸いたいです。日本全体の為にも、真剣にこの問題に取り組んで頂きたいです。

**345** 私は化学物質過敏症と診断を受けた者です。同僚の柔軟剤や社屋のリフォーム時の溶剤、印刷のインク、お客様の整髪料や電子タバコなどの有機化学物質の曝露で働けなくなりました。

洗濯掃除洗剤、柔軟剤、スプレー、シャンプー、ラップ、調理器具、育児用品、インク、接着剤、化粧品、添加物(特に香料)などの日用品全般に、『GHS

**No. ご意見**

表示』を義務付けて下さい。一般消費者が安心安全な商品を選ぶことができる社会にしてください。また、柔軟剤由来の空气中を浮遊するマイクロチップでも曝露します。逃れる事ができません。どうか、マイクロチップ使用の禁止をお願いいたします。

**346** 柔軟剤や合成洗剤に含まれるマイクロカプセル及び内包された化学物質曝露による、健康被害を受け、仕事、購入した住居、公共交通機関の利用、スーパーや自治体窓口、医療機関の利用が制限されています。化学物質過敏になったことで、河川、河川近くの海から、強い合成科学香料の揮発臭を感じます。多く人が被害を受け、子供に至っては学校に行くこともままなりません。海外では規制される有害化学物質が公然と販売され、被害者の声を無視して大量生産されている現状に、人権侵害と環境破壊両面からの迅速な規制が必要不可欠です。数百円で半販されたものに、莫大な損益を被っています。

**347** 一般市民、そしてシロアリ駆除剤で鼻血を出し、建材や家具などのケミカル臭がわかるようになり、10年以上前から人々の合成洗剤&柔軟剤、消臭剤の臭いで体調崩し苦しんでいる者の意見として書かせていただきました。どの様に書けばよいのかわからず不躰でしたらすみません。

・海のある街で育ち暮らしています。石鹼推進している街。40年以上前の子供の頃から下水処理場では全ての有害物質を取り除けないからと教わっていました。合成洗剤で洗った水槽では魚は死んでしまうなど。しかしながらこの街でさえいまだに石鹼生活している家庭は少数派。そして十数年前あたりから香りが流行り出し世の中おかしくなっています。住宅街や川や海が香料臭くなってきたのがはじまりだった。そして年々明らかに香料臭に加えケミカル臭も増え酷くなっています。赤ちゃんからお年寄りまで。犬や猫達。酷い臭いを漂わせている。

食器洗い洗剤、洗濯洗剤、柔軟剤、シャンプー&リンス、ボディーソープ、□□などの消臭剤、など毎日のように使用する日用品。すべてケミカルな商品。これが各家庭と保育園から学校、職場など室内、世の中の空気を汚染し環境までも汚染している。そして身体をも。もう異常な状態ということを感じ、身体を壊した人達だけが声をあげていても日用品の規制はない。これらを踏まえて早急な規制を求めます。

・身体への症状は多岐にわたるが、その空間にいただけで髪の毛をはじめ、衣類を通り越し皮膚まで臭いが付いてしまう。荷物を置いただけ、座っただけ、触っただけでも臭いが移る。そして取れなく落とせず捨てるもの多数。香料臭&ケミカルな臭い。これがマイクロカプセルのなせる技ということ。血液検査でイソシアネートに反応出てしまった時に教えて頂いたのでマイクロカプセル禁止を求む。

・食料品から柔軟剤臭。無香のトイレトペーパー、ラップなどプラ類からも洗剤&柔軟剤臭。という現実の移香問題。いや異臭問題。各企業へ警告を求む。そして各商品へ臭いが移ることの記載求む。

日本は野放しすぎだ。そしてほとんどの人がマイクロカプセルのことを知らないという現実。

・目や鼻、喉、口、気管支、皮膚への刺激。吐き気。目の焦点合わない。思考回路止まる。怠くなる。めまいや失神。このような様々な身体への症状が出た後にアトピー性皮膚炎となる。このような症状が日常的に出してしまう商品への規制を求む。特に洗濯洗剤&柔軟剤&消臭剤は1人いるだけでその空間を汚染している。有害物質のマークをつける。身体に危険ありのマークや言葉。環境に危険ありのマークや言葉。を各商品に記載。

・合成洗剤&柔軟剤、消臭剤などの容器には、タバコのパッケージのように「屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが健康増進法上義務付けられています」や「衣類から放たれる臭いは子供の健康にも悪影響を及ぼします」など、記載する。

・合成洗剤の食器用洗剤なども、私は使えません。すぐに皮膚が荒れる。皮脂がなくなる。お湯洗いした時の空気で吐き気と口の中痺れなど症状でま

**No. ご意見**

す。そして洗った食器類にも臭いが残る。皮膚が荒れ血管に入り全身をめくり肝臓へいっても処理できず内臓疾患になることもある。生き物達へ環境へも悪影響あり。このような悪影響を及ぼすことをパッケージへ記載する。

- ・国の規制を求む。一般市民が苦しんでから声をあげ規制など遅すぎる。罪深さ。
- ・犬や猫達のペット関連商品へも同等の規制を求む。この世の中の酷さに獣医さんも嘆いておられる。うちのわんちゃんは子供が大好きで、お散歩へ行くと寄って行って撫でられたり抱っこされたりしていたら、くしゃみや目の充血など起きる様なり、獣医さんへ行くと、アレルギー症状だと言われる。子供達が柔軟剤やケミカル臭が酷く、帰宅後いつも毛に臭いがびっしり移っていて取るのに大変という話をしたら、それですね原因はと。最近アレルギーの子多くて猫ちゃん達には肝腎の病気が多くて、飼い主さん達も臭いからこれじゃないかと思ってると。合成洗剤&柔軟剤&消臭剤。
- ・各家庭それぞれ使用するものが違う。電車や学校などひとつの空間にそれぞれ違う臭いの者が集まる。その時の複合的な空気状態。複合汚染。どれだけ酷いものかはそこにいればわかる。しかしながら今これをわかる人が少数派なのでこの様なありさま。複合汚染に関して研究はないのでしょうか。光化学スモッグや花粉飛散などのように周知できる方法はないのか。
- ・有害物質の悪影響は感じる感じない関係なく起きることを皆が知るにはどうすればよいのか。医師でさえ日用品の悪影響の実態を言わない方がほとんどだ。病気と有害物質との関連性はあるはずなのに。

看護師の香料&ケミカル臭が増えてきてることにも、とても驚いている。待合室などもとんでもない空気になっている。病気の人が行く場所でも理解がないという世の中だ。

読んでくださりありがとうございます。

**348** 柔軟剤、洗濯合成洗剤の異常過ぎる残り臭に頭痛、喉の痛み、だるさのアレルギー症状が発生し健康被害がでています。私を含め周囲の方々に同じ症状がでています。もちろん我が家では使用はしていませんが、ベランダを開ければ該当製品で洗濯使用し干した衣類から発生する臭い、下水溝からは上階からの該当商品の臭い付排水、外出先では衣類に臭が付き、通院に使用するタクシー車内からは人工的な臭い、配達商品にも臭いが移っている事もあり、自宅内外の環境も安心できる状態ではありません。ご近所のお子さんたちからも給食着の臭いで体調が悪くなる学校が辛い声を多く聞きます。周囲からの異臭なので防ぎようもなく困っています。

今回は検討対象の化学物質スクリーニングとのことですが、異常過ぎる臭い発生の物質特定は一般消費者なので柔軟剤、洗濯洗剤の商品表示からは特定できませんが、安全性が基本の家庭製品から、健康被害が発生する物質を除く様に希望します。

## No. ご意見

349 意見：家庭用品規制法は取締り型規制であり、未然防止を目的とする運用には適さないのではないかと。

### ■家庭用品規制法における安全に設計された家庭用品の位置づけに関する意見

1. 昭和48年に制定された家庭用品規制法は、「有害物質を含有する家庭用品の規制」を主意としたものであり、有害物質の指定、製品中濃度分析法の指定、など「問題のある製品の取締りの法律」という位置づけです。その法体系枠組みの中で、事故の未然防止のため「既に安全に使用できている成分を主とする化学物質群」を広範にスクリーニングするのは違和感があります。検討対象物質選定スキームにおいて、現段階のようにまだ実質的な安全性の評価開始前で規制の要否判断もできていない状況で、具体的な物質名が公表されることがあると、長期にわたり安全に使用してきた有用な物質まで一部の方に「有害な物質」と誤認される恐れがあることについて強く懸念しています。詳細評価が未実施の状況において、家庭用品安全対策調査会資料として検討対象物質のリストを公表することは避けていただきたいと考えます。

2. メーカーは安全な製品をお客様に提供できるよう、原料選定や製品配合量に配慮するだけでなく、剤型、容器および表示を工夫し製品を設計することで、製品の安全性の確保と事故の未然防止に努めています。製品表示では、安全に使用していただくための推奨の用途用法を記載し、家庭内で想定される誤使用についても、適正な使用法の表示や注意ラベル等により、情報伝達による対策を継続しております。汎用される家庭用品の場合、そもそも製品設計で誤使用を回避する様に工夫されており、例えば国内の家庭用スプレー製品で泡剤型が多いのは、泡散布により飛散させないことで使用者の吸入曝露が生じない安全設計を優先しているためです。これらは、日本の家庭用品メーカーによる自主的な安全設計のイニシアティブです。この様な、国内事業者の長年の取り組みにより、日本の家庭用品は、諸外国から見ても高品質で信頼ある製品カテゴリーとなっています。メーカーの長年にわたるよきモノづくりと、生活者のリテラシーにより、国内の家庭用品分野は諸外国と比べて有害事象もわずかであり、日本品質を代表する産業分野となっています。

3. 家庭用品規制法の第3条には「事業者の責務」が記されており、国内では上記の事業者の安全設計のための様々な取組が該当すると思います。検討対象物質選定スキームは、日本の家庭用品が、信頼ある高品質を保っていることを確認する目的で「適切に設計・使用されているかを行政として確認するための化学物質スクリーニング」と再定義されるべきではないでしょうか。すべての物質は、取り過ぎれば有害であり、適切な範囲であれば安全に使用できます。家庭用品の安全性とは、すべての成分について、適切な用途とばく露に収まるよう安全かつ有効に設計すること、そして適切な用途で使用していただくことの両輪で実現するものです。

4. 検討対象物質リストの公表は、化学物質や製品の安全性に対する誤解につながるものであり、公表する利点はみあたりません。今回の規制検討は日本の毒劇法、欧州のSVHCや米国TSCAの優先評価物質等とは目的や内容が異なっており、リストの公表が国民の健康に寄与するものではないためです。詳細評価前の段階で広く社会に公表する必要性はなく、事業者や業界団体らのステークホルダーと専門家への内示が行われれば、その後の詳細評価に必要な情報は得られるものと考えます。その場合は、責任ある事業者としてリスク評価や安全設計の知見の共有等、協力させていただきます。

No.	ご意見
	以上、よろしく願いいたします。
350	海外では規制されている危険性の高いマイクロカプセルが普通に日本の洗剤柔軟剤などに入っている事が普通に考えて理解できません。またこのカプセルの中に入った香料があらゆるモノに付着し、いくら洗っても取れず付着し割れたカプセルの汚れと強烈な臭いが残り続けます。そして環境汚染にも繋がっています。あまりに臭いがキツく残り続けるせいで頭痛や鼻水など色んな症状も出ており早く規制して欲しいです。
351	このような、恣意的扇動を受けるパブリックコメントに意味があるのでしょうか？ 以下引用 □□ 家庭用品規制法に関するパブリックコメントを送って政府に香害対策をさせましょう。説明と意見案は下記。 誰でも、匿名でも OK。石けん成分が環境汚染物質に指定されそうになった時には多くの反対意見が届いたことで指定を免れました。数が勝負です。締切 2/27 #香害は公害
352	業務用だけでなく、洗濯洗剤やシャンプー等、家庭用品にも大きく GHS マークを入れて欲しい。化学薬品が人体及び全ての生き物に及ぼす危険を改めて認識する為にも。使用したものは必ず原材料欄に書く必要があり、載せきれないものは企業公式 HP で成分を確認できる様にしてほしい。(そもそもそこまで強い洗剤を使う必要がありますか…?) 毎日毎日、他人が使用した抗菌洗剤や柔軟剤が私の服や全身に移香し、漂白剤つけ置きに天日干しを繰り返す等どう洗濯しても落ちず、家の中まで謎の化学物質に汚染され、働けないし暮らせないし、精神もやられてしまいました。 自然破壊はもうとっくに越えてはならない一線を越えてしまってます。蜜蜂も数が減り、このままでは野菜や果物も実らなくなるでしょう。見殺しにしたくないなら早めに厳重な規制をお願い申し上げます。

## No. ご意見

**353** 家庭用品の安全性は、有害性評価と曝露評価を併せたリスク評価が基本です。リスク評価に基づき安全な製品使用を提供する環境づくりには賛同いたします。しかしながら、提案されたスキームに用いられる情報やデータの質には課題があると考えます。

### ■GHS 分類を用いた対象物質の選定と、CAS 番号違いの適正な扱いについて

1. 政府による GHS 分類は、産業界から提情報供される物質や、健康や環境に対して有害性が懸念されるような物質を対象とし、ラベルや SDS を作成する際に参照してもらうことを目的に公開しています。そのため、家庭用品に用いられる多種多様な原料は、GHS 分類がない成分も多いです。例えば、韓国の加湿器で事故を起こした PHMG (CAS31961-54-3、89697-78-9) や PGH (CAS374572-91-5) といった殺菌成分は、GHS 区分がなされていません。そのため、今回の GHS 分類を使用した対象物質の選定方法には公平性に懸念があります。

2. また、化学物質を識別する CAS 番号については、同じ名称の物質群であっても、異なる CAS 番号によって区別され、GHS 区分も異なるケースが存在します。物質名称と GHS 区分の関係が整理されないままであれば、同一名称の物質の一部の CAS 番号のみが検討対象物質となり、対象とならない CAS 番号の物質が混在するケースが生じ、社会的混乱のもととなる可能性があります。そのため、特に、特定 CAS 番号に紐づいた特殊な GHS 区分が指定されている成分に関しては、同じ名称の化学物質で GHS 分類が異なる物質の根拠データや諸外国の GHS 分類情報等も重視し、事前に GHS 区分の見直し・整理を行ってから成分の審査を進めることが必要と思われる。

### ■短期影響におけるスコア付けについて

1. 感作性ポテンシャルを有する物質が、検討対象物質選定スキームでは高スコアで優先的に扱われているものの、感作性の扱いについては世界的な安全性評価とリスク管理の枠組みが存在します。皮膚感作性は、感作誘導と惹起反応の 2 つのステップで発生します。一旦、感作誘導されると低濃度でも惹起されうるため、家庭用品の安全設計においては、1) 皮膚に接触しない用途・吸入しない用途を優先する、2) 皮膚に接触してもすぐに洗い流せる用途を優先する、3) 皮膚接触する場合にもリスク評価に基づき感作誘導を起こさない閾値（安全基準濃度）以下の用途用法・曝露条件で使用する、との設計プロセスで、製品の安全設計を確保しています。家庭用品が原因で感作誘導された事例は限られており、国内事例は、ピアス等の身に着ける貴金属装飾品、歯科矯正具、医薬品など、家庭用品規制法のスコープ外の製品群が主となっています。

2. 本選定スキームでは、「事故や意図的な摂取による影響は対象外とするため、急性毒性及び誤えん有害性はスコア付けの対象外」としています。そのため選定スキームでは劇毒物法で指定される劇物が対象外とされています。家庭用品においては、劇物の除外濃度（劇物に該当しない安全な低濃度）での使用のようなケースがあります。おそらく家庭用品の成分の中で、最も慎重かつ安全設計にもとづき配合されるべき成分は、劇毒物区分の成分です。

### ■ばく露の重みづけについて

## No. ご意見

1. ばく露のスコア付けに関しては、一部で過剰スコアになっている点を指摘したいです。具体的には、スプレー製品による吸入が最もスコアが高くなっているものの、例えば国内では家庭用のスプレー製品を泡剤型にすることで、使用者の吸入曝露を防ぐことができている家庭用品は多いです。スプレー製品であっても、泡剤型やミスト粒径など、製品の安全設計により、吸入リスクは十分に小さくすることができます。選定スキームでは、国内の家庭用品で一般的に導入されている製品安全設計（泡剤型、ミスト剤型での粒径コントロール）を適切に考慮し、吸入リスクを過剰見積もりする評価は避けるべきと考えます。メーカーの安全設計への長年の配慮が、選定スキームのスコア付けに基づくリスト公表で社会的に誤解されることを懸念します。「スプレー製品であっても安全に使用できる」という日本製品への信頼感・納得感が、現時点で日本の家庭用品が確立しているブランドです。未然防止の情報発信は、容易に「スプレー製品は危ない」という生活者誤認につながる。生活者の日本製品への信頼が損なわれることのないよう、十分な行政としての配慮をお願いします。

### ■リスト公開の社会的余波について

1. 検討対象物質選定スキームの説明資料からは、選定物質は、定量的な評価方法が確立していないなか評価を始めるためのモデル物質という位置づけのようにみえます。家庭用品規制法は、有害物質を含有する家庭製品を規制することを目的とした法律です。そのため、家庭用品規制法の検討対象物質リストに掲載公開されるということは、生活者から見て、「規制候補の有害物質リスト」と解釈される可能性が高いです。今回のリストに掲載される化学物質群については、その公表により本来安全に使用できる成分であっても、風評被害により家庭用品での使用継続が難しくなるといった事態が想定されます。

2. 日本では、評価物質リストが公表されることで、製品の性能や品質を保つために必要不可欠な成分であっても、風評被害の観点から使用に社会的リスクが生じる可能性があります。家庭用品の場合、日米欧亜の各地域で同じような成分が配合されているため、国内生産品だけでなく、海外からの輸入品についても、日本市場の特殊性が目立ってしまう心配があります。

3. 製品安全の立場から懸念しているのは、安全に使用できている成分・用途が規制審査の俎上に上がるような物質であると国から公表されることにあります。皮膚および呼吸器感作性でスクリーニングされた成分は、家庭用品としての用途用法に応じたリスク評価に基づき安全基準の設定は可能と思われます。調査・審査を経て結果的に規制化されなくても、いたずらにリストが公表されたことで、適切に使用できるはずだった重要成分・汎用物質を失うことは、日本の産業にとって多大な損失となります。また、家庭用品の成分は日米欧亜で同じような成分が配合されており、日本固有の用途制限規制が提示された際には、その理由（リスク評価にもとづく安全ではない用途の指定）が国際的にみて妥当であるかを問われることになると思われます。国内の家庭用品は、メーカーが安全設計した製品のみを上市している現状を踏まえ、本件の再考を望みます。

### ■今回のスキームで使用されている用語について

## No. ご意見

1. 今回のスキームで選定される検討対象物質に対する生活者の誤解による風評被害を防ぐために、スキームで使用される用語に対し以下のような言い換えを提案します。

- ・「有害性によるスコアづけ」 → 「GHS 分類等によるスコアづけ」
- ・「有害性クラス」 → 「GHS 分類等評価クラス」
- ・「有害性評価値」 → 「GHS 分類等評価値」

### ■詳細評価の課題について

1. 家庭用品の安全性を適切に評価するためには、使用者ばく露を防ぐための対策等も考慮した製品カテゴリー特有のばく露評価法の採用が必須です。検討対象物質は、用途用法に応じた安全性評価に加えて、社会的有用性、国際的汎用性、代替困難性、等も考慮することで、より実用的かつ実効性の高い評価が可能になると考えます。したがって、評価メンバーは、製品・原料の安全性評価に関する総合的知見、国内外の家庭用品評価方法の現代的手法について経験を有する製造業経験者が必須であると思われまます。

以上、よろしくお願い致します。

## No. ご意見

- 354 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同等の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト（海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

## No. ご意見

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

### 10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える

**No.   ご意見**

**355** 合成抗菌系洗濯洗剤や柔軟剤の強いにおいや刺激に苦しんでいます。喘息症状(咳、呼吸困難)、鼻水、目がチクチク痛む、頭痛、めまいなどが自覚症状としてあります。最近の洗濯洗剤などは、海洋汚染で問題視されているマイクロプラスチックなどで香料を包み粘着性を付けることにより長時間衣服に吸着し香りが発散され続けます。職場や学校で、常にきつい合成化学物質に曝されており、毎日がとてもつらいです。外出すると、衣服に他人の香料臭が付着しており、洗ってもなかなか取れず迷惑です。ご近所の干されている洗濯物からのにおいも激しく、我が家は窓開けも外干しもできません。健康被害を発生させ、海洋汚染にもつながる現在の洗濯洗剤や柔軟剤の問題が、メディアではスポンサー企業の圧力で、全く報じられません。フローラルシジミの報告があります。そのうちフローラルなシラス、ケミカル臭ワカメなんて事態になりかねないと危惧しています。

同じ悩みを抱え困っている人は、訴えを口にしており周囲に多いと感じますが、放置されています。健康被害が出ている商品を販売し続けることはおかしいです。また、SDGs の観点からも、豊かな海を、マイクロプラスチックや人工の香料成分で汚しており、環境問題を考えない日はありませんが、垂れ流しの状態です。良いわけありません。政党、企業、メディア、安全性を判断する機関等々、それらを取り巻き制御すべき人たちの対応があまりにも弱者の視点に立っていません。EU では既に規制が始まっています。日本は遅れています。見える形で健康被害が出ていますし、助産師が羊水が香料臭な人増えたよ、と言うように、声を上げられない小さな命(胎児)や子ども達にも影響が懸念されます。ざっと調べたところ埼玉県、仙台市、北杜市、吹田市、高槻市等々、独自に強いメッセージポスターを作成して、啓発を行っている地方公共団体も既にあります。メーカーが安全と言うから大丈夫ではなく、しっかりとユーザーの立場で安全をを第一優先に、化学物質の規制への取組を進めて頂きますよう、切にお願い申し上げます。何卒よろしく願いいたします。

No. ご意見

- 356 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについてや  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト(海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

## No. ご意見

(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

### 10. 14 ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**No. ご意見**

**357** 私は 2005 年頃に、職場で使う有機溶剤や接着剤等で化学物質過敏症になりましたが、職場等で原因物質を避けるようにしたら普通に暮らせていました。でも 2019 年頃に、香料を長く衣類に付着させて持続させるような柔軟剤を嗅ぐと体調が悪化し、今はどこに行っても柔軟剤から逃げ場がなく、長時間曝露すると寝込んでしまうほどになってしまいました。化学物質過敏症で職場で有機溶剤等に曝露した時と同じような症状で、しかもそれよりも酷い症状です。最初は、何故職場でもないのに症状が出るのか？原因がわからなかったのですが、調べたら同じような人か何人かいて、やはり柔軟剤の香りに曝露した時に症状が出るので確信しました。その頃はまだ周りにも柔軟剤で体調不良になる人は少なかったのですが、使っている人が多すぎるため、いずれこれは大問題になるのではないか？と置いて、Twitter でもどんどん被害を訴える人が増えていきました。やはり、学校に行けなくなる子供や、病院等でも蔓延してしまうこういった商品は問題なのではないかと思います。もともと化学物質過敏症だった私も柔軟剤で悪化しましたが、化学物質過敏症ではなかった人達が、柔軟剤で発症してしまっています。それも凄い人数です。子供まで発症しています。もともと嗅覚過敏や匂いに敏感な人だけではなく、私のような、もともとは柔軟剤も使っていたし香水も好きで使っていたような、香りや香料が好きだったような人も、発症しています。香水は使う場面が限られていたり、使う人も一定数、限られた人なのでそれほど日常的に、常に何時間も香りに接することはなかったと思います。しかし、みんなが毎日洗濯する衣料品に、このような強い香りや成分が長時間付着させる技術で付着していたら、どうなりますか。みんなが使うんです。喫煙室で食事してるのと同じような事です。日用品に、このような強い香りや余計な成分を配合するのはやめてほしいと願います。様々な面から、問題があります。香りマナーの観点からだけでも問題です。飲食店や病院等に、タバコや香水は駄目なのにそれ以上に香る柔軟剤が何故問題視されないのか。意味がわかりません。良い香りをさせたい事を否定しているわけではなく、香りという物は本来 TPO を考えて使用する物だと思います。製品の見直しをメーカーに求めます。

**358** 家庭用品規制法で GHS 分類を基にするなら、健康被害を避けるためにも家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべきである。

**359** 今回のパブリックコメントの資料を拝見して始めて、家庭用品に含まれる化学物質に対するこれまでの規制が 20 の化学物質と 1 つの化学物質群のみで、今回スキームの中で母集団として提案されている GHS 区分による化学物質が 3283 もあり、しかもこのうちの検討対象物質のリスク評価を 3 年で 1 物質、2-3 物質同時に進めるという提案であることに驚きました。

このスキーム全体が、家庭用品に含まれている化学物質の安全性（危険性）を消費者に現実的に示すにはどうしたらよいかという姿勢に欠けているように感じました。

今まで、どの製品においても日本は規制が緩く、EU は規制が厳しいというのがデフォになっているので、家庭用品についても化学物質のほとんど含まれていないもの、心配なものは高いけど EU 製のものを使うことを心がけてきましたが、このスキームを見てこれまでの自分の姿勢が正しかったことが確認できました。

対象の GHS 区分は既に環境省（元は国連）で指定されているのでそれを使用するという理由からも、やる気のなさを感じます。

私が担当者なら、まず、現在世界で実施されている規制の物質別の一覧表をつくり、日本の製品で世界の規制対象物質が含まれているものをすべてピックアップするか、製造企業に世界の規制対象物質が含まれているかどうかを、虚偽報告罰則付きで報告させます。今、どこかの国で規制されている物質

**No.    ご意見**

が日本で野放しならば、そこを出発点にすることが現実的で、根拠のある進め方で、時間と労力の節約になると思います。  
最初から母集団を GHS 区分の 3283 物質に限定する理由がすでにあるからでは、根拠薄弱と思います。出発点の母集団の選定方法が間違っています。

**360** 家庭用品にも GHS マーク表示を義務付けてほしい。

理由 業務用には危険であることや環境に有害であることが示されているのに同じ成分である家庭用品にはその表示がないことが問題であるため。消費者が選ぶ基準になる為。

私自身が GHS マークで危険であると表示されている製品に曝露して健康被害を受けて社会生活に多大な悪影響を受けています。仕事もできないほどです。家庭用品は誰もが使っているため曝露しない環境がありません。

家庭用品（特に洗濯洗剤、柔軟剤、消臭芳香剤、スプレー式消臭剤など）で呼吸器に影響が出て苦しくなったり喘息発作が起きる、また眼への刺激、めまい、頭痛をうけて大変迷惑しています。またこれらの製品から出た家庭排水や排気、徐放性の高さから生活している中で逃げ場が本当になくて困っています。

ペットや赤ちゃんも吸う空気です。薬にも容量があるのに誰もが吸う空気に GHS マークがつくような製品からの揮発物が空気中に常に漂う状況になるのはおかしいです。

業務用では危険と示されているのに家庭用になると危険性は同じであるのに…ともどかしい思いがあります。消費者が危険性を知らずに買えて使えてしまうのはおかしいと思います。

No. ご意見

- 361 1  
該当箇所 スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
意見内容 母集団について、最新のGHS分類を使ってください。  
理由 最新の情報があるならそれを使うべきであるから。
- 2  
該当箇所 スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
意見内容 REACH規則で有害性が疑われて規制対象にとされている有害性についても母集団に加えてください。  
理由 EUでの規制対象について参考とすべきだから。
- 3  
該当箇所 スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
意見内容 家庭用品規制法の対象物質の選定にGHS分類を使用するのなら、家庭用品についてもGHS分類によるラベル表示を義務付けてください。  
理由 製品の利用者であれば業務用であろうと家庭用であろうと等しくその製品の有害性についての情報が与えられるべきである。家庭用品であることを理由に利用者が身を守るために必要な情報を得る機会を与えないことは著しく不当であり、差別的であるから。
- 4  
該当箇所 スライド9ページ 暴露のスコア付け1  
意見内容 情報源1の入手方法を明記してください。  
理由 入手範囲や方法の記載がないため
- 5  
該当箇所 スライド9ページ 暴露のスコア付け1  
意見内容 情報源1について、事業者が全成分を公表していない製品についてどのように未公表の成分情報を入手するのか、その具体的な方法を明記してください。  
理由 製品に関する評価に必要な情報の全てを入手できるようにするため。
- 6  
該当箇所 スライド9ページ 暴露のスコア付け1  
意見内容 情報源2について、海外情報の入手範囲や入手方法を明らかにしてください。  
理由 情報源の内容についての記載がないため。
- 7  
該当箇所 スライド10ページ 暴露のスコア付2

No.	ご意見
	<p>意見内容 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、これの定義を明記してください。</p> <p>理由 定義が無いと家庭用品に該当するかどうか評価できないため。</p> <p>8</p> <p>該当箇所 スライド10ページ 暴露のスコア付け2</p> <p>意見内容 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当か再検討してください。</p> <p>理由 ニッチな製品であっても家庭用品として広く頻繁に使われている場合は0.1の係数では低すぎると思われるから。</p> <p>9</p> <p>該当箇所 スライド13ページ 詳細評価について</p> <p>意見内容 詳細評価の予定において、3年程度で1物質のリスク評価を完了とあるが作業が遅すぎるし評価件数が少なすぎる。2から3物質を並行して進めるとあるがこれも件数が少なすぎる。期間短縮のために予防原則により疑いのある物質については短期間で評価するなど、より多くの製品を短期間で評価すべき。</p> <p>理由 評価に3年もかけていては利用者の安全を守れないため。また、より多くの件数に対応できるようにするため。</p> <p>10</p> <p>該当箇所 スライド14ページ 今後の進め方</p> <p>意見内容 運用にあたり進捗状況を管理する委員会を設置し、消費者の代表者が委員会に参加するようにしてください。</p> <p>理由 消費者が一番利害を受けるため、消費者の側からも適正に進捗状況を管理する必要があるため。</p>
362	<p>若者や女性から特に、柔軟剤の匂いが強いです。このような匂いを嗅いだ瞬間、頭が痛くなります。また、鼻にこのような匂いが残り、しばらくは頭が痛い。このような製品を規制してほしいです。</p>
363	<p>洗剤や柔軟剤へのマイクロカプセルと化学物質の使用は、深刻な健康被害と環境汚染を引き起こしている。人間や他生物への体内への蓄積もみられており、将来的にも深刻な被害となる可能性が高い物質である。</p> <p>洗剤などの生活必需品に関しては、環境負荷の小さい生分解性のもののみ認めるべきであり、長期間にわたって残存するマイクロカプセルや化学物質の使用は、早急に規制すべきである。</p>

**No. ご意見**

**364** コロナ禍に化学物質過敏症を発症しました。現在、ガスマスクをしながらも保育士を続けています。同僚に理解者が多く、寄り添い配慮してもらって成り立っている日々です。

コロナ禍には職場をはじめ、世の中では過剰な消毒が行われていました。あの時にはとにかく除菌、殺菌することに意識を向けている方が多かったのは事実ですが、それに使われている家庭用品の成分が詳細に開示され、危険性が周知された状態であれば、乱用に近い使い方をする方は減ったのではないかと感じています。ちなみに我が家は純石鹼成分の石鹼での手洗いで済んで薬品を使っただけの除菌殺菌は一切しませんでしたし、ワクチンも未接種でしたが誰も発症しませんでした。業務用では表示義務のある GHS マークを家庭用でも義務付けていただきたいです。

現状では作り手であるメーカー側の情報を鵜呑みにする他なく、細かい成分の表記もされず、「除菌」「殺菌」「抗菌」などの謳い文句ばかりが判断材料となっています。正しい情報がない以上、判断するのが難しいですね。

全成分の開示、GHS マークの表示を義務化していただけるとありがたいです。

**365** 私はアスピリン喘息患者ですが、柔軟剤や合成洗剤からの揮発成分(亜硫酸塩など)で喘息発作がおきます。他人の衣類からの揮発で発症することもあり、公共交通機関を使う時なども不自由しています。私だけではなく、多くのアスピリン喘息患者も同じように発作がおきる方がいます。まずは、アスピリン喘息患者がそのような商品を誤って購入しないように製品の危険性を周知するべきです。そもそもそのような商品は危険なので販売してほしくありません。

**366** スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団の設定 3283 物質とあるが、大手の洗剤メーカーは企業秘密とし全ての情報を公開していない。海外では有害で使用禁止されている物質が日本では誰でも手に入る家庭用品に使用されている。海外で有害とされている物質について日本も同じく有害とし使用禁止すべきである。

(理由) 過去には海外で早くから有害とされ使用が禁止されていたのを知っていたにもかかわらず日本では使用を続け重い健康被害を受け今でも苦しんでいる人がいる。家庭用品は国民の多くが使用するものでありその頻度も高いため最も安全な物にすべきであるため。

スライド 1 3 詳細評価

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。

(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、国民生活の安全性を確保すべきである。

スライド 1 4 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、国民も参加する。毎年検証しそれを国民へ開示すべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、国民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に国民も参加するべき。多くの国民が使用するものを企業任せにすることは規制の緩い日本では国民を危険にさらすことになるため。

No.	ご意見
367	<p>マイクロカプセルを使用した洗剤、柔軟剤、農薬等の規制をお願いします。特に洗剤、柔軟剤は人間関係が著しく悪化し、仕事を辞める方もいらっしゃいます。</p>
368	<p>貴重な機会をいただき、ありがとうございます。</p> <p>普段の生活で、香害で困っています。数年前も感じていましたが、体感でも、近年、どんどん酷くなっているように感じています。どれだけ自身が自然に負荷を掛けない、無香料無添加のせっけんが原料の洗濯洗剤や手洗い洗剤、オーガニックのシャンプー&amp;コンディショナーなどを使って生活していても、隣の家の洗濯物や人からも強い臭いが流れ込み、吐き気や鼻水、頭痛を発症します。安心して窓を開けることができなくなりました。</p> <p>お店やネットで購入した商品や食品に、臭いが移っており、吐き気を感じて食べられない時もあります。働いている同僚からも臭いがして苦しいですが、なかなか言うことができずに我慢して過ごしていることが多いです。外出先から帰宅すると着ていた洋服に臭いが移香しています。そして、移香した衣服の臭いは時間が経ってもなかなか取れません。ハイキングするために山に行っても、先に歩いている人が残していった臭いが残っており、もうどこへ行っても逃げられない状態で辛いです。「マイクロカプセル」が開発されるまでの洗濯洗剤、柔軟剤、シャンプー&amp;コンディショナーなどの香りは、これほど遠くまで臭いが飛ばず、香りも強くなかったと思います。香害の問題だけではなく、様々な洗剤に含まれる「マイクロカプセル」は生活排水から、やがて海に流れ込み「マイクロプラスチック」をばら撒いており、海の汚染へと繋がっています。川の臭いがフローラルの臭いがする場所もあるようです。</p> <p>もう香害問題は一市民だけで片付けられる問題ではなくなっています。人体に影響を与えるほどの強い香りは本当に必要なものなのでしょうか？世界全体でSDGsを掲げて、より良い未来を残そうとの取り組みが盛んになっている昨今、「マイクロカプセル」を使用している企業には、再考していただきたいです。まずは「マイクロカプセル」の規制と使用した商品には「GHSマーク」を表記していただくことを切に望みます。宜しく願い致します。</p>
369	<p>3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について</p> <p>家庭用品規制法でGHS分類を基にするなら、家庭用品にもGHSマークの表示を義務付けるべきである。</p>
370	<p>スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について</p> <p>(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。</p> <p>(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである</p>
371	<p>深刻化してきている香害にきちんと対処する法律が必要と思います。</p>

**No. ご意見**

**372** 市販の洗剤や柔軟剤の機能性を高める成分がどんどん強くなっているのが困っています。例えば香りや抗菌力が長持ちする、アイロンがいらぬ、風合いを保つなど、一見便利ですが、その分、添加される化学物質が増えるわけです。そうした機能成分は一度付着すると取ることが出来ません。メーカーに問い合わせても、クリーニングのプロであっても取れません。自分がこうした日用品を使わなくても使っている人や製品から影響を受けるため、外出や買い物にも苦労します。また、洋服についた成分は空気中に常に放出されており、経皮や経口、呼吸から体内に取り込まれます。頭痛や痒み、倦怠感などを生じ、普通の生活もままなりません。

洗剤や柔軟剤には有害な化学物質を表すマークが描かれていますが、それは業務用サイズのみで、一般サイズには表示義務がありません。有害性をうたわれているものが入った洗剤や柔軟剤を日用品に使っても大丈夫なのでしょうか？大丈夫であれば、なぜ一般サイズには表示しないのでしょうか？日本の添加物の基準もヨーロッパ並みに厳しくして頂きたいと思います。

**373** 1. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。

(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。

2. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて (意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。

(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について (意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。

(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

4. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。

5. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見) 情報源 1 として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分

表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価す

No. ご意見

べきである。

6.スライド9 ページ 暴露のスコア付け(1)について (意見)情報源2として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

(理由)情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

7.スライド10 ページ 暴露のスコア付け(2)について (意見)家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8.スライド10 ページ 暴露のスコア付け(2)について (意見)家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻りに使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9.スライド13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方 (意見)具体的な製品評価が、3年で1物質、2~3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由)提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を確保すべきである。

10.14 ページ 今後の進め方

(意見)このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由)家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

- 374**
- ・ GHS マークの意味、表記目的等を一般に広く周知し会社や学校の研修、授業に組み込み知識として根付かせること
  - ・ 人体に有害なマイクロカプセル使用の柔軟剤に規制(製造、使用共に)をかけ使えないようにすること
  - ・ GHS マークの表記を業務用のみにせず、家庭用の同一商品にも義務付けること
- 以上三点の制定をして下さい。

**No. ご意見**

**375** 製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにするべきである。全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報の入手方法を明らかにすべきである。海外からの情報の入手方法を具体的に明らかにすべきである。女性が化けれるのは化粧品のおかげです。ですが、化学物質があるせいですごく汚いです。20代後半で大きなシミができる子もいます。皮膚がんにもなりえますが、一番被害に遭うのが化粧品を取る時に使うお湯やお水です。そうすると、私たちが食べるお魚や海藻類。水は綺麗にならないまま流れてしまう事がわかっていますので、そうすると、私たちの健康も悪くなるわけです。血液に化学物質入っていたという実験は有名ですね。知らぬまま私たちの体にも化学物質が入っているわけです。発がん性物質も簡単に体に入る時代となりました。今では消毒剤がどこもかしこにも置いてあるせいで2年から3年経てば体も全体変わるところ、一生無理でしょう。

やはりこの地球環境を良くしていくためにも、成分を知らなければいけないこともあります。さっきの話で行くと売らない方がいいのですが、そういうわけにはいかないでしょうね。なのでちゃんと手にした人が判断できる様にするべきだと私はそう思います。お願いします。

**376** 私は昭和30年代生まれで、子供の頃から化学物質にさらされてきました。そして、2018年に抗菌洗剤、高残香性柔軟剤の曝露をきっかけに化学物質過敏症を発症しました。

発症後は通常の生活ができなくなり、職場での人間関係に亀裂が生じたり、好きな旅行もできなくなりました。合成洗剤や柔軟剤などの有害な化学物質を含む使用をすぐに辞めましたが、6年経った今も押入れの奥の衣類や段ボールの中の思い出の品から化学物質が拡散されています。今は幸いフルリモートの派遣でなんとか生計をたてています。

家に引きこもっていても集合住宅の他家の洗濯物、入浴時のシャンプーやボディソープの化学物質の流入に悩まされています。外出すれば着衣、下着にまでが化学物質に汚損されます。また、すれ違いざまに化学物質が多用された日用品の使用者とすれ違くと、そこから曝露した化学物質によりおそらく脳神経が影響を受け、頭を殴られたような衝撃と脱力感に襲われます。特に抗菌系の薬剤の反応が強く、一般の方には感じないニオイを感じます。

他人が感じない物質を感じることは他者には理解されず、異端者もしくは精神病と揶揄されたり、わざと化学物質に暴露させられたりすることもあります。これはハラスメントを超えて、傷害に等しい犯罪行為並みの被害も受けています。正直、こんな状態でなんのために生きているのかわからず、生きていくのが辛いと思うほどです。

前置きが長くなりましたが、そこで思うのがもしGHSマークやシックハウス症候群、有害な化学物質についての情報が共有されていたらどうだったかということです。全て仮定ではありますが、それらの製品の購入や使用を控え、その結果化学物質過敏症を発症しないで済んだか、悪くとも発症時期を遅らせることができたかもしれないということです。

政府や日用品メーカーは過去の公害から学ぶことなく直ちに影響がないと、海外で禁止された化学物質を使用した製品にその毒性の表示もなく販売を続けています。

当然の結果として大人だけでなく、子どもの化学物質過敏症も増えています。この子達が普通に学校に通い学び、遊び、好きな仕事に就ける、そんな将来を奪う権利は誰にもありません。子どもは守られるべき存在です。

PFAS汚染のある研究者は、「アメリカでもデータが収集されているが、十分なデータがない時は国際的なデータを使い、基本的な情報を積極的に収集し

No.	ご意見
	<p>て公表していくということが大事」とおっしゃっていました。</p> <p>日本の化学物質安全対策では、被害者が守られることはなく、それどころか加害者である法人の利益を優先している日本政府の対応において、欠落しているのはまさにこの考え方です。世間でズブズブの関係と言われるのもこれが所以です。以下2点を強く求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在業務用に義務付けられている GHS マークを一般向けの商品にも表示を義務付ける</li> <li>・ 直ちに影響がない、因果関係が不明とされるものについては、海外も含めたデータをより広く多く集め、疑わしいものは使用を許可しない</li> </ul> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
377	<p>14 ページ今後の進め方</p> <p>とにかく早急に規制をお願いします。ひとりでも多く発症しないように。有害なものと決めるまでに時間がかかりすぎる。結果が出てからではなく EU 諸国が規制したものをまずはどんどん規制していった。</p> <p>化学物質過敏症を患っています。このままの日本ではもっともっと発症者が増えていきます。必ず。人間らしく生きる権利を有していません。人の助けがなくては生活していきません。40代、働き盛りだろうけれど働くこともできず苦しい。有害な物質の入った製品で経済を回さないで、今働けない人間、これからもっと必ず増える発症してしまい働けなくなる人間を増やさないと経済をまわせるようにして。子どもで発症する子も多数。未来を奪わないで。</p>
378	<p>本選定スキームを検討するに先立ち、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（家庭用品規制法）における有害物質が、どのような特性を持つ物質をターゲットにしているのかを明確にしていきたい。</p> <p>本選定スキーム案を参照すれば、おおよその行政の意図は読み取れるが、本来、このことを先に明確にすべきと考えられる。</p> <p>そして、本選定スキームを最終化するにあたっては、公表予定の検討対象物質リストがいわゆるブラックリスト化される懸念が考えられることから、関連する業界団体と十分な意見交換を行い、関係団体すべての同意を得た上で、選定スキーム以降の作業を進めていただきたい。</p> <p>また、細かい点になるが、今後詳細評価が必要である（あくまでスクリーニング段階である）にも関わらず、本選定スキーム案 p.11 では「総合評価」と表現されているため、検討対象物質のリスクが相当高いとの懸念を生む（ブラックリスト化される）一因になっていると思われる。</p>
379	<p>スライド2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について</p> <p>（意見） 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。</p> <p>（理由） 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。</p> <p>高橋千鶴子議員の本日（2/27）の質疑の中で、当事者の小学生の子達の気持ちが述べられていました。私たち大人は子どもたちにそんな思いをさせては</p>

No.	ご意見
	<p>いけないし、守ることができること、できることがあるのならやりたいです。そして、それができる最たる場所は政治のはずです。よろしくお願いします。</p>
380	<p>188 で集まっている通り、香害は、使用者以外の人達から、被害報告が沢山出ていますよね。製造工場では、国家資格者が取り扱う劇薬なのに、小売りになると、労働しないからと言って、赤ちゃんや子供ベット、家庭の主婦が無制限に吸い込む状況が許されるのでしょうか。成分と体調不良の因果関係なんて明白ですよ。洗濯に不要な成分ばかりで、洗濯物も洗濯機もとても汚くて臭い。どこの政治家が、いくら儲かるのか知りませんが、危険な合成洗剤、柔軟剤、消臭抗菌剤の製造販売の規制と危険性の周知は必要だと思います。</p>
381	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象物質の検討を実際に始める時には、最新の GHS 分類を使ってほしい。</li> <li>2. GHS 分類に限定しないで予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH 規制(欧州連合 EU での化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則)」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用(環境ホルモン作用)」も規制対象に加えるべきである。</li> <li>3. 家庭用品規制法で GHS 分類を基にするなら家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべきである。</li> <li>4. 製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにするべきである。</li> <li>5. 全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報入手方法を明らかにすべきである。</li> <li>6. 海外からの情報の入手方法を具体的に明らかにすべきである。</li> <li>7. 業務用又はニッチな製品の定義を明記すべきである。</li> <li>8. 「業務用又はニッチな製品」の定義が明らかでない上に、家庭用品として頻繁に使用される場合もありうるとすると家庭用品の 0.1 の影響とするのが妥当かどうか検討し直した方がいい。</li> <li>9. 対象 GHS 物質が 3283 あるのに 3 年で 1 物質、2~3 物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎるので早く進めて欲しい。</li> <li>10. 進捗状況を管理する委員会を設けて市民の代表も加えるべきである。</li> </ol>
382	<p>石けんと重曹、クエン酸で事足りるので、生分解性の悪い製品は不要です。企業は薄利多売のためにあれやこれやと言いますが、海、河、大自然を守るには有害物質を含む家庭用品は不要です</p>

## No. ご意見

- 383 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
- 5 スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト（海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

## No. ご意見

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について

（意見）"※「業務用製品」:業務用と明示されており、かつ、一般消費者の入手が困難な流通経路で販売されている製品”とあるが、定義が曖昧過ぎて意味を成していない。

（理由）例えば、洗濯用洗剤や柔軟剤について、全く同じものの量がより多いものが「業務用」と表示されており、EC サイトやホームセンターで販売され、消費者も購入している。つまり、業務用も一般用も内容は同じで区別している意味がない。

### 8. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について

（意見）"調剤(吸入) スプレー製品、噴霧系製品(加湿器関係用品等)、放散(芳香剤等)"とあるが、香料・抗菌剤入りの柔軟剤・洗濯洗剤も入れるべきである。

（理由）香料・抗菌剤入りの柔軟剤・洗濯洗剤は、洗濯時、乾燥時をはじめ、衣服着用時に、香料・抗菌剤および除法技術に使用されている化学物質が空気中に撒き散らされ続けている。これによって健康被害を被る人は、製品を使用しないと思うが、他人が使用している製品によって、健康被害を被る人は暴露して大変な目にあっている。

### 9. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について

（意見）"調剤(直接皮膚) ウェットティッシュ、掃除シート等" "調剤(皮膚接触の可能性) 塗料、接着剤等"に、香料・抗菌剤入り柔軟剤・洗濯洗剤も追加すべきである。

（理由）香料・抗菌剤入り柔軟剤を使用している人が、衣服を着用した時に、これらの製品が直接皮膚に触れる他に、製品を使用していない人も、空気中に漂っている製品（残念ながら今の日本では、多くの場所でこの現象が起きてます）が皮膚に付着することが起きています。

### 10. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について

（意見）"情報源1：製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)" "情報源2：海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)"に情報源が限定されているが、これに、市民からの声（消費生活センターへの声など）、市民団体の発言、これらがメディアに掲載されたものなども含むべきである。

（理由）香料・抗菌剤入りの柔軟剤・洗濯洗剤による健康被害は、事業者は取り上げてないし、論文・報告書・海外情報については、政府はその存在をなかなか認めない状況となっている。他人が使用する香料・抗菌剤入りの柔軟剤・洗濯洗剤による健康被害は、被害者が数百万人から一千万人いると想定され、日常生活が難しくなっており、重篤な人は学校・職場に行けなくなって、失職している人もいる。人権侵害であると同時に、経済的損失でもあり、早急な対策が求められる。食べ物による被害と異なり、至る所にこれらの化学物質が充満している昨今、個人では避ける方法がありません。

### 11. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について

（意見）暴露のスコア付けについて、1物質ごとのスコア付けになっているが、複数の物質が合わさった時のスコア付けも必要である。となると、無限大

## No. ご意見

のスコア付けが必要となるので、市民の被害の声を考慮して、被害のメカニズムを政府が立証できたのを待つことなく、現実に被害が起こっているから、早急に対策が行われるべきである。

(理由) 他人が使用する香料・抗菌剤入りの柔軟剤・洗濯洗剤による健康被害は、被害者が数百万人から一千万人いると想定され、日常生活が難しくなっており、重篤な人は学校・職場に行けなくなって、失職している人もいる。人権侵害であると同時に、経済的損失でもあり、早急な対策が求められる。食べ物による被害と異なり、至る所にこれらの化学物質が充満している昨今、個人では避ける方法がありません。

### 12. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 13. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 14. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 暴露ポテンシャルについて、他人が使用した柔軟剤・洗濯洗剤の香料・抗菌剤と徐放技術は、最高スコアのスプレー製品に勝るとも劣らない暴露度であり、これらの製品によって健康被害を被っている人たちは、ごく微量の物質によってTRPA1の活性が起こって健康被害を被っている点を考慮すべきである。

(理由) 柔軟剤・洗濯洗剤の香料・抗菌剤と徐放技術は、大半の消費者が使用している現状の中、彼らの衣服に染み込むことによって、その人物が動くところ、接するものや場所に、これらの物質をばら撒き・付着し続け、動く汚染物質となっている事実を認識する必要がある。

### 15. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保障すべきである。

### 16. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

**No. ご意見**

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**17. 全体について**

(意見) 例えば、柔軟剤について、現在は、全成分開示を義務付ける法律がないが、健康被害と原因物質の因果関係が証明されていないので、規制はしないと、厚生労働省が言い続けるのであれば、まずは成分開示を法律で義務付けるべきである。

(理由) 多くの人が健康被害を被っている現実があり、対策は待ったなし。多くの人が日常生活を送れなくなっており、多くの子供がほとんど人生を断たれた状況に追い込まれている中、第一歩の全成分の義務化がされてないのはあり得ない。欧州では、柔軟剤も洗剤も全成分開示が義務付けられている。

**384 柔軟剤・抗菌洗剤について**

・柔軟剤・抗菌洗剤の香りや成分で、「頭痛・舌先の痺れ・腹痛・咳き込み・めまい」が起こります。これらの成分を大至急調査していただき、規制や販売禁止にして欲しいです。

・街全体が柔軟剤・抗菌洗剤の成分や香りが充満しています。季節の香りもしません。

・学校から帰ってきた子供の髪の毛や服、ジャンパー等もとても柔軟剤臭いです。

・学校にたったの5日程置いていた給食のエプロンが、とても柔軟剤臭く、持ち帰ってきた際にはセスキで臭いを落としてから洗濯しています。

・小学校に通う子供が、毎日辛いと言っています。私も参観で学校に行くのですが、学校前から既に臭いが漏れ出しているような状況です。教室内はもちろんですが、誰もいない廊下や下駄箱前、広い講堂ですら臭います。臭いで体調が悪化します。

・近隣の方も柔軟剤や抗菌洗剤を使用しているらしく、ベランダも臭います。誰も乗っていないエレベーターにも残香がひどく、とても苦しいです。

・銀行のATMから出てきたお札も柔軟剤の香りが出ており、これはとても異常です。

・PM2.5よりも小さいマイクロカプセルが使用されており、人体に影響があると思います。環境にもよくないです。

柔軟剤・抗菌洗剤の成分のせいで、働く事は勿論のこと、社会的活動に支障が出ています。早急に調査と規制をお願いいたします。

**385 スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方**

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、

予防原則を用い、疑いのある物質については、評価

をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

(理由) 用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価に時間がかかるのではないか。現状、健康被害との関連性が疑われるものもあるので、迅速に対応することが必要と考える。

**No. ご意見**

**386** 一般的な洗剤・柔軟剤、シャンプー・コンディショナーなどの香料・抗菌成分による健康被害を受けています。自分は使ってないのに、職場、交通機関、店舗、金融機関、医療機関までもが、それらの成分が残留・付着・充満しています。受動喫煙のように、使っていない者に害があります、非常に大きいです。私は主に受動喫煙で化学物質過敏症を発症しましたが、上記製品の香料・抗菌成分により悪化し、退職を余儀なくされました。現在はゴミ出しと通院など最低限の外出以外は、複数の空気清浄機を24時間稼働させている自室にこもって体調維持しています。外に出ると化学物質にばく露し諸症状が出てしまいます。交通機関を使う通院の日などは、その後2-3日寝込みます。

対策は、化学物質を避けることなので、自分が有害物質を含む日用品を使わない（純石けんのみ使用）、飲食物も添加物を避ける生活ですが、一番問題なのは空気中の有害物質です。家にも通気口やサッシや玄関ドアの隙間から有害物質を含む空気が入ってきて、不調が起こってしまいます。日用品から有害物質をなくしてください。

まず、健康や生殖機能を損なう危険性のある成分が含まれていることを日用品に表示してください。小さい字で成分を書いてあっても知らないカタカナが並んでいるだけでその成分の危険性はわかりませんから、一目でわかるGHSマークを書くようにしてください。よろしくお願いします。

**387** いろいろな洗剤、柔軟剤で、香料を使うことを禁止してほしいです。今、問題になっていることは、

- 1.メーカーが安全であると主張しているものでも、症状があらわれている人たちがいる。
- 2.香料によっては、依存症になるものが含まれている。
- 3.ごく普通の一般人が、症状が現れる人に対して、知らず知らずのうちに加害者になってしまい、しかも被害者に対し、加害しているという意識がなく、ただの言いがかりだと受け止めてしまう。
- 4.結果、人が集まる場所に、症状が現れる人は行けない。

いろいろ問題が起きるのを、メーカーが改めようとならないのは、メーカー側の人間が、合法ならどんな悪いことをしてもかまわないと考えているからです。違法になってしまえば、理由なんか関係なしに香料を使うことをやめるので、健康被害はなくなることでしょう。

**388** 柔軟剤などの日用品によるいわゆる香害で日常生活に不自由しています。マイクロカプセルの中に香料等を含み、麻酔成分で嗅覚を麻痺させにおいを分からなくする製品や、抗菌剤入りとして多数の化学物質を含む合成洗剤、消臭スプレーなど。これらの成分は空気中に拡散され、上記のような製品の使用者が居た空間、その場に居た人や物にまで、その製品の強烈な成分が付着しています。

これらの成分は何度洗濯してもしつこく残り、落ちません。捨てるしかなかった大切な物も沢山ありました。近所の洗濯物のおい成分が室内に入る為に窓も開けられません。

水道水からも香料や薬品の非常に強いにおいがします。

私は香り付き柔軟剤や抗菌洗剤などに曝露すると一気に体の力が抜けたり激しい頭痛などに襲われて寝込んだりする様になり、化学物質過敏症の診断を受けました。あらゆる日用品の揮発成分に反応してしまう為、仕事も失いました。食品の買い物や散歩に出かける事すら困難です。空気中に体調不良の原因が舞っているからです。化学物質過敏症を発症していない人にも有害である事は変わらないはずです。

No. ご意見

マイクロカプセルを使用しておいが長持ちすると謳う製品、消臭抗菌と謳う製品など、使用していない人や使用していない人の家の所有物に付着したら取れない強烈な成分を含んだ商品の販売を一刻も早く禁止して下さい。

389

1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。

(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。

2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。

(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について

(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。

(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。

5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト(海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手す

## No. ご意見

るのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

### 10. 14 ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**No.    ご意見****390** GHS 規制願います。

数年前に喘息様症状が出て、呼吸器内科にてアレルギー検査を実施しました。しかし、ありがちな杉・ハウスダスト・カビなどの抗体は無く、ゴキブリや蛾まで 40 種以上調べましたが、どれにも引っかかりませんでした。これ以上調べてもおそらく分からないだろうと薬だけ処方されていました。その後もアレルギー様症状が出るのが、いつも必要以上に匂う柔軟剤を使用している人が周りにいた時だと気付きました。徐々に症状が悪化してきて、お願いできる人には□□などの使用をやめてもらっていますが、他の人はニオイが分からないこともあるらしく、私が我儘な人みたいになっています。お願いしても、本人はニオイに慣れているのかマイクロカプセルが残っているのか、最近は頭痛や吐き気、腹痛などあります。仕事も続けるのが辛く、退職の準備をしています。公共機関や買い物、外食でも出会い、とにかく辛いです。今、何とも感じていなくても、化学物質に晒されている人々…大丈夫なのでしょうか？兎に角、製造を規制していただきたいです。

**391** 香害はようやく世に知られてきました。私は柔軟剤や洗剤の匂いで気持ちが悪くなります。無添加の洗剤を使用していますが、子どもが幼稚園に行くと柔軟剤の匂いをプンプンさせて帰ってきます。

本当に恐ろしい技術だと思います。この香りを持続させるためにマイクロプラスチックが使用されているそうですが、これは SDGs に反するものではないのでしょうか。持続可能な世界と謳っておきながら、マイクロプラスチックはガンガン使うとなると結局 SDGs とは詐欺の金儲けということになります。人体も環境も破壊する香りは必要ありません。

## No. ご意見

- 392 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト（海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

## No. ご意見

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

### 10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**No.   ご意見**

- 393** 衣料用柔軟剤などの香料が原因で化学物質過敏症を発症したものです。化学物質過敏性は人により様々な症状が出ると聞きますが私の場合は呼吸器に出て気道過敏性が高くなり、原因物質のにおいがする(吸入する)と喘息発作のように息苦しくなる他、ほこりやかび、空気の乾燥や湿度の高さ、煙や廃棄ガス、電車の中のコモった空気などそれまで問題なかった様々な要因で咳や痰、息のしにくさなどの症状が出るようになりました。
- 当初は喘息と診断され治療をしていましたが、約3年経っても落ち着かず多重発作様の激しい症状の後、家の中にも息苦しさや喉の奥の熱感にまともに動いたりしゃべったりすることもできなくなり、別の病院を受診したところ気道抵抗性の高さや発作時以外にも継続して症状があること、において敏感になっていることなどにより化学物質過敏症と診断され、1年以上治療を続けています。現在はだいぶ日常生活を普通に送れるようになってきましたが、まだ症状は治りきらず仕事にも復帰できません。柔軟剤などのにおいがする人が近くにいと症状が強くなります。
- 今回のスキームでは呼吸器感受性は短期影響のみが対象かつ証拠があることが条件のため難しいかもしれませんが、しかし今後にもけて、私のように長期的に呼吸器症状やまた別の症状に苦しむ人がそれなりに多くいることを踏まえ、化学物質過敏症の原因となる香料の中の化学物質の特定調査や規制の検討をお願いできれば幸いです。
- 394** 対象 GHS 物質 3283 に対して3年で1物質、2?3物質を調べていくのでは余りにも時間がかかり遅すぎる。一体何年かけて取り組むつもりなのか。到底本気で取り組もうという意図が感じられない。
- GHSに限定せず REACH 規制で有毒性が懸念される内分泌攪乱物質も含め、予防原則に則り早急に規制を行うべき。家庭用品にも最新の GHS マークを記載することを義務付ける必要がある。また、進捗状況を管理する委員会を設け、市民の代表も加えるべきである。日用品が原因で発症する化学物質過敏症が近年増えている。国民の健康と環境を守るために家庭用品の過剰な化学物質依存を見直す必要がある。。
- 395** 近隣で使用されている柔軟仕上げ剤・香り付き合成洗剤等によって、自宅や自宅マンション共有部にまで匂いが充満し、家族が吐き気や倦怠感、頭痛などの症状に悩まされています。
- 近年(2023年ごろ)から匂いが強くなっていると思われます。
- また、子供が学校から帰宅すると上記と同様の強い匂いがします。学校でも周囲の児童や教師のご家庭で柔軟仕上げ剤・香り付き合成洗剤等の利用が多いと思われます。
- さらに、小売店で購入した食料品のパッケージからも上記匂いがすることがよくあります。
- 化学物質など人工的な香料やマイクロカプセルを使用した合成洗剤等の使用による健康被害を明らかにし、当該商品の発売・利用を規制していただきたいです。

No.	ご意見
396	<p>家庭用品の規制</p> <p>国際的な GHS というものがあるのだから、日本もそれにならった規制を最低限求める。日本人と他の多くの国の人々と、有害物質に対する反応は同様でしょう。EU 圏内の規制をそのまま日本国内でも当てはめて同様の規制を求める。</p> <p>日用品には無いが、業務用の同様の商品には GHS マークや注意喚起が記載されている。日用品にも同じく記載を求める。ドラッグストアなどで普通に販売され、テレビ CM など様々な媒体で宣伝されている洗剤や柔軟剤、ヘアケア用品、消臭剤・抗菌剤が配合されている商品全般に含まれる物質により、突然化学物質過敏症を発症してそれまでの生活が壊され、仕事を失ったり日常を普通に過ごせなくなる人が増えている。そういった成分の他、香料にもアレルギーやその他の体調不良などを引き起こす物がある。そういった成分は他国で分かっている成分もあり、それを日本でも当然のように規制すれば良いはず。</p>
397	<p>家庭で使われている抗菌剤や柔軟剤に GHS マークが表記されていない事が問題だと思う。実施香料や香り長持ち成分の添加されている商品で体調が悪くなったり、日常生活が送れない方も増えているのもかわらず、メーカーに表示義務を課さないのは何故か？疑問に感じる。</p>
398	<p>マイクロプラスチックが顕著ですが、その他にも危険、有害な薬品・成分が非表示で添加された製品が多すぎます。CM も規制されていません。特に困っているのは「大気汚染」と「移香」です。人がいる所で具合が悪くなるほど、今や使っている人が多くなりましたし、一人でもその空間にいると具合が悪くなるほど強烈です。帰宅した家族が移香していて具合が悪くなる。買った物に移香していて具合が悪くなる。</p> <p>個人の家庭内での被害もさることながら、下水、下水処理場、河川、海、海産物への汚染と、地下水からの上水道にも心配があります。雨に含まれるのも時間の問題でしょう。どうしてくれるんですか。核と同じく日本だけの、今だけの問題でなく、地球規模での汚染、そして次世代への汚染を看過しているということです。今すぐ動いてください。規制してください。</p>
399	<p>柔軟剤、合成洗剤の除法技術は規制してください。私は家にいても近隣の柔軟剤、合成洗剤の成分が入ってきて体調が悪くなります。息子は柔軟剤、合成洗剤のせいで幼稚園に通っていません。</p> <p>このままでは学校も行けません。当たり前前の生活も送れず、人権も奪われています。国として何とかしてください。</p>

## No. ご意見

- 400 1. スライド 2 ページ選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド 2 ページ選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由)  
市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド 2 ページ選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド 9 ページ暴露のスコア付け (1) について  
(意見) 情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け (1) について  
(意見) 情報源 1 として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド 9 ページ暴露のスコア付け (1) について  
(意見) 情報源 2 として、海外情報&EC サイト（海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

## No. ご意見

(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド 10 ページ 表露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方 (意見) 具体的な製品評価が、3 年で 1 物質、2?3 物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

### 10. 14 ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の類を勝ち得るべきだと考える。

## No. ご意見

- 401 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト（海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

**No. ご意見**

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**402** 香害で苦しんでいる人がたくさんいます。見て見ぬふりしないでください。

No.	ご意見
403	<p>洗剤や柔軟剤に使われているマイクロカプセルの規制 市販される商品の成分の全開示</p> <p>GHS表示を家庭用の商品にも記載したほうがいいと思うが、本来そのような危険性があるものを、日常生活のなかに取り入れることはおかしいのではないのでしょうか？</p> <p>人体や生体に何かしらの危険がある可能性が少しでもあるものは、厳重な管理のできない家庭用品には使用できないようにしてもらいたい。</p>
404	<p>マイクロカプセルの規制をしてください。化学物質過敏症になり、子供の学校行事に参加できません。買い物に行くと、食品移香があり、家に帰ると全て洗ってから冷蔵庫へ入れます。パンも袋を洗わないといけません。何も買えません。旅行にも行く事ができません。・GHSマークを付けるようにしてほしいです。</p>
405	<p>・マイクロカプセルの規制 ・GHSマークを付ける</p>

## No. ご意見

- 406 1. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
- 2.スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性 (内分泌かく乱作用など) についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け (1) について  
(意見)情報源として、製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源) とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。

No. ご意見

- 407 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
- 408 ページ9 曝露スコアの位置づけ  
調剤(吸入)(直接皮膚)(皮膚接触の可能性)のところ  
(意見) 例示されている製品にスプレー用品、芳香剤、ウェットティッシュなどがあるが、吸入かつ、皮膚に接触する柔軟剤や洗濯洗剤が例として上がっていないことに疑問を感じる。上げるべきである。  
(理由) 家庭用品による健康被害の中でも多数の人に10年前から害を及ぼしているのが、香害であり、その主原因は柔軟剤である。家庭用品について見直すなら、もっと香害と柔軟剤の問題を注視すべきである。

## No. ご意見

- 409 1. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、全ての製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。  
現在は同じ製品でも業務用には GHS の表示義務があるのに家庭用にはないのはおかしい。製品自体に危険性があるのなら、専門知識のない一般家庭用にこそその危険性をきちんと記載し、知らせるべき。  
私自身、業務用では GHS マーク表示のある製品を日本企業の製品なら安全だと信頼して使用し、障害年金を受給できるほどの化学物質過敏症を発症してしまった。就業する事もできず、還暦を過ぎた親に面倒を見てもらって、自室に引き籠もることを強いられている。製造企業の〇〇に問い合わせても、業務用に表記がある健康被害が起きていても、家庭用の使用では想定される使用量ではないから、PL 法で定められている様に責任は取らない、という趣旨の返答を受け、泣き寝入りを強いられている状況だ。障害年金を受給していると言っても、外出することが出来ず、自宅内ですら安全に過ごす事ができないのに、5 万円弱という家賃にすら満たない金額しか受け取ることができていない。企業も国もきちんと補償してほしい。健康だった体を返して。業務用と同じ様に GHS マークがあれば、そんなリスクを負ってまで使わなかった。日用品の被害は香害と呼ばれるメディアでも取り上げられる社会問題になったが、それでもまだアレルギーの様に、多くの人には安全な成分であり、一部の神経質で異常な人間が騒いでいるだけだという反応をとられることが多い。薬の副作用やお酒の様に、その成分自体が万人に健康被害があるというリスクをきちんと示した上で販売するべき。危険性を隠した上で芸能人のキラキラとしたイメージで商品を良く見せかけ、販売することは詐欺とも変わらず悪質であり、無責任だ。商品を使用したことによって被害がある以上、そのメカニズムや科学的根拠を示すのは消費者や被害者が負担するべきではなく、企業の責任であるべきだ。
4. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。

## No. ご意見

(理由)情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。

### 5.スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見)情報源に消費者や市民の声を取り入れる為の窓口を設置し、積極的かつ迅速に調査すべき

(理由)商品の相談窓口として消費生活センターがあるが、自身が使用した製品や具体的な商品名がわからないものは対応してもらえないと聞く。さらに健康被害を訴えても企業に注意程度のことしかできないのでは意味がないと思う。科学的な証拠がない、などと国も企業を野放しにせず、被害者・報告者に協力を求め、商品名がわからないのであれば該当する可能性のある商品や成分で治験や官能試験などを行い、メカニズムがわからずとも被害者・体調不良者が出るのならば、予防原則に則り、市民生活の安全を第一に考え、販売規制も行うべきである。

### 6.スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見)情報源 1 として、事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。

(理由)情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7.スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見)情報源に事業者による使用情報とあるが、洗剤や柔軟剤など日用品の多くは全成分の表示が義務付けられておらず、商品や HP への記載がされていない。改正と同時に全成分の表示を義務付けるべき。

(理由)洗剤や柔軟剤など日用品の多くは全成分の表示が義務付けられておらず、商品への記載がされていないのはもちろんのこと、健康被害があるため、原因究明のために全成分を開示してほしいと問い合わせても企業秘密だと、開示してもらえない。成分がわからないのであれば、健康被害が出ているものを避ける事も、原因を究明する事もできない。私はアトピーの持病もあるが、化学物質過敏症の診断を機にシャンプーやボディーソープの使用をやめ、石鹸を使用する様になったらアトピーの皮膚炎症が治った。いわゆる香害の暴露や三次喫煙を含む受動喫煙の被害にあうと皮膚炎症が起きる事もあるが、成分開示により、アトピーをはじめ、様々な疾患の原因究明の手助けになるのではないかと期待している。

### 8.スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見)情報源 2 として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

(理由)情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 9.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について

## No. ご意見

(意見)家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

10.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見)家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由)家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻りに使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

11.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見)家庭用品用途の該否の表中、家庭用品用途、業務用、ニッチな製品と係数を分ける必要性を感じない。

(理由)この家庭用品用途の該否を区分したとしても、一般家庭でも通販などで業務用品を購入し使用することができるし、一口に家庭といっても単身者から 10 人を超える世帯もある。事業者と言っても、同業であっても個人事業主から 100 人を超える大型工場までである。洗剤や柔軟剤であれば最近のものは長続き技術により、洗濯後も長期間衣服等に残留する。その影響は使用者のみならず、被使用者にまで及ぶほどである。その特性から、家庭用の使用量通りであっても、その使用者が教室や会社、店舗などの空間に密集すれば、業務で使用したのと変わらない影響を受けるのではないだろうか。特に残存するような成分・商品に対しては係数による振り分けをするべきでないと思う。

12.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見)暴露ポテンシャルに柔軟剤や洗剤の表記が見当たらないが、放散に含めるべき

(理由)昨今の商品は使用した衣類等に長期間残存する技術が使用され、その特性から使用者のみならず、非使用者・空間・壁や床など様々に影響を与え、洗濯という本来の用途を超えた製品になっているものが多い為。

特に柔軟剤においては、企業やインフルエンサーがルームフレグランスとしての使用、拭き掃除、静電気・花粉除去の為にファブリックミストとして衣類等への噴霧を推奨している。(企業によるものは現在は削除し、隠蔽していることも悪質である)また、本題からそれるが、衣類を柔らかくする為の柔軟剤を、昨今は香り付けする為に購入する消費者も多く、企業もその点をアピールして販売している。本来の使用用途から外れている製品の販売も規制するべきと思う。香り付けする様柔軟剤は柔軟剤ではなく、衣類用芳香剤・衣類用香水などとするべきである。病院や学校・飲食店などで様々な場所で香水の使用の自粛が求められていたが、香水より強いと言っても過言ではない過剰な香りの柔軟剤は日用品の分類をされているせいで、香らせることを控えるべきとされていた場所で、香水ではない、という、頓知により無秩序な場になり苦しんでいる人が多くいるという現実も理解してほしい。

13.スライド 10 ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見)暴露ポテンシャルのスコアは製品の形状等による分類でなく、飛散する量や距離や時間・該当物質の含有量でスコア分けすべき

(理由)柔軟剤を例にあげても、□□では使用者本人への影響はもちろんのこと、非使用者の健康被害など周囲への影響が違う為。

14.スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方

No.	ご意見
	<p>(意見)具体的な製品評価が、3年で1物質、2~3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。</p> <p>(理由)提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。</p> <p>15.14 ページ 今後の進め方</p> <p>(意見)このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。</p> <p>(理由)家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。</p> <p>この規制の見直しは、一般市民の健康と安全の為のものに、苦しんでいる人々・その予備軍を救う為のものになることを期待しています。</p>
410	<p>スライド14ページ 今後の進め方について、下記の意見を述べる。</p> <p>このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。</p> <p>その理由は下記のとおりである。</p> <p>家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。とくに、近年、問題とされている化学物質による健康被害を受けている当事者の意見も反映させるべきと考える。</p>
411	<p>現時点ですでに化学物質による体調不良を訴えている人が増えている為、早急に対策すべきである。調査は最新の情報を元に行い、新規の物質は安全性が認められるまでは使用不可とするべき。問題が起きてから動くのでは遅い。</p> <p>環境、身体に影響があるものは必ず表記し、一般では使用不可にすべき。そもそもそのような物を生活用品として使用できる事がおかしいと思われる。</p>
412	<p>合成洗剤、柔軟剤、ボディデオドラントスプレー、室内除菌消臭スプレー、手指消毒剤、アルコール殺菌剤、芳香剤、殺菌剤、市販のボディーソープ・シャンプーなど有害物質全般の製造中止を求めます。</p> <p>私自身、上記製品を使わなくなってから、肌荒れ・頭痛・不正出血の改善がみられましたし、身体に多くの害があることも研究で出ています。</p> <p>外出の際は、これらの香害が鼻につきます。これ程までに、危険な有害物質の商品を使用するのが当たり前の世の中になっている事に憤りを感じます。</p> <p>無知なまま使用し続けている消費者に現実を周知し、製造を中止し、完全無添加天然石鹸の商品を使用するのが当たり前の世の中になりますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。</p>
413	<p>香料入り合成洗剤特にマイクロカプセル入りのものが引き起こす健康被害と環境汚染は深刻です</p>

No. ご意見

414 スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見1) 対象物質の選定を始めるときには、最新のGHS分類を使うこと。

(理由) より多くの化学物質を対象にすべきである。

(意見2) GHS分類のものに限定せず、予防原則の立場から先行しているといわれる「REACH規則」で有害性の懸念があるとされている「内分泌かく乱作用(環境ホルモン作用)」も規制対象に加えるべきである。

(理由) 現行の政府によるGHS分類での毒性だけでは足りない。EUのREACH規則で同等の懸念のある有害性、内分泌かく乱作用についても検討することが、市民の安全を守ることになるから。

スライド2ページ GHS分類の使用について

(意見) 家庭用品にもGHSマークを表示することを義務づけすべきである。

(理由) 家庭用品規制法でGHS分類を基にするのであれば、家庭用品にGHSマークの表示をしないというのは道理がおかしい。市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

スライド9ページ 暴露のスコア付け1について

(意見1) 製品中の化学物質の暴露状況を調査する際は、情報源の入手方法を明らかにすべきである。

(理由) どのように製品情報を入手するのかが不明では、精査されたかどうかの信用性に欠ける。対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。

(意見2) 全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報の入手方法を明らかにすべきである。

(理由) 含有する化学物質が部分的な情報によるものだった場合、正しい暴露状況の調査にはならない。

スライド10ページ 暴露のスコア付け2について

(意見1) 業務用またはニッチな製品とあるが、その定義を明記して、評価作業をすべきである。

(理由) 業務用またはニッチな製品の定義が明らかにされておらず、家庭用品として使われる可能性もあり、評価できないから。

(意見2) ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかを再検討すること。

(理由) 業務用またはニッチな製品というものが、家庭用品として頻繁に使用される場合もある。そうすると、家庭用品の0.1の影響とするのが妥当かどうか検討し直す必要がある。

スライド13ページ、14ページ 詳細評価、今後の進め方

(意見) 対象GHS物質が3283あるのに対して、3年で1物質、2?3物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎる。多くの市民のために、予防原則を用いて、すでに消費者庁やメーカーに健康被害の報告(洗剤や柔軟剤などの香害)がある事案や、疑いのある物質や作用(効果を長持ちさせるマイクロカプセル)についても、短期間で評価し、規制すべきである。

(理由) 評価期間を短縮するために事業者からの報告も求めるようにして、全ての対象物質に関する評価を早く行い、より多くの製品をチェックして、

**No. ご意見**

市民の暮らしの安全性を保証すべきである。またマイクロカプセルのような製品中の化学物質を長持ちさせる仕組みが使用されていると、製品中の成分一つずつの有害性の有無や、一時の暴露状況による評価では、市民の暮らしにおける家庭用品の暴露状況とは結果が異なる。いわゆる香害といって、国会、地方議会でも、香り効果が長続きする洗剤や柔軟剤などによる健康被害で、仕事や学校生活、介護や医療を受ける権利を妨げられている例が挙げられている。筆者も、家族2人が、それらの成分が充満する屋内で、皮膚炎、喘息、頭痛などシックハウス症候群によく似た健康被害が繰り返され、仕事や外出、登校ができない日が多くなっている。市民の中には、個々にアレルギー症状を起こしやすい物質や体質もあることから、「使えない人」「暴露させてはいけない人」にも、無差別に香り成分を振りまき、付着させ、簡単に洗い落とせないマイクロカプセルを使用した製品は、製品中の化学物質単体の有害性が低い場合も、製品の構造として問題がある。被害報告を計上するだけ、評価作業のペースが遅すぎることは、その間の健康被害をより増加させるだけでなく、市民のささやかな暮らしを壊す、人権侵害にも繋がっている。香害においては、被害の声、状況（屋内や人が集まる場などが多い）を基に、評価作業と規制を行うことが、家庭用品による健康被害をさらに広げないために重要である。

**415** 昨今の大手洗剤メーカーがシェアを大きく持ち、ほとんどの国民が使っている洗濯用洗剤、柔軟剤の裏面に GHS マークをつけてほしいです。芳香剤等の揮発させることを目的とした製品も同様です。

これらの製品に含まれる化学物質と徐放技術の影響で社会的に孤立させられています。当方 20 代ですがまさか洗濯洗剤柔軟剤類が空気中に長持ち機能の影響で蔓延していることで社会生活を送れなくなるとは思ってもいませんでした。いまこれが原因で健康被害を訴える人が増えています。また健康被害に限らず、業務用洗剤には GHS マークで環境汚染の危険性が懸念されており、すでに浄水機能が間に合わず水道水が汚染されているという声も聞きます。

業務用と家庭用品で成分の内容は同じなのに危険性が表示されていないのには問題があると感じます。使用する際は吸入しないように、素手で触らないように、呼吸器、生殖機能、胎児への悪影響や健康被害の恐れがあること、防護服と防護面をつけて扱い、環境への放出は避けることということが書かれていて、洗濯の性質上それは不可能です。そんな危険なものを使っていて消費者はそれを知らずに買う人がほとんどかと思われまます。そして問題なのは GHS マーク製品を使ってもいない周囲の人や食品や電車や人がいるところに行っただけで付着、等の成分が接着剤のように色々なものに貼り付く設計であることが大問題です。危険物質が永遠に徐放され続け環境に残り続けることはあってはならないと思います。どうか家庭用品にも GHS マーク表記の義務付け。健康被害が出ている製品は販売停止等の規制へ向けて働きかけてほしいです。

**416** マイクロカプセル技術を取り入れた近年の香り長持ち柔軟剤のような有害性のある日用品で自身が化学物質過敏症を発症した。ghs マークが業務用に義務付けられているように、家庭用の日用品にも ghs マークの表示の義務化を求める。EU に続き、日本もマイクロカプセル技術の使用禁止を求める。

水生生物に危険がある商品が国民一般に使用され排水しスーパーに売られているシジミからも香料の匂いがしている深刻な現状である。

赤ちゃんやペットにも使えるとおすすめされている大手メーカーの商品も強い香料や有害性のある商品があるため規制して欲しい。

有害な化学物質成分を使わないメーカーを国は支援し守って欲しい。

No. ご意見

417 担当者様

□□

現在自称も含む化学物質過敏症患者らの多くが、□□など政治家をかつぎ企業に圧力をかけようとしています。化学物質過敏症はもはや他人を罰するための都合のよい道具となっているように見えます。隣人への提訴を検討する患者も後を絶ちません。

実は、よく知られていませんが、2016年には「精神疾患が8割」という報告、が化学物質過敏症権威・□□ら10数名の医師により環境省に上げられています。また、昨年12月には化学物質過敏症は「治るもの」として、□□医師（□□）および□□医師（□□）による初めての「治す、治る」という方向で、110例に及ぶ臨床事例も厚労省に上げられました。

これまでは、「受動喫煙症は治らない。唯一の治療法は隣人に禁煙してもらうことだ」と日本禁煙学会は隣人や企業を提訴することを勧めてきました。化学物質過敏症の権威・□□医師（□□）も「化学物質過敏症は治らないので、障害年金を受給するよう」に多くの診断書を書いてきたと言われていました。が、□□医師は自由診療医であり保険制度を使っていません。そのような医師が書いた診断書により障害年金という公金が配られるのは解せません。そこで厚労省に問い合わせしてみたところ、驚いたことに、保険診療を行う医師で化学物質過敏症の診断名をつけた数は、僅かしかありませんでした。化学物質過敏症が厚労省に認められて以降ずっとのことです

話が横に飛び、わかりにくくなってしまいましたが、このようにコメントを公開で一般市民に問えば、多くの臭い、苦しいという意見が来ていると思いますが、香害は多くの場合煙草同様隣人に根差していることですので、取り扱いは慎重に行わなければ、不用意に近隣同士の軋轢を生む材料になってしまうことをご理解下さい。

□□

No. ご意見

418

1. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。

(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。

2. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則 で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。

(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について

(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。

(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

4. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源 1 として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源 1 からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。

5. スライド 13 詳細評価、14 ページ今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2~3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。

(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を確保すべきである

No.	ご意見
419	<p>洗濯洗剤や柔軟剤の成分の規制をして下さい。洗剤メーカーは「成分に問題なし」としてますが、だったらなぜその匂いで具合が悪くなる人が居るのでしょうか？食品で体調不良者が出たら直ちに調査が入るのに、口から入るものは NG で鼻から入るものは何でも OK なんですか？空気も食べ物も同じ「体に入るもの」ですよ？化粧品や食品と同様に全ての原材料成分を義務付けて下さい。業務用に表示してある警告を家庭用にも義務付けて下さい。それと、□□などの合成洗剤、□□などの柔軟剤で洗い続けた衣類は、酵素系漂白剤やセスキなどといった自然に優しく洗浄力のある洗剤で洗うとわかるのですが驚くほど汚れが出ます。</p> <p>汚れが落ちると謳い販売している洗剤は、実は汚すだけの詐欺商品です。明らかな景品表示法違反です。この辺りも調査して下さい。最近の洗剤や柔軟剤、その他香料はあまりにも匂いが強すぎます。それらが原因で化学物質過敏症(香料アレルギー)を発症した人は外出はおろか、夏でも冬でもエアコンをつけることすら難しい生活を送っている人が居ます(化学物質を含む外気が部屋に入ってくるため)病院に行く事も、仕事をする事も、学校に行く事も出来ず深刻な人権問題になってます。このままだと国民病になります。香害は間違いなく日本最大の公害です。利権に流されず規制を。人の命や健康を金儲けの道具にしないでください。</p>
420	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防原則の原理を取り入れてください。健康被害の報告があった時点で、その製品の販売を企業は停止するなどの緊急対応をしてから調査をしてほしい。</li> <li>・ 審査するメンバーに 健康被害を受けた人を必ず多数参加させることを義務付けること。参加が難しい人からも意見を聞くこと。</li> <li>・ 基準値を決めるためのデータは、</li> </ul>
421	<p>柔軟剤、芳香剤、消臭剤、□□等の 家庭用品の成分見直し お願いします。</p>
422	<p>全体としてこのスキームを導入する理由（背景）が明確でない。そのうえでまず政府 GHS 分類済みからという、検討対象物質選定の理由も明確でない。家庭用品に対する規制として、国民（一般消費者）に今使っているものがあたかも問題があるような、印象しか与えないため、明確に導入目的、これにより消費者がどのような意味があるのか明示してほしい。</p>

## No. ご意見

423 スライド4ページ 有害性によるスコア付け(1)スコア付けの概要 について

### 【意見】

昨今の家庭用品には、合成化学物質が多用されすぎていると感じます。

洗濯用の洗剤であれば「抗菌」、柔軟剤であれば「香り」、といった付加機能をつけているため、余計に使用する化学物質の種類が増えています。また、効果を長持ちさせるため、成分を「マイクロカプセル」に閉じ込め、それらが長時間広範囲に「徐放」されるという製品設計となっています。います。そのことにより、本来の使用目的以外の場所で多くの化学物質が生活空間の空気を汚しています。また「マイクロカプセル」は空間を漂った後、意図しない場所に付着し、公共の施設や、その製品の使用者以外の、他者の財産を汚染しています。それは、とても微量であり、また目に見えないほどの大きさのものであるため、多くの人は気付くことが難しい状況にあります。日頃から化学物質を生活の中であまり使用していない人にとっては、しっかりと「嫌なにおい」として感じられます。また、いわゆる「化学物質過敏症」を発症した人にとっては、あらゆるところに存在するようになったその微量な成分に突然暴露することにより重篤な身体反応が出てしまうという、文字通りの有害な物質であり、見えない凶器となっています。私は、まだ化学物質過敏症を発症しているとは言えない段階ですが、この問題により、日常生活に困難を感じる事が多くあります。

(1) 外出先で椅子（例；公共交通機関の椅子、役所の窓口の椅子、店舗の椅子）などに座ると、自分の衣服や持ち物に化学物質の嫌なにおい（有害な成分）が付着し、ストレスを感じる。

(2) 外出先の空間（例；病院、スーパー、図書館など不特定多数の人が集まる場所）に漂う化学物質の濃度が高い場合、身体全体に嫌なにおい（有害な成分）が付着する。

(3) (1)(2) のような状況で、本来は無臭であり安心できる空気であるはずの家の中に、嫌なにおい（有害物質）が侵入し、ストレスとなる。

例1；高齢の母がデイサービスを利用して帰宅すると、全身に嫌なにおい（有害な成分）をまとっているため、すぐに着替えをしてもらわねばならず、せっかくのデイサービスの利用が、本人と介護者にとっての負担になってしまう部分がある。高齢者の健康にとっても、合成化学物質の臭いはよくないことと思われる、

例2；図書館の多くの本に、この嫌なにおいが付着しており、安心して借りることが出来なくなった。

例3；店舗で購入する商品の多くに、嫌なにおいが付着しているため、購入後に拭き取ったり、しばらく揮発させるなど、不要な作業が発生する。また時には、廃棄せざるを得ないこともある。

例4；お札に、嫌なにおいが付着している。（公共物の汚染）

例5；訪問介護などのサービスを受ける時に、担当者が「マイクロカプセル」技術を使用した製品で日常の衣服の洗濯をしている場合、化学物質のにおいが持ち込まれるため、安心して利用することができない。

(4) マイクロカプセルの技術により、成分の拡散力が高まったため、近隣の家庭でその製品を使用すると、あたり一面に成分が漂い、よその家屋の中まで（窓を閉めていても）嫌なにおいが侵入してくる。

これらのことは、「マイクロカプセル」技術が使用される以前の製品ではほとんどなかったことと思われます。

**No. ご意見**

「マイクロカプセル」による合成化学物質の徐放技術は、小規模に多発的に繰り返される「大気汚染」であり、「公害」であり、「基本的人権の侵害」と言えるのではないのでしょうか。

この問題は、製品の使用者にとっては「嗅覚の馴化」により成分を感じにくくなること、「嗜好」の問題としてとらえられること（普通に販売しているものを、購入して使用することは個人の自由であるという考え）などから、社会問題として理解されることが大変難しくなっています。そのため、個人的に「使用を制限する」お願いなどをすると、個人的な攻撃となってしまう、人間関係を悪化させる要因にもなります。そのために社会生活が制限され、職場を追われたり、公共のサービスが受けられない人も多くいます。家族や友人との絆が絶たれる人もいます。個人の嗜好の範囲を超えて、他者の人権やパーソナルスペースを侵害する製品・技術であることをメーカーに指導し、そのような製品設計のものの販売を、行政から禁止していただくべきだと思います。これらの点から、まずは「マイクロカプセル」という徐放技術を使用した製品を、有害物質として厳しく規制していただきたいと思います。

【理由】家庭用品の有害性という意味において、個々の化学物質が人間の生態にどのような影響を与えるかを詳細に調べているのでは追いつかないほど、すでに大変な問題が起きています。より広い観点から、予防原則の考え方も取り入れ、家庭用品に含まれる化学物質を規制しなければならないため。

**424** 家の外を一步出れば、人工香料のニオイが飛びかい どこでもくっついてくりニオイに困っています。スーパーの食品パッケージにも香料が付き、毎日の生活が苦痛です。電車に乗るだけでも、ベッタリつく香料に困っています。  
子どもも、ノートや教科書につくニオイに困っています。学校に持って行くだけで、持ち物全て香料が張り付いて帰ってきます。これは異常事態だと思います。どうか、香料の規制を検討してください。このままでは、社会で活躍できるものも 病気になります。引きこもりが増えてしまいます。香料製品の規制をお願いします。

No. ご意見

425 スライド2 ページ 選定スキームの位置づけについて

意見) 対象物質の選定を始めるなら、最新の GHS 分類を使うべきである。

理由) より多くの化学物質を対象にすべきだから。

意見) GHS 分類のものに限定せず、「REACH 規則」で有害性の懸念を指摘されている「内分泌かく乱作用（環境ホルモン作用）」も規制対象に加えるべきである。

理由) 現行の政府による GHS 分類での毒性だけでなく、EU の REACH 規則で同等の懸念のある有害性、内分泌かく乱作用についても検討することが、市民の安全を守ることになる。

スライド2 ページ GHS 分類の使用について

意見) 家庭用品にも GHS マークの表示を義務づけすべきである。

理由) 家庭用品規制法で GHS 分類を基にするのであれば、市民にも製品の有害性を認識できるように、GHS マークを表示すべきである。

スライド9 ページ 暴露のスコア付け1について

意見) 製品中の化学物質の暴露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにすべきである。

理由) どのように製品情報を入手するのか、対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。

意見) 化粧品とは違って全成分表示がされていない製品もあるため、含有する化学物質の情報のを明らかにして、評価すべきである。その際の情報の入手方法についても明記すべきである。

(理由) 製品に含有する化学物質が全成分でない場合は、製品の評価や、暴露状況の調査を正しく行えない。

スライド10 ページ 暴露のスコア付け2について

意見) 業務用またはニッチな製品の定義を明記して、評価作業をすべきである。

理由) 業務用またはニッチな製品の定義が明らかにされていない。また、このような定義が不明な製品も、家庭用品として使われることもあるため、評価や規制の抜け道となる可能性がある。

意見) ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは、検討のし直しが必要。

理由) 業務用またはニッチな製品というものが、家庭用品として頻繁に使用される場合は、家庭用品の 0.1 の影響とするのが妥当かどうかは、検討し直す必要がある。

スライド13 ページ、14 ページ 詳細評価、今後の進め方

意見) 対象 GHS 物質が 3283 あるのに対して、予定している進行具合は遅い。

理由) 全ての対象物質に関する評価を早く行い、より多くの製品をチェックして、市民の暮らしの安全性を保證すべきである。

スライド14 ページ 今後の進め方

**No.    ご意見**

意見) 香害といって、マイクロカプセルを使用した洗剤や柔軟剤による健康被害が報告されている製品、被害者からの声が届けられているメーカーにおいては、優先的に評価作業を行うべきである。その際は、製品中の化学物質単体の影響で評価するのではなく、被害者の暴露状況などの情報を基にして、多くの人が集まる場所や屋内で、衣服から製品の香りやその他の物質、VOC の影響なども評価すべきである。

理由) マイクロカプセルによって製品中の化学物質を長持ちさせる仕組みの場合は、それらの製品を使用して洗濯した衣服を着る人たちが、集まる場所（特に屋内施設、学校、病院、電車など）において、VOC 濃度が高まりやすく、シックハウス症候群や、アレルギー症状を引き起こしやすくなる懸念がある。香害といって、国会や地方議会においても、これらの健康被害により仕事や学業に支障がでていたり、災害時に避難所へ行けないことなども報告されている。さまざまな体質の人がいて、それぞれに生活する権利があることから、個々の使用範囲で済まない影響のあるマイクロカプセルを使用した洗剤や柔軟剤は、商品の（作用範囲が）安全性に問題があり、社会的には SDGs にも反していると考える。化学物質単体の影響だけで考えるのではなく、長持ち加工のマイクロカプセルとその暴露影響においても、被害者の声や、予防原則に基づき、評価・規制すべきである。

## No. ご意見

- 426 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について  
(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト(海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

**No. ご意見**

(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

7. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

8. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

9. スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

10. 14 ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

**427** 予防原則のヨーロッパの様に取り入れてください。  
基準値ではなく、罰則のある規制値にしてください。  
規制値を決める、委員会なり審議会をメンバーに健康被害を受けた方を入れてください。

No.	ご意見
428	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的に使う日用品(特に洗濯洗剤、柔軟剤、消臭剤)に人体に影響のある(すでに健康被害の出ている)物質は使えないように規制してほしい。</li> <li>・ 日常的に使う日用品(特に洗濯洗剤、柔軟剤、消臭剤)に徐放技術を用いないように規制してほしい。また徐放技術のために使われている人体に影響のある物質ももちろん規制してほしい。</li> <li>・ それらの規制がされるまでは業務用同様に商品ラベルに危険を知らせるマークを付けてほしい。</li> </ul> <p>とにかく、いわゆる「香害」特に□□の商品が酷すぎます。自分では使っておらず、他人の使う商品により、社会生活もできず、ネットショップで購入した商品(食品も含む)も汚染され使えないことも多々有り死活問題です。個人的に対応、対策できる限度を超えています。一刻の猶予もない状況です。早急に規制してください。</p>
429	<p>三年ほど前から他人が使用する家庭用洗濯洗剤と柔軟剤の悪臭に苦しんでいます。自分では決して使わないですし、また、臭すぎて使えないのですが、近隣住人の洗濯排水や、他人の衣服から立ち昇る刺激臭に日常的に曝されて吐き気と頭痛に襲われ、単に生活していくことすら困難になっています。これらの製品には揮発性の成分が大量に含まれ、また、多くの人が使用して密閉、密集した空間に集まることが日常的にあるため、暴露のスコア付け(2)における暴露ポテンシャルは極めて高いと思われます。人によっては4点の例に挙げられている製品より、長時間に渡って高濃度の成分に曝される生活を余儀なくされてしまうこともあり、その辺りを正當に評価していただきたく存じます。</p>
430	<p>(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。</p> <p>(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。</p> <p>(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。</p> <p>(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。</p>
431	<p>「スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて」</p> <p>意見</p> <p>母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性(内分泌かく乱作用など)についても母集団に加えるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理由</li> </ul> <p>市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同等の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。</p> <p>現在の洗濯洗剤、柔軟剤、抗菌剤、消臭剤などに使用されている物質が母集団にあるか検索をかけたが、発見できないものが多かった為、REACH規則で有害性があるとされるものに分類されているのではないかと推測した。</p>

## No. ご意見

日常生活もおくれない市民が増えている現状は、まさにこれ等が原因だろう有害性物質を迅速に有害指定し、家庭用品から規制することが喫緊の課題である。

答弁などを見ると、今は検証を続けている段階、エビデンスがまだない、と確固たるものがないので出来ないとの回答が多いが、市民へ有害な化学物質の曝露を未然に防ぎ、市民生活を守る事を指針とすべきである。

「スライド2 ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について」

・意見

今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。

・理由

家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、全ての製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

その容量に関係なく、使用されているという事実を市民に認識できるようにすべきである。表示スペースが確保できない場合は、QR コードを使用すべきである。QR コードであれば日本語に限らず、他国の言語のものも同時に情報公開できるため、これを推進すべきである。ただし、QR コードで読み取らない消費者の為に、GHS マークは分かり易く製品に記載すべきである。GHS マークは市民に有害性を周知させるものであるため、これらを非表示にしていると誤解される QR コードを読み取らなければ気づかなかったという事態は避けるべきである。

「14 ページ 今後の進め方」

・意見

このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

・理由

家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

## No. ご意見

432 私の周りで、化学物質過敏症を発症してる方をよく見るようになりました。とても苦しんでおられます。普通の生活すらままならない状態です。過去に日本が引き起こした公害のように大事になる前に、国としての対処を求めす。

### 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。

(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。

### 2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。

(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

### 3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について

(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。

(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

### 4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。

### 5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源1として、事業者による使用情報(事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源)とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

## No. ご意見

### 6. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について

（意見）情報源2として、海外情報&ECサイト（海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

（理由）情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について

（意見）家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

（理由）家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド10ページ 暴露のスコア付け（2）について

（意見）家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

（理由）家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

（意見）具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

（理由）提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保障すべきである。

### 10. 14ページ 今後の進め方

（意見）このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

（理由）家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

No.	ご意見
433	<p>このたびの有害物質を含有する家庭用品の規制には大変期待しております。</p> <p>ぜひ国民の健康を実質的に守る法律にしてください。そのうえでお願いしたいのは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて</li> </ul> <p>現行の GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で同じような懸念のある物質とされる内分泌かく乱物質（ビスフェノール A や BPS ほか）も規制対象に入れてください。若い人たちの生殖影響が心配です。いま因果関係や被害が明確でなくとも、原因物質としての疑いがあるならば予防原則にもとづいて規制対象とすべきです。</p>
434	<p>柔軟剤に含まれる、ポリエチレン、ゴムなどの物質や香りが持続する成分を曝露するような製品を規制してください。アレルギー患者や子供、ペットにとっては非常に危険です。</p>
435	<p>1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて</p> <p>（意見） 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。</p> <p>（理由） より多くの化学物質を対象にすべきであるから。</p> <p>2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて</p> <p>（意見） 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。</p> <p>（理由） 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。</p> <p>3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について</p> <p>（意見） 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。</p> <p>（理由） 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。</p> <p>9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方</p> <p>（意見） 具体的な製品評価が、3年で1物質、2？3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるとはいえないか、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。</p> <p>（理由） 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保障すべきである。</p> <p>化学物質過敏症の患者です。本日の□□議員の質問を見ました。何年同じ答弁ですか？発症機序が不明、有害な物質が特定できないから規制できない、</p>

**No.    ご意見**

いい加減にしてください。柔軟剤や合成洗剤などの日用品で発症し、症状が出る人が増えていることも承知していながら、何もしていません。まともに診察できる医療機関もろくになく、患者は日常生活はおろか、必要な支援・介護さえ受けられずにいます。該当製品の規制を先に進めてください。仕事も当たり前前の日常も、何もかも奪われました。死なないからよいと思っていますか？繰り返す頻脈発作で心不全を起こしかねないと言われ、カテーテル手術まで受けました。その入院さえ、マスクを重ねて空気清浄機を持ち込み、やっとの思いでした。日々、曝露のたびに、いつまた悪化しかねないかわからない不安を抱えています。普通の生活をもう一度させてください。こんな人生を送る若い子をこれ以上増やすつもりですか？

10. 14 ページ 今後の進め方

（意見）このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

（理由）家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える

私たち当事者の声を聞いてください。

**436** 今、どの電車やタクシーやバスのシートが柔軟剤のキツイ香りがして何も香りのする物を使ってないのに、私の服や書類にそのキツイ香りが染み付きます。その後、そのキツイ香りで吐き気がしたり頭痛がし普通に電車やタクシーを使う事が困難です。こんな香りのキツイ、体を悪くする□□の柔軟剤や消臭剤、□□を売らないでもらいたい。キレイな空気を吸う権利がある。いままでは、電車やタクシーやバスのシートに人の柔軟剤の香りがついていた事は有りません。ここ10年くらいこのようになっています。この香りが続く商品は、買った人が地下室で楽しんでください。街中に出て来られると、関係のない人の服や物に香りが移り取れなくて困っています。学校や会社に行けなくなっている人もいます。香りは、生きていく為に必要な物ではありません。公共のエリアでキレイな空気を吸いたいです。家庭用の洗剤や柔軟剤にも危険な物が入っていると表示義務をつけてください。業務用の柔軟剤や洗剤には、生殖器異常など危険なと表示されています。家庭用も表示するのが当たり前なのです。正直なところ、販売しないでもらいたい。みんな面と向かって言わないけど香りが続く柔軟剤は、歩く芳香剤でとても臭いと思って迷惑しています。

## No. ご意見

- 437 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。  
(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。
2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて  
(意見) 母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。
3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS 分類の使用について  
(意見) 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。  
(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS 分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品に GHS マークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。
4. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。
5. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分を示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  
(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。
6. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について  
(意見) 情報源2として、海外情報&EC サイト（海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。  
(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトな

## No. ご意見

のか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

### 10. 14ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

No.	ご意見
438	<p>昨今の洗濯用洗剤、柔軟剤、香り付ビーズ、消臭スプレー等に含まれる成分の有害性の調査・成分規制すべきです。外出時に座っただけで他人の香り製品の成分が自分の衣服にこびりつき、何度洗っても落ちません。</p> <p>他人の柔軟剤や洗濯洗剤のニオイで頭痛吐き気喉の痛み等諸々、健康を脅かす被害が出ています。洗濯用洗剤や柔軟剤、香り付け製品や香水、芳香剤などに含まれる香りの添加物を制限すべきです。特に、揮発性有機化合物（VOCs）やフタル酸エステルなどの有害物質、マイクロカプセル等の技術によるプラスチックを含む香料の使用・環境への放出を制限することが重要です。</p> <p>公共の場所や共有オフィス、交通機関などでの香りの使用を制限する規制を検討すべきです。これには、高残香性の洗濯洗剤・柔軟剤、香水や芳香剤の使用を禁止または制限する条例の導入が含まれます。まず公共の場の大気中の VOC 濃度の測定、マイクロカプセル香料の濃度測定が必要です。香りを含む製品のラベルに、その成分や香りの強度、および使用に関する健康や環境への影響に関する情報を提供することが重要です。消費者が製品を選択する際に、より情報を得られるようにすることが必要です。家庭用品への GHS マークの表示を義務付ける必要があります。香り製品による健康被害や環境への影響を報告する仕組みを強化し、監視システムを設けることが重要です。これにより、問題が発生した際に迅速に対応し、必要な措置を講じることが出来ます。また、香りの使用に関するリスクや健康への影響について、一般の人々や事業者に対する教育と意識啓発活動を強化することが重要です。</p>
439	<p>1. スライド 9 ページ 暴露のスコア付け（1）について  （意見）情報源 1 として、事業者による使用情報（事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、主成分しか表示していない製品の場合、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。  （理由）全成分表示されていない製品の情報入手の方法が不明であるため。</p> <p>2. スライド 14 ページ 今後の進め方  （意見）このスキームの運用に際し進捗状況を管理する委員会を設置し、利害関係者である市民の代表も参加させるべきである。  （理由）家庭用品の規制を速やかに行うためには、市民の理解と信頼を得ることが不可欠である。</p> <p>3. スライド 13 ページ 詳細評価、14 ページ 今後の進め方  （意見）詳細評価の予定によると、約 3 年で最大 3 物質しかリスク評価が完了しない。今回対象となる物質が 3283 あることを考えると評価作業が遅すぎる。疑いのある物質については、予防原則の考え方にに基づき事業者から報告を求めるなどして評価期間を短縮し、より多くの物質について評価すべきである。  （理由）  市民生活の安全性を早く保証すべきであるため。</p>
440	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GHS マークを家庭用(業務用でないもの)にも等しく付ける事を徹底して欲しい(柔軟剤、消臭剤など)</li> <li>・ 香料を閉じ込めるためのマイクロカプセルの使用規制をして欲しい。</li> </ul>

**No. ご意見**

- 441** 香害に日々苦しめられているので意見を提出させていただきます。調査結果が出るまでに香害被害者はどんどん増えてしまいます。EUで禁止されているものをすぐに禁止すればいいのではないのでしょうか。日本人だけが化学物質に強いわけではないですよね。予防原則にのっとり一旦販売を停止することはできませんか。せめてGHSマークの表示をいまずぐ家庭用にも義務付けてください。消費者は商品を見て購入の判断をする必要があるにもかかわらず、危険性を判断するためのマークが表示されていないのはおかしいと思います。消費者の「知る権利」を奪われていると思います。多くの消費者は「売られているものは安全である」と国やメーカーのことを信じきっています。情報源として「事業者による使用情報」とありますが、これは信頼できるものなのでしょうか。香害が問題になって久しいのに、被害者の声を無視し続けている事業者を信じられないのですが…。移香にも困っています。電車やバスの椅子に座ると自分の衣類にも前に座った人の香りがつきます。ATMから出てきたお金も強い香りを放っています。学校の空気も各家庭で使用する日用品の香りが充満しており、子どもが芳香剤のようになって帰宅します。帰宅後すぐに着替えとシャワーをしてもらわないと家の中まで香料臭くなります。ひとつひとつの製品の安全性だけでなく、他の製品との組み合わせで懸念される健康被害の調査もしていただきたいです。メーカーは「安全性を確認している」の一点張り。じゃあなぜこんなにも香害の被害が増えているのでしょうか。子どもが「学校が香りでクサくてつらい」と言い出しました。学校が大好きな子どもが登校できなくなる日が近づいています。なんとかしてください。よろしくお願いいたします。
- 442** □□他合成香料、含まれる薬品、及びマイクロカプセルのために体調を崩す事が増えました。暴露によって頭痛、吐き気、酷い咳は勿論呼吸器に何か詰まるような、呼吸が出来なくなるような、首を絞められるような症状が出ます。殆どのユーザーがまともに調べず無頓着に安全だと信じて使っている日用品です。一方で業務用にはGHSマークが表示されており、とても安全安心なものとは言えません。家庭用商品にもGHS表示義務をかせてください。学校、医療介護施設は酷いものです。成長途中、体調のすぐれない人、高齢者に使わせて良いものではないはず。国民の健康を、日本の環境を守って下さい。
- 443** 近年、香害が社会問題になっています。これまでの家庭用品規制法では、規制が弱いため香害の原因商品がずっと販売され続け、被害を拡大しています。家庭用品規制法は、香害による健康被害をなくすことができる法律に変える必要があります。そのためには、どの物質をターゲットにするかを考えるのではなく、どの商品をターゲットにするかを考えて下さい。一つ一つの成分をゆっくり調べている時間はありません。まず、健康被害が報告された商品は即時販売を禁止し、その上でその商品の成分や性質の調査を行って下さい。特に、香り柔軟剤、抗菌洗剤、抗菌消臭スプレー、トイレや車の芳香剤はとても大きな健康被害をもたらします。これらで体調不良の報告があるのですから、しっかり規制できる法律を作ってください。食品にはもっと厳しい基準があるのに、日用品にはなぜ健康被害が出て販売禁止にならないのでしょうか？食べてこそいませんが、空気とともに有害物質が体内に取り込まれていることをもっと重要視しなければなりません。1日にとりこまれるの空気の量は15kgといわれています。しかも肺から取り込まれた有害物質は、肝臓で分解される前に全身にまわります。空気を汚染する日用品はもっと厳しく取り締まるべきではありませんか。この法律が変わらない限り、香害被害や化学物質過敏症患者は増え続け、多くの人が働けなくなったりします。香害被害者、化学物質過敏症患者は増加の一途をたどっています。厚労省で働く方にも被害者はいるのではないのでしょうか。この問題を放置することなく、この問題を解決できるような法律を作ってください。

## No. ご意見

- 444
- ・自分では使用していない、他者の使う家庭用品に含まれる有害物質で呼吸困難など健康被害を起こしています。とくに人が身にまとう合成洗剤、柔軟剤、シャンプー、化粧品、香水、制汗スプレー、防虫スプレー… そうした世間にあふれているものに微量でも反応するようになりました。目の痛み、舌の痺れ、手足の脱力、鼻血、思考力の低下… 人に会うことができません。目に見えないものなので、家族でさえ理解することが難しいものです。食品ならば、まだ自分で選んで摂ることが出来ますが、空気は選べません。マスクを何枚しても、ゴーグルしていても、どこで出くわすかもわからず、避け切れず、とても苦しいです。呼吸ができないのです。
  - ・使用している人にとっては、それは普通に売られているものであり、安全だと思っています。でも取り続けていたら、被害は起こります。
  - ・健康被害はすでにあります。仕事もできず、社会生活が営めません。
  - ・メーカー任せでない有害物質と健康への影響の調査をお願いします。
  - ・日用品の香料の全成分表示を義務付けてください。
  - ・有害物質の規制は、予防原則でお願いしたいです。
  - ・労働者の安全のための業務用の製品には表示されている GHS マークは、せめて 24 時間赤ちゃんから高齢者まで使用する日用品には、表示を義務付けてほしいです。
  - ・EU では昨年禁止が採択された「意図的にマイクロプラスチックが添加されたものの販売」を、日本でも禁止してほしいです。 人体への影響もですが、環境や動植物への負荷も計り知れないものだと思います。

## No. ご意見

- 445
1. 対象物質の検討を実際に始める時には、最新の GHS 分類を使ってほしい。
  2. GHS 分類に限定しないで、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH 規制（欧州連合 EU での化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用（環境ホルモン作用）」も、規制対象に加えるべきである。
  3. 家庭用品規制法で GHS 分類を基にするなら、家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべきである。
  4. 製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにするべきである。
  5. 全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報の入手方法を明らかにすべきである。
  6. 海外からの情報の入手方法を具体的に明らかにすべきである。
  7. 業務用又はニッチな製品の定義を明記すべきである。
  8. 「業務用又はニッチな製品」の定義が明らかでない上に、家庭用品として頻繁に使用される場合もありうるとすると、家庭用品の 0.1 の影響とするのが妥当かどうか検討し直した方がいい。
  9. 対象 GHS 物質が 3283 あるのに、3 年で 1 物質、2 ? 3 物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎるので、早く進めて欲しい。
  10. 進捗状況を管理する委員会を設けて、市民の代表も加えるべきである

以上の内容に加え、今現在販売されている洗剤や柔軟剤、芳香剤等様々な日用品は人工的な香りや除菌・抗菌等の効果があるものが多くあり、それらは何種類もの香料や化学物質を混ぜて合わせて作られているようだが、一つ一つの物質は安全、または基準内であっても、複数を合わせる事により、有害になる事はないのでしょうか？私は、それらの製品により体調が著しく悪化してしまう為、外出することも困難になり、自宅の窓も近隣住宅からの日用品の香りなどが入ってくる為、開けることもほとんどできない生活が続いています。学校や仕事から帰宅した家族は、他者の使用する洗剤や柔軟剤等の香り等が強く移香しており、何度洗濯しても取れません。使用していなくても、何度洗濯してもなかなか取れない香り、それを呼吸で吸い、身体に良いとはとても思えません。学校に通う私の子供は、それらの香りで喉の痛みや咳、頭痛を起こす事があり、洗剤や柔軟剤などの日用品からのニオイが充満している学校にいつまで通えるか、将来のある子供達の健康が心配でなりません。●何種類も混ぜ合わせる事での有害性 その事についても早急に調べて頂きたいと思います。

**No. ご意見**

- 446** 1. 対象物質の検討を実際に始める時には、最新の GHS 分類を使ってほしい。
2. GHS 分類に限定しないで、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH 規制（欧州連合 EU での化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用（環境ホルモン作用）」も、規制対象に加えるべきである。
3. 家庭用品規制法で GHS 分類を基にするなら、家庭用品にも GHS マークの表示を義務付けるべきである。
4. 製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにするべきである。
5. 全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報入手方法を明らかにすべきである。
6. 海外からの情報の入手方法を具体的に明らかにすべきである。
7. 業務用又はニッチな製品の定義を明記すべきである。
8. 「業務用又はニッチな製品」の定義が明らかでない上に、家庭用品として頻繁に使用される場合もありうるとすると、家庭用品の 0.1 の影響とするのが妥当かどうか検討し直した方がいい。
9. 対象 GHS 物質が 3283 あるのに、3 年で 1 物質、2 ? 3 物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎるので、早く進めて欲しい。
10. 進捗状況を管理する委員会を設けて、市民の代表も加えるべきである。

**447** 化学香料洗剤柔軟剤等の異常ともいえる普及に危機を感じています。身近で何人もが例えば宅配ドライバーさんなどの衣服に付着している香料により目の痛み喉の痛み、吐き気を覚え苦しんでいます。ドラッグストアの品出しで体調悪化させている方もいらっしゃいます。生活排水にも、町の空気にも、香料の害は及んでいます。水や大気を汚すことは、微生物学や動植物の殺戮にも繋がり、生態系を壊し、結果的に国民の不利益となります。どうか国が適正な規制をかけ、この異常事態にストップをかけてください。特にマイクロカプセルについては、近い未来に禍根を残します。厳しく規制してください。本質的に生活に必要なない化学香料を、人間の快樂のためだけに濫用するのは、反知性的な行いであり尊厳の放棄に他なりません。どうか真っ当な良心を思い出され、真っ当な施策を講じてくださいませ。

**448** 私はマイクロカプセル入り合成洗剤・柔軟剤等の禁止をして頂きたく思います。今現在マイクロカプセル入りの香りの合成洗剤を全く使用していない者です。最近あった出来事として、食品への移香です。これは食品に限らず、店頭で陳列の品とその包装袋も含みますが、特に懸念しているのがむき出しの状態に陳列されている売り場のパンや惣菜です。自身とその家族は時々県内の米粉パン店を利用しておりますが、もう数度食パンへの移香を確認しております。私達の見解は、パン店ではパン焼きの後に店頭でむき出しの状態一時冷却を行っており、それが店頭入店客又は店員の衣類等からの移香により品物に香り付着しているということです。特に夕方頃購入した物は、ほぼ丸一日入店者からの移香を受けており、私達は四方周りを剥ぎ取るしかありませんでした。私達はここ数年化学物質の使用を抑えており、本来の味覚を取り戻しているのに微細な香りや味を感じ取ることが可能です。

**No. ご意見**

しかしこのマイクロカプセルの吸着は、一部の感覚過敏(と言われますがこれが本来の人間の自然な状態であります。現代人が化学物質にまみれている事が不自然な状態です。)と言われる人々のみにおいての問題ではないのです。

マイクロカプセル入り洗剤で洗濯した衣類の香りはほぼ取れないとのことですが、そのような強力な化学物質が私達日本国民の人体内部に絶えず蓄積しております。この香りは今や学校やスーパーマーケット、飲食店、銀行のATMコーナーほぼ全ての建物内に充満し、壁に染み付いています。全てはマイクロカプセル入り洗剤・柔軟剤使用者からの移香と私はみています。そして人々の嗅覚は強い香りに慣れ切っしまい、自身が香りを放っていることに全く気付いておりません。汗のにおいや体臭が香ることを悪とし恥とし、科学的な香りを纏うことに関しては無関心であることは、由々しき事態ではないでしょうか？

成長期の子供たちが学校内で四六時中、化学物質を吸い込み続けていることに、私は恐怖を感じております。これは間違いなく正常な成長を阻害するものであり、またこの技術の急速な発展はここ10年ほどかと思しますので、今後の日本人の出生率・少子化問題に大きく影響することでしょう。

個人が避けられることは少ないです。特にこのマイクロカプセルの問題は、企業が利益のみを追求し競い、量産し宣伝・供給し続ける限り終わりません。そして恐ろしいことに、この香り成分は吸着すれば取れることにはないのです。私は全ての香りを否定はしておりませんが、自身で防げることは吸着した食品の周りを削いで食べることや、不特定多数の人々が利用する小売店を利用しないことです。

しかし今の時代、オンラインショッピングを利用しないことはありません。その商品の梱包袋から外箱にも移香しております。宅配業者からの移香もあれば、製造時のものもあるでしょう。そのように多岐に渡る付着の過程を、日本国民はもう防ぐことが出来ないのです。企業が製造をやめるしかありません。

もう一度繰り返しますが、これは一部の症状発症者や香害被害者のみの問題ではなく、日本国全体の問題であります。そして人間だけでなく、自然や動物もそのような環境下に生存しております。もう1つ実体験として、シジミにこの香りの味がしたことがありました。信じられません。恐らく排水の近くに生息しているのですが、私はそれ以来貝類を食べる時も注意深くなり、本当にこの問題を懸念するようになりました。

このような意見の記し方が正しいのか分かりませんが、どうか日本人の健康のために見直して頂きたいです。企業の認識・理解・協力が必要となります。海外では既に規制されている国もあります。日本で規制をかけないのは、国家の存続にも影響を及ぼすでしょう。

私達の目には見えないだけで、存在していることを知って頂きたいし、国民に周知すべきです。メディアはスポンサーに忖度している場合ではなく、これは日本在住の人間全てに有害です。認知できないとしても、実際に私達のような体験の例を聞き、受け入れて調査をして頂きたいです。大きく言えば、この日本の深刻な少子化問題にも大きく関係しています。これ以上この香りの技術を進歩させることは、日本人の生存を脅かすことに繋がると私は思っています。

**449** 柔軟剤の裏面にGHSマークを記載しないのはなぜですか？食品には成分書いてあります。洗剤や柔軟剤こそ危険物質の表記が重要だと思います。

**No. ご意見**

- 450** スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて  
家庭用品の規制に関わる内容ということで、母集団については GHS 分類だけでなく、REACH 規則で同等の懸念のあるものとして挙げられる内分泌かく乱作用などについても母集団に加えるべきと考える。  
市民の生活の安全を守ることや、市民が日々使用する物に対する規制という観点で。  
スライド 13 ページ 詳細評価の予定について  
3 年程度で 1 物質、2、3 物質を並行してリスク評価を進める、といったペースは非常に遅いと考えられるので増やすべきと考える。  
スライド 14 ページ 今後の進め方について  
日用品で既に健康被害が出ているものについては現段階で科学的根拠が不明なものであっても母集団に関わらず評価対象とし、優先的な評価、規制を速やかに進めるような枠組みを求める。
- 451** 近隣の使用する洗剤、柔軟剤で頭痛、吐き気、嘔吐、手の振戦、痺れ、気管が収縮し、胸苦しさなどが起こります。具体的な商品名は□□です。外干しをしている時間帯はもちろん、干していない時間でもその残臭が残っています。また、我が家の吸気口からも、それらの成分臭が入ってきて、室内も臭くなります。メーカーは安全と言っているようなのですが、それ以前に成分臭が強烈すぎます。また、何よりも体に不調が起こることがおかしいと思います。本当に安全なのか、メーカー以外の第三者機関が入って調査をお願いします。また、子どもが学校から帰ってくると、全ての持ち物や服、髪や皮膚にも洗剤や柔軟剤の成分臭が移ってきます。□□などの臭いが顕著に移っているのがわかります。同じ空間にいただけで、使用していない人や物にまで揮発物質がくっつく成分は異常だと思います。とにかく強すぎます。徐放技術の早急の撤廃をお願いします。スーパーなどの紙製品をはじめ、ラップ類なども、洗剤や柔軟剤臭がくっついていきます。パン屋のパンが柔軟剤味のこともあります。環境にも生き物にも悪く、洗濯物により排水されて、一度放出すると回収不可能な不可逆的な成分を日用品に入れることはやめて欲しいです。マイクロカプセルや、それに変わる技術も迷惑です。また、GHS を洗剤、柔軟剤、芳香剤、消臭スプレーなど、全て該当するものに付けてください。洗剤や柔軟剤をはじめとする日用品が粗悪、かつ強烈的な化学成分になっていることに危機と疑問を持っています。本当に生き物と環境に優しいものへの転換する呼びかけをお願いします。
- 452** 洗剤、柔軟剤、シャンプー、ヘアスプレー、□□などの消臭スプレーなどの香害に困っています。自分はもちろん使いませんが窓の隙間や玄関の隙間から近隣の柔軟剤のにおい成分が入り込んできて体調不良になります。全ての窓に二重窓の工事をしましたがそれでも隙間から入り込んできます。使うのをやめて欲しいと伝えると人間関係に軋轢が生じます。マイクロカプセルを配合しない、香りが長続きしない商品だけを売ってください。他人の使う洗剤や柔軟剤のせいで化学物質過敏症になりました。業務用製品には付いている GHS マークを家庭用製品にもつけてください。中身は同じです。危険性は同じです。なのに家庭用にだけついていないのはおかしいです。学校や幼稚園に行った子供が他人の洗剤柔軟剤のにおいを持ち物から身体から髪から服から全身に移香して帰ってきます。マイクロカプセルによる徐放技術のせいで他人にくっつく香料にほとんど困っています。ついたにおい成分は洗っても完全には取れません。本当に迷惑しています。子供も学校や幼稚園がクサイと言って体調不良になるため通いたいの毎日通っていません。これは人権侵害です。香り長持ち製品、香りがきつい香害製品を売らないで欲しい。

No.	ご意見
453	<p>他人が使う柔軟剤や抗菌洗剤に含まれる化学物質が私の体にもくっつき体調が悪くなり、家から出られません。メーカーが使用しているマイクロカプセルに使用を禁止してほしいです。</p>
454	<p>1. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け（2）について  （意見）家庭用品用途の定義を明確にすべきである。業務用と謳われていても実質一般人が購入可能なものは、家庭用品用途として扱うべきである。また、家庭用品用途だけでなく、一般家庭に影響が及ぶと思われるものも、家庭用品用途のと同様に扱うべきである。  （理由）  影響の該非は、製品が家庭用途か否かではなく、実際に家庭で使用する事ができるかどうか、また、業務利用であっても一般家庭へ影響するかどうかによるため。</p> <p>2. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け（2）について  （意見）業務用またはニッチな製品の係数が小さすぎる  （理由）業務利用の場所は特定場所で一般家庭から離れている場合が多いかもしれないが、業務場所のすぐ近くで利用されるケースも考えられ、その場合の影響の該非を家庭用途の 1/10 とすることが適切とは思えない。</p> <p>3. スライド 2 ページ 選定スキームの位置づけについて  （意見）母集団は政府による GHS 分類のものに限定せず、欧州 REACH 規則で規制対象としている物質も加えるべきである。  （理由）市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で同等の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。</p>
455	<p>予防原則を取り入れてください  化学物質や新技術などが、人の健康や環境に対して重大で取り返しのつかない影響を及ぼす恐れがある場合、科学的な因果関係が十分に証明されなくても規制措置を可能にする考え方</p>
456	<p>提出意見：  ある方に私の病状の経過を説明するのに作った文書の一部ですが、ぜひ参考にしていただければと思います。具体的な化学物質の名称は専門家ではないので書けませんが、使われている商品のごく一般に売られている物です  内容くみ取って頂ければ幸いです  --以下抜粋文章--  2020 年 5 月に□□の専門病院で化学物質過敏症の診断を受けました。  その時は既に仕事に行けなくなっていたので先生に相談。「一年くらい療養し、よくなれば復活できるのでは」と言われました。しかし、現在復活できる見込みはほぼありません。  以下発症する前後から今日までのおおまかな経過を書かせていただきます。</p>

## No. ご意見

2018年7月頃から当時勤めていた化粧品売り場でお客様が試される制汗スプレー、フレグランス、シャンプーリンスの香料などで咳き込み、喉が痛くなるようになっていました。

かかりつけのA病院でアレルギーの薬と痛み止めの薬を処方され約20日飲んだある日、体中に蕁麻疹がでる。抗生物質、アレルギーの薬、□□などを飲むのを辞めましたが、症状はよくならなかった。

2019年1月、高熱と嘔吐。緊急だったので、近所のB病院に行き薬を処方されましたが、それにも反応し、全身に激しいかゆみと共に蕁麻疹が出る。目と顔が腫れ上がり、じっとしていることも寝ていることもできないほどつらかったです。一切の薬を飲むのを辞めました。

2019年3月首が重くなり、4月視界が悪くなり、全てがセピア色に見えるようになりました。電気を一番明るくしても暗く、職場では照明が消えているのではと何度も同僚に確認するほどでした。

職場の商品の香料やお客様の衣服からの香料、シャンプー、コロナが出始めたころで、あらゆるところに置かれている消毒剤、お客様、従業員が都度都度噴霧する消毒剤などに具合が悪くなり、空咳、喉がさすような痛み、腹痛、吐き気、頭重、後頭部の張り、めまい、ふらつきなどが常態化していました。

口の中は常にただれ、舌の付け根に大きなできものができて、治りません。歯茎がしょっちゅう腫れるようになりました。

かかりつけのA医院で一般のアレルギー検査をしてもらい特に反応はなく、杉にわずかの反応があるとのことでした。

洗剤や香料、ガス、アルコール、など化学物質に影響があるのではないかと思い始めていました。

2019年5月、それまでかかっていたA病院で相談。「体質が変わったのではないか化学物質なしでは生きられないから気にするな」と言われ、その言葉を受け入れて我慢して仕事と生活をしていましたが、どんどん症状が重くなり、アレルギーの薬を飲んでいましたがよくなりませんでした。

2019年10月に 突然歯が抜けたため治療に。

治療後翌日に39度の高熱が出て三回目から行けなくなりました。加えて咳、痰、鼻の奥に膿がたまったような症状。発熱の原因がわかりませんでした。

かかりつけ医から処方された薬を飲み続けていましたがよならず、胸痛、肋骨の痛みが増すようになりました。

2019年11月、新聞のインクで具合が悪くなり読めなくなりました。家のプリンターの前に行くと、腰が抜けたように倒れこんでしまいました。洗濯機の前に行っただけで卒倒。

同年12月には水道水の塩素にも反応。野菜の残留農薬がわかるようになり、スーパーの野菜売り場の前に行くと足がガクガクし腰が抜けるようになり、立っていられなくなりました。ありとあらゆるものに反応し、パニックになりました。それでも仕事を辞めるわけにはいかず、マスクを何重にもして通勤していましたが、総武線のラッシュ時の満員車内はガス室のようでした。モノレールは車両が少なく喚起が悪いので入口のすぐそばで立っているのですが、呼吸ができないほど香料のニオイが辛く、一駅の二分ほどの乗車中、息を止めていてドアが開いたとたん飛び降りるようにして、その後ベンチで呼吸を整えないと動けませんでした。(2、30分ほど)

電車通勤はもうできないとなり、自転車で片道50分ほどかけて行っていました。歩道を歩く人の香料が漂っているのと、排気ガスで息が苦しくなり、通勤ができなくなりました。また、売り場に充満する香料と消毒、お客様と従業員の衣服から発する洗剤のニオイと成分、シャンプー、フレグランス、

## No. ご意見

たばこの成分とニオイ、ペンのインク、ガムテープや梱包材などにも反応。ロッカー室でも同じように苦しくていられません。

また制服には売場の香料が移っていてを家で洗濯することもできなくなっていました。体中に着いた香料などの物質が体についていて、ニオイがなくなるまで洗い落とすのに時間がかかり、入浴中に何度も気を失いかけてきました。

口の中がしびれ常に胸痛、腹痛、便秘、下痢、膀胱炎のような症状、背中痛み、肋骨の痛み、手の浮腫み 腕関節の痛み、主人が帰宅したときは、身に着いた香料やタバコの成分、様々な物質の暴露で卒倒、痙攣をおこすことや気を失うこともありました。

気道が腫れたようになって呼吸ができず、あまりに苦しくてパニックになることも。

(その後何度もこの症状があり、携帯の酸素ポンペを主人が用意してきましたが、ポンペの吸入口の素材に反応し、使えませんでした。)

ネットで症状を検索し化学物質過敏症なのではと思い、自分で色々調べて改善できることはやりましたが、情報も乏しくわからないことだらけです。専門病院は県内、関東で見つけられませんでした。

近所のB病院で相談したところ、シックハウスの症状に似ていると言われ、

2020年□□とNPO法人の「化学物質過敏症支援センター」を紹介してくださいました。

2020年3月に□□へ診察の申し込みをすると、窓口で「化学物質過敏症は受け付けません」と言われ何度聞いても同じ答えでした。絶望的でした。

支援センターへ連絡してみて、パンフレット、会報などを送っていただきました。

窓口の人は「化学物質過敏症だと思われますね。歯科治療などがきっかけとなり発症することも多いです、〇〇さんの場合もそうかもしれません」と。

そして2020年5月□□の専門病院に診察していただき化学物質過敏症と診断されました。

治療法はなく、主に食事療法と環境改善、化学物質の暴露を避けるなどの指示を仰ぎました。

その間、すでに仕事に行くのは困難になり、家で寝ていることがほとんどでした。

職場では2020年5月から半年間の休養を頂きましたが、症状は一向によくならず、むしろどんどん症状が増えていき、反応するものも増えていきました。

一つの家事をするのに何時間もかかります。

例えば洗濯を一度したら(洗濯も一回に2.3時間かかります)

倒れこむように体が動かなくなり、横になっています。他のことはできませんし、体も動かさずです。

また電磁波にも反応するようになり、家中の家電製品に反応、テレビや空気清浄機、炊飯、洗濯ができなくなりました、パソコンは繋げられず、スマホも15分くらいしか使えなくなりました。コンセントは全て抜いておきます。体と頭が締め付けられる様な症状と手足が内出血しているのか、あざが出てきます。1週間は消えません症状の一つに記憶が飛んだり、うまく会話ができなくなったりします。呂律がまわらなくなります。今までやっていたことが、瞬間に、わからなくなることもあります。集中して文章を書いたりすることに今までの何倍もの時間を要するようになりました。月に一回病院に行くことに合わせて体調を持たせるような日常です。

まだパソコンを開くことができていた頃に、御社のことを知り相談したいと思っていたのですが、上記の症状により、一年以上かかりようやくこのよう

## No. ご意見

に書けています。

半年間の休養の診断書を書いていただきましたが、半年経っても一向によくなり、職場からは復帰の声を何度もかけていただき、私もなんとか仕事に戻りたかったのですが、まったく先の見えない状態で、休養を続けることにより職場に迷惑をかけられないと思い2020年10月に退職しました。現在も家事はほとんど主人に手伝ってもらわないとできません。外出はほぼできません。スーパーなどは野菜の残留農薬、商品の香料臭など。公共施設など人の多いところ。公共の乗り物。屋外であっても人のいるところなど行きません。

(香料が蔓延している為)

私の住居は集合住宅ですが、ベランダに出ると左右上下の換気扇から出る香料臭、洗濯物の香料、。それらが常時漂い、時に一瞬で咳き込み倒れこんでしまいそうな強い臭いがあるためにほぼ出ません。どうしても窓を開けなければならない時は、息を止めます。

玄関 窓、外気が入ってくる場所は可能な限りマスキングしています。それでも上階、隣の調理の油の噴霧、殺虫剤、シャンプーや洗剤のニオイが入ってきます。

下水の隙間も排水溝も外気が入らないようにしています。上階で殺虫剤が使われたときは、一瞬で痙攣をおこし動けなくなってしまいました。まるで、ゴキブリにでもなったような気持ちになりました。(表現が不適切かもしれませんが)このほかにも全身に様々な症状が出ます。主人が仕事から帰宅したときには、本人が使用していなくとも電車、職場などでついてきた香料、たばこや様々なもので私がひっくり返るので、まっすぐに風呂場へ行ってもらい、体と頭を何度も洗ってもらい、上がった後は汗から揮発するものに反応するのでしばらくの間別部屋で落ち着いてもらいます。

来ていたワイシャツなどは密閉。それでも主人が通った導線を私は通ることができず、ドアを閉めていますが、少しずつ漂ってくるわずかな空気に反応し、動けなくなってしまいます。そのため主人も帰宅してもなかなか夕食に着くことができないのです。ひっくり返って、しばらく起き上がることができません。ひどいときにはその場で痙攣をおこしてしまいます。これは 毎日です。現在も一番つらい時間帯です。(※エピソードにも記述)

症状によって動けないため、三年間かかりながら、服、靴、家具、布団、紙類の一切。書籍、家電製品 食器類、それまで使っていた家中のほとんどの物を捨て、変えられるものは変えてきました。口にするものは添加物を避け、無化学、またはオーガニックの農産物。お風呂は塩素を中和させ、飲料水も浄水するなど変えてきました。オゾン発生器など。その為にかかった費用は100万円を超えます。

それでも、一歩外に出ると、人に会うと症状が悪化します。

私の介助と家事負担もあり、最近体調の変化が顕著になってきていて、「もう無理はできない二人で共倒れになったら」と、不安になります

洗濯

全自動の洗濯機にスーパーなどで売られている一般的な合成洗剤をずっと使っていました。

2019年8月頃には洗濯物を干している時、室内に洗濯物がかかっている時、喉の痛み、締め付けられるような頭痛、むかつきや倦怠感などが出ていました。合成洗剤を止めて無香料の石鹼などに変えていましたが、洗濯機にこびり付いた香料が逆に洗濯物に移っていました。(※洗剤に使われている香料はマイクロカプセル使用されていて、一度使ったら二度と取れません)

2019年12月、洗ごう濯機の前に行っただけで倒れこむようになりました。洗濯機にこびり着いた合成洗剤の香料は何としても落ちず、結局廃棄しなけ

## No. ご意見

ればなりませんでした。

洗濯機そのものを洗いながら使えるように、二層式の物を購入。新品の洗濯機は石油系のニオイと油脂があり、洗濯槽と脱水機を何度も石鹼で洗い、乾燥。使えるようになるまでに数日かかりました。

洗剤は、使えるものを様々試してみても現在はセスキ炭酸ソーダか抗酸化石鹼を使っています。それらにも時々具合が悪くなることもあります。

前の洗濯機で合成洗剤で一度でも洗った衣類は、着ることができなくなりました。石鹼以外の様々なもので洗っても香料は落ちませんでした。また、移香するので新品の物と一緒に洗えません。

インク・レシートや通知書などでの暴露

2019年11月に新聞が読めなくなりました(正確には目の前に置けなくなった)

それからは徐々に書籍・チラシ・ノート・印刷物のほとんどに反応するようになりました。

インクに反応するようになってから買い物のレシートにも反応するようになりました。

家計簿をつけるときに暴露するのでまとめてやるようにしていましたが、やはり毎回具合が悪くなるので、調子のよいときに数か月分まとめてやるようにしましたが、まとめてやればその分長時間さらされるのでやはり暴露されます。ドアポストに入れられるガスや水道など公共料金の通知書はがき類のインクはとても強くポストに入っただけでわかります。触っただけで手が痛くなりむくんできます。目が痛くなり瞼が腫れてきます。たった一枚のはがきですが、傍にいただけで動悸と胸痛も強くなってきます。家の中の暴露でも危険なものの一つです。部屋に持ち込めないので玄関で中身を確認しますが、発症したばかりの良く解っていなかった頃、手にしたままでいたら足がガクガクしてふらつき、動けなくなってしまいました。以来主人に玄関先で確認してもらった後外に出して干してもらいましたが、数日干しただけでは変わらなかったのが即捨ててもらっています。

新品のものを利用できるまで

衣類をはじめ、寝具、タオル、スリッパなど繊維でできているものはそれらについている防臭加工剤、しわ予防、抗菌加工剤、染料などの石油成分やニオイに反応します。素手で触ると手がむくみ痛くなり、瞼も腫れてきます。視界も悪くなってきます。それらはワイシャツを洗う時と同じような流れで何度も洗います。着られるようになるころには着古しのようにになっていることが多いです。

街中が柔軟剤を薄めたような空気でもとても苦しいです

この香料がなくなったら、どんなに生きることには希望が持てるか。

どうか、このマイクロカプセル使用の香料を使えない法律を作ってください

**No. ご意見**

**457** 添付資料における「母集団の設定」についてですが、「政府による GHS 分類結果がある 3283 物質（2023 年 3 月末）」となっており、取り扱う範囲が狭いのではないかと考えます。使用量や香害問題を拡大させる原因ともなっている柔軟剤等に利用されている徐放技術との組み合わせにより、有害性が高まる物質もあるのではないのでしょうか。

また、暴露のスコア付けについて「業務用又はニッチな製品について」とありますが、現在の表現では曖昧ではないのでしょうか。今後定義づけしていくのだとすれば、どのように基準を設けていくのでしょうか。

香害という問題が可視化されてきている昨今、私も当事者ではありませんが、国民生活に密接に関わる家庭用品の有する有害性を脅威に感じながら生活しています。当事者の方であればなおさらだと思います。柔軟剤のような現在使用することが一般的とされている家庭用品において、健康被害を引き起こす有害物質が含まれていること、それを規制できる法律がないことは大きな問題です。

すでに健康被害によって社会生活が困難となっている人々がいるということを念頭において、慎重に議論していただきますようお願い申し上げます。

**458** 居宅訪問型保育を 20 年程続けてきておりますがこの 10 年、柔軟剤ご利用のご家庭には立ち入ることもつらくなりました。香らないと思ってもエアコンをつけたらお使いの柔軟剤臭が漂い目が充血、頭重、頭痛などにもなりお子さまの安全には気を配りつつも会計事務などで集中が困難と感じるなど辛いのです。先日はお預かりするお子さまが行政のトワイライトステイご利用後、衣類や特にパジャマが激しく洗濯洗剤か柔軟剤でにおうようになるのでこの 1 月ですがその施設に意見のメールを出させて頂きました。そこではお子様ご本人も「忘れてるけど、お泊りの部屋にゆくと甘？いにおいがして、そうそうこの匂いだったよ、って思う」と話してくれます。1 月 8 日午前中 2 時間、ご自宅でご一緒し、不織布マスク使用でしたがお子さまの衣類の残り香が強くその場では多少のけぞるなどよけて過ごし終了後には鼻腔内に残香があり洗顔や着替え、鼻うがいなどするも口内が荒れ痰が絡むようになり 夜には咳と喉の違和感就寝後にも咳をして目が覚め翌日に渡り痰や濃い鼻汁、耳の奥の痒みなどのアレルギー的な症状が残りました。（翌日中の夕方には殆ど回復しました）そのお子さまも現在その香りに特に症状は自覚されませんが元々アレルギー性鼻炎や軽いアトピーのある方でありそうした日用品のにおいに晒されることは如何かと思い、洗濯剤などの見直しをご提案する内容でメールをしました。おそらくマイクロカプセル利用、抗菌剤入りのものかと、他所でお使いのものについて商品名や成分は分かりかねますが湿度が低く匂いの元がさほど感じられない冬場ですらこのように感じ電車やバスでもムッと香ることが多く脅威に感じております。内容の成分もさることながら拡散の方法に問題を感じます。

利用者のみならずその方々の行く先々どこでも何にでも、カプセルが張り付いて残りこちらにも移香し、なかなかとれません。紅茶などパックされているものの中味にも移り香があったりパン屋さんのパンの表面が香ったり（口内が荒れます）食品売り場のものは殆ど、卵など一つずつ匂うものでもないものがパックに混在、牛乳パックやプラのパックの表面などは大抵匂いが激しく特に人工ムスクの類は大変しつこく何度洗っても変化しつつも香りまず近隣のその香りがめったに開けられない窓のカーテンに残り湿度によって漂い気分が悪くなります動物園では繁殖にも利用されるそうですが内分泌系に働きかけているのは明らかに思われます。これは人の性衝動や犯罪に関わってはいないのでしょうか（なども思います）大変追い詰められております。何とかして下さい。

No.	ご意見
459	<p>近年、香りが持続する柔軟剤や抗菌・除菌洗剤が流行しているが、それらのおいを嗅ぐことにより、健康被害（目や肌への刺激感、吐き気、倦怠感）が出て外出することが困難となっています。ちなみに、私は子どもが生まれた10年前くらいからそれらは使っていません。香りが持続する柔軟剤や抗菌・除菌洗剤に使用されているマイクロカプセルや人工香料を規制してほしいと思います。近隣の方が抗菌洗剤や柔軟剤を使っており、自宅周辺に臭いが充満して窓を開けることが出来ません。マンションの管理組合に相談しても普通に商品として販売されているからと取り合ってもらえません。私には安全な場所がありません。</p> <p>公共交通機関や市役所、図書館、病院、学校、ショッピングセンターやスーパーなども香りで溢れており、行くことができません。そして、ようやく行くことができても自分の髪や衣服、カバンに香りが移ってしまい体調不良を起こしてしまいます。また、図書館の本やお札、子どもが学校に持って行ったすべてのもの（制服、ランドセル、教科書、ノート、カバン、体操服、先生からもらったプリントまで）、スーパーで売っている商品などほとんどの物に臭いが移っており困っています。ただ、普通に生活したいだけなのに、それができません。私の体調により家族にも外出に制限をかけてしまっており、家族も辛い思いをしています。</p> <p>知人に抗菌洗剤や柔軟剤の使用をやめて欲しいと話をしても、マンション管理組合と同様、普通に売っているから大丈夫では？という返事でした。普通に売っていても化学物質が含まれている商品は消費者がわかりやすいように表示してほしいです。マイクロカプセルは、人や動物、環境にも悪影響であると思います。どうか規制をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
460	<p>暴露の暴露のスコア付け(1)(2)</p> <p>スコア付けの欄に品目があったため、その点についての意見です。</p> <p>徐放技術を使い長期に空気中へ化学物質を拡散する洗剤、柔軟剤などの製品について調剤(吸入)として調査してほしい</p> <p>同様の製品について、衣類への長期残留があるため、直接皮膚、皮膚接触の可能性として調査してほしい</p> <p>本来、吸入や皮膚接触の可能性は、取り扱い時以外に、低い種類の家庭用品だが、マイクロカプセル仕様など徐放技術により昨今、吸入や皮膚接触で影響が出ているため。</p>
461	<p>主に、□□が製造販売している、香りや抗菌の、いわゆる「長続き製法」の化学物質を調査すべきである。</p> <p>これらが販売されてから「化学物質過敏症」のような症状を訴える国民が増えました。家庭用品品質表示法に、柔軟剤は入っていません。前原誠司議員が提出した質問主意書でも書かれております。洗濯はほぼ毎日する人が多く、家庭用品の中でも頻度が高い。健康被害が多く出ているため、有害性を調べる必要は大いにあります。</p>
462	<p>私のいや国民全ての命を脅かす日用品は全て製造販売を禁止して下さい</p>

**No. ご意見**

- 463** 選定スキームの位置づけについて  
(意見)  
母集団について、政府による GHS 分類のものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。  
(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府による GHS 分類による毒性だけでなく、EU の REACH 規則で、同党の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。  
(参考) JEPA パンフレット
- 464** マイクロカプセルによる徐放技術を、洗剤、柔軟剤、香り付けビーズ、シャンプー、リンス、ハンドクリームなどの日用品に使うのを禁止してください。  
私は香料アレルギーの為、家では無香料のものしか使いませんが、外出するだけで他人が使った香料製品のおいが下着のタンクトップやパンツにまで移ります。冬で厚着をしているにも関わらずタンクトップまで簡単に移香するなんて事は、20 年前にはない事でした。移香も 1 回の洗濯では落ちきらず、6 回も 7 回も洗濯してやっとマンになる程度です。明らかに異常です。他人からの移り香のせいで光熱費が爆上がりし、生活も困窮しています。人権侵害だと思えます。人が歩いた道筋にマイクロカプセルがばら撒かれる為、店の商品への移り香もひどく、買ったものが食べられず泣く泣く捨てることもあります。後世に残す文化財の香料汚染もとても心配です。  
海も香料汚染が進んでいるようで、国産の海苔や烏賊からフローラルな味を感じた時はとてもショックでした。マイクロカプセルは細かい粒子で実質 pm2.5 と同じだそうですね。  
・NHK ニュース 柔軟剤 香りで体調不良の相談増加なぜ？マイクロカプセルが…  
・国立環境研究所のコラム「粒子状物質について」  
・平成 20 年度 ナノ材料環境影響基礎調査検討会 第 2 回 資料 2 ナノ素材の有害性情報について(素案)  
以上のものを参考にしてください。どうか 20 年前の香料汚染のない空気を返してください。

No. ご意見

- 465 近年、様々な「香り」を売りにした家庭用商品が多く出回るようになり、周囲に溢れる「香り」によって、気持ち悪くなったり頭痛がしたり、日常生活が様々な場面で制限され困っています。
- 柔軟剤、洗剤、芳香剤、シャンプー等の家庭用品で特に感じます。以下、日常生活が制限されるようになった例を挙げます。
- 小学校が柔軟剤等の香料でかなり臭いガス室のような空気になっています。
- 帰宅後は子どもの全身に香料が移されてきます。臭いので服を脱いでもらいます。それでも臭いのでシャワーを浴びてもらうことも度々です。
- 持ち物にも香料が移されてきます。
- 帽子、衣服、ノート、教科書、体操着、道具袋、図書室の本等々。
- 宿題を見てあげようとファイルを開くと香料が漂うので気持ち悪くなります。
- 図書室の本は、私の隣では開いて読まないよう子供にお願いしています。匂いで気持ち悪くなるからです。寂しいことです。
- 給食着はあまりに強烈な香りがしみ込んでいて、何度洗っても取れないしアイロンをかけると香料成分が部屋に充満し、アイロンカバーには香料が染みつき何度洗っても取れず結局処分しました。今は自前の給食着を使っています。給食着にまで香料がついていたら食育上もよくないのではと思います。
- PTA の共用品も香料が染みついて使えません。（旗当番の道具）

## No. ご意見

466 約1年半前に、隣人の洗剤、柔軟愛の香料で化学物質過敏症となってしまいました。以下の意見に賛同します。

### 1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。

(理由) より多くの化学物質を対象にすべきであるから。

### 2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

(意見) 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。

(理由) 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

### 3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について

(意見) 今家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。

(理由) 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

### 4. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法を明らかにすべきである。

### 5. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源1として、事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法を具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト（海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認）とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

## No. ご意見

(理由) 情報源 2 からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

### 7. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

### 8. スライド 10 ページ 暴露のスコア付け (2) について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

### 9. スライド 13 詳細評価、14 ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2?3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団 3,283 物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保証すべきである。

### 10. 14 ページ 今後の進め方

(意見) このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

(理由) 家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。

## No. ご意見

467 [意見①] 「検討対象物質リスト」の公表の必要性と方法について再考いただきたい

[意見内容①]

事業者は安全な製品を使用者に提供できるよう、原料選定や製品配合量に配慮するだけでなく、剤型、容器および表示を工夫した製品を設計することで、製品の安全性の確保に努めている。現段階のようにまだ実質的な安全性の評価開始前で規制の要否判断もできていない状況において具体的な物質名が公表されることがあると、長期にわたり安全に使用してきた有用な物質まで一部の方に「有害な物質」と誤認される恐れがあることについて非常に強く懸念している。現行の物質選定は政府 GHS 分類が使用されており、これは欧州 REACH 規則で SVHC 選定に用いられる欧州調和分類の検討よりも短い検討期間と手順において限られたステークホルダーで検討され、多くの検証の余地を残すものであると理解している。詳細評価が未実施、かつ、評価指針や手順も未確定の現況において、製品の安全性に対する誤認を生む可能性が高い「検討対象物質リストの公表」が本当に有益かつ必要不可欠な手順であるのかが明確ではない。事業者による製品の安全性評価や管理に関する技術と取り組みに関する知見についても、事前に本検討に十分お役立ていただき、これを踏まえ、公表の必要性と手順について十分に再考いただきたい。

[意見②] 規制により管理したいリスク対象と評価手法を明文化いただきたい

[意見内容②]

本提案は、従来の 21 物質群の選定根拠や管理手順とは大きく異なるものになると理解している。評価の透明性・一貫性を保持するために、本スキームの導入により、新たにどのようなリスクを懸念対象とし、どのような評価を実施するのか、またどのようなときに規制が必要と判断するのかについて整理、文書化いただきたい。またこの手順においてはぜひ、製造者による原料や配合量決定、さらに剤型、容器および表示の工夫に基づいた安全性評価のプロセスや管理手順などの知見を活用いただきたい。個社による取り組みに加え、例えば香料物質などでは安全基準を満たすために業界が準拠している国際香料協会(IFRA)による暴露ベースのリスク評価も行われており、このような既存の枠組みも活用いただきたい。

[意見③] 暴露ポテンシャルのスコア付け方法の整理と総合評価の手順を再整理いただきたい

[意見内容③]

暴露ポテンシャルの設定においては「調剤（吸入）」、「調剤（直接皮膚）」、「調剤（皮膚接触の可能性）」のように懸念対象となる暴露経路は明示されている。一方で、総合評価のマトリクスへの適用においては、この暴露経路と有害性のエンドポイントの齟齬が生じ得る仕組みとなっている点について再考いただきたい。例えば放散タイプの製品に使用される物質に皮膚感作性区分 1A の物質があった場合、この製品の経皮接触は非常に限られているにもかかわらず、総合評価のマトリクスへの適用により、有害性クラス 6 と暴露クラス 4 の、最も高懸念の対象として選定される。これに比べ同物質がより皮膚接触懸念の高い手袋などに使用される場合には有害性クラス 6 と暴露クラス 1 となり、適切にリスク懸念を反映しない可能性がある。総合評価のマトリクスへの適用においては、経皮・吸入を区別した組み合わせ方を導入する必要があると考える。

一方で、「調剤（吸入）」、「調剤（直接皮膚）」、「調剤（皮膚接触の可能性）」のように懸念対象となる暴露経路の明示そのものについても、検討

## No. ご意見

の余地があると思われる。すなわち、本表現は暴露経路そのものが暴露のポテンシャルに直接影響を及ぼしている誤解を与えると懸念している。暴露は製品の用途や剤型、また含有化学物質の性状による影響を受け、同じ製品であっても物質やその配合目的により主暴露経路や量は大きく異なることが知られている。このことは RIVM ConsExpo の Fact sheets などでも説明されており、特に本提案で暴露ポテンシャル 2 として扱われている塗料・接着剤については、溶剤の吸入暴露が一つの大きな暴露経路と考えている。また米国 TSCA の Workplan のスクリーニング評価においても暴露のランキングは暴露経路に依存しない表現がとられている。

[意見④] 今後の消費者製品暴露評価の検討手順について

[意見内容④]

暴露ポテンシャルの検証に加え、消費者製品からの詳細暴露評価方法について、あらかじめ十分検討いただきたい。消費者製品暴露評価・リスク評価の専門家の知見も有効に活用いただき、暴露量のモデル推算等も十分に活用いただきたい。本法は、国内法として消費者製品のリスク評価について具体的に検討する初めての事例となるが、国内のいくつかの暴露評価推計モデルに加え、国外の推計モデルや適用パラメータについてはすでに多くの検証が行われており、業界や各メーカーですすでに対応している事項についてもお勘案いただきたい。